

# 債務管理

国の債務管理と公的債務の現状

# レポート 2011

2011年度版

# 債務管理レポート

— 国の債務管理と公的債務の現状 —

## 目次

### 序 編

- 1 本レポートについて……………2
- 2 債務管理政策とは……………3

### 第 I 編 平成23年度の債務管理政策

- 1 平成23年度国債発行計画……………8
  - (1) 平成23年度国債発行予定額……………8
  - (2) 市場のニーズ・動向を踏まえた発行計画……………11
- 2 国債市場の流動性の維持・向上……………13
  - (1) 流動性供給入札……………14
  - (2) 買入消却……………15
  - コラム1 コスト・アット・リスク分析……………16
- 3 平成22年度の国債市場の動向……………18
  - (1) 日本の国債市場……………18
  - (2) 米国の国債市場……………19
  - (3) 日本国債・米国債のイールドカーブ……………19
  - (4) 欧州の国債市場……………20
  - コラム2 欧州の信用不安……………21
  - コラム3 諸外国の国債管理政策……………23
- 4 保有者層の多様化……………25
  - (1) 超長期債市場の育成……………26
  - (2) 個人投資家の国債保有（新商品の検討等）……………27
  - コラム4 個人向け国債の商品性の改善……………28
  - (3) 海外投資家の国債保有について……………29
  - コラム5 平成22年度の海外IR……………30

## 第Ⅱ編 制度編

### ◆第1章 国債

■ 1	国債発行市場	34
(1)	国債の制度的枠組み	34
(2)	国債の種類	38
(3)	国債市場特別参加者制度	39
(4)	発行方式	40
(5)	国債発行の事務	44
■ 2	国債流通市場	46
(1)	店頭取引と取引所取引	46
(2)	国債のペーパーレス化	47
(3)	国債取引に係る決済制度の整備	48
(4)	WI取引	51
(5)	債券先物取引	51
(6)	債券現先取引と債券貸借取引	53
(7)	ストリップス債	54
■ 3	債務管理制度等	56
(1)	減債制度	56
(2)	60年償還ルール	59
(3)	スワップ取引	60
(4)	流動性供給入札	60
(5)	買入消却	61
(6)	市場との対話	62
<b>コラム6</b>	国債整理基金特別会計	63
■ 4	税制	65
(1)	個人（居住者）及び内国法人	65
(2)	非居住者・外国法人	66
(3)	国債に関する非居住者等非課税制度の概要	68

### ◆第2章 政府短期証券、借入金、政府保証債務

■ 1	政府短期証券	73
(1)	概要	73
(2)	国庫資金繰りの概要	74
■ 2	借入金	75
(1)	借入金の法的根拠等	75
(2)	借入金に関する予算上の取扱い	75
(3)	借入先	75
(4)	民間からの借入金	76

■ 3	政府保証債務	77
(1)	政府保証の法的根拠等	77
(2)	政府保証債務の形態	77
(3)	政府保証債務の審査・予算上の取扱い等	77

## ◆第3章 その他の公的債務

■ 1	地方債	80
(1)	地方債の基本的な仕組み	80
(2)	公的資金による地方公共団体への貸付	81
(3)	民間等資金による地方公共団体への貸付	82
■ 2	独立行政法人等の債務	84
(1)	独立行政法人等の債務の種類	84
(2)	独立行政法人等の財務報告	85
■ コラム7	政府債務残高の定義	86

## 第Ⅲ編 資料編

### ◆第1章 国債

■ 1	国債発行市場	88
■ 2	国債流通市場	94
■ 3	国債残高等	100
■ 4	その他の国債管理政策関連データ	103

### ◆第2章 政府短期証券、借入金、政府保証債務

■ 1	政府短期証券	118
■ 2	借入金	123
■ 3	政府保証債務	128

### ◆第3章 その他の公的債務

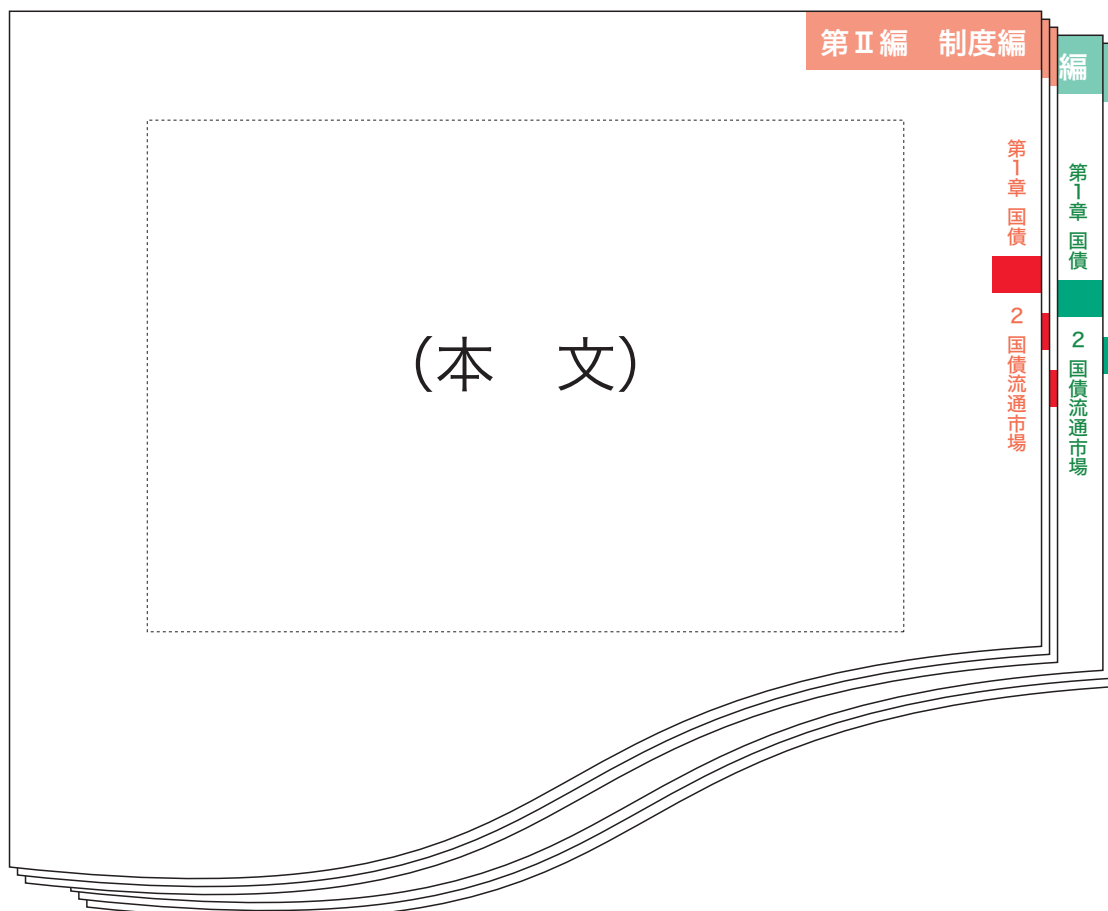
■ 1	地方債	132
■ 2	独立行政法人等の債務	136

### ◆補 財政状況と債務



## 【タブ使用方法】

下図のように、第Ⅱ編「制度編」と第Ⅲ編「資料編」のタブについては、それぞれ対応する項目ごとに位置をそろえ、対応関係を示しています。資料の検索の際などにご活用ください。



# 序 編

# 1 本レポートについて

「債務管理レポート」は、国内外の市場関係者の皆様、政府関係者、研究に携わる方々等に広く我が国の債務管理政策につき理解を深めていただくことを目的として、平成16年度より刊行しております。債務管理政策の中核は言うまでもなく国債管理政策ですが、後述のような広がりを持つ公的債務全般につき幅広い情報を提供する観点から、本レポートでは、国債のみにとどまらず、公的債務に関わる各論点を網羅しております。

まず、第Ⅰ編「平成23年度の債務管理政策」では、本年度の国債発行計画をはじめとする最新の諸施策と、国債市場の最近の動向について取り上げています。個別のテーマとしては、欧州ソブリン危機、個人向け国債の商品性改善、海外向けのIR活動等について解説しています。

続いて、第Ⅱ編「制度編」では、公的債務・債務管理政策全般に係る制度面につき、解説しています。個別のテーマとしては、政府債務残高の定義、特別会計の事業仕分けの対象となった国債整理基金特別会計等について触れております。

最後に、第Ⅲ編「資料編」には、前編に収録し切れなかった資料を掲載しておりますので、第Ⅱ編「制度編」と対照しつつ、ご利用下さい。

本年度の改訂作業に先立って、読者の皆様に対し、改善点等につきアンケートを実施させていただきました。その結果、内容については概ねご好評をいただいたものの、読み易さの面で改善の余地がある旨のご指摘を多くいただきました。このようなご意見を踏まえ、今般の改訂では、所要の更新を行うとともに、内容については従来水準を維持しつつ、試行的にレイアウトを工夫し、第Ⅱ編「制度編」と第Ⅲ編「資料編」の間の対応関係をはじめとしたクロス・レファレンスを多く盛り込むなど、読者の方が、それぞれのご使用目的に応じて、必要な情報に素早くアクセスできる構成としております。今後とも、鋭意改善に努めて参りたいと思っておりますので、お気づきの点がありましたら、お声をお寄せいただければ幸いです。

## 2 債務管理政策とは

### (1) 総論

現在、我が国では普通国債や財政投融资特別会計国債（財投債）といった国債全体の残高が759兆円に上るなど、その規模は非常に大きなものになっており、政府短期証券や借入金を加えると、国の資金調達に伴う債務の残高は924兆円に達しています。また、政府は、独立行政法人等の資金調達に対し保証を付与していますが、これは独立行政法人等が公共性、公益性の高い業務を行う上で必要な資金調達を行う際に、その容易化を図るためのものであり、こうした政府保証債務の残高は45兆円に達しています（いずれも平成22年度末）。

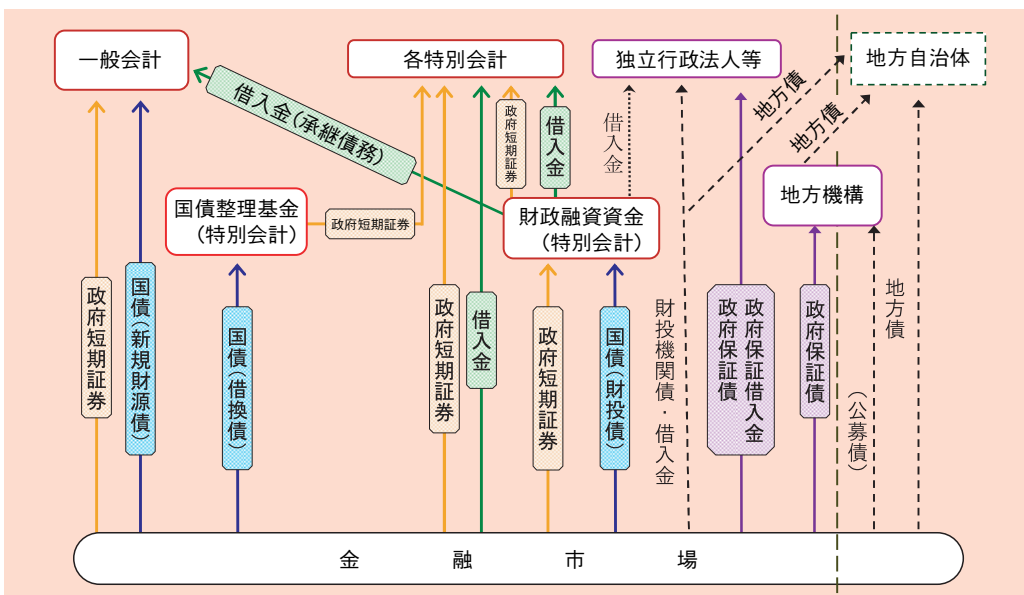
このように、(広い意味での) 財政活動に伴う資金調達は、そのフローとしての調達額が大きなものとなっており、また、ストックとしての債務残高も増加の一途をたどっています。こうした債務のあり方は、企業、家計等の各経済主体の金融資産選択やマクロ的な資金循環にも影響を与え、また、それを通じて金利にも影響を及ぼし得るものです。さらに、市場における金利変動が、回りまわって国の資金調達や各経済主体の行動に影響を及ぼすことも考えられます。

そこで、このような影響等も十分に踏まえた上で、財政活動に伴う資金調達による債務（国債、政府短期証券、借入金及び政府保証債務）については、フロー、ストックを適切に管理していく必要があります。これを「債務管理」といい、また、債務管理を具体的にどのように行っていくかを「債務管理政策」といいます(①)。また、財政活動に伴う資金調達による債務ではないものの、公的な性格を有する将来の支払義務として公的年金、地方債、独立行政法人等の債務等があります。これらは、市場における金利形成等を通じて、国の債務管理の在り方に潜在的に影響を及ぼし得るものです(②)。

①『公的債務管理のための指針』（国際通貨基金（IMF）、世界銀行（平成13年3月公表、平成15年12月改訂））では、債務管理政策について、「必要な政府資金調達を行う観点から、その債務を管理するための戦略を立案・執行すること」と定義されています。また、その目的は「必要な財政資金の調達において、リスクを適切な水準に抑えた上で、中長期的視点から政府の財政資金調達コストを最小化すること」が基本となります。

②これらの債務はそれぞれ性格が異なる上、例えば公的年金が大量の国債を保有している等、重複が多く存在することから、これらの債務の残高等を単純に合計したものが我が国の公的債務の総額となるわけでない点に留意が必要です。

(図1) 公的債務のイメージ図 (①~③)



①網掛け部分が国の債務にあたります。

②この他に日本銀行が金融調節等の一環として国債を保有しています。

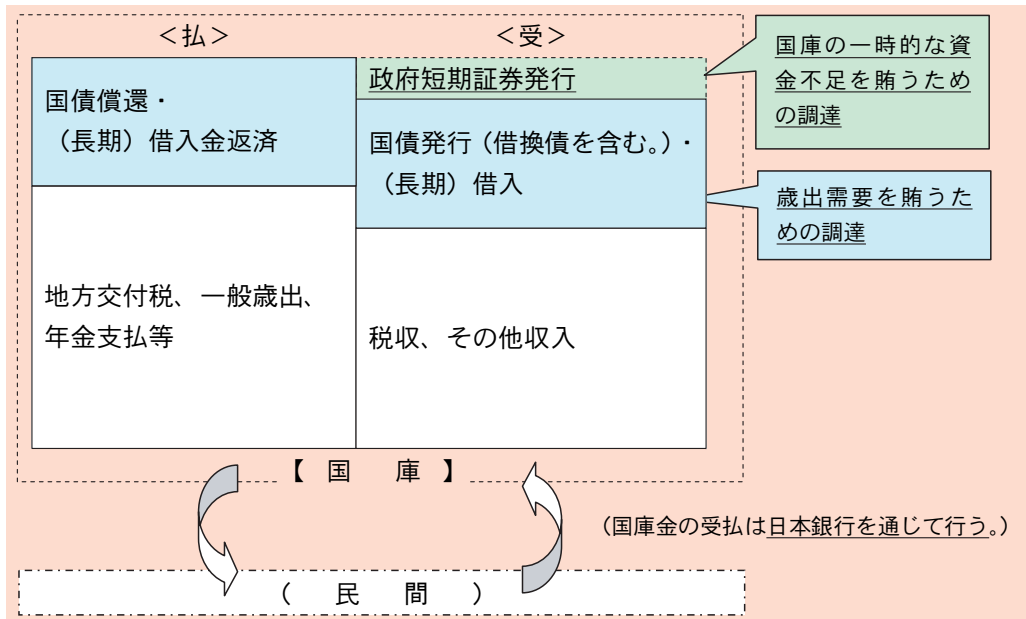
③地方機構の政府保証債については、旧公営公庫から承継した政府保証債の借換えに限定しています。

## (2) 国の資金調達に伴う債務

以上のうち、ここでは国の資金調達に伴う債務につきご説明します。国は、歳出需要を賄うための歳入を調達するため、国債の発行、または借入(借)を行います。また、日々の国庫の資金繰りを行う上で、一時的な資金不足を賄うための現金を調達するため、政府短期証券の発行を行っています。

借入は国債と異なり、証券の発行を伴わない資金調達形態です。

(図2) 国庫金の受払 (イメージ)



国の財政は一般会計及び17の特別会計(平成23年4月1日現在)に分別して管理・運営されていますが、その受払は日本銀行を通じて行われています。国は、次のとおり、歳出需要を賄うための国債・借入金による調達や国庫の一時的な資金不足を賄うための政府短期証券の発行を行い、予算の支出を支障なく執行しています。

### A 歳出需要を賄うための国債・借入金

政府は様々な歳出需要を賄うため、国債の発行、または借入を行い、これにより調達された資金は歳入に計上されています。必要に応じてこうした資金調達を行うことによって、予算の支出を支障なく執行しています。

財務省理財局では、国債管理政策を企画・立案するとともに、その執行(国債の入札・発行及び償還等の事務、借入金の入札等)を行っています。毎年度の国債発行計画の策定に当たっては、①国債の確実かつ円滑な発行及び②中長期的な調達コストの抑制、の2点を基本目標としています。



## B 国庫の一時的な資金不足を賄うための政府短期証券

政府の財政活動として各官庁・会計においては日々、様々な国庫金の受払が行われていますが、これらの受払は全て国庫において統一的に取り扱うため、日本銀行を通じて行われています。Aで述べたとおり、歳出需要を賄うための国債・借入金により資金調達を行います。国庫金の日々の受払のタイミングのズレにより、一時的に資金が不足したり、資金に余裕が生じたりすることがあります。資金が不足した場合は政府短期証券の発行等、余裕が生じた場合は資金不足の特別会計等に対する国庫余裕金の繰替使用等により国庫金の日々の受払のタイミングのズレを調整しています（＝国庫の資金繰り）（☞）。

☞収入とは国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいい、歳入とは一会計年度における一切の収入をいいます。国庫の資金繰りのために発行される政府短期証券は、国の各般の需要を充たすための支払の財源を調達するために発行されるものではなく、当該年度の歳入をもって償還されるため、歳入に計上されるものではありません。

以上を踏まえ、公的債務の概念を整理するとともに、本レポートとの対応関係を図示すると、以下のようになります。

〔図3〕 公的債務の概念と本レポートとの対応関係

本レポート中の該当項目（詳細は目次をご覧ください。）							
		第I編	第II編（制度編）	第III編（資料編）			
（広義の）公的債務	財政活動による資金調達に伴う債務	国の資金調達に伴う債務	国債	普通国債	■ 1 平成23年度 国債発行計画 P8 ■ 2 国債市場の流動性の維持・向上 P13 ■ 3 平成22年度の国債市場の動向 P18 ■ 4 保有者層の多様化 P25	◆ 第1章 ■ 1 国債発行市場 P34 ■ 2 国債流通市場 P46 ■ 3 債務管理制度等 P56 ■ 4 税制 P65	◆ 第1章 ■ 1 国債発行市場 P88 ■ 2 国債流通市場 P94 ■ 3 国債残高等 P100 ■ 4 その他の国債管理政策関連データ P103
				財投債			
				その他の国債(注)			
				政府短期証券	◆ 第2章 ■ 1 政府短期証券 P73	◆ 第2章 ■ 1 政府短期証券 P118	
		借入金	◆ 第2章 ■ 2 借入金 P75	◆ 第2章 ■ 2 借入金 P123			
		政府保証債務	◆ 第2章 ■ 3 政府保証債務 P77	◆ 第2章 ■ 3 政府保証債務 P128			
		公的債務の他	地方債	◆ 第3章 ■ 1 地方債 P80	◆ 第3章 ■ 1 地方債 P132		
			独立行政法人等の債務	◆ 第3章 ■ 2 独立行政法人等の債務 P84	◆ 第3章 ■ 2 独立行政法人等の債務 P136		

(注) 「その他の国債」には交付国債、出資・拠出国債、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債、日本高速道路保有・債務返済機構債券継国債が含まれます。



# 第 I 編

## 平成23年度の債務管理政策

本編では、平成23年度の債務管理政策につき、  
直近の情報をご提供いたします。

## 1 平成23年度国債発行計画

## (1) 平成23年度国債発行予定額

## A 平成23年度発行根拠法別発行額

予算上平成23年度に発行すべき国債の総額は、169.6兆円と平成22年度当初に比べて7.2兆円の増額となりました。

内訳をみると、新規財源債は、一般会計予算の歳出の財源となるものですが、「平成23年度当初予算における新規国債発行額は、平成22年度当初予算の水準を上回らないものとするよう、全力をあげる。」との予算編成の基本方針に基づき、対平成22年度当初比微減（50億円減）の44.3兆円となりました。

借換債は、過去に発行した国債の満期到来額等により発行額が定まるものですが、国債発行残高が増加していること等から、対平成22年度当初比8.7兆円増の111.3兆円となりました。

財投債は、財政融資の新規の貸付規模のほか、財政融資資金全体の資金繰りを勘案して決定されるものですが、平成23年度においては対平成22年度当初比1.5兆円減の14.0兆円となりました。

〔図1-1〕平成23年度国債発行予定額（発行根拠法別）（①～③）

（単位：億円）

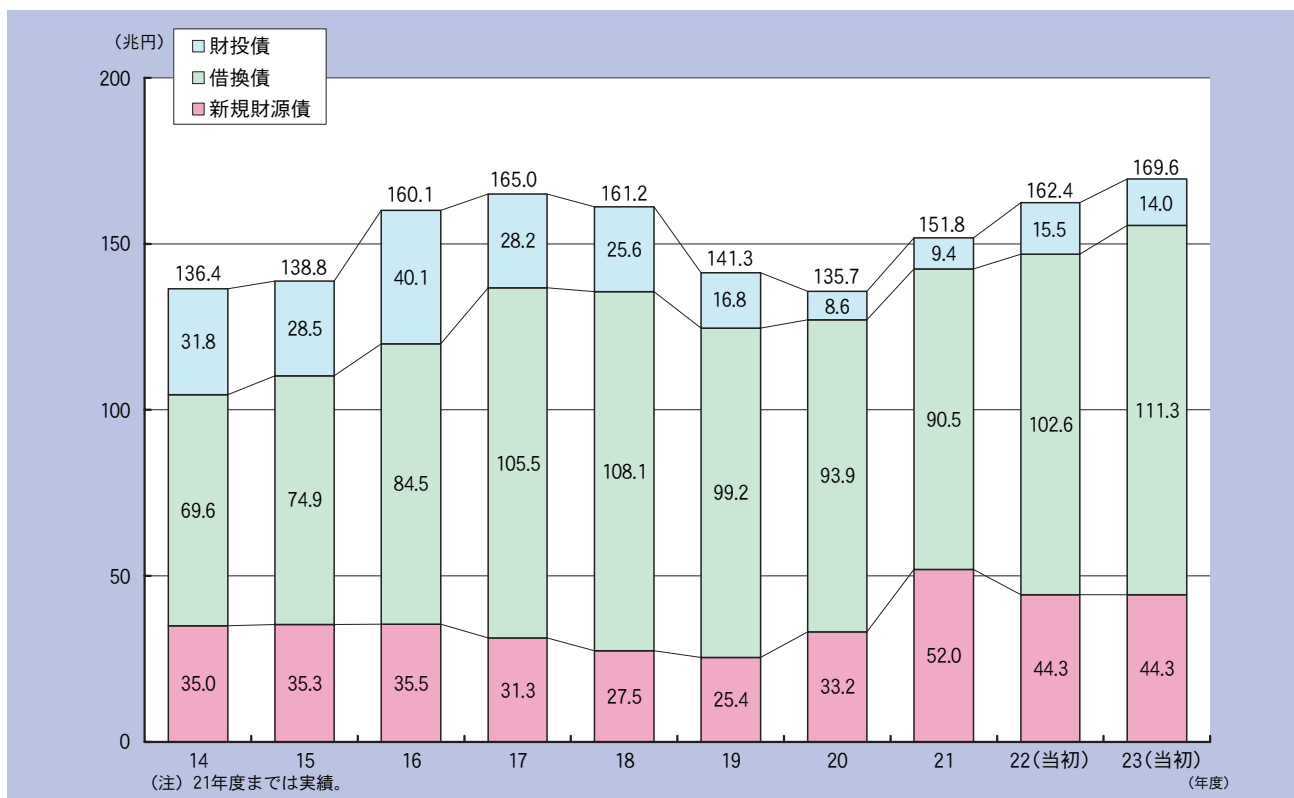
区 分	22年度当初	22年度補正後		23年度当初		
	(a)	(b)	(b)－(a)	(c)	(c)－(a)	(c)－(b)
新規財源債	443,030	443,030	－	442,980	▲50	▲50
建設国債	63,530	76,030	12,500	60,900	▲2,630	▲15,130
特例国債	379,500	367,000	▲12,500	382,080	2,580	15,080
借換債	1,026,109	1,024,048	▲2,060	1,112,963	86,854	88,914
財投債	155,000	155,000	－	140,000	▲15,000	▲15,000
国債発行総額	1,624,139	1,622,078	▲2,060	1,695,943	71,804	73,864

①各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合があります。

②平成23年度において、特別会計仕分けの結果を反映し、国債整理基金の取崩し等を財源とした買入消却を総額3兆円程度実施します（財政投融資特別会計におけるALM高度化のための買入消却を含みます。具体的な実施方法は、四半期毎に市場の状況を見ながら決定します）。なお、平成22年度においても、国債整理基金の取崩しを財源とした買入消却を0.8兆円程度実施しました。

③平成23年度における前倒債発行限度額は12兆円を予定しています。

〔図1-2〕国債発行総額の推移



## B 平成23年度消化方式別発行額

国債の消化方式は、大別すると、市中発行、個人向け販売、公的部門の3方式となっています。

カレンダーベース市中発行額（①）は平成22年度当初計画に比べて0.6兆円増の144.9兆円と3年連続の増額となりました。

個人向け販売分は、金利動向により販売額が大きく変動する傾向が見られますが、過去の個人向け国債の販売額や平成23年7月から個人向け国債（変動10年）の金利設定方法の見直しを行うこと等を踏まえ、2.5兆円としました（②）。

公的部門は、現在、日銀乗換のみとなっていますが、平成22年度当初計画に比べて0.5兆円増の11.8兆円となりました。

①カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ定期的に額を定めた入札により発行する国債の4月から翌年3月までの発行予定額の総額を表します。

②平成22年度中の第II非価格競争入札による発行が好調だったこと等を踏まえ、前倒債発行減額による調整分を6.4兆円としました。



(図 1 - 3) 平成23年度国債発行予定額 (消化方式別) (①・②)

(単位：億円)

区 分	22年度当初	22年度補正・12月変更後		23年度当初		
	(a)	(b)	(b) - (a)	(c)	(c) - (a)	(c) - (b)
カレンダーベース 市中発行額	1,443,000	1,428,000	▲15,000	1,449,000	6,000	21,000
第Ⅱ非価格競争入札(②)	39,825	61,770	21,945	40,050	225	▲21,720
前倒債発行 減額による調整分	314	5,308	4,995	63,893	63,579	58,584
市中発行分計	1,483,139	1,495,078	11,940	1,552,943	69,804	57,864
個人向け国債	20,000	9,000	▲11,000	20,000	-	11,000
その他窓販	8,000	5,000	▲3,000	5,000	▲3,000	-
個人向け販売分計	28,000	14,000	▲14,000	25,000	▲3,000	11,000
公的部門(日銀乗換)	113,000	113,000	-	118,000	5,000	5,000
合計	1,624,139	1,622,078	▲2,060	1,695,943	71,804	73,864

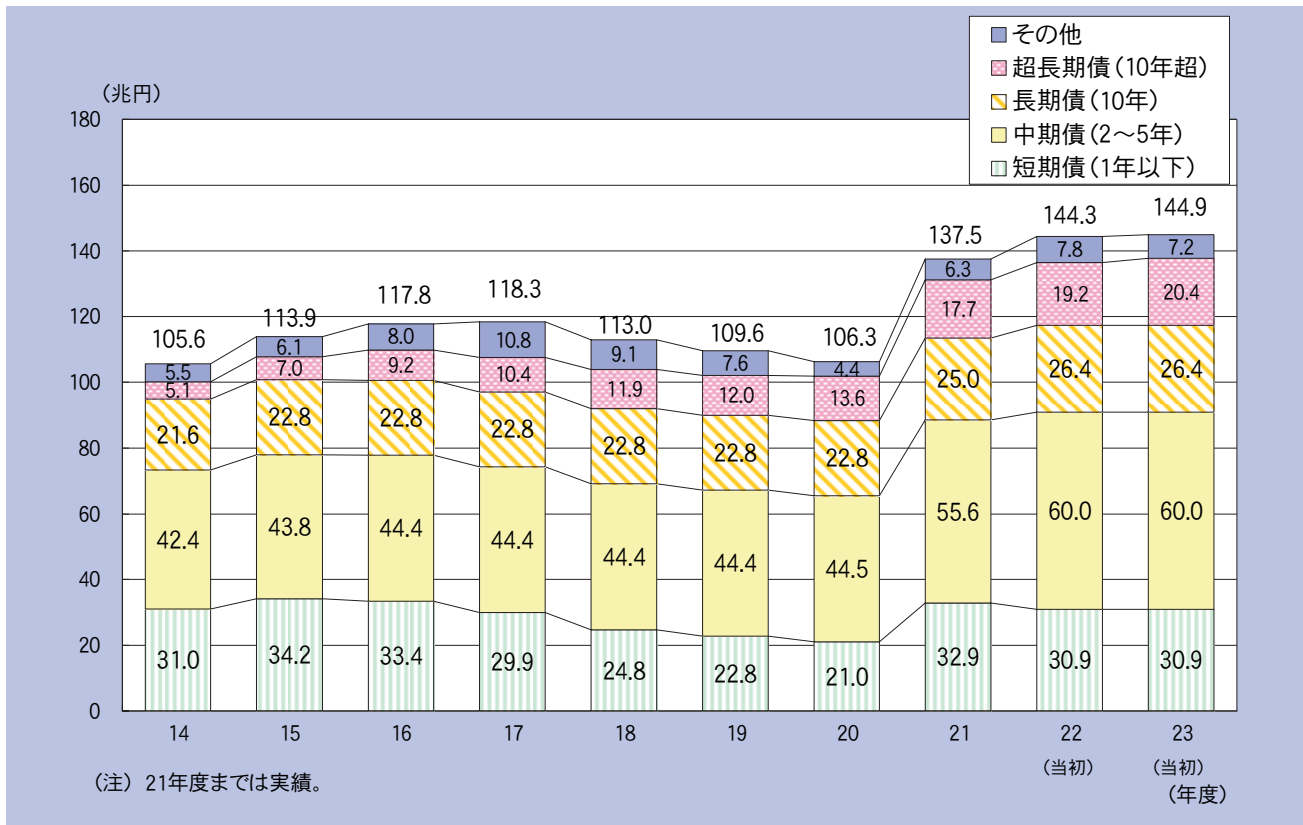
①各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合があります。

②第Ⅱ非価格競争入札とは、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする、価格競争入札の結果公表後に実施される国債市場特別参加者向けの入札をいいます(価格競争入札における各国債市場特別参加者の落札額の15%を上限)。第Ⅱ非価格競争入札に係る発行予定額については、当該入札を実施する国債(40年債、30年債、20年債、10年債、5年債、2年債、15年変動利付債及び10年物価連動債)のカレンダーベース市中発行額の3.75%を計上しています。

## (2) 市場のニーズ・動向を踏まえた発行計画

平成23年度においてはカレンダーベース市中発行額が過去最大の144.9兆円となるなか、各年限別の配分については、市場に与える影響を極力抑制する観点から、市場の動向や投資家のニーズ等を勘案してバランスをとりつつ、短期から超長期のゾーンを発行することとしています。

(図1-4) カレンダーベース市中発行額の種類別内訳の推移



(図1-5) 平成23年度カレンダーベース市中発行額 (①・②)

(単位：兆円)

区分	22年度 (当初)		22年度 (補正・12月変更後)			23年度 (当初)			
	(a)		(b)		(b)-(a)	(c)	(c)-(a)	(c)-(b)	
40年債	0.3×4回	1.2	0.3×4回	1.2	—	0.4×4回	1.6	+0.4	+0.4
30年債	0.6×8回	4.8	0.6×8回	4.8	—	0.7×8回	5.6	+0.8	+0.8
20年債	1.1×12回	13.2	1.1×12回	13.2	—	1.1×12回	13.2	—	—
10年債	2.2×12回	26.4	2.2×12回	26.4	—	2.2×12回	26.4	—	—
5年債	2.4×12回	28.8	2.4×12回	28.8	—	2.4×12回	28.8	—	—
2年債	2.6×12回	31.2	2.6×12回	31.2	—	2.6×12回	31.2	—	—
1年割引短期国債	2.5×12回	30.0	2.5×12回	30.0	—	2.5×12回	30.0	—	—
6ヶ月割引短期国債		0.9		—	▲0.9		0.9	—	+0.9
15年変動利付債	0.3×1回	0.3		—	▲0.3		—	▲0.3	—
10年物価連動債	0.3×1回	0.3		—	▲0.3		—	▲0.3	—
流動性供給入札	0.6×12ヶ月	7.2	0.6×12ヶ月	7.2	—	0.6×12ヶ月	7.2	—	—
計		144.3		142.8	▲1.5		144.9	+0.6	+2.1

①平成23年度において、40年債は5月、8月、11月、2月の発行を予定し、30年債は4月、6月、7月、9月、10月、12月、1月、3月の発行を予定しています。

②6ヶ月割引短期国債については、割引短期国債と政府短期証券の統合発行(国庫短期証券)を実施しているため、総額のみを計上しています。

## A 増額を行った年限

銘柄別の増減を見ると、平成22年度当初計画と比べて超長期債を増額することとされています。具体的には、生保・年金などの機関投資家の長期運用ニーズの増大を踏まえ、また超長期債の流動性の向上にも配慮して、30年債（前年度当初比+0.8兆円）及び40年債（+0.4兆円）を増額しました。

## B 減額を行った年限

一方、対平成22年度当初計画と比べて減額としたものは15年変動利付債（▲0.3兆円）及び10年物価連動債（▲0.3兆円）です。

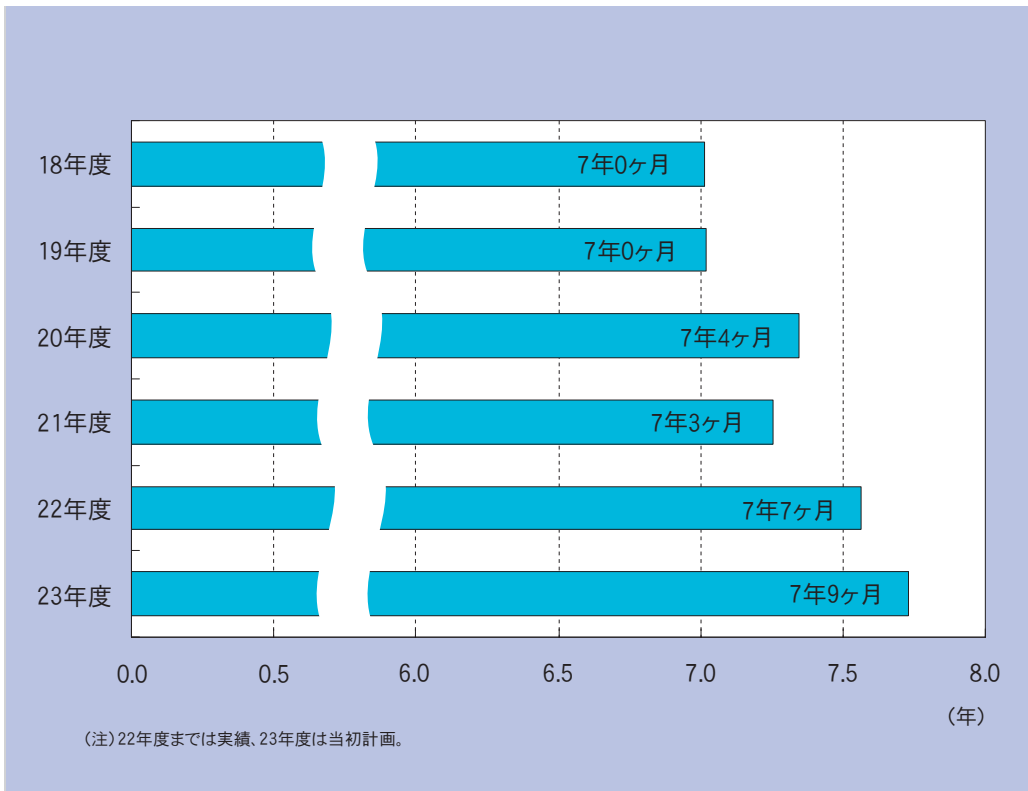
15年変動利付債及び10年物価連動債については、平成22年度当初計画において各々0.3兆円の発行を計上していたものの、市場の状況を踏まえ、発行を見送ったところであり、平成23年度の発行についても、国債市場特別参加者会合等において引き続き発行の取り止めを求める意見が多数であったことから、発行の計上を見送ることとしました（☞）。

☞ただし、10年物価連動債については、償還時の元本保証の付与など商品性の見直しを検討しつつ、市場の状況によっては発行を再開することとしています。

## C 平均償還年限

これらの結果、カレンダーベース市中発行分の平均償還年限は7年9ヶ月となり、対平成22年度比で2ヶ月長期化することとなりました。

〔図1-6〕 カレンダーベース市中発行分の平均償還年限



## 2 国債市場の流動性の維持・向上

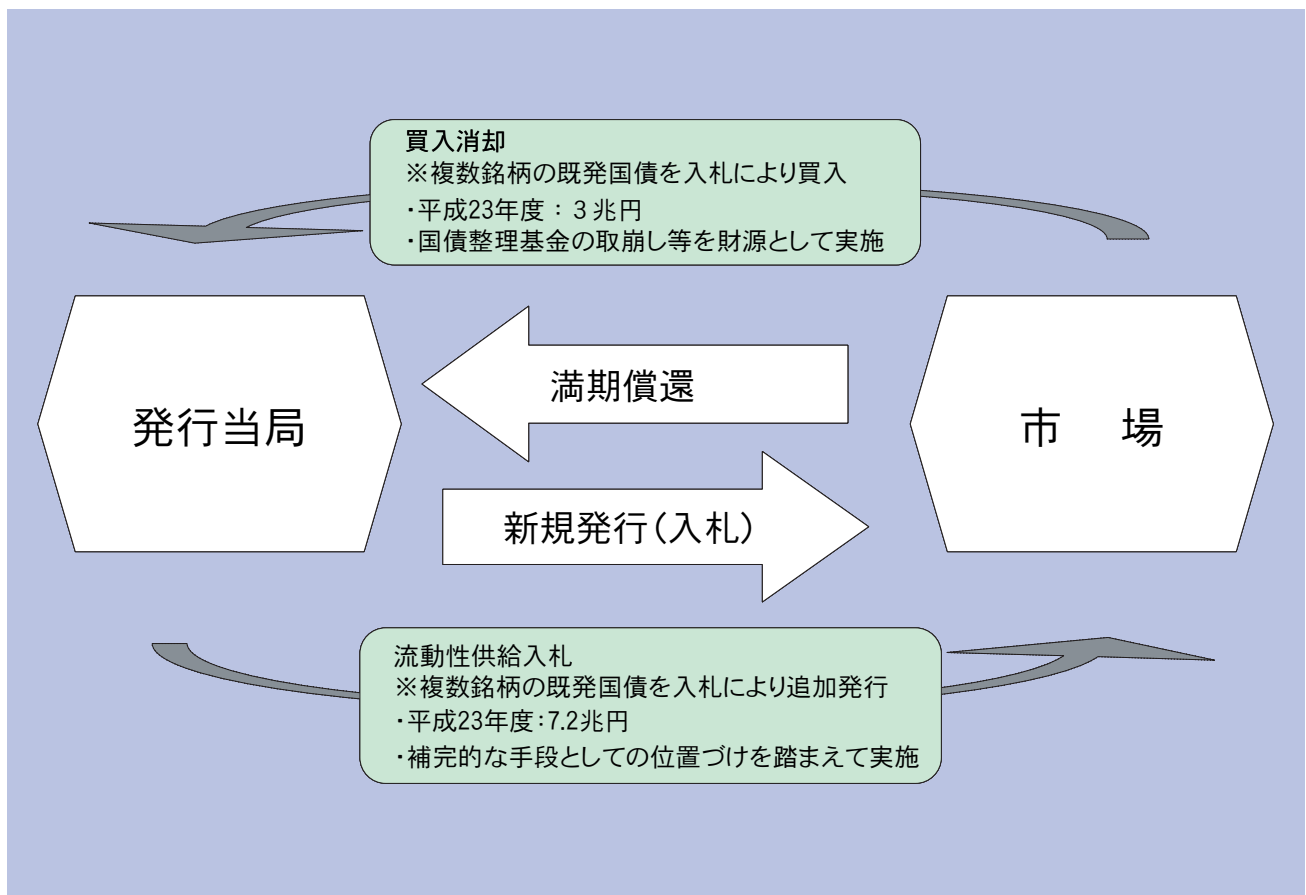
国債管理政策の基本目標である国債の確実かつ円滑な発行と中長期的な資金調達コストの抑制を実現する上では、国債市場が、投資家ごとの金利観や投資戦略に合わせて自由に取引を行うことができるだけの十分な流動性を有しているかという点について、発行当局としても強く関心を持っています。

国債流通市場は、国債市場特別参加者（プライマリー・ディーラー）を始めとした仲介業者と様々な投資家で構成され、市場の流動性の維持・向上はそうした市場参加者間の取引に裏付けられた市場の自律的機能によることが基本といえます。従って、発行当局の基本的な役割は、発行段階での金額・年限・銘柄統合等の工夫によってそれを補完することにあります。

しかしながら、平成20年9月のリーマン・ショック後のように、世界的な金融市場の混乱が生じた場合には、国債市場においても流動性が著しく低下することがあります。発行当局は、そのような状況において、以前から活用していた流動性供給入札や買入消却を機動的に拡充し、国債市場の流動性を下支えしつつ、国債の確実かつ円滑な発行に努めてきました。

当面、国債の大量発行の継続が見込まれる中、国債市場の流動性の確保は引き続き重要な課題となり、発行当局としては、市場の自律的機能に委ねることを基本としつつも、国債管理政策の基本目標の達成のために必要な範囲での補完的な手段の活用も有効と考えています。

〔図1－7〕国債市場の流動性向上



(1) 流動性供給入札

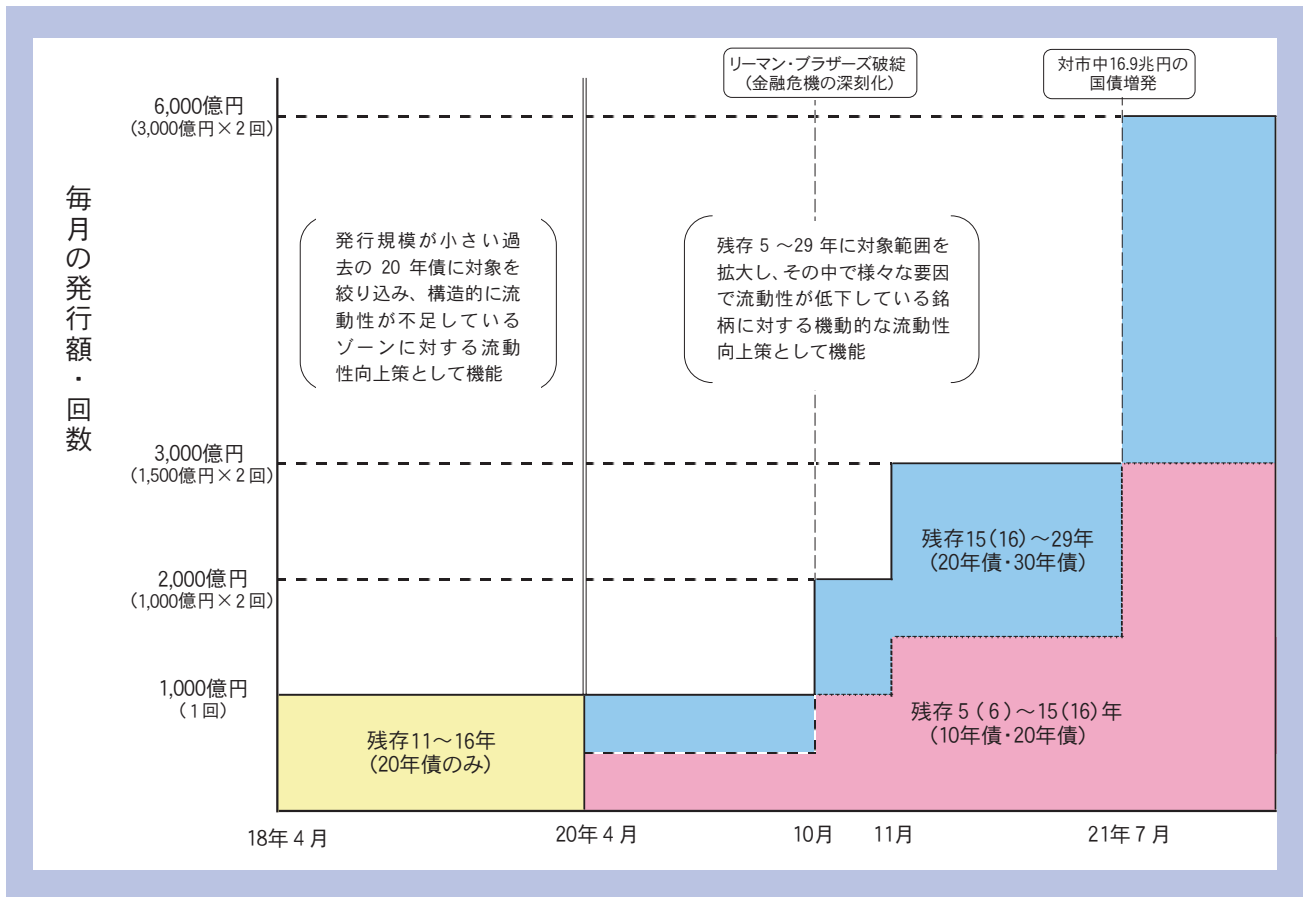
参照：第Ⅲ編P.103

流動性供給入札については、リーマン・ショック後の国債市場の流動性の著しい低下や、予算編成に伴う国債発行計画の見直しに合わせ、その実施を拡大してきました。具体的には、平成20年10月に従来の月1回から月2回に実施回数を引き上げたほか、1回当たりの発行を従来の1,000億円から段階的に増額し、平成21年7月には3,000億円としました。

こうした取組みについて、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」（平成21年12月16日）において取り纏められた「国債管理政策の現状と課題—論点整理—」（以下「論点整理」といいます。）では、補完的な手段としての位置付けを明確にする必要があることも指摘されており、市場参加者との間で認識を共有したうえで、今後の規模・頻度・対象等の具体的な方式を検討することが望ましいとされました。

平成23年度国債発行計画では、平成22年度と同様に、毎月6,000億円（年間7.2兆円）の発行を予定していますが、4～6月期については、国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会での議論を経て、引き続き残存5～15年の10・20年債、残存15～29年の20・30年債をそれぞれ毎月3,000億円ずつ発行することとしています。

〔図1-8〕流動性供給入札の発行額等の推移



2 国債市場の流動性の維持・向上



参照：コラム6  
「国債整理基金特別  
会計」P.63

## (2) 買入消却

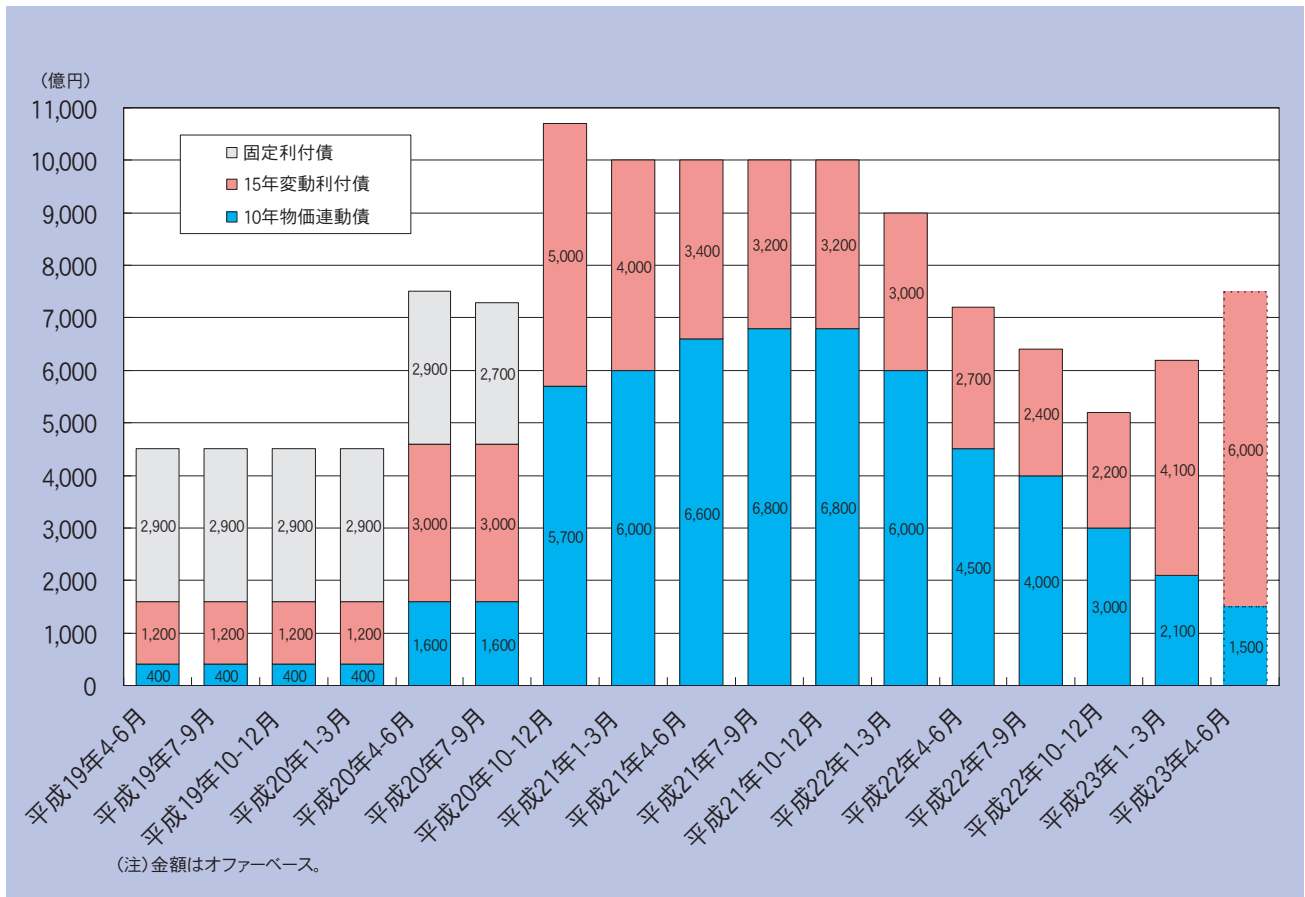
買入消却については、リーマン・ショック後は専ら流動性が著しく低下した状況下での需給バランス是正を目的として物価連動債及び変動利付債を対象に実施してきました。

こうした取組みについて、「論点整理」では、危機の性質・度合いに照らして過剰な介入とならないことが必要であり、危機の改善に応じて規模等を縮小していく必要があるとの指摘もありました。

このような議論を踏まえ、平成22年1月から買入消却の減額を開始し、その後も買入規模を段階的に縮小してきました。

一方で、平成22年10月の特別会計仕分けの結果（積立金の取り扱い：我が国の国債への信認向上につなげるべく、オペレーショナルリスクに十分配慮しつつ、繰上償還に充てることも含めた検討を行う）を反映し、国債整理基金の取崩し等を財源とした買入消却を平成22年度において約0.8兆円実施するとともに、平成23年度においても総額3兆円程度実施することとしています。この点、4～6月期については、国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会での議論を経て、物価連動債の買入額を1,500億円、変動利付債の買入額を6,000億円としたところです。

(図1-9) 買入消却の推移



## コラム1 コスト・アット・リスク分析

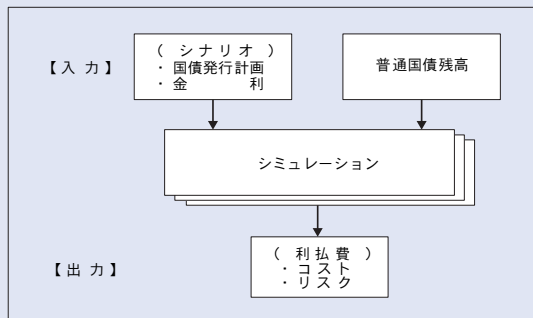
国債管理政策を実施するうえで、将来の金利変動はリスク（不確定要素）であり、中長期的視点から資金調達コストを抑制するためには、リスクを定量的に把握し、管理することが重要です。

財務省では、国債発行計画策定にあたって、市場との対話に加え、定量的な分析としてコスト・アット・リスク（以下、「CaR」という）分析の結果を参考としています。

CaR分析とは、統計的手法を用いて、将来の期待利払費（コスト）と最大利払費（リスク）をシミュレーションするもので、現在の普通国債残高から発生する将来の利払費に今後の国債発行計画シナリオや金利シナリオのシミュレーションを加えることで、将来のコストとリスクを計算しています。

CaR分析では、複数パターンの国債発行計画を様々な角度から分析することにより、国債発行計画策定の一つの参考としており、今年度においては、新たに③利払費率の推計、④傾向分析を行っています。ただし、定量的な分析だけで国債発行計画が策定されるものではなく、市場との対話をもとにした投資家需要や既発債の流動性確保の必要性など、総合的な判断のもとで国債発行計画を策定することが重要です。

（図c1-1）CaR分析のフレームワーク



<前提条件>

(1) 分析期間（10年間・50年間）

(2) 国債発行計画

・分析対象：普通国債（新規財源債＋借換債）

・新規財源債発行額：44.3兆円（平成23年度国債発行計画）と同額と仮定

・普通国債発行割合：平成23年度国債発行計画と同割合と仮定

(3) 金利

確率的な金利モデル（HJMモデル）を用いて、現在のイールドカーブと過去の金利変動（ボラティリティ）及び乱数を使用して、将来のイールドカーブの時系列推移をシミュレーションして作成しています。

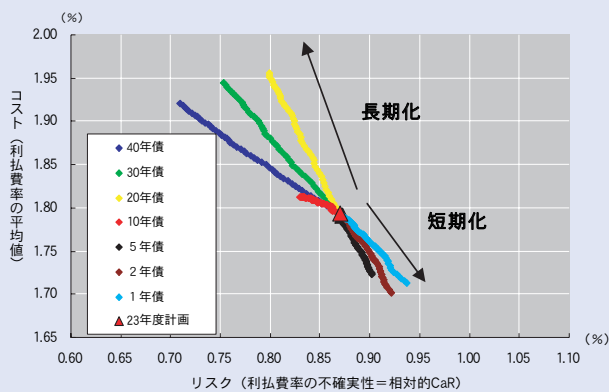
### ① 発行割合の変化による影響

新規財源債の発行額を変更せずに、国債発行額の内訳（発行割合）を変更した場合の影響を分析したもので、1つの銘柄の発行割合を1%ずつ増加させ、同時に発行額が不変となるように、他の銘柄を均等に減少させた場合のコストとリスクの変化（10年間の累積利払費率）を示しています。（図c1-2）

国債発行年限を短期化（長期化）した場合、現在のイールドカーブが右上がりであることから、コストが減少（増加）する一方で、リスクは、借換え頻度が高く（低く）なることから増加（減少）します。

この結果が示すように、通常、コストとリスクはトレード・オフの関係となります。

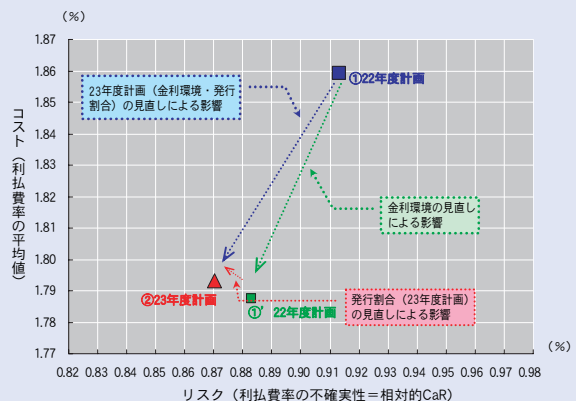
（図c1-2）発行割合の変化による影響



（注1）利払費率＝利払費／平均残高

（注2）相対的CaR：シミュレーションの結果得られた利払費率の分布の95%値と平均値との差

（図c1-3）前年度比較



なお、分析期間を長期化（50年間の累積利払费率）すると、通常、確率的な金利モデル（HJMモデル）により導出される将来のイールドカーブは、短期金利が上昇し、長期金利とほぼ同水準となります。

このため、国債発行年限を長期化した場合と短期化した場合を比較すると、ほぼ同水準のコストとなります。また、リスクは借換え頻度の高さに比例するため、国債発行年限を短期化（長期化）すると、借換え頻度が高く（低く）なることからリスクは高く（低く）なります。

## ② 前年度比較

平成23年度国債発行計画と平成22年度国債発行計画のコストとリスクとの関係（10年間の累積利払费率）を分析したものです。（図c1-3）

（前年度と比較して）平成23年度国債発行計画は、コスト減・リスク減となっています。これは、主に金利環境が変化したことが原因で、（前年度と比較して）足元の金利水準及び前提としているボラティリティが全体的に低下したことによるものです。

また、国債発行額の内訳（発行割合）の見直しによる影響を分析すると、（前年度と比較して）平成23年度国債発行計画は、超長期債をやや増額したことから、コスト微増・リスク微減となっています。

## ③ 利払费率の推計

将来利払费率の見直しを分析したものです。（図c1-4）

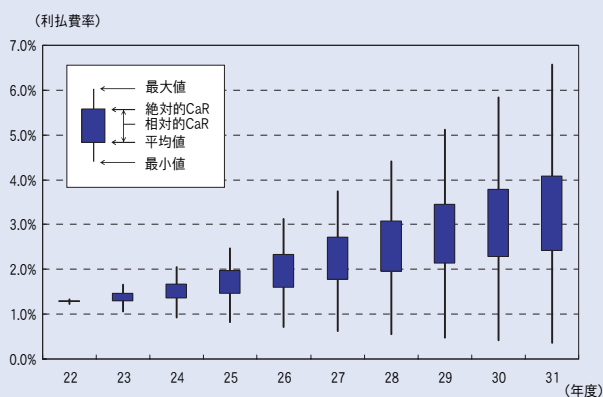
現在のイールドカーブが右上がり（通常、イールドカーブは右上がりであるとされています）であることから、確率的な金利モデル（HJMモデル）により導出される将来のイールドカーブの時系列推移は平均的に上昇するため、将来の利払费率は徐々に高まっていきます。

## ④ 傾向分析

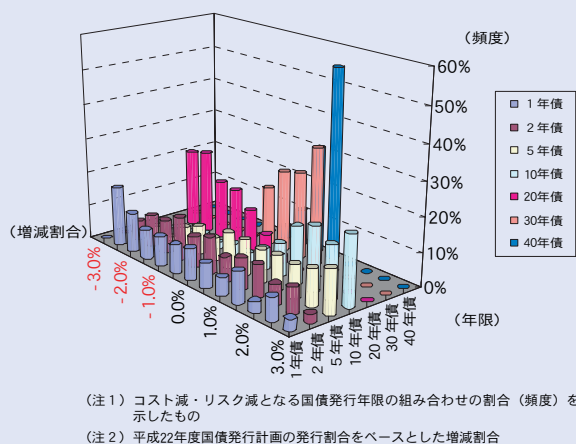
新規財源債の発行額を変更せずに、国債発行額の内訳（発行割合）を（市場への影響を極力少なくするための制限を設けたうえで）ランダムに変更させ、コスト減・リスク減となる国債発行年限の傾向を分析したものです。（図c1-5）

傾向分析の結果からは、1年債、20年債の発行割合を減少させ、10年債、30年債、40年債の発行割合を増加させることでコスト・リスクが減少する傾向にあることがわかります。ただし、増減させる国債発行年限の組み合わせ方や各年限の発行割合の組み合わせ方によって結果が変化することに注意が必要です。

（図c1-4）利払费率の推計



（図c1-5）傾向分析



### 3 平成22年度の国債市場の動向

#### (1) 日本の国債市場

平成22年度の長期金利は、デフレ長期化懸念などで一時10年債利回りが0.9%を割り込む水準まで低下しましたが、その後、年末にかけて景気の腰折れ懸念が弱まり、上昇に転じました。

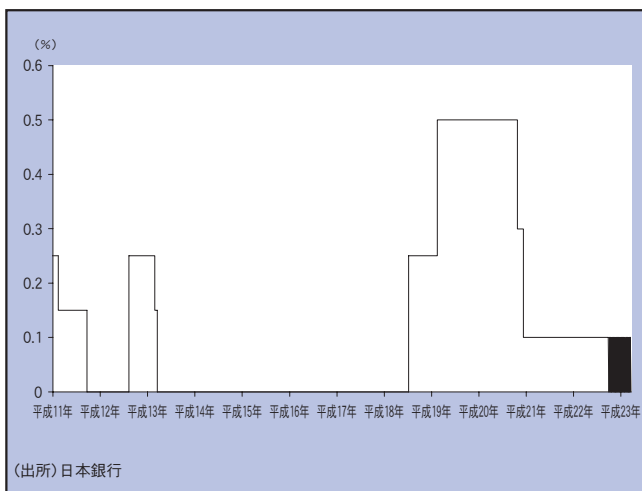
平成22年度の長期金利の推移を詳しく振り返ってみると、1年を通して概ね米国の長期金利に沿った動きをみせました。実際、両国の10年債利回り（終値ベース）のピークとボトムの時期を比較すると、日本の年度のピークは4月7日で米国の4月5日の2日後、年度のボトムは10月6日で米国の10月7日の1日前であったほか、他の金利動向の転換時期についても若干のズレはありますが1週間前後の範囲内で、類似した動きをみせています（☞）。

また、直近の東日本大震災後の動きをみても、財政状況の急速な悪化につながると指摘する向きもありましたが、取引が低調となった震災直後の数日間を除くと、長期金利は米国の長期金利に沿った動きをみせました。

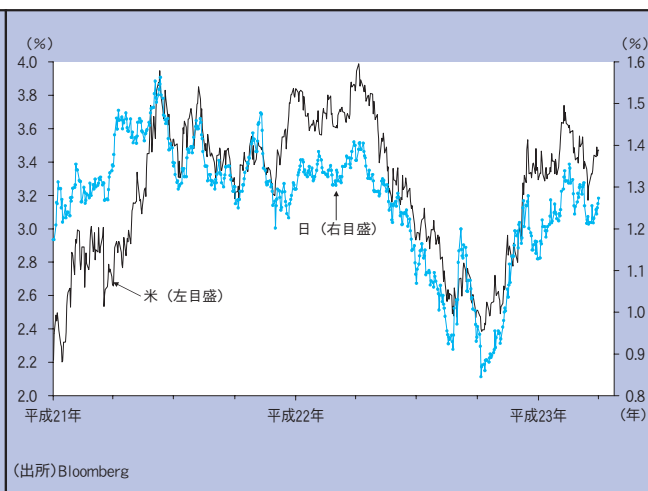
さらに、平成22年度に入ってから金融政策を振り返ると、日銀は4月30日の金融政策決定会合で、成長基盤強化の観点から、民間金融機関による取り組みを資金供給面から支援する方法について検討を行いました。8月30日には、固定金利方式の共通担保資金供給オペレーションを拡充し、10月5日には「包括的な金融緩和政策」を実施しました。これにより、無担保コールレートの誘導目標を従来の「0.1%程度」から「0～0.1%程度」へ修正することや、資産買入等の基金の創設等が行われました。買入資産については、当初5兆円程度を上限としていましたが、東日本大震災を受けて、平成23年3月14日には10兆円程度に引き上げられました。

☞なお、一度目のボトムは8月25日で米国の8月31日の6日前、その後のピークは9月6日で米国の9月10日の4日後でした。また、年度のボトム後のピークは平成23年2月16日で米国の2月7日の9日後でした。

(図1-10) 日本政策金利（無担保コールレート誘導目標）



(図1-11) 日米長期金利（10年債利回り）



## (2) 米国の国債市場

米国の長期金利は、平成22年春以降、欧州の信用不安や2回目の量的緩和(QE2)期待で秋にかけて低下しました。QE2実施後は、景気回復期待を受け上昇し、年明け後は一進一退の展開となりました。

米10年債利回りは平成22年4月5日に3.99%と、平成20年8月6日以来の高い水準まで上昇しました。(☞①)。

7月には、好調なギリシャ国債の入札結果や、欧州でストレステストの結果が発表されたことなどから、質への逃避の巻き戻しが生じましたが、その後、7月の米雇用統計が弱い内容になり、連邦公開市場委員会(FOMC)が米国債の追加購入を決定するとの期待が高まったことから、長期金利は低下しました。また、9月の米消費者信頼感指数(コンファレンスボード)やADP全米雇用報告が弱い内容だったこともあり、10月7日には米10年債利回りは2.39%のボトムをつけました。

その後、11月2～3日のFOMCで平成23年6月末までに米国債を6,000億ドル(約50兆円)追加購入すると発表しましたが、バーナンキFRB議長が事前に追加購入を示唆していたこと、10月の米雇用統計が強い内容であったことなどから金利は上昇しました(☞②)。

12月下旬以降は欧州周辺国の格付け見直しが相次いだことで金利上昇が一服し、その後はアフリカや中東の信用不安、東日本大震災による世界経済の低迷懸念などから低下傾向を示しています。

☞①ギリシャ発の信用不安による「質への逃避買い」が強まる中、4月16日に米証券取引委員会(SEC)がゴールドマン・サックスを提訴したこと、6月に発表された5月の米経済指標が軒並み予想比下振れしたことが金利低下に拍車を掛けました。

なお、「質への逃避」とは、金融市場が混乱し、先行きへの不安が高まった時に、投資家がより安全性、流動性の高い投資対象を求めることをいいます。

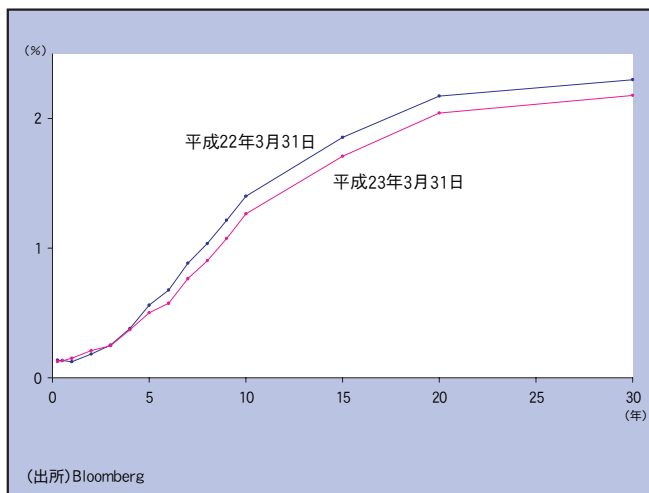
☞②12月7日にオバマ大統領と共和党が減税延長に合意したことも、金利上昇の要因と言われています。

## (3) 日本国債・米国債のイールドカーブ

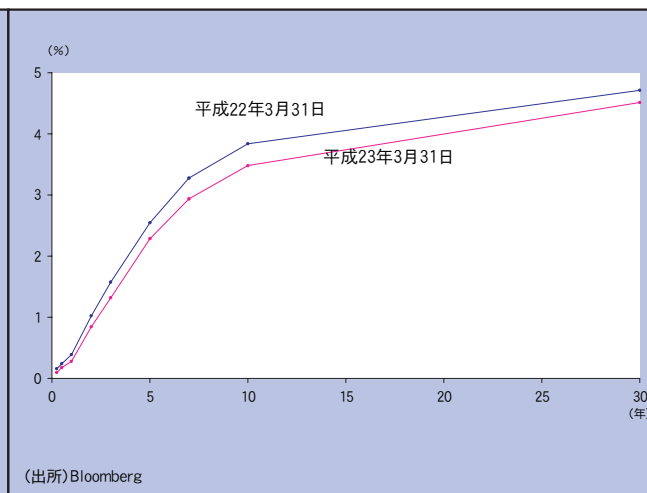
平成22年度末のイールドカーブを平成21年度末時点と比較すると、米国債市場は10年ゾーンを中心に低下している様子が読み取れます。中短期ゾーンについてはQE2の効果、長期ゾーンについては物価の安定が影響しているものと考えられます。

また、それに連動する形で日本国債市場もフラット化しています。短期ゾーンについては、日銀が以前から積極的な金融緩和を実施していたため低位安定する一方、10年超の長期ゾーンについては、年金や生保の強い需要を受け、ほぼ平行に(同じ幅で)低下しています。

(図1-12) 日本国債イールドカーブ



(図1-13) 米国債イールドカーブ



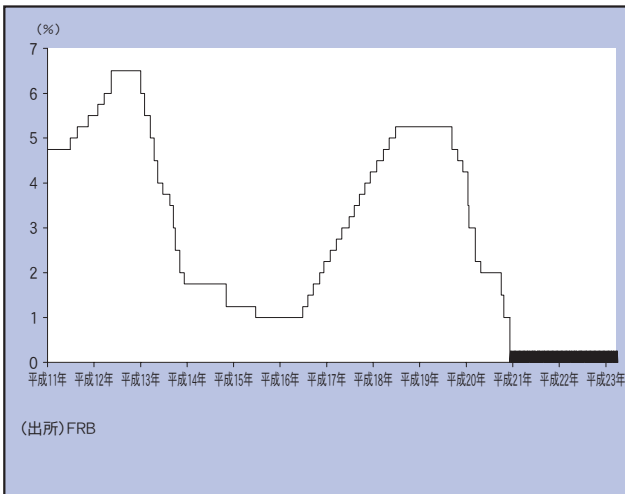


(4) 欧州の国債市場

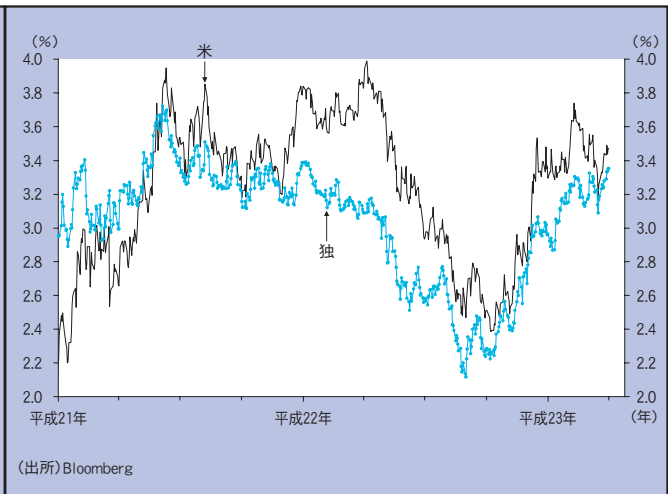
欧州（独）の長期金利は、平成21年11月までは、ほぼ米国の長期金利に連動した動きをみせていましたが、12月以降は米国債市場よりも金利は低めに推移し、平成22年4月5日には米独10年債利回りの格差（米－独）は0.90%のピークをつきました。ギリシャ発の欧州不安が、欧州経済全体にも少なからぬ影響を及ぼすとの見方が強まったことが、欧州国債の利回り低下につながりました。ただ、4月から10月にかけて米独金利差は縮小しており、この背景には、欧州周辺国の景気悪化にもかかわらずドイツで強めの経済指標が相次いで発表されたこと、欧州周辺国の債務を最終的にはドイツが一部負担するとの見方が強まったことがあるとみられています。

その後、平成22年末にかけて、欧州不安が再燃したことで、米独金利差が再度拡大する局面もありましたが、平成23年3月までは、欧州の長期金利は概ね米国の長期金利に沿った動きをしています。

(図1-14) 米国政策金利 (FFレートの誘導目標)



(図1-15) 米国欧州長期金利



## コラム2 欧州の信用不安

### ① はじめに

平成22年度の債券相場は、海外要因の影響を大きく受けました。特に欧州のソブリン危機の問題がクローズアップされました。ここでは、欧州の信用不安のきっかけとなったギリシャ問題や、新たな火種となったアイルランド問題について振り返った後、それらが我が国に与える影響について触れてみたいと思います。

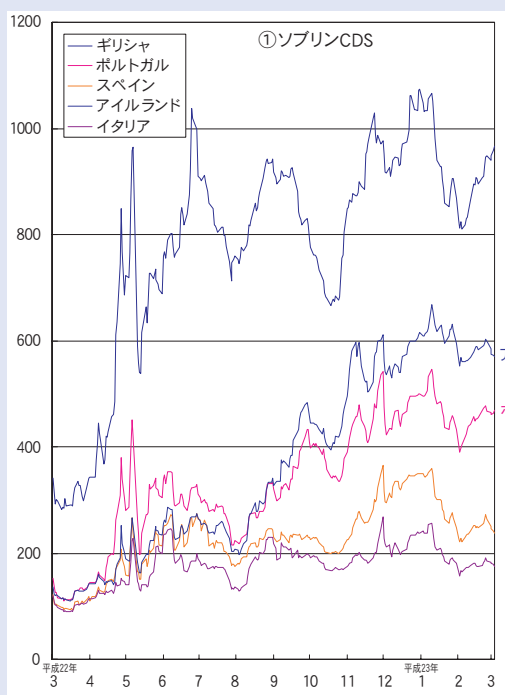
### ② ギリシャ問題

欧州問題はギリシャが火種となりました。ギリシャでは、平成21年10月4日の総選挙で、全ギリシャ社会主義運動党パンドレウ政権へ交代し、新政権は平成21年の財政赤字（対名目GDP比）を、これまでの3.7%から12.5%に上方修正しました（その後、13.7%に上方修正）。全ギリシャ社会主義運動党は、前政権の財政再建路線を批判して勝利しましたが、多額の財政赤字が存在することが判明したことから、実際には財政再建路線を踏襲せざるを得ず、財政赤字削減を強いられました。

しかし、財政赤字削減にあたっては、共通通貨「ユーロ」が大きな障害になりました。「ユーロ」を導入したギリシャは、独自に金融政策や為替政策を行うことができないため、景気が悪化しても金融緩和や通貨切り下げによる外需刺激策を発動できず、景気浮揚を図ることができないからです。この結果、財政赤字の削減は困難との見方が広がり、12月に格付け会社が相次いでギリシャ国債の格下げを行いました。

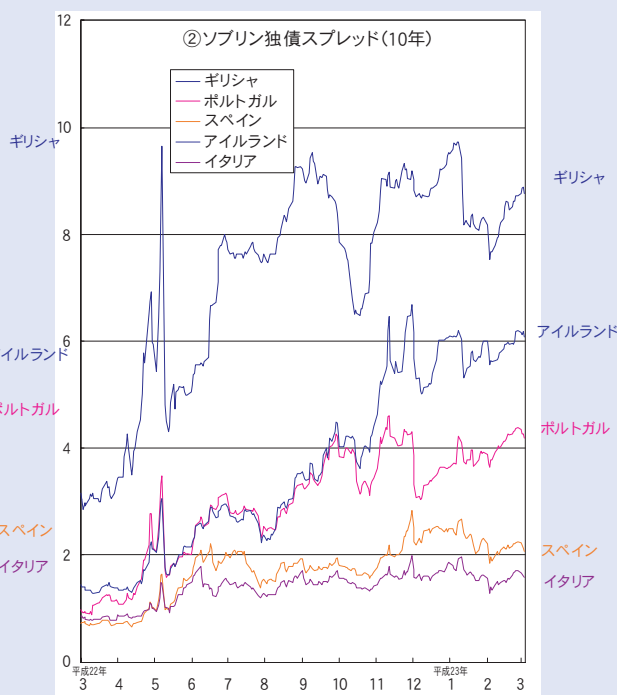
苦境に陥ったギリシャをみて、市場では「財政赤字が拡大するとユーロ導入国は削減することが難しい」との見方が広がり、ギリシャに次いで財政赤字や公的債務残高の大きいアイルランド、ポルトガル、スペイン、イタリアに対する不安が高まりました。債務不履行（デフォルト）に陥った場合のリスクを取引するクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）市場でも、ギリシャの保証料率の上昇が、欧州周辺国に広がりました。こうして、ギリシャの問題が欧州全体の経済、金融システムの問題へと発展しました。

（図c2-1）欧州周辺国のCDS（5年）



（出所）Bloomberg

（図c2-2）ドイツ国債利回りとのスプレッド



（出所）Bloomberg

### ③ 政策当局の対応

欧州周辺国の問題が当事国の財政健全化努力だけで解決することが難しいとの判断から、政策当局は一連の支援策を発表しました。

まず、平成22年5月には欧州連合（EU）が国際通貨基金（IMF）とともに、ギリシャに対し3年間で総額1,100億ユーロ（約14兆円）の協調融資を行うことを決めました。また、他のEU加盟国が金融市場から資金調達できなくなった場合に備え、7,500億ユーロ（約88兆円）規模の支援基金を用意することでも合意しました。欧州金融安定ファシリティ（EFSF）は、このうちユーロ圏諸国が負担する4,400億ユーロ（約52兆円）の基金で、これによる新規融資は、平成25年半ばまでとされています。

また、欧州中央銀行（ECB）も、金利が高騰した欧州周辺国の国債を市場から購入すること、銀行に対する流動性供給を当面継続することを確認しました。

これらに加えて、7月下旬に欧州版ストレステストの結果が公表されたことなどから、欧州の信用不安はいったんは沈静化しました。

### ④ アイルランド問題

しかし、夏頃にはアイルランドから欧州問題が再燃しました。

アイルランドは法人税率が低いこと、英語圏であること等を生かし、外国企業の誘致を積極的に行ってきました。活発な資金流入を背景に、アイルランドはユーロ圏内では高成長国として認識されるようになりましたが、過度な成長期待が乱脈融資につながり、不動産バブルが発生しました。その後、バブルの崩壊により、金融部門が巨額の不良債権を抱え、政府は金融部門への公的資金注入を強いられました。

公的資金注入額が当初の予想よりもはるかに大きくなり、アイルランドの銀行支援コストを含めた財政赤字が対GDP比32%に拡大する見込みになったことを受けて、市場では欧州の財政赤字問題が再度急浮上する可能性が意識されました。

### ⑤ 欧州問題の構造要因

欧州の信用不安は、ギリシャの統計粉飾、アイルランドの乱脈融資が直接的な原因ですが、根本的な問題として、財政政策を加盟各国に任せたまま単一通貨ユーロを導入したという、制度設計上の不備があることが指摘されています。単一通貨を導入したことにより、各国が独自の金融政策、為替政策を行うことができないなか、導入国間で財政を移転するスキームを作成していないためです。確かに、各国に自主的に赤字拡大を抑制させるため、債務残高が拡大した場合に罰金を課すことが定められましたが（安定成長協定）、赤字拡大後の対処法は想定されていませんでした。

今後、欧州周辺国の財政問題の解決に向け、欧州連合（EU）はその制度自体に内在する構造的な問題を解消する必要があるといわれています。

### ⑥ 我が国への影響

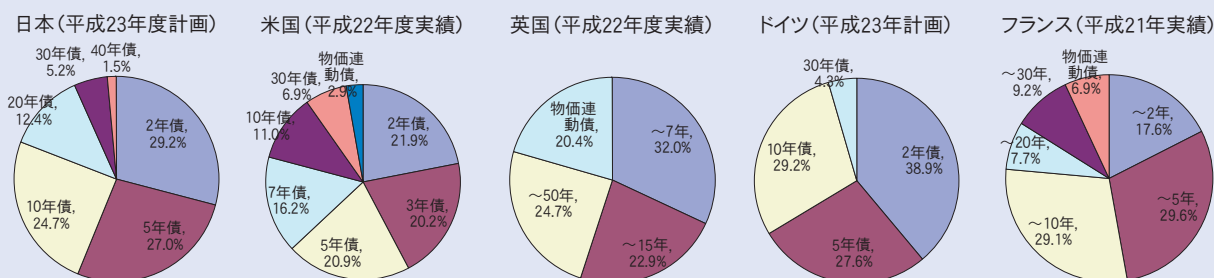
一連の欧州問題は、海外金利の変動というルートで日本の長期金利を変動させる材料となったものの、我が国に直接大きな影響を与えることはありませんでした。

しかし、我が国の財政状況は、債務残高の対GDP比、純債務残高の対GDP比ともに主要先進国中最悪の水準となっており、欧州の国々と比較しても決して楽観できる状況ではありません。今般の欧州危機を教訓とし、日本国債への信認を確保するためにも、財政再建を着実に進めていくことが求められています。

## コラム3 諸外国の国債管理政策

リーマン・ブラザーズの破綻をきっかけに生じた世界的な金融危機後、各国は大規模な経済対策の財源確保や、景気後退による税収減のため、国債の大量発行を続けており、その残高も大きなものになっています。現在、国債市場や国債管理政策への関心が非常に高まっている中、以下では主要各国の国債管理政策の目標及び最近の主な取組みを紹介します。

(図c3-1) 各国中長期債の年限・種別構成



(注) 中長期国債の年間発行額に占める構成比。  
(出所) 各国債務管理当局 HP

### ① アメリカ

#### 【国債管理当局の概要】

アメリカでは、主に財務省 (U.S. Department of the Treasury) が国債管理政策を行っています。アメリカは、中長期的な調達コストの抑制を国債管理政策の一義的な目標としており、この目標を達成するために、規則的かつ予見可能な国債入札を心がけています。

#### 【最近の取組み】

アメリカでは、発行を停止していた3年債、7年債の発行を平成20年末以降に相次いで再開するなど年限の多様化を行っています。また、物価連動債 (TIPS) については特に力を入れており、20年から30年に年限の長期化を行ないました。さらに流動性の改善の観点から、年間2銘柄の10年物価連動債、年間1銘柄の5年・30年物価連動債について、リオープン発行をこれまでの1回から2回に増やすこととしています。その結果、平成23年より物価連動債の入札が毎月実施されることになりました。

### ② イギリス

#### 【国債管理当局の概要】

イギリスでは、主に財務省 (HM Treasury) 及びその執行機関たる債務管理庁 (U.K. Debt Management Office) が国債管理政策を行っています。イギリスは、リスクを考慮し、金融政策の目的と一貫性を持たせながら、資金調達に係る長期的なコストを抑制していくことを国債管理政策の目標としています。

#### 【最近の取組み】

イギリスでは、通常の価格競争入札による発行方式に加えて、平成20年10月からミニ・テンダー方式 (特定の銘柄の需要に応じて、入札を通じて、少額の発行を行う制度) を導入、平成21年6月よりシンジケート団 (シ団) 方式による発行を再開しています。シ団方式は価格変動リスクが相対的に大きい長期債、物価連動債に限って活用されており、国債発行額の全体のうち約2割を占めています。平成23年度は316億ポンド (長期債 135億ポンド、物価連動債 181億ポンド)、計8回のシ団方式での発行が予定されています。

### ③ ドイツ

【国債管理当局の概要】

ドイツでは、主に連邦財務省の管理下にある民間会社である国債管理会社（Deutschland-Finanzagentur GmbH）が国債管理政策を行っています。ドイツは、費用対効果原則に従って、予算に計上された資金を計画どおり調達することを国債管理政策の目標としています。

【最近の取組み】

ドイツでは短期証券の1年物を平成21年1月から新たに発行したほか、3ヶ月物、9ヶ月物を平成21年前半の各四半期に新たに発行しました。また、10年債についてリオープン発行をこれまでの年2回から3回へ変更したほか、個人向け国債の新商品を平成20年7月に導入しました。この商品は、オーバーナイト金利に連動しており、預け入れ・引き出しを自由に行なうことができるという特徴を持っています。なお、平成20年における個人向けの国債発行額は前年の約2倍となっています。

### ④ フランス

【国債管理当局の概要】

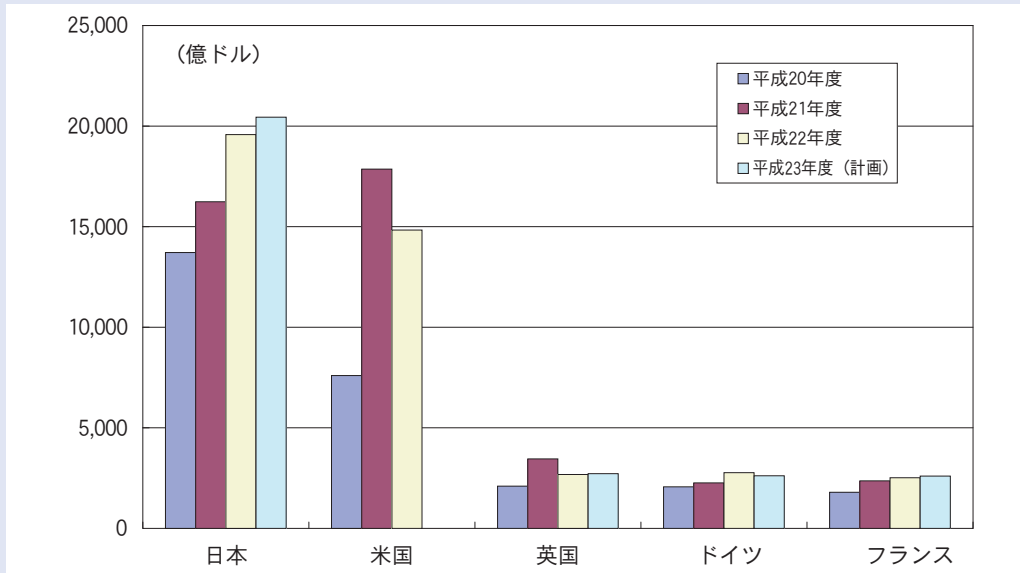
フランスでは、経済産業雇用省の内部部局である国債庁（Agence France Tresor）が国債管理政策を行っています。フランスは、シンプルな商品性、調達の流動性、国債発行の透明性及び規則性といった三つの原則に沿って国債の発行を行うことで、納税者のコストを軽減することを国債管理政策の目標としています。

【最近の取組み】

フランスでは、残存24年債を同30年債と交換する入札を初めて実施しました。また、平成22年3月に約5年ぶりに50年債が新規発行されました。（注）

（注）フランスでは50年債は、平成17年7月に発行されて以降、平成20年1月までリオープン発行されています。

（図 c3-2）各国の国債発行額



（出所）各国債管理当局HP

（注1）各国の会計年度は、日本・イギリスが4月～翌年3月、アメリカが10月～翌年9月、ドイツ・フランスが1月～12月です。

（注2）各会計年度末の為替レートで換算しています。平成23年度のみ、平成23年3月末のレートを使用しています。

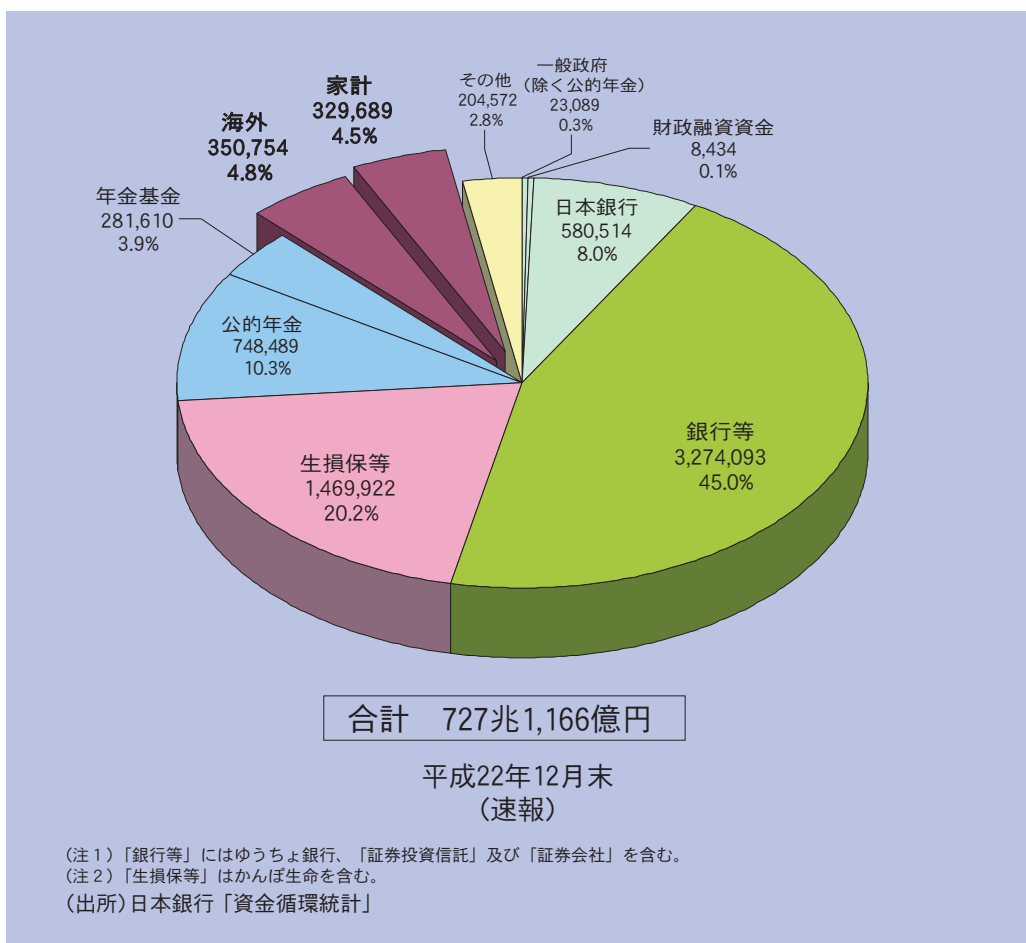
（注3）米国は発行計画を公表していません。

## 4 保有者層の多様化

現在、我が国は多額の国債残高を抱えており、幅広い投資家層が国債を保有することにより、国債の安定消化を図ることが重要な課題となっています。

我が国の国債保有構造は、銀行等の金融機関の保有割合が高く、市場の状況が変化した場合に、市場参加者の取引が一方に流れがち傾向にあるとの指摘もあります。そこで、長期安定的な投資家である保険会社・年金基金等や、銀行等の金融機関と投資行動が異なる個人や海外投資家による国債保有の促進に取組み、国債の保有者層の多様化を図ってきました。

(図1-16) 国債の所有者別内訳 (①・②)  
(平成22年12月末速報値)



①「銀行等」にはゆうちょ銀行、「証券投資信託」及び「証券会社」を含みます。  
②「生損保等」はかんぽ生命を含みます。



## (1) 超長期債市場の育成

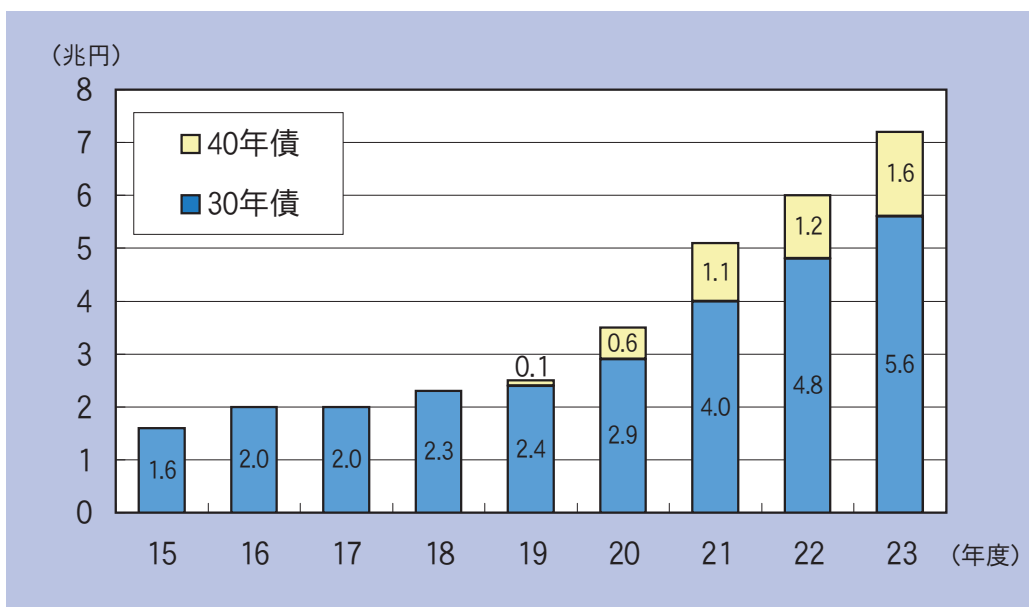
保険会社、年金基金等は機関投資家の中でも長期安定的な投資家として位置付けられています。こうした長期安定的な投資家から強いニーズのある超長期債を発行することは、発行当局から見れば平均残存年限の長期化により将来の借換債発行額の抑制につながり、有益な施策といえます。

我が国でも、会計基準の国際化の流れを受けて年金・保険債務の時価会計の導入が検討されると、関係する機関投資家の間で資産・負債のミスマッチ解消の観点から負債のデュレーションに合わせた長期運用のニーズが高まりました。こうした動きを踏まえて、発行当局は、既に毎月発行となっていた20年債に加え、近年では30年債の発行額の増加や40年債の発行開始など、超長期債市場の育成に努めてきたところです。

平成23年度国債管理政策においても、主な施策として超長期債市場の育成を掲げており、具体的には、30年債を入札1回当たり7,000億円、年8回で合計5.6兆円、40年債を入札1回当たり4,000億円、年4回で合計1.6兆円発行することを予定しています。その際、市場の流動性向上にも配慮して、それぞれリオープン形式で発行することとしています（30年債は年間2銘柄、40年債は年間1銘柄）。

更に、超長期債市場の育成に伴い、新発債以外（オフザラン）の銘柄に対する投資家の需要の高まりを指摘する声があります。特に、過去に発行した20年債や30年債については、銘柄毎の発行額が相対的に少ないこともあり、オフザラン銘柄の取引の円滑化にも寄与する対応として、流動性供給入札により20年債や30年債の既発債の一部を追加発行しています。

(図1-17) 30年債及び40年債の発行状況 (平成15年以降)





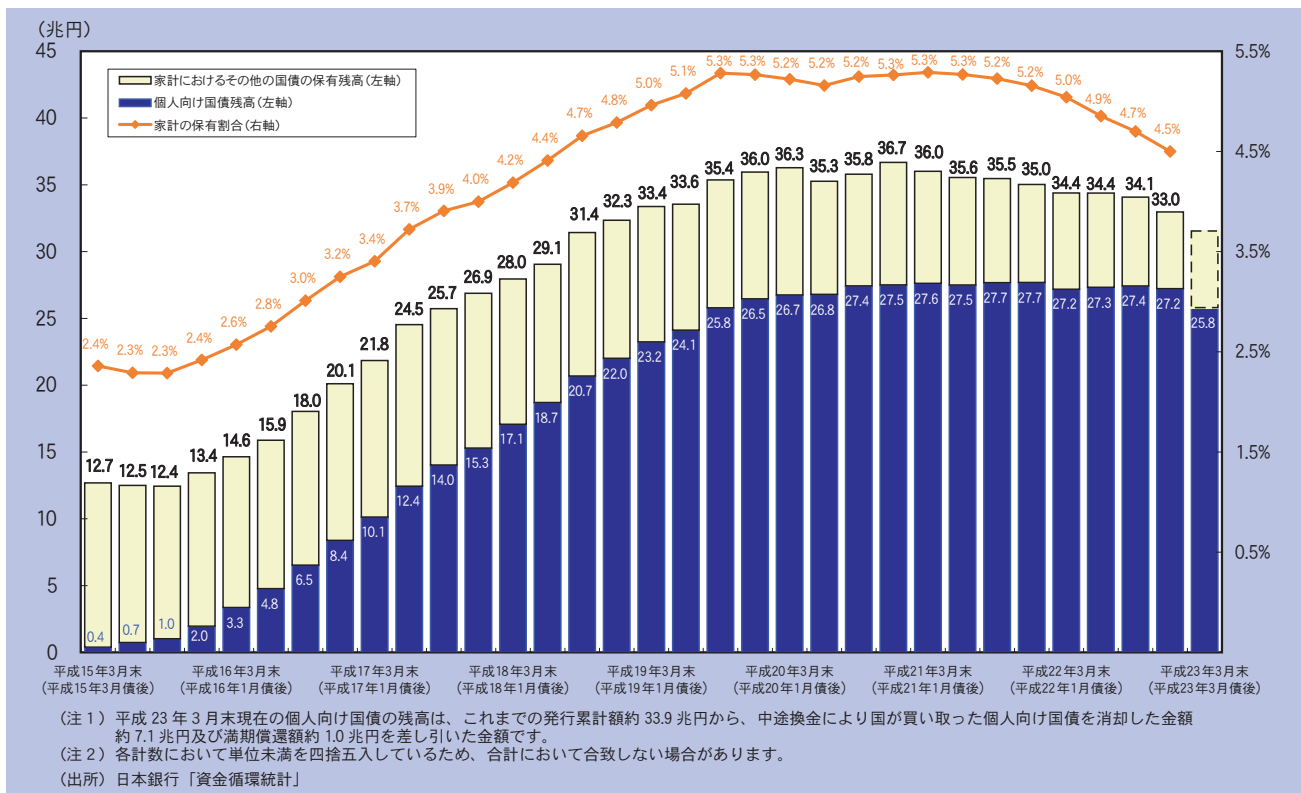
## (2) 個人投資家の国債保有（新商品の検討等）

個人投資家の国債保有促進策としては、平成15年3月に個人向け国債（変動10年）を導入して以来、平成18年1月の個人向け国債（固定5年）の導入、平成19年10月の新型窓口販売方式の導入、平成20年4月の個人向け国債の中途換金調整額の20%軽減などを実施してきました。その結果、家計の国債保有割合は5%前半まで増加しました。その後は金利低下により販売が低調となる中、5%を切る水準まで低下していますが、本年1月からの個人向け国債の満期償還の開始も踏まえ、一層の販売促進策を実施しているところです。具体的には、平成22年7月より、ニーズの見込まれる期間の短い個人向け国債の新商品（固定3年）を導入しました。さらに、平成23年度以降も、次のとおり個人向け国債の商品性の改善を行うこととしました。

- ・変動10年の金利設定方法の見直し（平成23年7月発行分（6月募集）から）
- ・中途換金禁止期間等の統一（平成24年4月から）

今後も個人投資家の保有促進の観点から、取扱機関の意見も踏まえつつ、幅広く検討していくこととしています。

(図1-18) 個人の国債保有額の推移



## コラム4 個人向け国債の商品性の改善

個人向け国債をより魅力ある商品とするため、以下の2点について商品性の改善を行うこととしました。

### ① 変動10年の金利設定方法を見直し

平成23年7月発行分（6月募集）より、低金利時に適用利率が低くなりすぎないように変動10年の金利設定方法を以下のとおり、従来の引き算方式から掛け算方式に見直しました。

＜変更後＞ 適用利率 = 基準金利（10年固定利付国債の実勢金利）×0.66

＜変更前＞ 適用利率 = 基準金利（10年固定利付国債の実勢金利）－0.8%

掛ける値は、中長期的に見て投資家の受け取る利子が引き算方式と同水準となるよう「0.66」としています（図c4-1）。

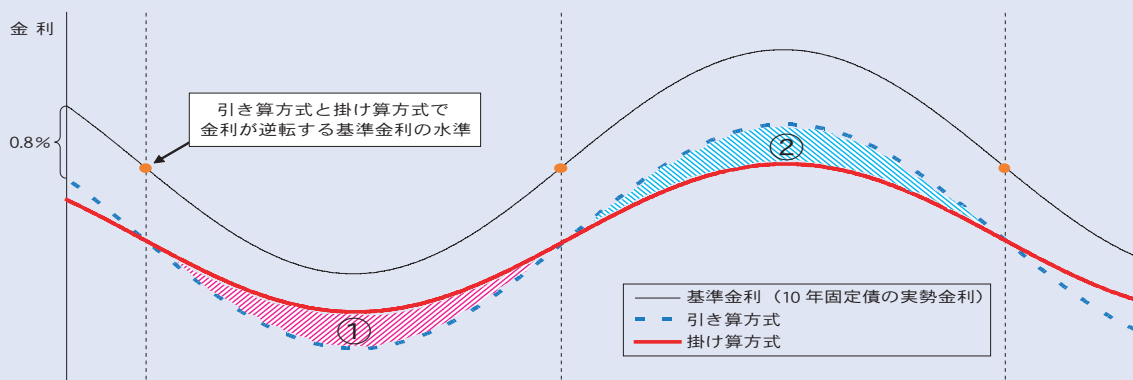
なお、平成23年6月までに発行された既発債については発行時の金利設定方法のまま変更はありません。

（図c4-1）引き算方式と掛け算方式の比較

引き算方式と掛け算方式を比較した場合のポイント

＜1＞基準金利が一定水準を下回れば掛け算方式の金利が高くなり、逆に一定水準を上回れば引き算方式の金利が高くなる。

＜2＞中長期的に見た場合、①と②の面積が同じになる。



### ② 中途換金禁止期間等を統一

従来、中途換金禁止期間については変動10年及び固定3年が「発行後1年」、固定5年が「発行後2年」となっており、中途換金調整額（禁止期間後に中途換金する際の控除額）については変動10年及び固定3年が「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8」、固定5年が「直前4回分の各利子（税引前）相当額×0.8」となっていました。

しかし、商品性を分かりやすくし、一層の販売促進につなげる観点から、平成24年4月より、3銘柄の中途換金禁止期間を「発行後1年」に、中途換金調整額を「直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.8」にそれぞれ統一することとしました。

なお、平成24年3月までに発行された既発債についても、平成24年4月16日以降に中途換金（国の買取り）を実施するものから、同様に変更することとしています。

### (3) 海外投資家の国債保有について

海外投資家の保有促進については、平成17年1月以降、北米、欧州、アジア・大洋州、中東、北欧・ロシアにおいて、国債に係る海外説明会を実施し、日本国債や経済・財政状況等について海外投資家に対して直接説明し、これらの理解を促すことに努めています。こうした努力もあり、海外投資家の国債保有額は国債に係る海外説明会実施以前と比較して着実に増加してきました。平成20年9月以降は金融危機の影響から減少していましたが、直近では底を打ち、再び増加に転じています。

さらに、海外投資家については、保有割合こそ低いものの、先物を含めた流通市場における取引では一定のシェアを占め、市場での金利形成に影響を持っています。このような観点からも、海外投資家に対する理解の促進は極めて重要な意義を持っているものと考えられます。

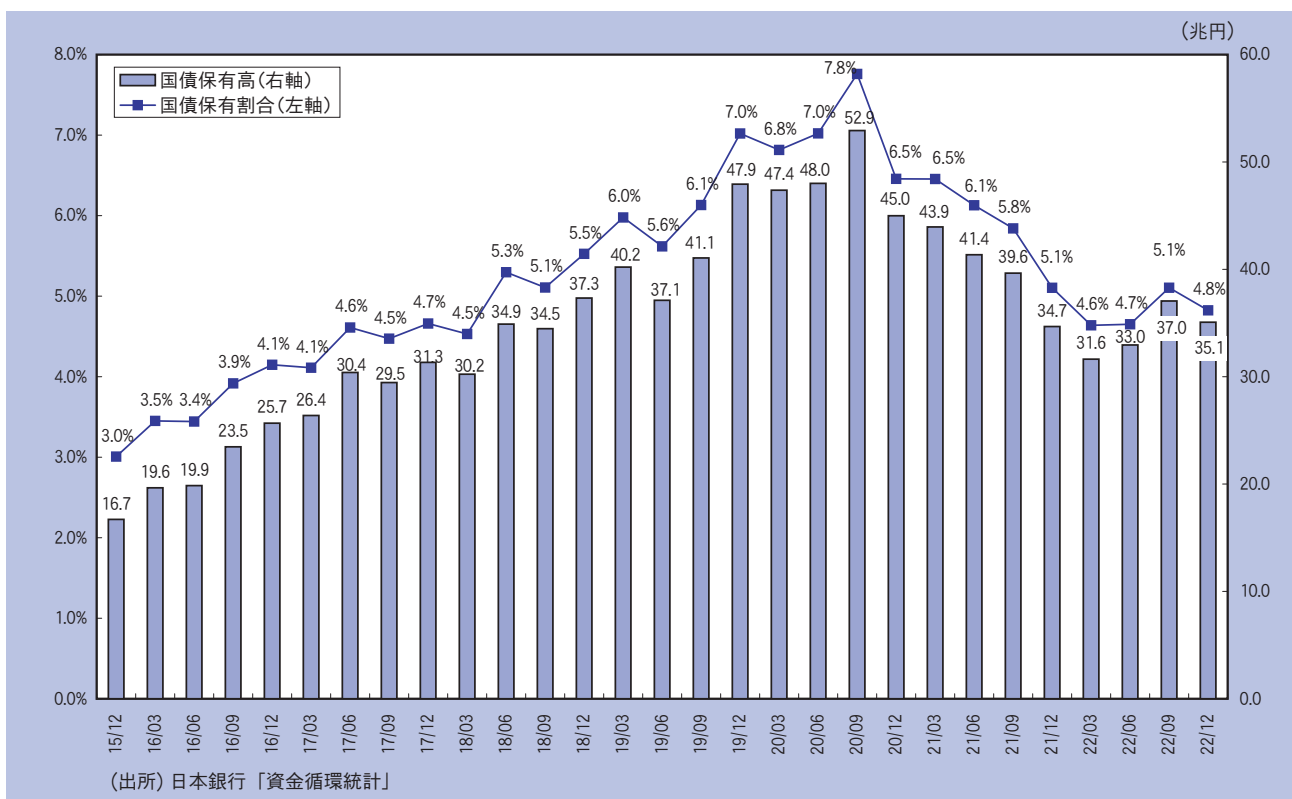
近年では、多人数を対象としたセミナー形式に代わり、個別投資家訪問を中心に据えた説明を実施していますが、これは、投資家ごとに直接対話することによって、投資家ニーズのよりきめ細かい把握とそれへの対応が可能となり、日本国債の更なる理解にとって有意義なものになるという考えに基づくものです (①)。

また、海外への訪問に加え、来省した海外投資家との面談や国内で開催されるセミナーへの参加についても、海外投資家に対する理解を促すものとして対応しています (②)。

① 「論点整理」において、安定的に国債を保有する傾向が強い年金基金、生命保険、中央銀行等を重視し、ネットワークを構築・維持することが重要との指摘がなされたことを踏まえて、これらの投資家に、より重点的に訪問を行っています。

② 更に、国債発行計画の策定や変更、その他国債管理政策に係る重要な情報を発信する際には、英語版プレスリリースを日本語版と同時に公表するほか、日本国債ニュースレターやメール等を通じて機動的に海外投資家に対して情報発信を行っています。

(図1-19) 海外の国債保有者割合の推移



## コラム5 平成22年度の海外IR

平成17年1月以降、海外投資家による日本国債の保有を促進し、保有者層の多様化を図るため、国債に係る海外説明会（海外IR）を実施しています。

平成22年度については、欧州、北米、中東、アジアにおいて全6回の海外IRを実施しました。中東では、複数の投資家を一同に集めたセミナー形式の説明会を開催しましたが、その他はすべて個別投資家訪問により、直接対話する形式での説明を行いました。また、海外への訪問に加え、来省した海外投資家との面談や国内で開催されるセミナーへの参加についても対応しており、今年度については、30件以上の投資家との面談、4件のセミナーへの参加がありました。

いずれの個別投資家訪問においても、投資家からは日本経済の今後の成長分野等につき忌憚ない意見や質問が出される一方、財務省としても現地の経済情勢や投資家の動向について情報を意欲的に聴取するなど、活発なやり取りが行われています。

海外投資家の中には、為替リスクが取れない、トータルの利回りが低すぎるといった理由から、日本国債保有に必ずしも積極的ではない投資家がいるのも事実ですが、日本国債は極めて優良な金融商品であるとの評価や、日本の動向には常に注目している、主要な経済指標はモニターしているといった声も聞かれており、日本の経済・財政状況に対する注目度は相当大きいものと考えられます。

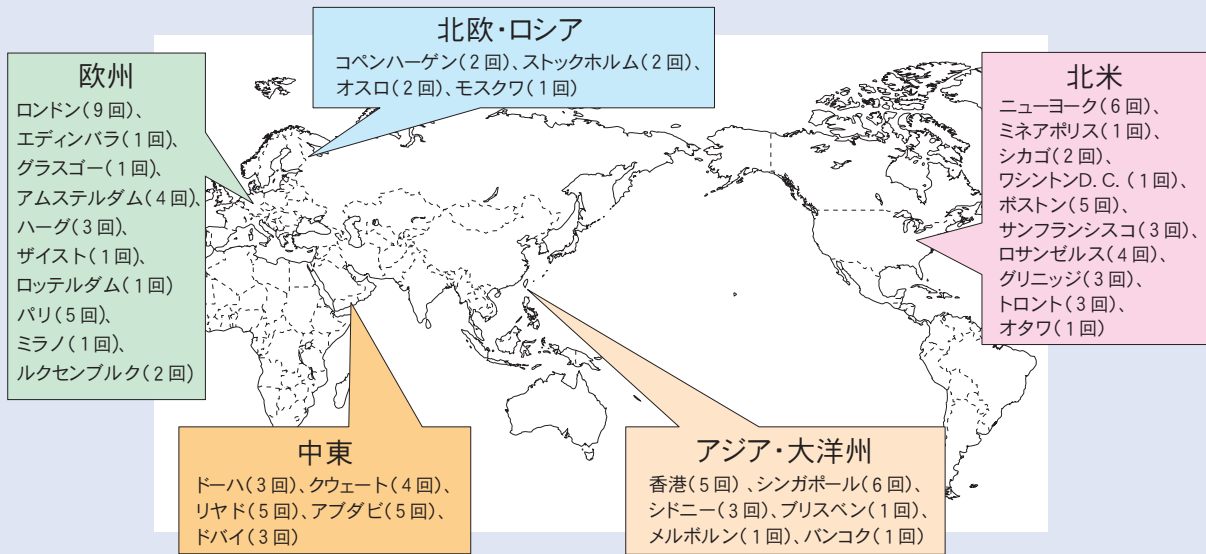
このような日本経済に対する興味を日本国債への投資につなげるべく、現在の日本の経済・財政状況、今後の見通し等について、質疑応答を交えながら、計数のありきたりな説明や国債管理政策についての技術的な説明にとどまらず、国債の魅力について先方の関心に即した説明を行うとともに、日本の経済・財政政策についての前向きな情報発信を行うことに努めています。その結果、訪問した海外投資家から、率直な意見交換に対する好意的な声もたびたび聞かれているところです。

今後も、積極的な意見交換を中心としたIR活動を継続して行っており、日本国債への理解を深めてもらうことが、将来日本国債への投資を引き出す上で重要になってくると考えています。IR活動は、その成果が必ずしもすぐに現れるとは限らない、息の長い取り組みです。既に接触のある投資家とのコミュニケーションの継続と、新規の投資家の発掘という両面に目を配り、今後とも、意義あるIR活動を展開していきたいと考えています。

(図c5-1) 海外IRの様子



(図c5-2) 海外IRの実績



※2011年 3月末現在



# 第Ⅱ編

## 制度編

本編では、債務管理政策の制度全般  
についてご紹介します。



# 第1章 国債

## 1 国債発行市場

### (1) 国債の制度的枠組み

国債（JGB）を発行根拠別に分類した場合、普通国債及び財政投融资特別会計国債（財投債）に大別されます（☞）。普通国債はその利払・償還財源が主として税財源により賄われるのに対し、財投債はそれが主として財政融資の貸付先からの回収金によって賄われます。なお、普通国債及び財投債はいずれも国債（JGB）の一種であり、合わせて発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

☞その他に、交付国債、出資・抛出国債、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債及び日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債があります。

〔図2-1〕国債の発行根拠別分類

国債（JGB）	普通国債	新規財源債	建設国債
			特例国債
	借換債		
財政投融资特別会計国債（財投債）			

（注）国債には、普通国債及び財投債以外に、交付国債、出資・抛出国債、株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債及び日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債があります。

#### A 普通国債

普通国債には、新規財源債（建設国債と特例国債）及び借換債があります。

なお、これらのうち建設国債及び特例国債は一般会計において発行され、その発行収入は一般会計の歳入の一部となります。

##### a 建設国債

財政法第4条第1項は、国の歳出は原則として公債（国債）又は借入金以外の歳入をもって賄うことと規定していますが、一方で、同項ただし書により公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、例外的に国債発行又は借入金により調達することを認めています。この財政法第4条第1項ただし書に基づいて発行される国債は「建設国債」と呼ばれています。

この建設国債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、一般会計予算総則に計上されています（☞）。

☞この限度額の議決を経る際に、その参考として、年度別の償還予定額を示し、償還方法・償還期限を明らかにする償還計画表を国会に提出することとされています。

## b 特例国債

建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合には、政府は公共事業費等以外の歳出に充てる資金を調達することを目的として、特別の法律によって国債を発行することがあります。通常、これらの国債は「特例国債」と呼ばれますが、その性質から「赤字国債」と呼ばれることもあります。

特例国債は、建設国債と同様に国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされ、一般会計の予算総則にその発行限度額が計上されています（☞①）。

特例国債の発行は特例的に行われるもので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た範囲内で、税金など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります（☞②）。

## c 借換債

普通国債については、60年償還ルールに基づいて償還額の一部を借り換えるための資金を調達するために借換債が発行されます。なお、借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入は同特別会計の歳入の一部となります。

借換債の発行に当たっては、その発行限度額について国会の議決を経る必要はありませんが、これは、建設国債や特例国債のような新規財源債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。

なお、国債の満期償還が集中した場合の影響の緩和や各年度の国債市中発行額の大幅な変動の抑制、金融情勢などに応じた借換債の弾力的な発行などを可能にするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行も認められています。この前倒し発行は、毎年度の特別会計予算総則であらかじめ国会の議決を経た限度額の範囲で行われています。

☞①参考として、国会での審議の際には建設国債と同様に、償還計画表を提出することになっています。

☞②このような考え方から、毎会計年度の税金の収納期限である翌年度の5月末まで、税金など他の歳入の状況を考慮して特例国債の発行額の調整を行えるよう、特例国債の発行時期を翌年度の6月末までとする出納整理期間発行の制度が例年設けられています。

参照：第1章3(1)減債制度 P.56

## B 財政投融资特別会計国債（財投債）

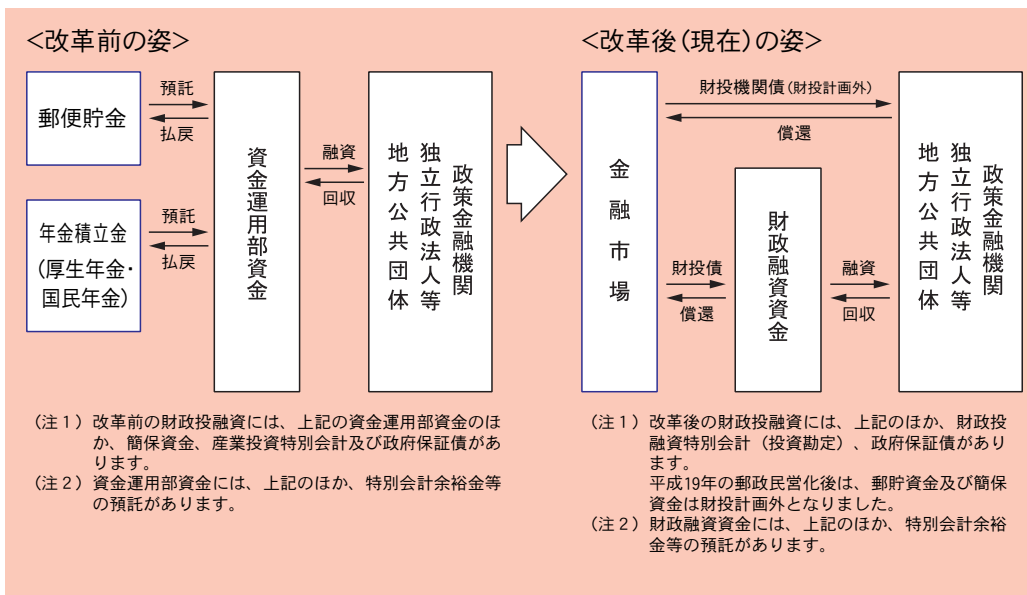
平成13年度の財政投融资制度改革に伴い、財政融資資金において運用の財源に充てるため、財政投融资特別会計国債（いわゆる「財投債」）を発行しています。財投債は国がその信用に基づいて発行するもので、他の国債と同様に発行限度額について国会の議決を経ていきます（特別会計に関する法律第62条第2項）。なお、財投債の発行収入は財政投融资特別会計の歳入の一部となります。

ただし、財投債は、その償還や利払が財政融資資金による独立行政法人などへの貸付回収金により行われているという点で、将来の租税を償還財源とする建設国債・特例国債とは異なるため、公表資料の中では、通常、普通国債残高と財投債残高は区分して示されています（☞）。

参照：コラム7  
「政府債務残高の定義」  
P.86

☞財投債は、国連が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）上も一般政府の債務には分類されていません。

（図2-2）財政投融资改革の概要



## C その他の国債

国債には、普通国債及び財投債以外に、次に掲げる種類のものがあります。

### a 交付国債

交付国債とは、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券で、債券の発行による発行収入金が発生しないものです。

現在発行されている交付国債は、先の大戦により、物的、精神的損失を受けた戦没者などの遺族や強制引揚げを余儀なくされた引揚者などに対して、弔慰金、給付金などの金銭の支給に代えて交付されています。

これらの交付国債は、財政支出の平準化などの観点から、償還金の支払いを数年間に分割して、割賦の方法で償還されています（☞）。

☞その発行目的や償還金の給付を受ける人が限定されているという性格から、記名式の現物債であり、原則として、譲渡や担保権の設定などの処分が禁止されています。

**b 出資・抛出国債**

出資・抛出国債は、交付国債の一種で（☞）、我が国が国際機関へ加盟する際に、出資又は抛出する現金に代えて、その全部又は一部を払い込むために発行される国債で、いずれも無利子、譲渡禁止、要求払い（当該機関が我が国の通貨を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されています。）となっています。

現在、我が国の出資・抛出国債の発行実績は、国際通貨基金（IMF）など12機関で18銘柄となっています。国際機関に対して、国債による払込みが認められるのは、当該機関の運営上、当面通貨を必要としない場合であって、このことは各機関を設立する協定に規定されています。

また、国内法上は、各国際機関への加盟措置法で、国債での出資や抛出ができるようになっています。

**c 株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債**

株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債とは、株式会社日本政策投資銀行（以下「政投銀」といいます。）が行っている危機対応業務を円滑に実施するため、政投銀の財務基盤を強化することを目的に発行・交付している国債で、無利子、譲渡禁止、要求払い（政投銀が財務基盤の強化を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されています。）となっています。

**d 日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債**

日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債とは、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、平成21年3月2日及び同21年3月24日に、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の債務に係る債券（額面総額：約8,268億円）を一般会計が承継して国債としたものです。

☞ 「出資」と「抛出」の定義の違いは、必ずしも明確ではありませんが、通常、我が国が国際機関の構成員として「投票権（株主としての発言権）」を取得するために払い込むものを「出資」といい、これらの機関内に設けられている特別基金（無利子・長期の貸付を行うための原資）の財源充実に協力するために払い込むものを「抛出」といっています。

## (2) 国債の種類

国債は、国が発行し、利子及び元本の支払い（償還）を行う債券です。短期国債を除き、利子は半年に1回支払われ、満期時に元本が償還されます。現在発行されている国債は、短期国債（6ヶ月、1年）、中期国債（2年、5年）、長期国債（10年）、超長期国債（20年、30年、40年）、個人向け国債（固定3年、固定5年、変動10年）に大別されます。

このうち短期国債は、すべて割引国債です。割引国債とは、額面金額を下回る価格で発行され、途中での利子は支払われず、満期時に額面金額で償還される国債です（㊦）。

一方、中期国債、長期国債、超長期国債及び個人向け国債（固定3年、固定5年）は、固定利付国債です。固定利付国債とは、満期までの半年毎に、発行時にあらかじめ決められた利率（表面利率、クーポン・レート）で計算された利子が支払われ、満期時に額面金額で元本が償還される国債です。個人向け国債（変動10年）は、一定のルールに基づき適用される利率が変動する国債です。

また、新規の発行を見合わせていますが、15年変動利付国債は、個人向け国債（変動10年）同様、一定のルールに基づき、適用される利率が変動する国債です。同じく発行を見合わせている物価連動国債は、利率は固定されていますが、物価の動向に連動して元金額（元本）が増減し、併せて利子も増減する国債です。

㊦平成21年2月からは、短期国債は政府短期証券との統合発行を開始し、国庫短期証券（Treasury Discount Bills、略称：T-Bill）という統一名称の下で発行され市中で流通していますが、従来の財政制度上の位置付けは変更せず、引き続き短期国債として取り扱っています。

〔図2-3〕国債の種類（㊦①～④）

償還期間等	短期国債	中期国債	長期国債
	6ヶ月、1年	2年、5年	10年
発行形態	割引国債	利付国債	
最低額面単位	1,000万円	5万円	5万円
発行方式	公募入札 日本銀行乗換	公募入札 窓口販売 (募集取扱)	公募入札 窓口販売 (募集取扱)
入札方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式
非競争入札等	第Ⅰ非価格競争入札	非競争入札 第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	非競争入札 第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札
譲渡制限	あり（㊦②）	なし	なし
発行頻度 (23年度計画)	割引短期国債1年：月1回 割引短期国債6ヶ月：総額0.9兆円	それぞれ月1回	月1回

㊦①15年変動利付国債は平成20年5月、物価連動国債は平成20年8月にそれぞれ発行されて以降は発行されていません。

㊦②短期国債は法人（一定の信託の受託者を含む。）のみ、個人向け国債は個人（一定の信託の受託者を含む。）のみ、物価連動国債は一定の条件を満たす法人等のみに、それぞれ譲渡可能です。

㊦③平成23年度においては、30年債の3月、4月、6月、7月発行分は3月債として原則リオープン発行、9月、10月、12月、平成24年1月発行分は9月債として原則リオープン発行とします。なお、平成24年3月発行分は平成24年度発行分の一部と同銘柄になります。40年債の5月、8月、11月、平成24年2月発行分は5月債として原則リオープン発行とします。

㊦④償還時の元本保証の付与など商品性の見直しを検討しつつ、市場の状況によっては発行を再開することがあります。

償還期間等	超長期国債			個人向け国債	物価連動国債	変動利付国債
	20年	30年	40年	固定3年、固定5年、変動10年	10年（㊦①）	15年（㊦①）
発行形態	利付国債					
最低額面単位	5万円	5万円	5万円	1万円	10万円	10万円
発行方式	公募入札	公募入札	公募入札	窓口販売 (募集取扱)	—	—
入札方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式	利回り競争入札・ タッチ方式	—	—	—
非競争入札等	第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	第Ⅱ非価格競争入札	—	—	—
譲渡制限	なし	なし	なし	あり（㊦②）	あり（㊦②）	なし
発行頻度 (23年度計画)	月1回	年8回 （㊦③）	年4回 （㊦③）	固定3年：月1回 固定5年・変動10年： 年4回	（㊦④）	予定なし



### (3) 国債市場特別参加者制度

国債の大量発行が今後も続くと思込まれる中、我が国では平成16年10月以降、「国債市場特別参加者制度」を導入しています。これは、欧米主要国において、一般に、国債の安定消化促進、国債市場の流動性維持・向上などを図る仕組みとして導入されている、いわゆる「プライマリー・ディーラー制度」を参考としています。

この制度は、国債入札への積極的な参加など、国債管理政策上重要な責任を果たす一定の入札参加者に対して、国債発行当局が特別な資格を付与するものであり、その概要は以下のとおりです。

#### A 目的

国債市場において重要な役割を果たし、特別な資格及び責任を伴い国債管理政策の策定・遂行に協力する「国債市場特別参加者」及び財務省等により、国債の安定的な消化の促進、国債市場の流動性の維持・向上等を図ります。

#### B 特別参加者の責任

- ・ 応札責任：全ての国債の入札で、相応な価格で、発行予定額の3%以上の相応の額を応札すること。
- ・ 落札責任：直近2四半期中の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンについて、発行予定額の一定割合（原則1%）以上の額の落札及び引受を行うこと。
- ・ 流通市場における責任  
：国債流通市場に十分な流動性を提供すること。
- ・ 情報提供：財務省に対して、国債の取引動向等に関する情報を提供すること。

#### C 特別参加者の資格

- ・ 国債市場特別参加者会合への参加  
：財務省が原則四半期ごとに開催する特別参加者との会合（国債市場特別参加者会合）に参加し、財務省と意見交換等を行うことができます。
- ・ 買入消却入札への参加  
：買入消却のための入札に参加できます。
- ・ ストリップス債の分離・統合  
：ストリップス債の分離・統合の申請を行うことができます。
- ・ 非価格競争入札への参加  
：通常の競争入札と同時にされる第Ⅰ非価格競争入札及び競争入札後に行われる第Ⅱ非価格競争入札に参加できます（ともに、過去の落札実績(第Ⅰ)・応札実績(第Ⅱ)等に基づき、各社ごとに定められた限度額内で、競争入札の加重平均価格により国債を取得できる入札です。）。
- ・ 流動性供給入札への参加  
：国債市場の流動性の維持・向上等を目的として実施される流動性供給入札に参加できます。
- ・ 金利スワップ取引への優先的な参加  
：財務省が実施する金利スワップ取引の優先的な取引相手となることができます。

## D 経緯

- ・平成16年10月：国債市場特別参加者制度の導入（国債市場特別参加者の指定、国債市場特別参加者会合の開催開始、第Ⅱ非価格競争入札開始）
- ・平成17年4月：第Ⅰ非価格競争入札開始
- ・平成18年1月：金利スワップ取引の実施
- ・平成18年3月：国債募集引受団（シ団）制度の廃止
- ・平成18年4月：流動性供給入札開始

## （4）発行方式

国債の発行の方式は、市中発行方式、個人向け発行方式及び公的部門発行方式に大別されます。

### A 市中発行方式

国債の市中発行に当たっては、公募入札を基本として、市場実勢を反映した条件設定が行われています。

#### a 価格（利回り）競争入札

価格（利回り）競争入札とは、財務省が提示した発行条件（発行予定額、償還期限、表面利率（クーポン・レート）など）に対して、入札参加者が、落札希望価格（又は利回り）と落札希望額を入札し、その入札状況に基づいて発行価格と発行額を決定する入札方式です。

価格（利回り）競争入札では、価格の高いもの（又は利回りの低いもの）から順に、原則として予定額に達するまでの額が落札されます。その際、我が国では、発行する国債の種類によって、各落札者自らが入札した価格（又は利回り）が発行条件となるコンベンショナル方式と、各落札者自らの入札価格（又は利回り）にかかわらず均一の発行条件（募入最低価格／募入最高利回り）となるダッチ方式を使い分けています（☞①）。

また、国債の流動性を高めるなどの目的で、平成13年3月より、即時銘柄統合（即時リオープン）方式が導入されています。これは、新たに発行する国債の元利払日と表面利率が、既に発行した国債と同一である場合、原則として当該既発債と同一銘柄の国債として追加発行（リオープン）することとし、この新たに発行する国債を発行した時点から、当該既発債と同一銘柄として取り扱う方式です。

なお、即時リオープン方式の導入に伴い、新たに発行される国債についても経過利子が発生するようになりました（☞②）。

さらに、平成18年4月からは流動性供給入札が導入されました。これは、国債流通市場の流動性の維持・向上を図ることを目的として、流動性の不足している銘柄を追加発行するものです。

☞①40年債で利回り競争入札・ダッチ方式を採用している外は、価格競争入札・コンベンショナル方式を採用しています。

☞②国債を購入した場合、初回の利子についても6ヶ月分の利子が支払われますが、購入から初回の利子支払日までの期間が必ずしも6ヶ月間とは限らないため、受け取る利子の額を実際の保有期間に見合ったものに調整する必要が生じます。つまり、経過利子とは、国債を保有していなかった期間（6ヶ月－実際の保有期間）の利子に相当する額のこと、国債の購入時に購入者が支払う調整額です。



**b 非競争入札**

2年・5年・10年固定利付国債については、入札額が小さくなる傾向がある中小入札参加者に配慮し、非競争入札が行われています。非競争入札とは、価格競争入札と同時に応募が行われ、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする入札です。入札者は、価格競争入札または非競争入札のいずれか一方に限り応募することができます。

発行限度額は発行予定額の10%であり、応募限度額は、各入札参加者（☞）につき10億円です。

**c 第Ⅰ非価格競争入札及び第Ⅱ非価格競争入札**

第Ⅰ非価格競争入札は、価格競争入札と同時に応募が行われ、発行予定額のうち10%を発行限度額とし、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする入札です。国債市場特別参加者にのみ参加資格が認められ、直近2四半期の落札実績に応じて決められる各社ごとの応札限度額まで応札・落札できます。

第Ⅱ非価格競争入札は、価格競争入札における加重平均価格（利回り競争入札の場合は発行価格）を発行価格とする、価格（利回り）競争入札の結果公表後に行われる入札です。国債市場特別参加者にのみ参加資格が認められ、直近2四半期の応札実績に応じて決められる各社ごとの応札限度額（☞）まで応札・落札できます。

☞ 信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫には限度額は適用されません。

☞ 価格（利回り）競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札における当該参加者の落札額の合計の15%に相当する額を超えない額となります。

**B 個人に向けた発行方式****a 個人向け国債**

平成15年3月より、個人の国債保有を促進するため個人向け国債（変動10年）の発行を開始しました。また、様々な個人投資家のニーズへの対応や、販売の促進のため、固定5年や固定3年を導入し、また、一層の販売促進を考慮して種々の商品性の改善を行っています。

個人向け国債は、一定の募集期間に証券会社、銀行等の金融機関や郵便局といった取扱機関（平成23年3月7日現在、取扱機関数1,102機関）で募集の取扱いにより発行されています。この方式では、取扱機関は、国の委託に基づき、個人投資家から個人向け国債の取得の申込みを受け付け、販売します。国は、募集取扱額に応じて取扱機関に手数料を支払います。

**b 一般の利付国債についての新型窓口販売方式**









平成19年10月より、個人投資家の国債の購入機会をさらに広げるため、個人向け国債に加えて、一般の利付国債（2年・5年・10年利付国債）の新型窓口販売方式を導入しました。

この新型窓口販売方式は、それまで郵便局のみで行われていた募集取扱方式による国債の窓口販売を一般の民間金融機関でも行えるようにしたものであり、これにより多数の金融機関で手軽に、かつ、ほぼ常時国債を購入することができるようになりました。

新型窓口販売方式では、個人向け国債の場合と同様に、国は募集取扱機関（平成23年3月1日現在、755機関）に国債の募集・販売を委託します。なお、募集取扱機関は、一定期間、財務省の指定する価格で国債の募集・販売を行いますが、募引受義務はありません。

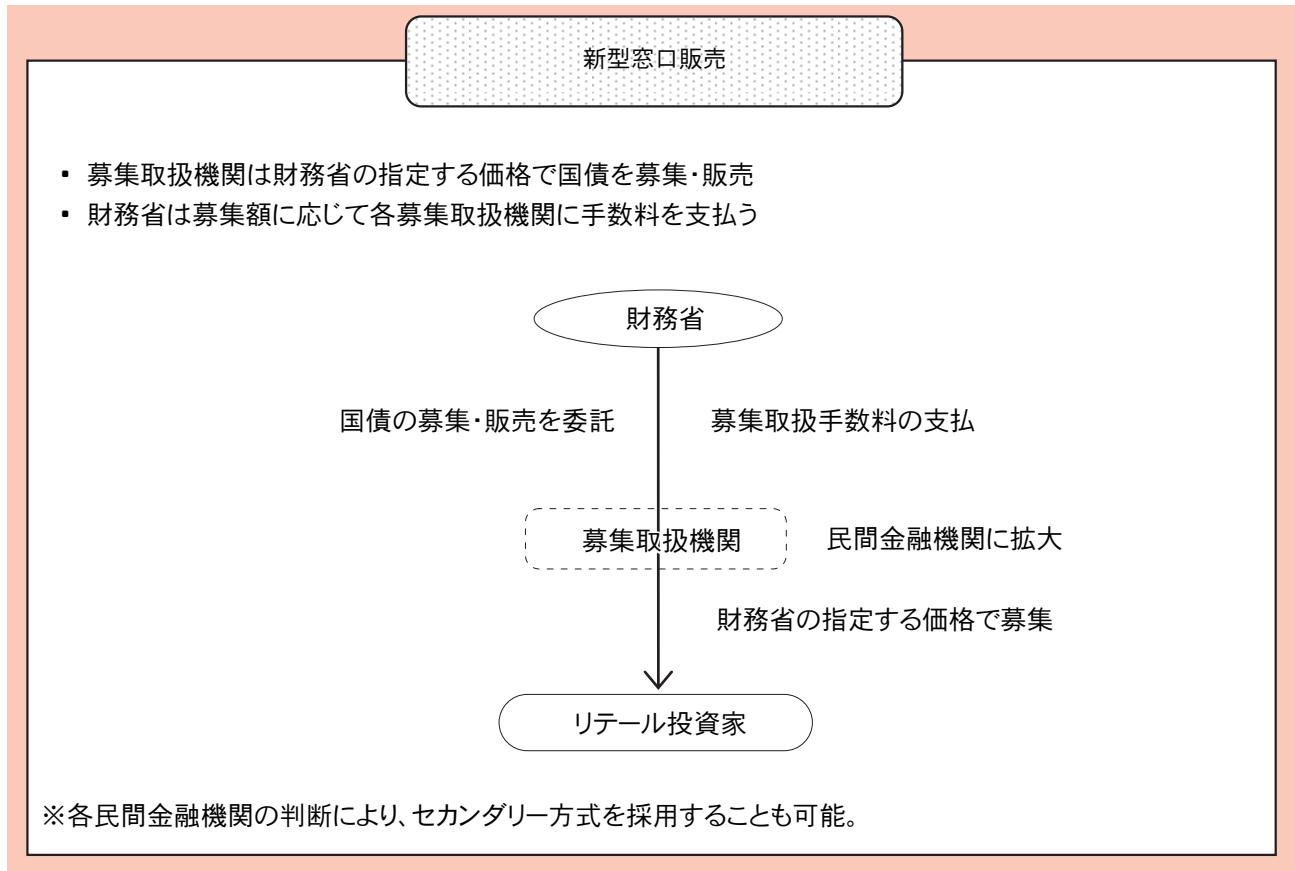
参照：第Ⅰ編4「保有者層の多様化」P.25

(図2-4) 個人向け国債と新型窓口販売との比較

	個人向け国債			新型窓口販売国債		
						
	3年固定利付 	5年固定利付 	10年変動利付 	2年固定利付 	5年固定利付 	10年固定利付 
発行頻度	毎月(年12回)	年4回		毎月(年12回)		
購入単位及び購入限度額	最低1万円から1万円単位で上限なし			最低5万円から5万円単位、ただし一申込みあたりの上限は1億円		
販売価格	額面金額100円につき100円 (中途換金時、償還時でも価格は一定)			発行ごとに財務省で決定 (満期償還せずに途中売却する場合は価格が変動)		
購入対象者	個人に限定			制限なし (法人やマンションの管理組合なども購入できる)		
金利タイプ	固定金利		変動金利	固定金利		
中途換金	発行後1年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能	発行後2年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能(①)	発行後1年経過すればいつでも国の買取による中途換金が可能	市場でいつでも売却が可能 (ただし、その時々々の市場価格となるため、売却損/益が発生。また、国の買取による中途換金の制度はない)		
導入時期	平成22年7月	平成18年1月	平成15年3月	平成19年10月		

①平成24年4月から中途換金禁止期間を「発行後1年」に変更します。  
 ②平成24年4月から「直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8」に変更します。

(図2-5) 新型窓口販売



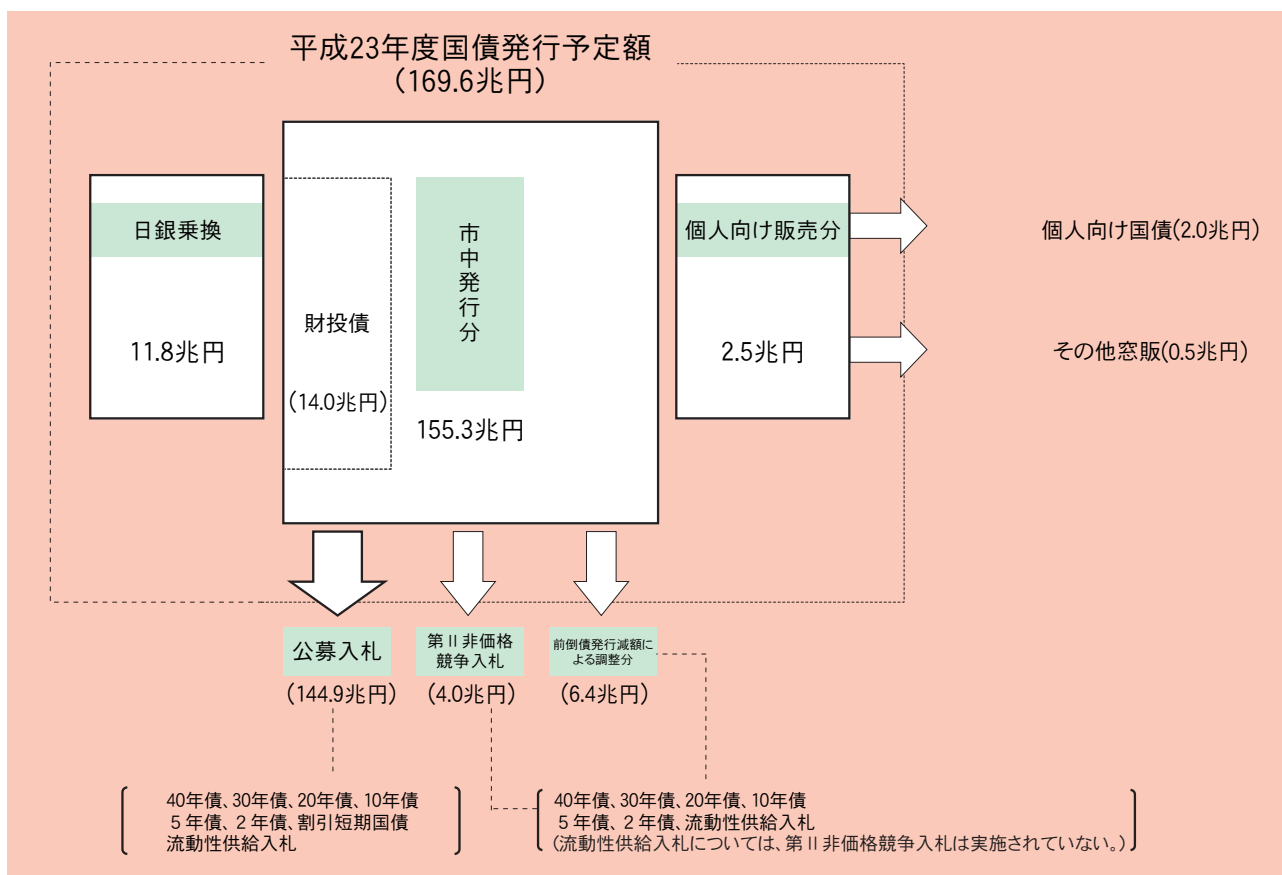
### C 公的部門発行方式（日銀乗換）

財政法第5条では、日本銀行による国債の引受けを禁止していますが、同条ただし書きにおいて、特別の事由がある場合には、国会の議決を経た金額の範囲内で、例外が認められています。これに当たるのが、日本銀行が保有している国債の償還額の範囲内で、借換債を引き受ける場合（いわゆる「乗換引受」）です。

日本銀行は、金融市場調節を通じて多くの国債を保有していますが、その保有分を現金で償還する場合には、国債発行当局は、その償還資金調達のために市場で借換債を発行する必要があります。

しかし、仮に大量の借換債を市場で発行することになれば、結果として、民間部門が資金不足となり、この資金不足を解消しようと、日本銀行が借換債の相当額を民間から購入して資金を供給する必要が生じてしまいます。このような迂回を避けるため、日本銀行の保有する国債の借換えに必要な金額に限定して乗換が認められています。

（図2-6）平成23年度国債発行予定額（当初ベース）



## (5) 国債発行の事務

### A 日本銀行の国債取扱事務

国債の発行や償還などの事務は、国が直接取り扱っているわけではなく、その大部分が日本銀行に委託されています。日本銀行の事務取扱の範囲は以下のとおりです（☞）。

- ・起債の関係…応募の受付、募入額の決定通知、払込金の受領と国債の発行、収入金の受入整理等
- ・償還・利払の関係…元利金の支払い、償還資金の受入整理・払出整理等

### B 日銀ネット国債系システム

日銀ネット（日本銀行金融ネットワークシステム）は、日本銀行と市中金融機関との間をオンライン化し、各種事務手続の効率化、ペーパーレス化を図ることを目的として開発され、営業系と国債系の2つのシステムから成り立っています。このうち、国債系においては、国債の入札発行の各手続・振替決済が行われています。

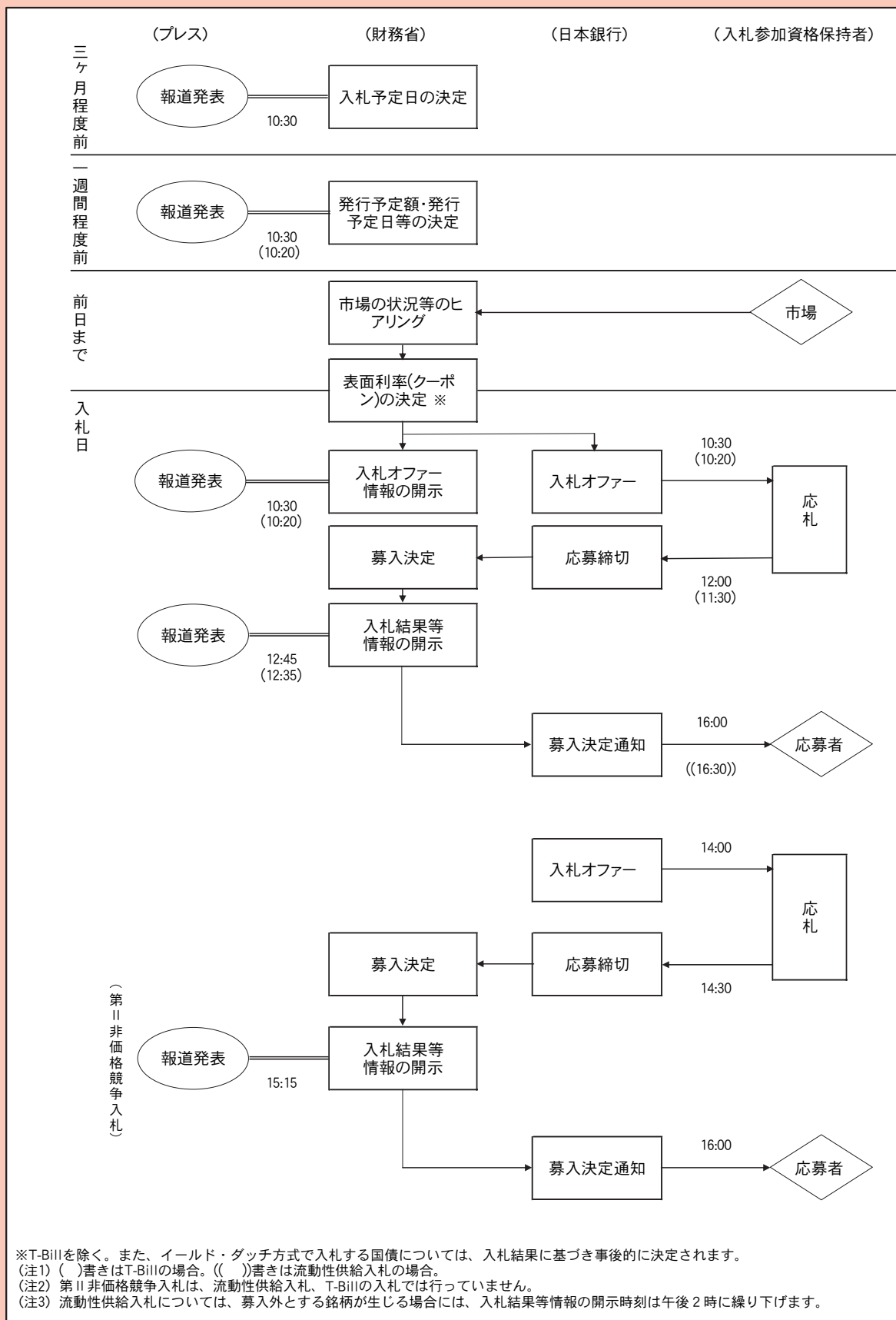
日銀ネット国債系システムを使用して行うことのできる事務手続は、次のとおりです。

- ・オファー通知（日本銀行→入札参加者）
- ・応募申込み（応募者→日本銀行）
- ・応募集計とその状況の財務省に対する報告
- ・応募者に対する募入（または割当）決定通知（日本銀行→応募者）
- ・発行と払込（日本銀行←→応募者）

☞これらの国債に関する事務は、日本銀行の本店、支店、代理店において取り扱われています。

C 公募入札による国債発行手順

(図2-7) 公募入札による発行手順



## 2 国債流通市場

国債は、国の財政資金の調達手段であるとともに、刻々と変化する金融市場・証券市場で取引される金融商品でもあります。国債が円滑に発行され、債券・金利の指標としての役割を果たすには、透明性や流動性が確保され、安全かつ効率的に決済が行われる流通市場の存在が必要不可欠です。ここでは、国債が市場でどのように取引されているか、また、その決済がどのように行われているかについて説明します。

### (1) 店頭取引と取引所取引

公社債の流通市場は、証券会社などの店頭で取引される店頭取引と証券取引所で取引される取引所取引に分けられますが、公社債の銘柄の多さに伴う取引や事務の多様性、売買内容の複雑さなどを理由に、取引所取引において希望する売買を成立させることが容易でないことから、店頭取引が主流となっています。

店頭取引の売買価格は、売買当事者間の自由な取決めにより決定されるのが原則ですが、公社債の店頭売買を公正かつ円滑なものとするため、各証券会社が社内ルールに基づいた公正な価格で取引を行うことが、日本証券業協会の公正慣習規則で定められています(☞)。

取引所取引については、現在、2年・5年・10年・20年・30年・40年固定利付国債が、東京、大阪及び名古屋の各証券取引所に上場されており、取引所における日々の売買高が公表されています。

☞店頭市場における価格公示機能を拡充するため、日本証券業協会では、証券会社や金融機関からの報告に基づいて、毎営業日、公社債店頭売買参考統計値を公表しています。

(図2-8) 東京証券取引所の例

		国債売買制度
取引区分		普通取引
項目	売買立会時	午後0時30分から午後3時まで
	売買単位	額面5万円
	呼値の単位	額面100円につき1銭
	呼値の種類	指値及び成行
	制限値幅	当取引所が定める値幅(1円)
	売買立会の方法	売買システム(新派生売買システム)により行う
	売買契約締結の方法	個別競争売買
	売買の種類及び決済期日	普通取引 原則として売買契約締結の日から起算して4日目 (T+3) <sup>(☞)</sup>
	決済方法	日本銀行の国債振替決済制度による決済

☞売買契約締結の日から起算して4日目の日が利払期日前3日間のいずれかの日に当たる場合は、利払期日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)に決済を行います。  
(出所) 東京証券取引所



## (2) 国債のペーパーレス化

これまで、国債の保有形態としては、現物債（無記名証券）、登録債（☞①）、振替債（☞②）、の3つの方法が混在していました。

しかし、現物債や登録債の制度では大量の国債取引やその決済処理を迅速かつ機動的に行うことが難しくなったこと、振替債にも制度面で不十分な点があったことから、国債の決済制度の大幅な見直しの必要性が生じました。さらに、近年、我が国の証券市場全体の国際競争力を左右する制度的基盤ともいえる証券決済システムを、より安全で効率性の高いものに改革していくことが急務であるという認識が高まり、その結果、平成14年6月には「証券決済システム改革法」が成立し、有価証券のうち社債、国債などを対象とする券面を必要としない統一的な振替決済制度や、安全で効率的な決済を可能とするための清算機関制度などが整備されました。

これに対応して、平成15年1月より、国債の決済制度は、「社債等の振替に関する法律」（現在の「社債、株式等の振替に関する法律」）に基づく新しい振替決済制度へと移行し、その結果、それ以降発行される国債の完全ペーパーレス化が実現することになりました（☞③）。

このため、現在、国債の取引は、各保有者が金融機関等に開設した振替口座への記録によって行われています。この振替口座への記録については、日銀の決済システムである日銀ネットを利用しています。

ペーパーレス化されることにより、例えば、国債を購入した場合には、券面を受け取る代わりに、振替口座において購入した国債の残高が増える（増額の記録がなされる）こととなり、逆に、売却した場合には、券面を引き渡す代わりに、振替口座において売却した国債の残高が減る（減額の記録がなされる）こととなります。また、国債を取引した場合には、振替口座を管理する金融機関などが発行する「取引残高報告書」などの書類で保有残高などを確認することができます。

新しい振替決済制度は完全なペーパーレスであるため、券面の紛失や偽造といった事態がなくなるほか、国債の取引の迅速化や効率化に資する、取引関係が明確化されるといったメリットがあります。また、利子や元本の受取りを忘れてしまうこともありません。

☞①証券の発行を行わず、日本銀行の国債登録簿に国債権者の氏名、住所、国債の名称、金額などを登録するものをいいます。

☞②金融機関等が国債保有者である顧客から国債の寄託を受け、これを自己の保有する国債と併せて日本銀行へ再寄託（自己保有分については寄託）しておき、国債取引に伴う受渡しを帳簿上の口座振替により行うものをいいます。

☞③これまでも、振替国債が99%近くを占め、現物債及び登録国債は、わずしか存在していませんでしたが、新しい振替決済制度では、新たに発行される国債の100%ペーパーレス化が実現しました。

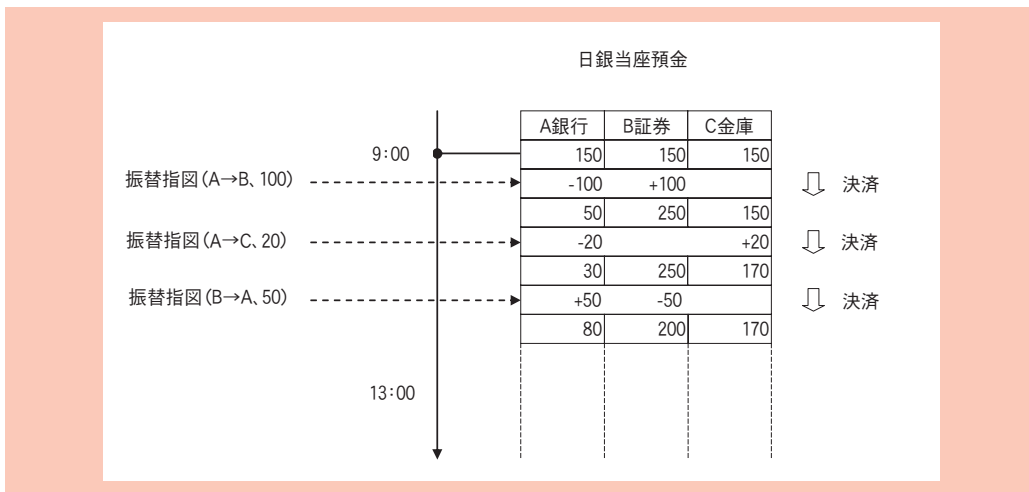


### (3) 国債取引に係る決済制度の整備

日銀ネットは、民間金融機関同士の資金決済だけでなく、国債取引の決済にも利用されています。

日銀ネットでは、平成6年にDVP決済（Delivery versus Payment）<sup>①</sup>が導入され、平成13年1月には、従来の時点ネット決済<sup>②</sup>から即時グロス決済（RTGS: Real-Time Gross Settlement）<sup>③</sup>に変更されるなど、システムック・リスクの顕現化を回避する方策が実施されてきました。市場参加者においても、国債決済のRTGS化に伴う決済件数や事務負担の大幅な増加に対応するための検討が行われ、平成12年8月に「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」が策定されました。具体的には、同ガイドラインにおいて、決済の円滑化・効率化等の観点から、海外の主要市場で定着しているフェイル慣行、カットオフ・タイムやリバーサル・タイム<sup>④</sup>、バイラテラル・ネットティング<sup>⑤</sup>等が導入されることになりました。

(図2-9) 日銀当座預金決済におけるRTGSの例



以下では、国債取引に係る決済制度についてこれまでの検討の経緯と最近の主な議論を紹介します。

①DVP決済とは、証券の受渡しと資金の受払いを相互に条件付け、一方が行われない限り他方も行われなようにすることにより、証券決済に伴う「元本の取りはぐれ」リスクを削減する決済手法をいいます。

②時点ネット決済とは、決済システムが受け付けた振替指図（支払指図）を一定の時刻（=時点）まで溜めておき、その時点での「総受取額－総支払額」の差額のみを入金ないし引落しする仕組みです。同決済方式のもとでは、決済時点において、1件でも決済不履行が生じると、すべての参加金融機関のすべての支払指図の決済を差し止めて繰戻しを行う必要があり、ひいては、決済システム全体が混乱に陥るおそれ（システムック・リスク）がありました。

③即時グロス決済（RTGS）とは、決済システムが振替指図を受け付ける都度、1件毎に直ち（=即時）に、その全額（=グロス）を振り替える仕組みです。同決済方式のもとでは、指図1件毎に決済が行われるため、1件の決済不履行の直接の影響は指図の相手方に限定されます（システムック・リスクの削減）。

④カットオフ・タイムとは、一日の決済終了を視野に入れ、フェイル等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻であり、現行では14:00とされています。また、リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間であり、現行では14:00から16:30までとされています。

⑤バイラテラル・ネットティングとは、二当事者間において、履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金毎に差引計算し、それらの差額について決済を行う形態のことをいいます。ネットティングを活用することにより、市場全体の決済量の圧縮を図ることができます。

## A フェイル慣行の定着・普及

フェイルとは、取引当事者の信用力と異なる理由により、当初の予定どおり対象債券の受渡しが行われていない状態をいいます。また、フェイル慣行は、フェイル発生時の当事者間における一般的な事務処理方法を定めた市場慣行であり、フェイルの発生をもって直ちにデフォルトとしないことが基本となっています（☞①）。

我が国では、国債決済のRTGS化が図られた平成13年1月にフェイル慣行が導入されましたが、フェイルに対する理解不足や事務処理体制の未整備もあってフェイルを容認しない先が少なくなく、フェイル慣行の定着は十分ではありませんでした。こうした中、平成20年9月のリーマン・ショックでは、同社のデフォルトに連鎖する形でフェイルが前例のない規模で急増するとともに、フェイル発生リスクを回避するため新たなレポ取引そのものを手控える動きが広まったことによって、レポ市場のみならず国債市場全体の流動性が低下する事態となりました。こうした経験を踏まえ、平成21年5月に日本証券業協会公社債委員会の下部機関として「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」が設置され、市場横断的な検討体制の下、フェイルの頻発を抑制しつつフェイル慣行の更なる定着を図るための方策が検討されました。平成22年4月に最終報告書が公表され、同年11月1日から、フェイルチャージ（☞②）の導入、カットオフ・タイムの繰上げ等、フェイル慣行の見直しが実施されています。

なお、「論点整理」における「国債発行当局としても、市場参加者のイニシアティブによる流通市場改革に係る議論の後押しをするとともに、必要な対応をとることが望ましい」との指摘を踏まえ、財務省でも、国債市場特別参加者との合意形成を経て、平成23年1月から買入消却入札にフェイルチャージを導入しています。

## B 決済期間の短縮化

諸外国では、国際的なクロスボーダー取引の拡大を受け、決済リスクの一層の低減や証券決済システムの一層の効率化に向けた改革が着実に行われており、特に米国では、証券取引の翌日決済（T+1）の実現を目指し、検討が行われていました（☞①）。こうした状況を踏まえ、我が国でも、平成12年に金融審議会において証券決済制度改革に向けた提言がなされ、統一証券決済法制の整備とペーパーレス化、DVP決済の実現、STP化（Straight Through Processing、決済プロセスの電子一貫処理）の推進と着実に進展してきましたが、決済期間の短縮化については未着手となっていました。

こうした中、平成20年9月のリーマン・ショックでは、デフォルトやフェイルにより未決済残高が増大したことで流動性リスクが強く意識されることとなり、これを効果的に抑制・解消する上でも決済期間の短縮化が必要不可欠であることが改めて確認されることとなりました。こうした経験を踏まえ、平成21年9月に「証券決済制度改革推進会議」（☞②）の下部機関として「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」が設置され、市場横断的な検討体制の下、国債の売買取引の標準的な決済期間をT+2（以下「T+2化」）及びT+1（以下「T+1化」）とする対応の各々を可能にする決済実務・取引管理のあり方や、その実現に向けた課題・対応策が検討されてきました。

平成22年1月に金融庁が発表した「金融・資本市場に係る制度整備について」に基づき、同年6月に「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」が策定・公表さ

☞①具体的には、フェイルが発生した場合、原則として、契約解除権の行使や遅延損害金の授受は行わないこととされており、フェイルが長期にわたる場合、これを解消する方法としてバイ・イン等の事項が定められています。

ここで、バイ・インとは、フェイルの状態が一定期間継続している場合に、債券の受方がフェイル解消のために対象債券又は同種債券を買い入れることをいいます。

☞②フェイルチャージとは、フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいいます。フェイルチャージが導入されることにより、低金利下においても、フェイル発生を抑制する経済合理性が有効に機能すると考えられています（詳細については、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」等関連諸規則をご参照ください）。

☞①現在、国債取引については、米国、英国においてT+1決済を標準としているほか、独国でもT+2決済となっています。

☞②「証券決済制度改革推進会議」は、証券決済制度改革に係る俯瞰的・横断的な進捗管理に加え、商品・業界横断的課題の整理検討等に取り組むため、日本証券業協会が主宰する「証券受渡・決済制度改革懇談会」の下に設置されたものです。

れ、T+2化の実現時期を平成24年前半とすること、T+1化の具体的な実現方策等の検討を進めること、また、これらを踏まえて決済期間の短縮化に係る全体的な進め方について整理した上で平成22年12月末までに合意を図ることとされました。その後、平成22年12月に公表された中間報告書では、T+1化の実現可能性とその前提となる各種インフラ・制度の対応を継続的に検討していくとともに、実務的なフィービリティが確認されたT+2化について平成24年4月中の実現を目指すこととされ、平成23年3月には、T+2化の実施予定日が平成24年4月23日に決定されています。

### C 清算機関の態勢強化・利用拡大

平成13年1月の国債決済のRTGS化に併せてバイラテラル・ネットリングが導入されましたが、国債市場では、複数の市場参加者による売買・レポ取引が連続して行われており、全ての決済について取引の相手方と個別に行うことになると、事務面において煩雑かつ非効率であるばかりか、カウンターパーティ・リスクも考慮しながら取引を行わざるを得ません。このため、市場参加者同士が約定した取引について、清算機関が間に入って決済履行を保証し、資金や国債のネットリングを行う仕組みが求められることになりました。

平成13年3月、国債市場懇談会（☞）は、「流通市場における流動性向上のための提言」において国債清算機関の創設を提言しました。その後、ワーキング・グループでの検討等を経て、平成15年10月に国債市場におけるセントラル・カウンター・パーティー（CCP）である、株式会社日本国債清算機関（JGBCC）が設立され、平成17年5月から実際の業務が開始されました。これにより、JGBCC参加者同士の間で成立した債権・債務関係が、各参加者とJGBCCの債権・債務関係に単純化され、各参加者のカウンターパーティ・リスクは取引相手方からJGBCCに置き換えられることになりました。また、各参加者とJGBCCは、資金や同一銘柄の国債についてネットリングを行い差額のみを決済するため、決済件数や決済に必要な資金・国債、日中のエクスポージャーが大幅に削減されることになりました。

このようなJGBCCのリスク管理機能は平成20年9月のリーマン・ショック時にも確認されたところですが、当該機能をより効果的に活用する観点から、平成22年1月に金融庁が発表した「金融・資本市場に係る制度整備について」では、JGBCCの態勢強化と利用拡大を図るべきとされ、平成22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」では、JGBCCのガバナンスの充実を図った上で、参加者の破綻等緊急時における資金調達スキームの拡充やフェイルの割当ルールの明確化等に取り組む方針が示されました。これを受け、JGBCCにおいては、平成22年9月に日本証券クリアリング機構との連携強化を公表する等ガバナンスの拡充が進められており、フェイルの割当ルールについても、平成22年11月1日のフェイル慣行見直しに併せて明確化が図られました。また、JGBCCの利用拡大についても、国債決済で大きなシェアを占める信託銀行との間で、信託銀行の特性に配慮した制度設計の検討が行われており、平成26年前半を目途に信託銀行もJGBCCへの参加を目指すこととなっています。

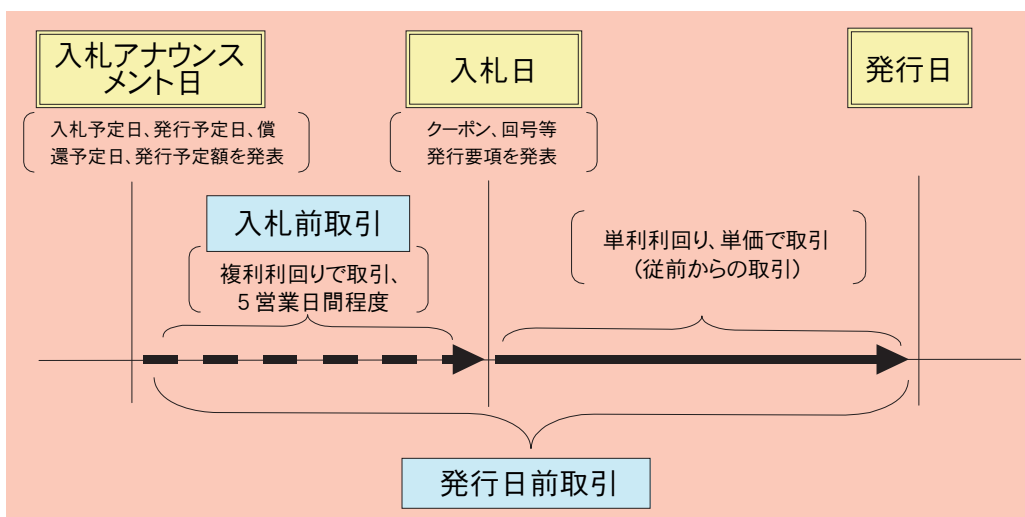
☞国債市場懇談会は、市場関係者との意見交換の場として、平成12年9月から平成16年8月まで開催されておりましたが、現在では、国債市場特別参加者会合の発足に伴い、発展的に解消されています。

## (4) WI取引

WI (When-Issued) 取引（発行日前取引）とは、国債の入札アナウンスメントが行われた日（原則入札日の1週間前）から発行日前日までに行われる取引をいいます。平成16年2月以降、従前から行われていた入札日から発行日までの取引に加え、入札日前の取引も行うことが可能になりました。

WI取引の価格は、入札前における新発債の需要動向を反映するため、落札価格の予測値として機能します。WI取引が活性化することにより、入札の不確実性が減少し、発行市場と流通市場とのリンケージが高まることから、発行体の効率的な資金調達にも寄与すると考えられます。

(図2-10) WI取引の概要



## (5) 債券先物取引

債券先物取引とは、将来の一定の期日に、今の時点で取り決めた価格で特定の債券を取引する契約のことです。国債の先物は、証券取引所において不特定多数の参加者が売買することを前提に、売買単位や受渡期日などの取引条件が定型化されています。

国債先物取引では、実際に発行されている国債そのものを対象として先物取引が行われているのではなく、「標準物」と呼ばれる取引の円滑化を図るために証券取引所が利率、償還期限などを標準化して設定したものを取引の対象として先物取引が行われます。

取引当事者は、一定期間のうち、いつでも反対売買（例えば買い持ちしている国債先物の単位数と同数を売り建てること）が可能であるほか、各限月（取引を最終決済する月）において、取引最終日に売値と買値の差額の授受により決済（差金決済）することや、受渡決済期日に売買代金及び現物国債の授受により決済（受渡決済）することも可能です。ただし、受渡決済の場合には、標準物が架空の国債のため、現存する国債のうち受渡適格銘柄として定められた国債が受け渡されます。

なお、平成12年8月14日から、中期国債先物取引及び長期国債先物取引において（後にミニ長期国債先物取引にも）限月間スプレッド取引が導入されています。



この取引により、異なる2つの限月間の価格差を呼値とすることで、2つの限月取引について同時に売りと買いの反対のポジションを成立させることが可能となり、期近限月の建玉を期先限月の建玉に移行させる（ロールオーバー）ことが容易になりました。また、取引単位や呼値を小口化することで個人投資家の参入を促し、より一層の長期国債先物取引の市場流動性の向上や取引拡大を図るため、平成21年3月23日からミニ長期国債先物取引が導入されました。

〔図2-11〕 国債先物取引の概要

	中期国債先物取引	長期国債先物取引	超長期国債先物取引 <sup>(⇒2)</sup>	ミニ長期国債先物取引
市場開設日	平成8年2月16日	昭和60年10月19日	昭和63年7月8日	平成21年3月23日
取引時間	9:00~11:00 12:30~15:00 15:30~18:00		9:00~11:00 12:30~15:00	9:00~11:00 12:30~15:00 15:30~18:00
最終決済	受渡決済			差金決済
対象銘柄 (取引対象)	中期国債標準物 (3%、5年)	長期国債標準物 (6%、10年)	超長期国債標準物 (6%、20年)	長期国債標準物の 価格
受渡適格物件 <sup>(⇒1)</sup>	残存4年以上5年3ヵ月未満の5年利付国債	残存7年以上11年未満の10年利付国債	残存15年以上21年未満の20年利付国債	—
限月取引	3月、6月、9月、12月の3限月取引（最長9か月）			
受渡/最終決済期日	各限月の20日（休業日の場合は繰下げ）			取引最終日の翌々日 (休業日の場合は繰り下げ)
取引最終日	受渡決済期日の7日前（休業日を除外する）			同一限月の長期国債先物取引における取引最終日の前日 (休業日を除外する)
売買単位	額面1億円			10万円に長期国債標準物の価格の数値を乗じて得た額
呼値の単位	額面100円につき1銭			0.5銭
制限値幅	前取引日の清算値段から上下3円		前取引日の清算値段から上下4.5円	前取引日の清算値段から上下3円
一時中断措置	直前の約定値段または特別気配値が基準値段から上下2円を超えた場合に発動 <sup>(⇒3)</sup>		直前の約定値段または特別気配値が基準値段から3円を超えた場合に発動 <sup>(⇒3)</sup>	同一限月の長期国債先物取引が一時中断した場合、同時に発動 <sup>(⇒3)</sup>
決済に係る差金の授受	反対売買を行った日の翌日			
決済物件の受渡し	受渡しに供する国債の銘柄は渡方（売方）の任意			—
約定取消し	誤発注に係る約定により、円滑な決済の履行が極めて困難になる等、市場が著しく混乱すると東京証券取引所が認める場合のみ、約定取消しルールが適用されます。			

⇒1 発行日の属する月が受渡決済期日の属する月の3か月前の月以前であるものに限り、ます。

⇒2 超長期国債先物取引は平成14年12月限月以降、新たな限月取引を休止しています。

⇒3 14時35分（半休日においては10時35分）以降に実施基準に該当した場合は一時中断措置を行いません。

(出所) 東京証券取引所

## (6) 債券現先取引と債券貸借取引

### A 債券現先取引

債券現先取引とは、売買の当事者間同士で一定期間後に一定価格で反対売買を行うことを予め約束して行う、売戻し又は買戻し条件付の売買取引です。

戦後、起債市場が再開されてから取引が行われるようになり、資金調達主体となっていました。その後、譲渡性預金証書（CD）やコマーシャル・ペーパー（CP）、大口定期預金といった新たな短期金融商品が登場したことや、売買形式のために有価証券取引税の課税対象となっていたことから、資金調達手段は後述する日本版レポ取引などに移行し、現先取引は有価証券取引税が課されない割引短期国債・政府短期証券（現在の国庫短期証券）を中心とした取引へと縮小していきました。

しかし、外国為替等審議会「円の国際化専門部会」において、我が国のレポ及び現先市場は、グローバル・スタンダードに即した売買形態での取引を推進する必要があるとの提言（☞①）がなされたことを受け、平成11年3月の有価証券取引税の廃止に加え、平成13年4月から、一括清算条項（☞②）、マージンコール機能（☞③）、サブスティテュション（☞④）の適用等のリスク管理手法が盛り込まれた新現先取引が導入されました。

なお、平成14年11月からは、日本銀行のオペレーションの1つとして行われていた「レポ・オペ」が貸借方式から新現先方式に変わり、「現先オペ」としてオフアールされています。

### B 債券貸借取引

債券貸借取引とは、当事者の一方（貸出者）が他方（借入者）に債券を貸し出し、一定期間後に、借入者が貸出者に同種、同量の債券を返済する消費貸借取引です。

債券流通市場の発展を目的として債券の空売りが認められたのと同時に、平成元年から導入されました。

債券貸借取引は、上記現先取引との競争を防ぐため、当初は現金担保とする場合、付利制限などの規制があったことや、代用有価証券など現金以外を担保とする方法も事務管理の繁雑さなどから敬遠される傾向にあったこと等で、もっぱら無担保取引が中心でした。

しかし、平成7年2月のベアリングス銀行破綻で無担保取引の危険性が改めてクローズアップされ、信用リスク軽減の観点から、米国のレポ取引を参考に債券貸借取引の見直し（有担保化）に取り組むことになりました。米国のレポ取引は我が国の現先取引に該当しますが、上述のとおり現先取引は有価証券取引税の課税対象となっていたため、貸借取引という形態で同様の経済効果を求めることとしました。一括清算条項、マージンコール機能を備えてリスク管理を強化する一方、国債取引のローリング決済移行に際し、付利制限の廃止とともに現金担保の下限規制を撤廃して、平成8年4月から現金担保付債券貸借取引（いわゆる「日本版レポ取引」）が開始されました。

日本版レポ取引は、債券の空売りを行った際に決済に必要な現物の調達（SC取引）のほか、主に証券会社を中心に債券を担保とした資金の調達（GC取引）といった形で活発に行われ、平成9年11月には日本銀行のオペレーションにも導入（いわゆる「レポ・オペ」）されました。また、平成17年5月には、日本国債清算機

☞①21世紀に向けた円の国際化—世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応—（外国為替等審議会答申）（平成11年4月20日）。

☞②一括清算条項とは、取引当事者のいずれかが債務不履行となった場合、基本契約に基づく債権債務を一つの金銭債権債務（すべての個別取引を終了させ、それにより発生する損益と担保総額を相殺した金額）に置き換える条項をいいます。

☞③マージンコール機能とは、取引期間中、取引対象債券等の時価変動に応じて、担保の受渡により与信リスクの解消を行うことをいいます。

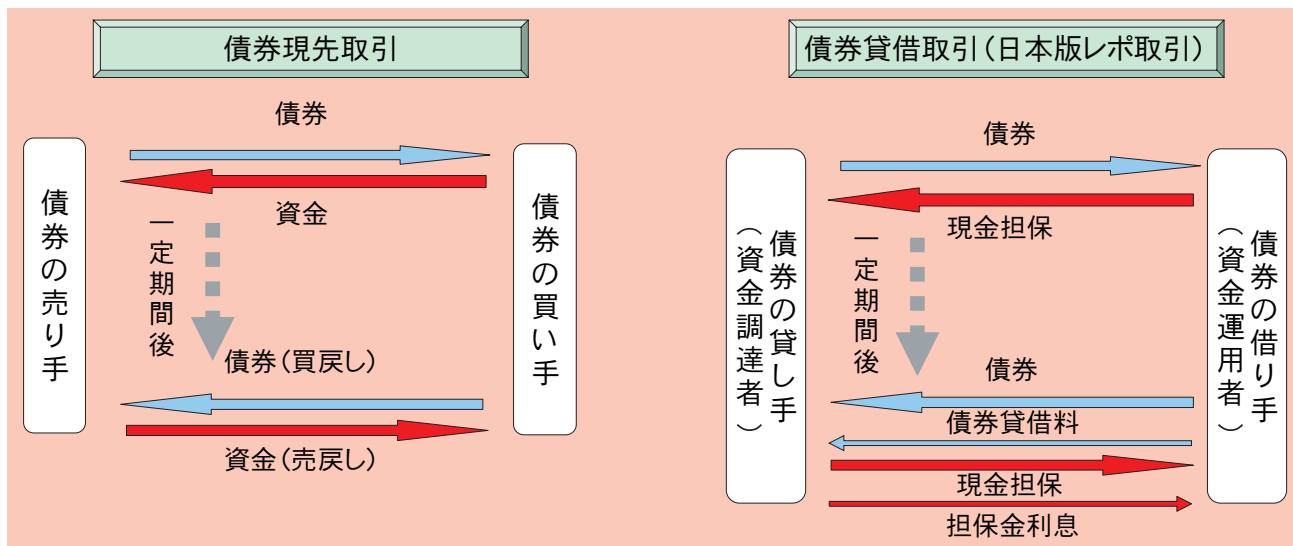
☞④サブスティテュションとは、債券の売り手が、買い手の同意を前提として、取引期間中に取引対象債券等を差替えることを可能とする仕組みをいいます。



関（JGBCC）による清算業務が開始され、レポ取引の清算（ネットィング）、リスク管理等が行われており、レポ取引の拡大に寄与しています。

日本版レポ取引における、残高ベースのここ数年の市場規模は60～80兆円台となっており、現先取引も合わせると80～100兆円台と、他の金融商品と比較して短期金融市場の中核となっています。

（図2-12）債券現先取引と債券貸借取引（日本版レポ取引）のイメージ図



## （7）ストリップス債

ストリップス債（STRIPS：Separate Trading of Registered Interest and Principal of Securities）とは、利付国債の元本部分と利息（クーポン）部分を分離してそれぞれ独立して流通させることや、過去に分離された元本部分と利息部分を再度統合して元の利付国債を復元することが可能な国債のことです。

平成15年1月より、我が国においても国債のストリップス化が可能になりました（☞）。ストリップス債の導入により、元本部分と利息部分の分離を希望する投資家のニーズに応じることが可能になると同時に、割引債と利付債の間の裁定（金利調整）機能が高まり、国債市場の効率性の向上が期待されます。

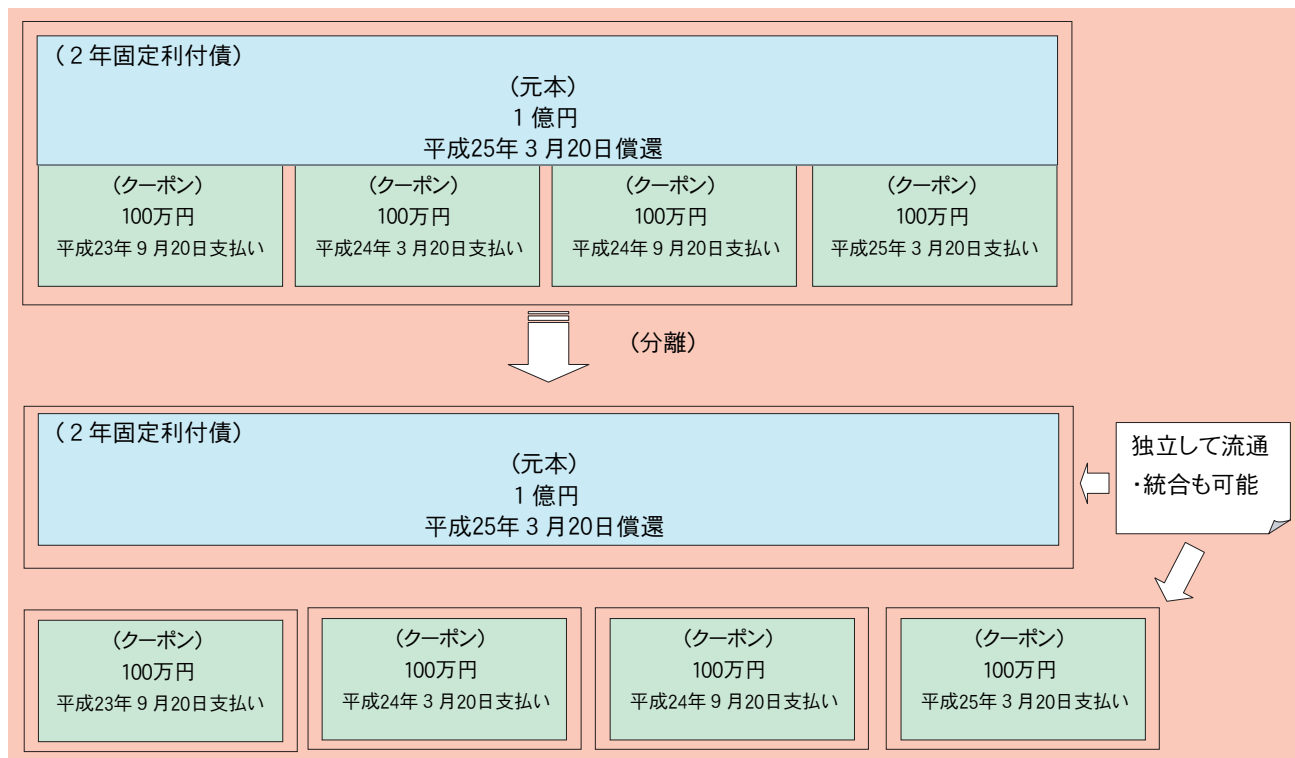
次頁の図にあるように、例えば、平成23年3月に発行される額面金額1億円の2年固定利付国債（表面利率2%、平成25年3月20日償還）があると仮定します。この利付国債は、半年ごとに100万円ずつの利息が計4回支払われることとなります。この利付国債を保有している証券会社が、この利付国債を元本部分と利息部分に分ける（ストリップス化する）と、1億円分の分離元本振替国債（元本部分）と、100万円分の分離利息振替国債（利息部分）4つに分離され、投資家のニーズに合わせて、満期の異なる5つの国債（割引債）として、それぞれ独立して売買することが可能になります。

なお、ストリップス債の分離状況については、財務省ホームページで定期的に公表しています。

☞元本部分と利息部分を分離することができる国債を「分離適格振替国債」（いわゆる「ストリップス債」）といい、平成15年1月以降発行される15年変動利付債、個人向け国債、10年物価連動債以外のすべての利付国債が「分離適格振替国債」となっています（例外として、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律で規定する特別国債と同一の銘柄として発行されたものを除きます）。

ストリップス化された国債は、法人（一定の信託の受託者を含む。）のみが保有できることとなっており、ストリップス債の分離・統合を行うことができるのは、国債市場特別参加者に限定されています。

〔図2-13〕 ストリップス債のイメージ図



### 3 債務管理制度等

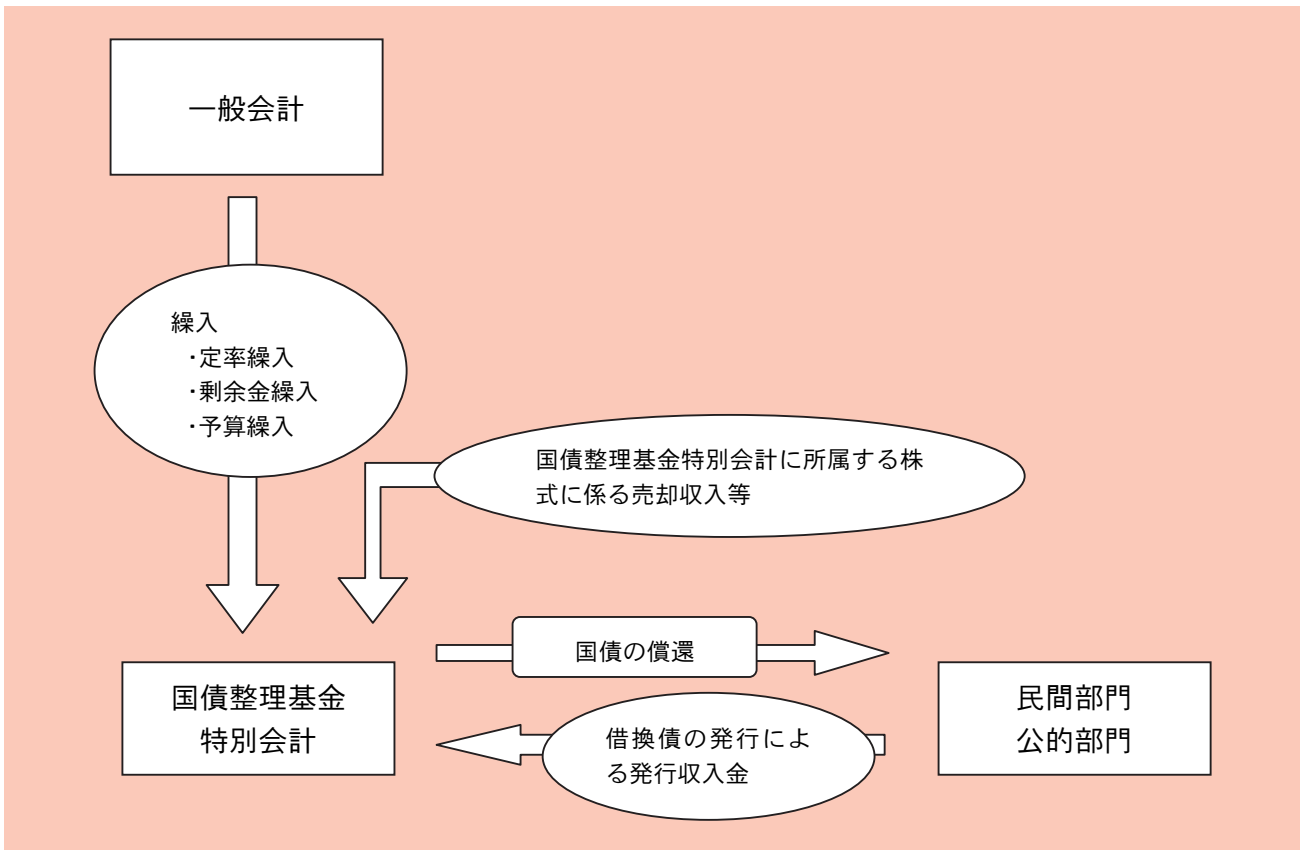
#### (1) 減債制度

一般会計の各年度の歳出財源を賄うために発行される国債の償還は、すべて国債整理基金を通じて行われます。

我が国では、国債の償還を確実にを行うため、一定のルールの下、一般会計から国債整理基金に償還財源の繰入れを行う仕組みになっています。また、国債整理基金には、国債整理基金特別会計において発行する借換債の発行収入金や、国債整理基金特別会計に帰属した政府保有株式の売却収入なども、国債の償還に充てる財源として受け入れられます。

すなわち、国債の償還財源はすべて国債整理基金に受け入れられ、蓄積され、支出される仕組みになっているということです。

(図2-14) 減債制度の仕組み



以下では、償還財源をその種類ごとに解説します。

## A 一般会計からの償還財源

一般会計から国債整理基金へ繰り入れられる償還財源には、次の4つがあります。

### a 定率繰入（前年度期首国債総額の100分の1.6）

定率繰入は、特別会計に関する法律第42条第2項に基づく繰入れです。具体的には、後述の60年償還ルールに基づき、前年度期首における国債総額（額面金額による残高ベース）の100分の1.6に相当する金額が、一般会計から国債整理基金に繰り入れられます。なお、定率繰入の対象となる国債総額からは、政府短期証券、一時借入金、交付国債及び出資・抛出国債は除かれます（☞）。

☞割引国債については、定率繰入の計算上、発行価格を額面金額とみなすこととされ（特別会計に関する法律第42条第3項）、割引国債の発行価格と額面金額との差減額（いわゆる償還差益相当額分）については、定率繰入とは別に、差減額を償還年限で除した金額を毎年度繰り入れることとしています（発行差減額繰入、特別会計に関する法律第42条第4項）。

### b 減税特例国債に係る特例繰入

減税特例国債は、税制改革の実施に伴って、所得税の減税の先行などによる租税収入の減少を補うため、平成6年度から平成8年度までに発行されたものです。これらの国債については、できるだけ早期に償還すべきであるとの考え方から、通常の国債における償還期間が60年であるのに対し、その3分の1に当たる20年で償還することとされています。

具体的には、通常の定率繰入に加えて、平成10年度から平成29年度までの間、減税特例国債の発行総額から、自動車消費税と法人特別税の廃止に伴う発行額を控除した額の30分の1に相当する額を毎年繰り入れることとされています。

### c 剰余金繰入（一般会計における決算上の剰余金の2分の1以上）

一般会計における決算上の剰余金が発生した場合においては、財政法第6条第1項により、その2分の1を下らない金額を、剰余金が発生した年度の翌々年度までに、国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

### d 予算繰入（必要に応じて予算で定める額）

国債の償還財源については、上記の定率繰入れ等のほか、国債の償還に支障のないよう、特別会計に関する法律第42条第5項により、必要に応じ、予算をもって定める金額を国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

## B 借換債の発行

借換債とは、既に発行した国債の償還財源を調達するために発行される国債で、国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は、直接、国債整理基金特別会計に編入されます。

参照：第1章1(1)  
c.借換債 P.35

## C 国債整理基金特別会計に帰属する株式に係る売却収入等

政府が保有する株式のうち国債整理基金特別会計に帰属することとなった株式については、その売却収入や配当金収入を国債償還財源に充てることとされています。

これまで、昭和60年度にNTT株式及びJT株式が、平成10年度に帝都高速度交通営団への出資持分（☞①）が、平成19年度に日本郵政株式（☞②）が、それぞれ国債償還財源に充てるために、国債整理基金特別会計において保有されることになりました。なお、NTT株式は平成17年9月に、JT株式は平成16年6月に、全て売却を完了しています。

☞①帝都高速度交通営団が平成16年4月に民営化し東京地下鉄株式会社となったことに伴い、出資持分に応じた数量の株式が無償譲渡され、現在は出資持分から株式になっています。

☞②日本郵政株式は「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」により売却が凍結されています。

## D 運用収入

国債整理基金は国債を保有し、又は財政融資資金に預託することによって運用することができることとされています。その運用に当たっては、大量の償還・借換えを確実かつ円滑に遂行するために、相当程度の流動性を確保する必要があることなどへの配慮も踏まえつつ、効率的運用を図っています。そこから生じた運用益は、国債整理基金特別会計の所属として整理され、その歳入に計上されます。

## (2) 60年償還ルール

国債の償還を行うに当たって、その償還金には国債整理基金から支払われる現金と借換債の発行による収入金を充てますが、それぞれの割合をどの程度にするかについては、我が国では60年で現金償還し終えるという「60年償還ルール」の考え方に基づき決定しています（図2-15）。

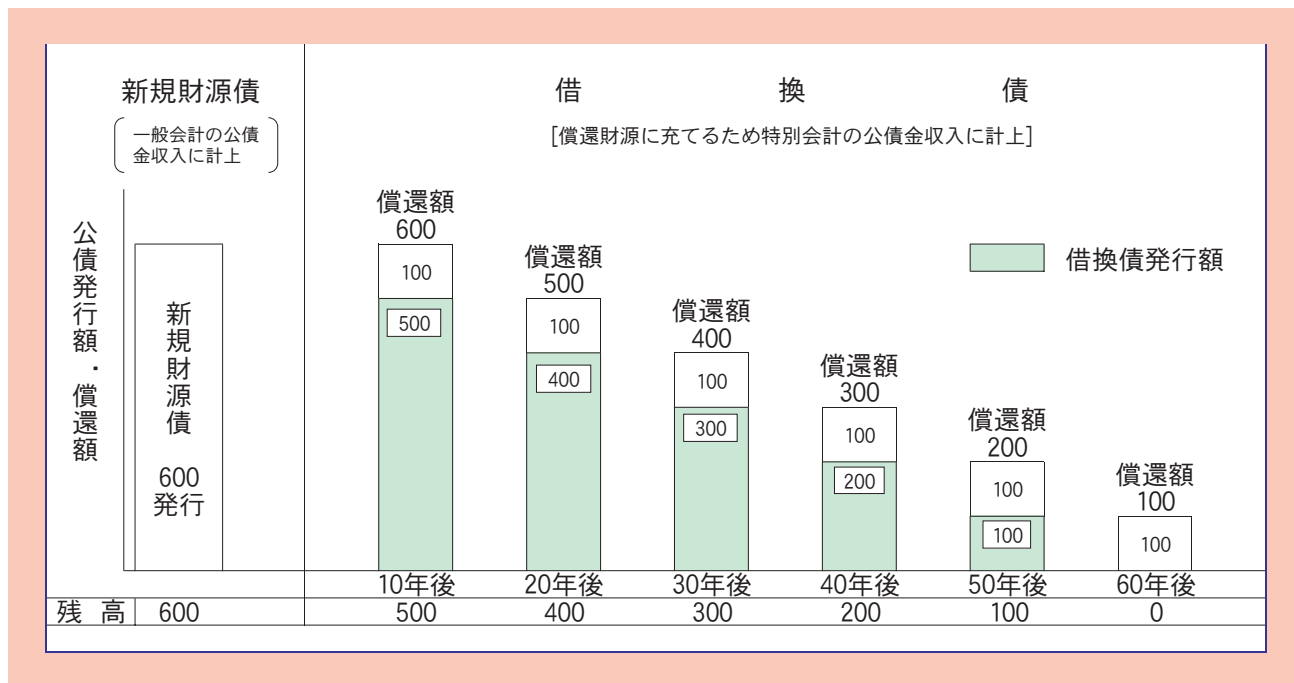
下記で、具体的に算出方法を説明します。

例えば、ある年度に600億円の国債を10年固定利付国債で発行したとすれば、10年後の満期到来時には、 $10/60 = 1/6$ に当たる100億円を現金償還し、残り500億円は借換債を発行します。この借換債も10年固定利付債で発行したとすれば、次の10年後には再び当初発行額600億円の $1/6$ である100億円を現金償還することになります。この時点で国債残高は400億円となります。これを繰り返していくと、当初の発行から60年後には国債はすべて現金償還されたこととなります。

戦後の国債発行に際して、建設国債の見合資産（つまり政府が公共事業などを通じて建設した建築物など）の平均的な効用発揮期間が概ね60年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方で採用されたものです。

また、この考え方から、毎年度の定率繰入の繰入率が、ほぼ60分の1に相当する100分の1.6とされています。

(図2-15) 借換債による公債償還の仕組み 「60年償還ルール」





### (3) スワップ取引

金利スワップ取引とは、異なる種類の金利（例えば変動金利と固定金利）の支払いを一定期間にわたって交換する取引のことです。

国債管理にかかる金利スワップ取引については、平成14年度に行われた国債整理基金特別会計法の改正により実施可能となり、「国債管理政策の新たな展開」において、「スワップ取引（平成17年度から開始）の活用等により、金利変動リスク等の管理の観点から残存年限の調整等を図る」とされています。

財務省では、こうした点を踏まえ、システム整備等を進め、国債市場特別参加者を中心とした取引相手とISDA（International Swaps and Derivatives Association, inc.：国際スワップ・デリバティブズ協会）の指針に基づく基本契約を締結し、平成18年1月より、取引を開始しました。

取引の実施にあたっては、輪番制で複数の取引相手にオファーし、その中で財務省にとって最も有利な取引条件を提示した相手と契約しています。また、取引実績については、半期ごと（4月及び10月）に財務省ホームページで公表しています。

なお、「論点整理」で、「年限の長期化による金利変動リスクの削減の観点では、当面は超長期債市場の育成による発行増加に期待できるものと見込まれるため、新規の金利スワップ取引を当面見合わせる事が考えられる」とされたこともあり、平成21年度下期及び平成22年度において新規取引は実施していません。

### (4) 流動性供給入札

流動性供給入札とは、構造的に流動性が不足している銘柄や、需要の高まり等により一時的に流動性が不足している銘柄を追加発行することで、国債市場の流動性を維持・向上させることを目的として、平成18年4月に開始されました。

発行額については、導入から平成20年度上期までは毎月1,000億円（月1回）としていました。対象銘柄については、当初、発行規模が特に小さく構造的に流動性が不足しているゾーンとして残存11～16年の20年債のみとしていましたが、平成20年4月には、システム対応がなされたことに伴い、より一般的に発行後の様々な要因により流動性が低下した銘柄に対する機動的な流動性向上策として機能させるため、残存5～29年の10・20・30年債に拡大しました。

平成20年度下期からは、リーマン・ショック後の国債市場の流動性の著しい低下や、予算編成に伴う国債発行計画の見直しに合わせ、実施回数の引上げ（月1回→月2回）や発行増額（1回1,000億円→同1,500億円→同3,000億円）など、その実施を拡大してきたところです。

流動性供給入札の規模・頻度・対象等については、補完的な位置づけであることも踏まえつつ今後も随時検討することとしています。入札方式については、国債市場特別参加者を参加者とする希望利回り格差・コンベンショナル方式を採用することで、流動性の維持・向上を側面支援するとともに発行当局の調達コストを抑制することに努めています。

## (5) 買入消却

買入消却とは、国債の発行者である国が、発行済みの国債について、その償還期限の到来前に売却の意思を有する保有者との間で合意した価格でこれを買入れ、消却することで債務を消滅させることをいいます。同じく償還期限前に債務を消滅させる手段である繰上償還は、その償還期限の到来前に国の任意で原則として額面金額で償還する点で、買入消却とは異なる性格といえます。

従来、国債の買入消却は、相続税法に基づき国に国債が物納された場合や、公職選挙法に基づき立候補者が国に供託した国債が落選とともに没収された場合などに限って実施されてきましたが、平成14年6月に国債証券買入銷却法を改正するなど制度面を整備し、平成15年2月からは、発行当局側のニーズからも機動的に実施しています。

具体的には、平成20年度に集中していた国債の満期償還の平準化や、財政投融资特別会計からの繰入れを原資とした債務残高の圧縮など、債務管理上の特別の目的に応じて実施したものもありました。さらに、平成20年度下期からは、リーマン・ショック後に国債市場の流動性が著しく低下した状況において、一部の国債の需給バランスの是正による流動性の下支えを目的として実施してきました。

また、最近では、特別会計仕分けの結果を反映し、国債整理基金の取崩し等を財源とした買入消却を実施しています。いずれの目的においても、市場からの買入れについては、事前に買入予定額を明らかにし、国債市場特別参加者を参加者とする希望利回り(価格)較差・コンベンショナル方式での入札を通じて実施しています。

## (6) 市場との対話

国債の安定的な消化や、市場の流動性維持・向上のための施策を的確に実施していくため、市場との対話を一層強化し、財務省理財局の行う国債管理政策に対する信頼を高めていく方針です。

### A 国の債務管理の在り方に関する懇談会

中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について、高い識見を有する民間の方々等から御意見や御助言をいただくため、平成16年11月以降、国の債務管理の在り方に関する懇談会を開催しています。

### B 国債市場特別参加者会合

平成16年10月の国債市場特別参加者制度の導入以降、国債市場特別参加者との間で、国債市場に関する重要事項について意見交換を行うことを目的として、国債市場特別参加者会合を開催しています。

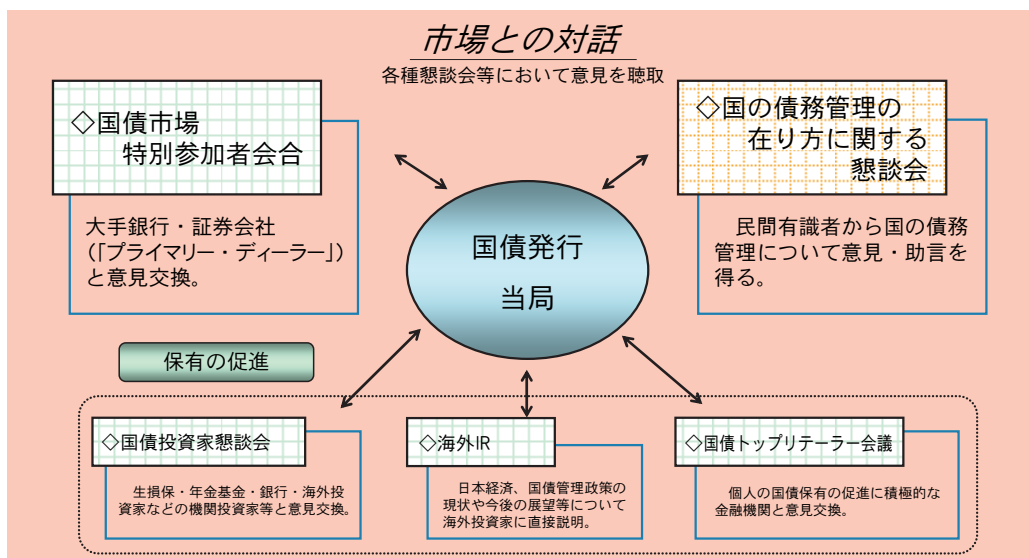
### C 国債投資家懇談会

国債の「投資家」と直接かつ継続的に意見交換を行う場として、国債投資家懇談会を平成14年4月から開催しています。この懇談会には、銀行や保険会社など主要な機関投資家が参加しています。

### D 国債トップリテラー会議

個人の国債保有を促進する観点から、個人向け国債の募集取扱を積極的に行っている金融機関の実績や取組を評価するとともに、個人に対する国債販売のさらなる推進のため、取扱機関と当局との間で相互に意見を交換する場として、平成19年6月より国債トップリテラー会議を開催しています。

(図2-16) 市場との対話・各種懇談会において意見を聴取



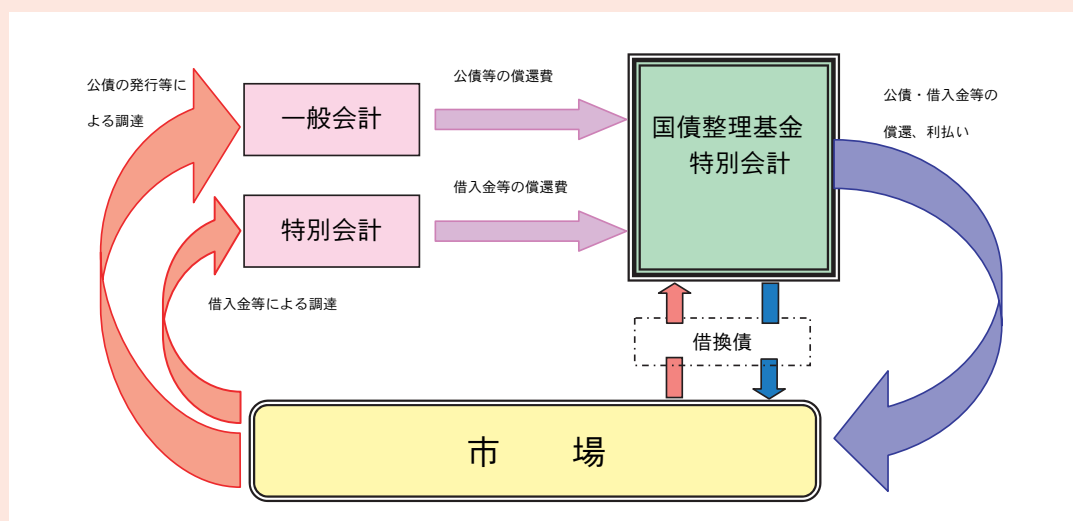
## コラム6 国債整理基金特別会計

### ① 国債整理基金特別会計

国債整理基金特別会計は、一般会計又は特別会計からの繰入資金等を財源として公債、借入金等の償還及び利子等の支払いを行っている特別会計です。

国債整理基金特別会計は、一般会計において発行された公債を中心に、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とした整理区分会計であるとともに、定率繰入等の形で一般会計から資金を繰り入れ、普通国債等の将来の償還財源として備える「減債基金」の役割を担っています。

(図c6-1) 国債整理基金特別会計

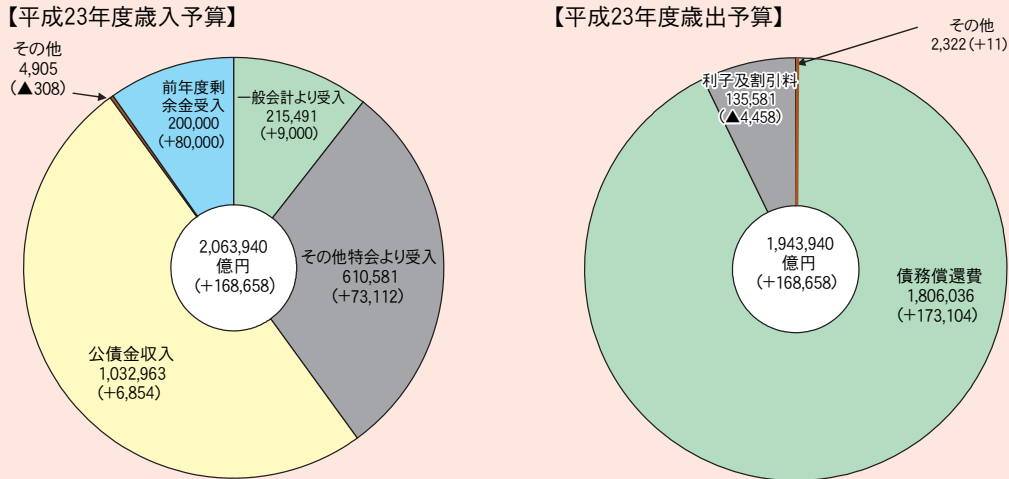


### ② 特別会計の事業仕分け（事業仕分け第3弾）

特別会計については、「事業の内容や資金の流れが国民・納税者から見てわかりにくい」「区分経理されていることで、歳出が既得権益化したり、財源配分の硬直化や無駄遣いを助長する傾向があるのではないか」「不用品積立金や剰余金等が存在するのではないか」といった指摘が従来からありました。このため、行政刷新会議において、事業仕分けとして18会計すべての特別会計で行われている事業を検証するとともに、特別会計という制度そのものについても検証し、特別会計制度の刷新を行うこととされました（なお、事業仕分け時には18会計でしたが、平成23年4月1日時点では17会計となっています。）。

平成22年10月28日に実施された事業仕分けでは、国債整理基金特別会計の①枠組みのあり方、②資金のあり方について議論されました。その結果、枠組みのあり方、資金のあり方については現状維持としつつ、①事務取扱費については一般会計に移管し、国債整理基金特別会計は純粋な整理区分会計とするよう検討、②資金のあり方については、我が国の国債への信認向上につなげるべく、オペレーショナルリスクに十分配慮しつつ、繰上償還に充てることも含めた検討を行う、との評価結果となりました。

(図c6-2) 国債整理基金特別会計の歳入・歳出



〈歳入歳出予算〉 (単位: 億円)

	平成22年度	平成23年度政府案	増減額
歳入	1,895,282	2,063,940	168,658
歳出	1,775,282	1,943,940	168,658

＜事業仕分けの評価結果等の予算への反映＞

・制度仕分け

22年度より、国債整理基金残高を活用し買入消却による繰上償還を実施予定。基金残高を必要最小限の水準に圧縮。

### ③ 事業仕分け評価結果の今後の対応

上記評価結果を受け、国債整理基金特別会計では、①事務取扱費の一般会計への移管については特会法の改正が必要であるため、他特会を含めた特別会計法の改正にあわせて実施を検討、②資金のあり方については、オペレーショナルリスクの観点から1日当たりの国債発行の最大額9.2兆円程度を考慮し、平成22年度から24年度にかけて、市中からの買入消却による繰上償還を実施することとし、平成23年度国債発行計画にあわせて公表しました。

〔平成22年度〕

補正予算に計上された一般会計からの決算剰余金の繰入れ分(0.8兆円)を買入消却の財源に充当。

(注)これまでの買入消却の財源は、借換債の発行により調達。

〔平成23、24年度〕

基金残高の取崩しを財源とした買入消却を年間3兆円程度実施。

(注)具体的な買入消却の対象銘柄、金額等については、これまでと同様、四半期毎に市場動向を見極めつつ決定。

上記繰上償還を行うことによって、基金残高見込みは平成23年度末11.6兆円程度、平成24年度末9兆円台となる見込みです。

## 4 税 制

(注)平成23年度税制改正により、非居住者等非課税制度の対象に海外年金信託が含まれることの明確化並びに、海外LPS及び受益者等課税信託のための適用手続の整備等がなされましたが、本年の債務管理レポートには反映されておりません。同改正の内容については、今後、財務省ホームページに掲載する予定ですので、そちらをご覧ください。

国債の保有に係る税制は、個人や法人、金融機関、非居住者、外国法人などの保有主体や、その保有する国債の種類に応じて制度が異なります。

国債の大量発行が続く中、国債の確実かつ円滑な発行を図るためには、多様で厚みのある投資家層を形成することが重要です。そこで、近年、国債の保有を促進する観点から、国内金融機関、事業法人などのほか、非居住者・外国法人に対しては、一定の要件の下で利子などを非課税等とする措置が講じられています。

### (1) 個人（居住者）及び内国法人

#### A 利付国債

利付国債を保有する場合、半年ごとに支払われる利子に対して課税がなされ、利払時に20%（所得税15%＋地方税5%）の源泉徴収が行われます（☞①）。また、保有主体が法人の場合、保有する国債に係る利子や譲渡益等は益金に算入され、法人税や地方税の法人税割が課されます（☞②）。

保有主体が個人の場合については、利子は源泉分離課税となりますが、譲渡益は非課税となっています。さらに、障害者の方などについては、国債の利子所得が非課税の扱いとなる「障害者等のマル優制度」や「障害者等の特別マル優制度」の適用があります。

☞①銀行などの金融機関、金融商品取引業者等及び資本金又は出資金の額が1億円以上の内国法人（金融機関、金融商品取引業者等以外）については、源泉徴収免除制度があります。

☞②源泉徴収が行われた場合は、法人税額から元本の所有期間に対応する金額が控除されます。また、公共法人等是非課税となる場合があります。

#### B 国庫短期証券

国庫短期証券（Treasury Discount Bills）は、発行時に割引されて発行される割引債であるため、償還時には発行時に払い込んだ購入金額と償還金額の間に差額（償還差益）が発生します。本来は、国庫短期証券等の割引債の償還差益に対して所得税が課税されますが、国庫短期証券は法人のみに保有が限定されているため、発行時において源泉徴収は行われず、法人税及び地方税が課されることとなります。

#### C ストリップス債

ストリップス債（分離元本振替国債、分離利息振替国債）は、法人のみに保有が限定されており、分離元本振替国債及び分離利息振替国債の譲渡益、簿価と償還金支払額又は利息支払額との差額は、法人税及び地方税が課税されます。



## (2) 非居住者・外国法人

### A 利付国債

保有する利付国債の利子については、非居住者又は外国法人のいずれの場合も、原則として、税率15%で源泉徴収が行われます。

国内に恒久的施設を有する非居住者については、この源泉徴収により課税が終了しますが、国内に恒久的施設を有する外国法人については、源泉徴収された所得税額のうち元本の所有期間に対応する金額が法人税額から控除されます。

また、国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人についても、原則、税率15%で源泉徴収が行われますが、振替国債の利子については、下記(3)の非課税制度が設けられています。さらに、非居住者の居住国若しくは外国法人の所在国と日本の間で租税条約が結ばれており、利子に対する税率が15%より低く設定されている場合には、一定の手續の下、その低い税率で源泉徴収が行われます。

### B 国庫短期証券

国庫短期証券は法人のみに保有が限定されていることから、割引債の償還差益に対する発行時源泉徴収は行われませんが、国庫短期証券の保有はこれまで国内の国債振替決済制度参加者(☞①)に開設した振替口座に限定されていました。平成16年4月からは、適格外国仲介業者(☞②)に開設した振替口座により割引短期国債・政府短期証券(現在の国庫短期証券)を保有する場合にも、源泉徴収が免除されることとなりました。また、国内に恒久的施設を有しない外国法人については法人税も非課税となります。

☞①国債の口座管理機関となっている国内の金融機関・金融商品取引業者等、いわゆるサブカस्टディアンのことをいいます。

☞②外国仲介業者(グローバル・カस्टディアン等)のうち一定の要件を満たした者のことをいいます。

### C ストリップス債

ストリップス債は法人のみに保有が限定されており、その保有又は譲渡により生ずる所得に対し外国法人にも法人税が課されますが、国内に恒久的施設を有しない外国法人が、国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者に開設した振替口座により保有している場合には、非課税となります。

## D 外国金融機関等による債券現先取引

外国金融機関等（☞①）が、国内の特定金融機関等（☞②）との間で行う、国債等の債券現先取引について、一定の要件の下で、特定金融機関等から受け取る貸付金の利子が非課税となります。

☞①銀行業・金融商品取引業又は保険業を営む外国人、外国中央銀行及び国際機関をいいます。

☞②金融機関及び金融商品取引業者等のうち、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の適用対象とされている者並びに日本銀行のことをいいます。

〔図2-17〕国債に関する税制面での最近の取組

年 度	税 制 改 正 内 容
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非居住者等が国債振替決済制度参加者の国内の営業所等に開設された口座に直接寄託した利付国債の利子について非課税化</li> <li>・外国法人が国債振替決済制度参加者の国内の営業所等に開設された口座に直接寄託した割引短期国債・政府短期証券（現在の国庫短期証券）の償還差益に係る源泉徴収を免除</li> </ul>
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国債をリオープンした場合に、国に払い戻す経過利子について非課税化</li> </ul>
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非居住者等が保有する利付国債の利子について、従来の非課税措置に加え、適格外国仲介業者を通じて保有する利付国債の利子についても非課税化</li> </ul>
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利付国債の利子に係る非課税措置を、法人格のない海外の投資信託のうち、公募でかつ国内で募集が行われていないものに拡充</li> <li>・国債を用いた債券現先取引について、外国金融機関等が受け取る利子を一定の要件の下に非課税化（適用期限：平成16年3月31日まで）</li> <li>・分離元本振替国債・分離利息振替国債の保有を法人に限定するという条件の下、ストリップス債に係る税制を整備</li> <li>・新振替決済制度への移行に伴う諸々の税制上の措置を手当て</li> </ul>
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本又は出資の金額が1億円以上の事業法人が支払を受ける利付国債の利子について源泉徴収を免除</li> <li>・清算機関が保有する利付国債の利子について源泉徴収を免除</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国法人が保有する割引短期国債・政府短期証券（現在の国庫短期証券）の償還差益に係る源泉徴収の免除について、適格外国仲介業者を通じて保有する場合にも拡充</li> <li>・国債を用いた債券現先取引で、外国金融機関等が受け取る利子についての非課税措置の適用期限を2年延長（平成18年3月31日まで）</li> </ul>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価連動国債について、譲渡対象者に、国債の利子につき所得税が課されない外国法人等を追加</li> <li>・非居住者等の国債保有に係る税制優遇措置について、非居住者等が適格外国仲介業者から振替記載等を受ける場合における適格外国仲介業者から国内の国債振替決済制度参加者への通知手続の簡素化や、割引短期国債・政府短期証券（現在の国庫短期証券）に係る特例の適用を受けている者が利付国債の利子に係る特例を受ける場合の適用手続について、一定の要件の下で不要とする等、その適用にあたって必要となる諸手続を簡素化</li> </ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国債を用いた債券現先取引で、外国金融機関等が受け取る利子についての非課税措置の適用期限を2年延長（平成20年3月31日まで）</li> </ul>
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国債を用いた債券現先取引で、外国金融機関等が受け取る利子についての非課税措置の適用期限を撤廃</li> </ul>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内の国債振替決済制度参加者が作成している各人別帳簿が一定の要件の下で作成不要</li> <li>・適格外国証券投資信託の範囲拡充</li> </ul>

### (3) 国債に関する非居住者等非課税制度の概要

国債の大量発行が続く中、国債の円滑かつ確実な消化を図るためには、多様で厚みのある投資家層を形成することが重要です。そこで、平成11年9月以降、海外の投資家が日本国債に投資しやすくするための諸施策の一環として、適正・公平な課税にも配慮しつつ、非居住者・外国法人に対しては、一定の要件の下で振替国債の利子を非課税とするなどの税制上の措置が講じられています。

参照：財務省HP  
(各手続きの詳細について)

#### A 利付国債

非居住者・外国法人（以下「非居住者等」といいます。）<sup>①</sup>が、国内の国債振替決済制度参加者又は適格外国仲介業者（以下「QFI等」といいます。）に開設した振替口座により保有している国債（振替国債）の利子について、一定の本人確認手続を要件に、その所有期間に対応する利子について非課税となります。

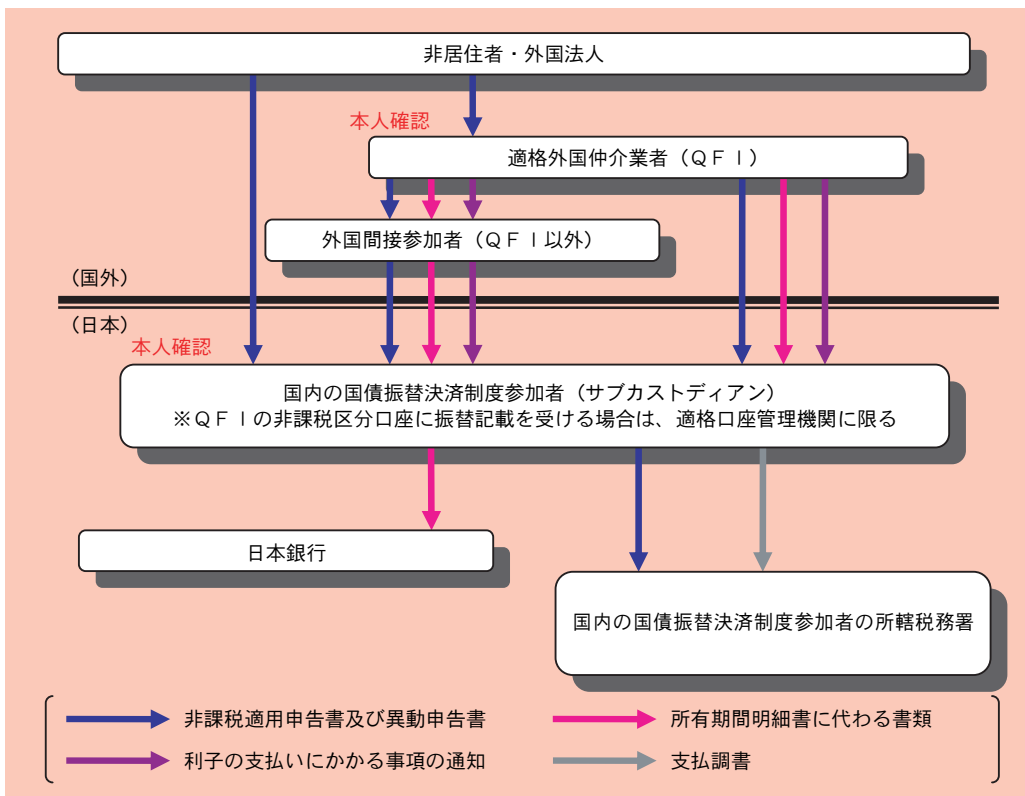
①適格外国証券投資信託の受託者を含みます。

この制度は、平成11年度に「一括登録国債の利子課税の特例」として、措置されて以降、数次の改正を経て現行の制度となっています。

##### a 非課税区分口座を設定する場合

非課税区分口座を設定する場合は、非居住者等非課税制度の適用を、より簡素な手続によって受けることができます。

〔図2-18〕 利付国債への非居住者等非課税制度の適用に係る手続等の概要<sup>①②</sup>



①非課税適用申告書は、国庫短期証券・ストリップス債の告知書を既に提出している場合、国内の国債振替決済制度参加者が、その告知書提出者の氏名等の必要な事項を記載した書類（特例書類）を提出した場合には、提出が不要となります。

②非課税区分口座の設定を受けている場合には、各人別帳簿の記載事項の通知の必要はありません。ただし、適格外国仲介業者の非課税区分口座に振替記載等されている振替国債の利子の支払いにかかる事項を適格口座管理機関に通知しなければなりません。

(図2-19) 非課税区分口座について

■非課税区分口座とは、以下の区分に分けられている口座をいいます。

非課税区分

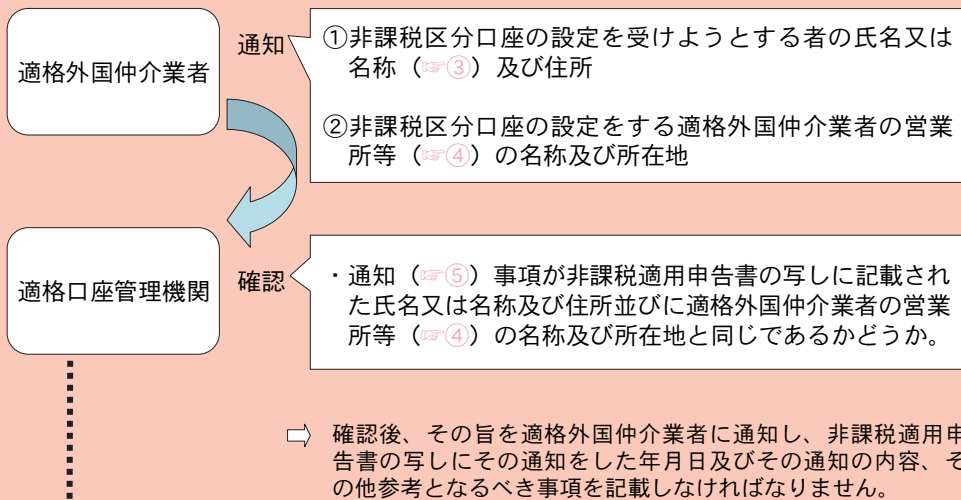
以下の要件を満たす振替国債以外の振替国債につき振替記載等を行わない区分

1. 非居住者等がその利子の計算期間の初日から引き続き所有している振替国債
2. 非居住者等がその利子の計算期間の中途において取得する振替国債で以下の要件を満たすもの
  - i) 利子の計算期間の初日からその取得までの間において、以下のものにより所有されていたものであること。
    - a. 非居住者
    - b. 外国人
    - c. 公共法人等
    - d. 公益信託若しくは加入者保護信託の受託者
    - e. 金融機関、金融商品取引業者等
    - f. 資本金又は出資金の額が1億円以上の内国法人 (☞①)
  - ii) 当該振替国債の前所有者のQFI等による以下の事項に係る通知を受けていること (☞②)。
    - a. 当該振替国債が i) の要件を満たしている旨
    - b. 前所有者のQFI等の名称
    - c. 当該振替国債が i) の要件を満たすことを証する事項
    - d. その他参考となるべき事項

課税区分

非課税区分以外の区分

■適格外国仲介業者は、非課税区分口座の設定をする場合には、以下の手続が必要です。



■適格口座管理機関とは

国税庁長官の承認を受けた国内の国債振替決済制度参加者のことをいいます。適格口座管理機関は、非課税適用申告書、異動申告書又は特例書類を受理した場合には、その写しを作成し、保存しなければなりません。

承認手続き

日本銀行を経由して提出 { 適格口座管理機関の承認申請書  
国債振替決済制度参加者である旨を日本銀行が証する書類

国債振替決済  
制度参加者

日本銀行

国税庁長官

☞①金融機関、金融商品取引業者等を除きます。

☞②当該非居住者等が振替記載等を受けたQFI等が、当該振替国債の前所有者のQFI等と異なる場合のみ必要となります。

☞③非課税区分口座の設定を受けようとする者が適格外国証券投資信託の受託者である場合は、その受託者の氏名又は名称及びその受託をした適格外国証券投資信託のそれぞれの名称が必要です。

☞④租税条約相手国等に所在するものに限りです。

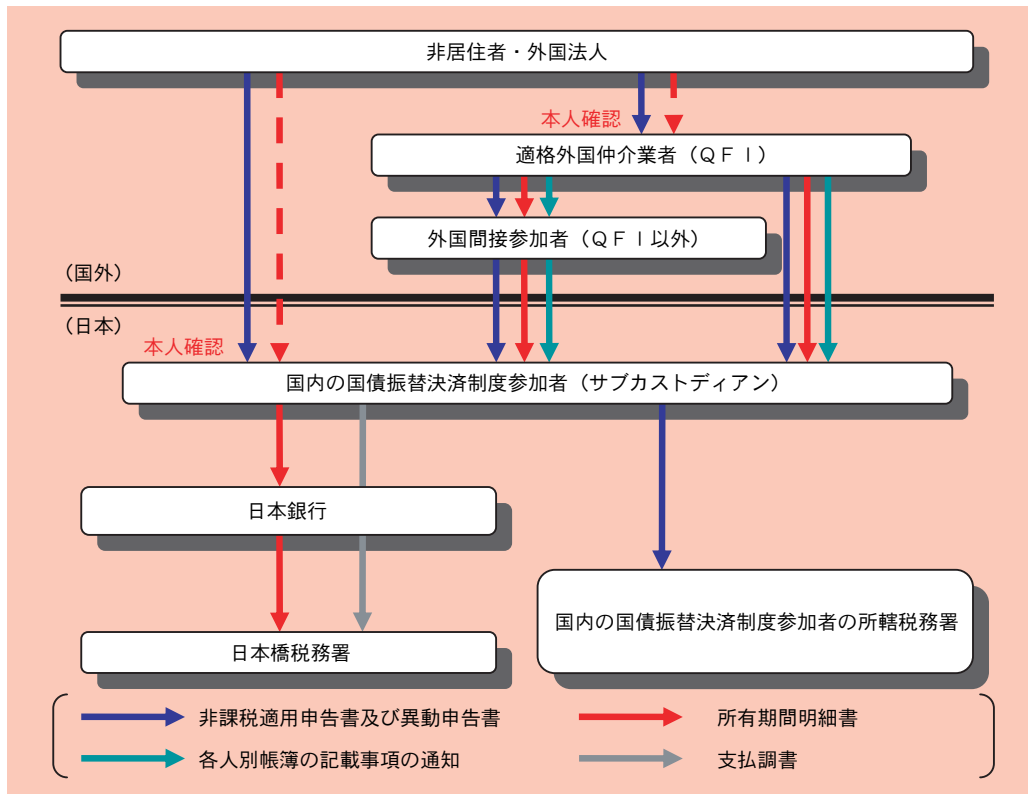
☞⑤適格口座管理機関は、この設定にかかる通知を、その通知を受けた日の属する年の翌年から5年間保存しなければなりません。

**b 非課税区分口座を設定しない場合**

非課税区分口座を設定しない場合は、非居住者等非課税制度の適用に係る手続は以下のとおりとなります。

(図2-20) 利付国債への非居住者等非課税制度の適用に係る手続等の概要 (注)

注 各人別帳簿は一定期間ごとに国内の国債振替決済制度参加者に通知する必要があります。通知を受けた国内の国債振替決済制度参加者は帳簿を備え、通知を受けた事項について記載又は記録し、これを基にして支払調書の作成・提出を行う必要があります。



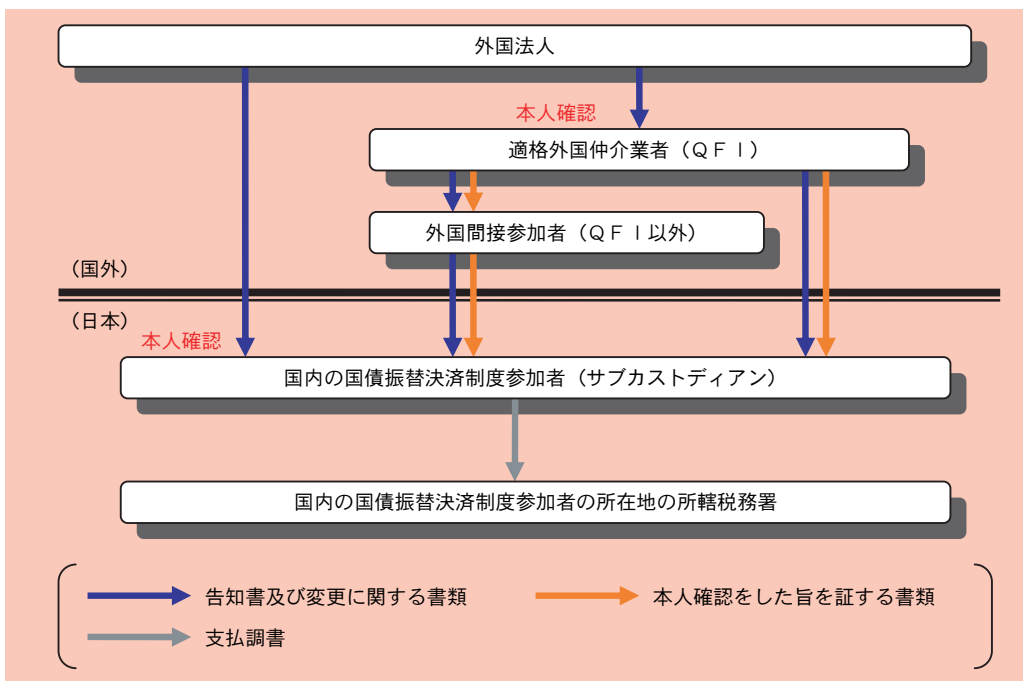
## B 国庫短期証券

割引債の償還差益については発行時の源泉徴収により課税されますが、国庫短期証券でその発行の際にその銘柄が同一であるものすべてがQFI等に開設した振替口座により保有されるものについては、その償還差益に係る発行時の源泉徴収は免除されます。また、国庫短期証券は保有できる対象が法人に限定されていることから、国庫短期証券の償還差益に対しては法人税が課されますが、国内に恒久的施設を有しない外国法人（☞）については、法人税も非課税になります。

この制度も、平成11年度以降、数次の改正を経て現行の制度となっています。

☞適格外国証券投資信託の受託者である外国法人を含みます。

(図2-21) 国庫短期証券への非居住者等非課税制度の適用に係る手続等の概要(☞①・②)



☞①告知書は、利付国債に係る非課税適用申告書を既に提出している場合には、提出が不要となります。

☞②支払調書は、譲渡の対価又は償還金等の支払に関して提出が必要となります。なお、本支払調書の対象には、国庫短期証券のほか、ストリップ債が含まれます。

## C ストリップス債

ストリップス債（分離元本振替国債・分離利息振替国債）は、保有できる対象が法人に限定されていることから、ストリップス債の保有又は譲渡により生じる所得に対しては法人税が課されますが、国内に恒久的施設を有しない外国法人（☞）がQFI等に開設した振替口座により保有している場合には、その保有又は譲渡により生じる所得について非課税になります。

この制度は、平成15年1月より、新振替決済制度に移行したこととあわせて、ストリップス債が導入されたことに伴い措置されました。平成17年4月から、国庫短期証券の非居住者等非課税制度の適用に係る手続に一本化されました。

☞適格外国証券投資信託の受託者である外国法人を含みます。



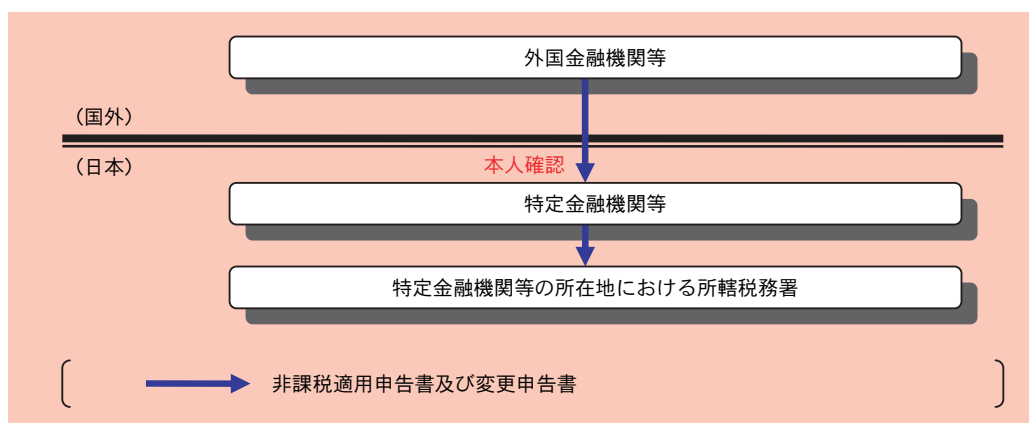
## D 外国金融機関等による債券現先取引

外国金融機関等（☞①）が平成14年4月1日以降開始した国内の特定金融機関等（☞②）との間で行う国債等の債券の買戻又は売戻条件付売買取引（債券現先取引）について、特定金融機関等から受け取る貸付金の利子は、一定の要件の下で非課税となります。

☞① 銀行業・金融商品取引業・保険業を営む外国法人、外国中央銀行及び国際機関をいいます。

☞② 金融機関及び金融商品取引業者等のうち、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の適用対象とされている者並びに日本銀行のことをいいます。

〔図2-22〕債券現先取引への非居住者等非課税制度の適用に係る手続等の概要



## 第2章 政府短期証券、借入金、政府保証債務

政府短期証券、借入金及び政府保証債務はそれぞれ性格が異なりますが、いずれも国債（JGB）と同様、財政活動に伴う資金調達による債務です。以下ではそれぞれの債務の概要について説明します。

### 1 政府短期証券

#### (1) 概要

政府短期証券は、財政法や特別会計に関する法律等に基づいて、国庫や特別会計等の一時的な資金不足を補うために発行されます。政府短期証券は、原則として公募入札により市中発行されています。政府短期証券の市中発行日は原則として毎週最初の営業日で、その償還期間は原則として3ヶ月です（☞①）。

なお、公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行が例外的に政府短期証券の引受けを行う仕組みになっています（☞②）。

また、平成21年2月からは、政府短期証券は割引短期国債との統合発行を開始し、国庫短期証券（Treasury Discount Bills、略称：T-Bill）という統一名称の下で発行され市中で流通していますが、従来の財政制度上の位置付けは変更せず、引き続き政府短期証券として取り扱っています。

☞①その他に、償還期間2ヶ月程度、6ヶ月の政府短期証券も発行されています。

☞②この場合、日本銀行が引き受けた政府短期証券は、その後の公募入札の収入により、可及的速やかに償還することになっています。

☞これらの券種は国庫短期証券として発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

〔図2-23〕政府短期証券の発行根拠別の分類（☞）

券種	根拠法	主な目的
財務省証券	財政法第7条第1項	「国庫金の出納上必要があるとき」
財政融資資金証券	財政融資資金法第9条第1項	「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」
外国為替資金証券	特別会計に関する法律第83条第1項	「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」
石油証券	特別会計に関する法律第94条第2項、第95条第1項	「国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」
食糧証券	特別会計に関する法律第136条第1項、第137条第1項	「主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」

※これまでに発行された政府短期証券の分類です。

(図2-24) TBとFBの比較

	TB	FB
債券の名称	割引短期国庫債券	政府短期証券
財政制度上の位置付け	公債（借換債）	融通証券・証券（資金繰り債）
発行形態	割引発行方式	
償還期間の種類	6ヶ月・1年	2ヶ月程度・3ヶ月・6ヶ月
最低額面金額	1,000万円	
発行方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則公募入札方式（価格競争入札・コンベンショナル方式）</li> <li>・T-Bill（国庫短期証券）として統合発行</li> </ul>	
譲渡制限	あり（国及び法人（一定の信託を含む）のみ）	

## (2) 国庫資金繰りの概要

政府の財政活動においては、日々の国庫金の受払のタイミングのズレにより、一時的に資金が不足したり、資金に余裕が生じたりします。その際のズレの調整方法としては、政府短期証券の発行、国庫余裕金の繰替使用、日銀や国庫内で保有する政府短期証券の繰上償還、国内指定預金（有利子）への組替えがあります。財務省理財局では、国庫の収支見込を策定し、確実な資金繰りを行うとともに、民間金融市場に対する配慮に努めています。

具体的には、3ヶ月物、6ヶ月物政府短期証券については、原則として既発行の政府短期証券の償還日に新規政府短期証券の発行日を合わせるとともに、2ヶ月程度の政府短期証券については、原則、財政の支払超過となる日を発行日とし、財政の受入超過となる日を償還日としています。

また、資金の不足する特別会計等に対する国庫余裕金の繰替使用（無利子）及び国庫内引受等の活用により、市中への公募発行額の平準化に努めています。

## 2 借入金

### (1) 借入金の法的根拠等

一般会計及び各特別会計は財政法及び特別会計に関する法律等に基づき、国会の議決を経た金額の範囲内において、借入を行うことができます。広義の借入金には、一時的な資金不足を調整するための一時借入金及び財源不足を補うための(狭義の)借入金があります。(狭義の)借入金が基本的に会計年度を跨るものとなるのに対し、一時借入金は、借入の行われた会計年度内に償還されることが原則となっています。

### (2) 借入金に関する予算上の取扱い

予算総則に、当該年度における借入金及び一時借入金の限度額が規定されており、これらは国会の議決の対象となっています。

### (3) 借入先

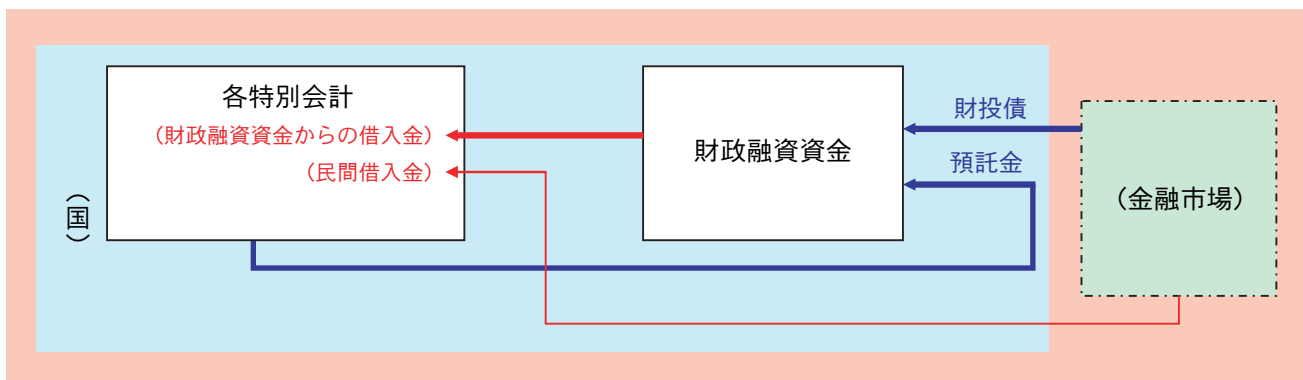
各特別会計は、現在、財政融資資金や民間金融機関等からの借入を行っています。平成22年度末現在、一般会計及び7の特別会計において、財政融資資金からの借入金残高があり、また、3の特別会計において、民間金融機関からの借入金残高があります。

民間金融機関からの借入が、国の民間に対する債務の一部を構成しているのに対し、財政融資資金からの借入は、いわば「国」の部門間での貸借です(👉)。

参照：第1章1(1)B「財政投融資特別会計国債(財投債)」P.36  
財務省HP「財政投融資」(制度の解説)

👉 財政融資資金の貸付等に  
必要な資金は、財政投融資  
特別会計国債(財投債)の  
発行及び各特別会計からの  
預託金等により調達されて  
います。

(図2-25) 特別会計等の財政融資資金からの借入に係る資金の流れ



## (4) 民間からの借入金

交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」といいます。）、国有林野事業特別会計（以下「国有林野特会」といいます。）及びエネルギー対策特別会計（以下「エネルギー特会」といいます。）において、民間金融機関からの公募入札による借入が行われています。

### A 交付税特会

交付税特会は、地方財政の財源不足額を補填するために借入を行い、その年度の地方交付税の一部に充てています。交付税特会では、平成12年7月以後、こうした借入金の一部を民間金融機関から借入していますが、平成19年度からは新規の借入を停止することとし、既存の債務の返済のための借入のみが行われています。

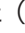
### B 国有林野特会

国有林野特会は、平成10年度に「国有林野事業の改革のための特別措置法」を施行する等の改革を行い、それまでの財政融資資金からの借入に代え、平成10年度から民間金融機関からの借入を開始しました。

この民間金融機関からの借入については、公平性・公正性、透明性を確保するため、平成15年度以降、それまでの協調融資団による方式を改め、公募入札による方式を導入しました。


現在の国有林野特会の民間借入は、既存の債務の返済のための借入であり、新規の借入は行われていません。

### C エネルギー特会

「特殊法人等整理合理化計画」に基づき石油公団が廃止され、従来同公団が担っていた国家備蓄事業は国（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、いわゆる石油特会）の直轄事業となりました（）。これに伴い、国家備蓄施設の設置に係る経費等の財源に充てるために、平成16年2月以降、石油特会による借入が行われるようになりました。

平成19年4月に施行された「特別会計に関する法律」に基づき、石油特会は廃止され、同会計に所属する権利義務は新たに設置されたエネルギー特会（エネルギー需給勘定）に帰属することとなりました。

エネルギー特会の民間借入は、既存の債務の返済のための借入であり、新規の借入は行われていません。

 国家備蓄石油は平成15年4月に、国家備蓄施設は平成16年2月に、それぞれ移管されました。

## 3 政府保証債務

国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている独立行政法人等に対し、予算で定められた限度内で、政府は、その資金調達の容易化を図るため保証を付しています。このように、政府保証債務は、財政活動に伴う資金調達による債務であり、国債等と同様、確実かつ円滑な資金調達が行われるよう、また、利率・価格等が政府保証を付したものとして適切な水準となるよう努めています。

### (1) 政府保証の法的根拠等

政府の法人に対する債務保証については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定により原則として禁じられています。しかし、例外として、

- ①国の行政の一端を担うものとして極めて公共性、公益性の高い業務を行っていること
- ②業務の執行、財務会計等についての国の監督が十分行き届き、したがって、保証債務に係る借入金等の使途及び当該債務の履行の確実性をチェックし得ること

という条件を満たす場合に限り、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられています。

また、政府保証付与後においては、当該法人を所管している各省庁において、財務の健全性のチェックを含め、適切な監督が行われています。

### (2) 政府保証債務の形態

政府保証債務は、資金調達の形態により、政府保証債と政府保証借入金に大別されます。さらに、政府保証債は内国債と外国債に分かれます。

政府保証借入金による資金調達は一般に、資金需要が生じた場合に機動的な調達を行い易いとのメリットがある反面、流通市場での流動性という点では政府保証債に劣るといわれています。

### (3) 政府保証債務の審査・予算上の取扱い等

#### A 予算等における取扱い

##### a 保証限度額

個別の法律により、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられている場合があることは(1)で述べたとおりですが、その場合、同時にその限度額については国会の議決で定めることも規定されています。このため、毎年度の一般会計予算予算総則に個別の法人ごとの限度額を規定して国会の議決を得ています。



b 財政投融资計画への計上

政府保証債等の発行限度額は、前述のとおり予算において決定されますが、財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第5条第2項第3号の規定により、財政融資資金の運用対象法人その他政令で定める法人に付される政府保証のうち、債務保証の期間が5年以上のものについては、財政投融资計画に計上されています。

参照：財務省HP「財政投融资」(各年度の財政投融资計画)

B 政府保証に関する審査等

財務省では、毎年度、市場の動向等を見据えながら、政府保証債（内国債・市場公募分）の年限構成等について調整を行い、翌年度の国債発行計画と併せて公表しています（平成23年度においては、下表のとおり発行が予定されています。）。

また、独立行政法人等が政府保証債または政府保証借入金により資金調達を行う際には、財務省理財局ではその都度、利率・価格等が政府保証を付したものであるか等について、審査を行っています。

〔図2-26〕平成23年度政府保証債（内国債・市場公募分及び外債）の年限別発行予定額

(単位：億円)

区分	22年度当初	22年度補正後		23年度予定		主な発行体
	(a)	(b)	(b)-(a)	(c)	(c)-(a)	
30年債	900	900	-	900	-	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
20年債	2,800	2,800	-	2,900	100	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、(株)日本政策投資銀行
15年債	400	400	-	-	▲400	
10年債	27,638	27,638	-	19,596	▲8,042	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、地方公共団体金融機構等
6年債	8,000	8,000	-	4,250	▲3,750	地方公共団体金融機構、(株)日本政策金融公庫等
5年債	2,000	2,000	-	1,500	▲500	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
4年債	6,400	6,400	-	3,000	▲3,400	預金保険機構、(独)都市再生機構
2年債	12,600	12,600	-	2,000	▲10,600	銀行等保有株式取得機構
小計	60,738	60,738	-	34,146	▲26,592	
短期債 <sup>(㉑)</sup>	5,000	5,000	-	-	▲5,000	
外債	8,100	8,100	-	7,900	▲200	(株)日本政策金融公庫、(株)日本政策投資銀行
合計	73,838	73,838	-	42,046	▲31,792	

(㉑) 短期債については残高ベースでの限度額です。  
 (㉒) 本予定額については年度途中で変更があります。

(図2-27) 平成23年度政府保証債（内国債・市場公募分及び外債）の機関別・年限別発行予定額

(単位：億円)

機 関 名	30年	20年	10年	6年	5年	4年	2年	小計	外債	合計
(株)日本政策金融公庫			500	1,350				1,850	6,400	8,250
預金保険機構						2,000		2,000		2,000
銀行等保有株式取得機構							2,000	2,000		2,000
(独)都市再生機構						1,000		1,000		1,000
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	900	2,700	12,100		1,500			17,200		17,200
関西国際空港(株)			490					490		490
(株)日本政策投資銀行		200	1,000	800				2,000	1,500	3,500
(財)民間都市開発推進機構			300					300		300
中部国際空港(株)			106	100				206		206
地方公共団体金融機構			5,100	2,000				7,100		7,100
合 計	900	2,900	19,596	4,250	1,500	3,000	2,000	34,146	7,900	42,046

(注) 本予定額については年度途中で変更がありえます。

## 第3章 その他の公的債務

これまで説明してきた建設国債等のほかにも、国には債務があります。たとえば、公的年金、地方債、独立行政法人等の債務等は、国債や借入金等とはガバナンスの枠組みが異なり、また、財政活動に伴う資金調達による債務ではありませんが、国の債務管理のあり方に潜在的に影響を及ぼし得るものと考えられます。以下においては、特に地方債や独立行政法人等の債務について説明します。

### 1 地方債

#### (1) 地方債の基本的な仕組み

##### A 基本的な仕組み

地方債は、地方公共団体において、その様々な歳出需要の一部を賄うために発行されています。したがって、地方債は、国とは別人格を有する各地方公共団体の債務です。

地方債は原則として、建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条に掲げる場合においてのみ発行できることになっていますが、その特例として、現在、臨時財政対策債等の発行が認められています（[図3-1](#)）。

なお、翌年度の地方債（普通会計分及び公営企業会計等分）の予定額の総額については、各年末に国から地方債計画が公表されます。また、各地方公共団体が地方債を発行する際には、原則として、総務大臣又は都道府県知事に協議することとされています。

[図3-1](#) 臨時財政対策債とは、平成12年度までは地方財政計画上の通常収支の不足を交付税特会の借入等により補填していましたが、平成13年度以降これを見直し、その新たな補填措置として発行されることとなった地方債をいいます。

参照：総務省HP（地方債計画及び地方財政計画）

## B 地方債の分類

地方債には様々な分類方法がありますが、資金別、会計別に分類すると、それぞれ次のとおりとなります。

### a 資金別の分類

（図2-29）地方債の資金別分類

地方債	公的資金	財政融資資金
		地方公共団体金融機構資金
	民間等資金	市場公募資金
		銀行等引受資金

地方債を引受先の資金面から分類すると、公的資金及び民間等資金に大別され、地方債計画にはそれぞれの予定額が計上されます。

このうち、財政融資資金は、財政投融资計画に地方公共団体向けの財政融資として計上されます。地方公共団体金融機構資金は、地方公共団体金融機構が債券発行により調達した資金をいいます。

### b 会計別の分類

地方債を、資金調達を行う会計別に分類すると、普通会計分及び公営企業会計等分に大別されます。普通会計とは、一般会計及び企業会計以外の特別会計を合算して、会計間の資金の移動を控除したものをいいます。

また、地方財政（普通会計）の翌年度における歳出・歳入の見通しは、地方財政計画に計上され、国会に提出されています。地方財政計画に表示されている地方債発行額は、公営企業会計等分を含まないベース（普通会計分のみ）となります。

## （2）公的資金による地方公共団体への貸付

平成23年度の地方債計画は、極めて厳しい地方財政の状況の下で、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方財源の不足に対処するための措置を講じるとともに、地方公共団体が、必要性の高い分野への重点的な投資を行えるよう、公的資金の重点化と市場における地方債資金の調達を引き続き推進しつつ、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定され、総額は13兆7,340億円（平成22年度15兆8,976億円）となっています。

このうち公的資金については、財政投融资改革の趣旨を踏まえ、地方公共団体ごとの資金調達能力及び資金使途に着目した公的資金の重点化方針を維持することに加えて、地方税収の改善見込み等を踏まえつつ、地方公共団体の円滑な資金調達に配慮し、平成23年度は総額5兆6,240億円（平成22年度6兆4,980億円）を予定しています（☞）。

☞その内訳として、財政融資資金3兆7,310億円（平成22年度4兆3,390億円）、機構資金1兆8,930億円（平成22年度2兆1,590億円）を予定しています。

### (3) 民間等資金による地方公共団体への貸付

参照：共同発行団体連絡協議会HP  
財団法人地方債協会HP  
(市場公募資金)

#### A 市場公募資金

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己責任による行財政運営が一層求められることから、地方債計画に占める市場公募資金の比率は近年上昇傾向にあります。

##### a 共同発行市場公募地方債の発行等

###### ①共同発行市場公募地方債

発行ロットを大型化し、発行コストの低減、安定的な調達等を図るため、平成15年度から全国型市場公募地方債の共同発行を実施しています。「共同発行市場公募地方債」は、地方財政法第5条の7に基づき各団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行されます。

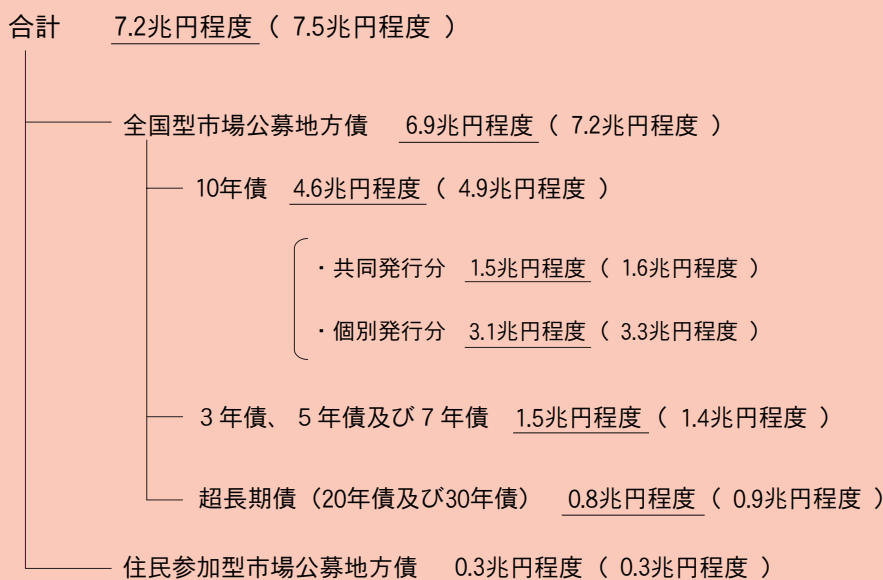
###### ②住民参加型市場公募地方債

地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型の市場公募地方債以外に、平成14年3月以降、「住民参加型市場公募地方債」の発行を実施しています。

##### b 市場公募地方債の発行方式

金融機関と証券会社から構成されるシ団（引受シンジケート団）による募集引受の方式、主幹事方式、入札方式などによります。発行条件は、平成14年4月以後、東京都債とその他団体債の2つのテーブルを設け、発行条件を決定してきましたが、平成16年及び平成18年に見直しを行い、現在は、すべての発行団体が、個別に発行条件を決定しています。

(図2-30) 平成23年度市場公募地方債発行予定額



(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合があります。  
(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性があります。  
(注3) 市場公募地方債発行予定額は借換分を含んでいます。  
(注4) ( ) 書は平成22年度市場公募地方債発行額を示し、22年度計画ベースの数値を計上しています。  
(出所) 平成23年度地方債計画

## B 銀行等引受資金

銀行等引受資金とは、地方公共団体が、取引関係を有する金融機関や地方公務員共済組合連合会等から借り入れる資金のことです。なお、地方債計画に占める銀行等引受資金の比率は、近年減少傾向にあります。

また、銀行等引受資金によって起こされた地方債を、銀行等引受債といい、この銀行等引受債は、証券発行の方法によるものと、証書借入の方法によるものがあります。



## 2 独立行政法人等の債務

### (1) 独立行政法人等の債務の種類

独立行政法人等の債務には、政府保証債務に加え、国からの資金調達手段として一般会計、財政融資資金及びその他の特別会計からの借入金のほか、民間からの資金調達手段として財投機関債等があります。

なお、ここで、独立行政法人等とは、独立行政法人（☞①）、特殊法人（☞②）及び認可法人（☞③）をいうこととします。これらは全て、政府の監督の下に公的な施策を実施している法人です。

#### A 国からの資金調達

##### a 財政融資資金からの借入金

財政投融資については政府として資金を供給することが真に必要な分野に限定することとしています。近年、財政投融資改革を踏まえ、貸付対象事業の重点化を図ってきており、独立行政法人等への貸出金額の規模は圧縮されています。

##### b その他の国からの借入金

独立行政法人等に対しては、一般会計やその他の特別会計からの無利子貸付等が行われるものがあります。

#### B 民間からの資金調達

財政投融資改革により、財投機関（財政投融資を活用している機関をいいます。）では、新たな自己資金調達手段として、政府保証のない公募債券である財投機関債が導入されました。財投機関債の発行により、独立行政法人等が市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まることが期待されています。

なお、独立行政法人等のうち公庫等の債券発行等については、政府関係機関予算として国会の議決が必要となっています。また、財投機関が債券発行や長期借入を行う場合には主務大臣から認可を受ける必要があり、その際、主務大臣は予め財務大臣と協議することとされています。

☞①独立行政法人通則法第2条第1項に規定される「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」をいいます。この場合、「個別法」とは、独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を法人ごとに定める法律をいいます。

☞②総務省設置法第4条第15号に規定される「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）」をいいます。この場合、「特別の設立行為」とは、「政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為」をいいます。

☞③認可法人については法律上の定義はありませんが、通常、「民間等の関係者が発起人となって自主的に設立する法人であるが、その業務の公共性などの理由によって、その設立については特別の法律に基づき主務大臣の認可が要件となっているもの」（出典「法律用語辞典」（内閣法制局法令用語研究会編））をいいます。

## (2) 独立行政法人等の財務報告

独立行政法人等の資産面も含めた財務状況については、現在、様々な形で各独立行政法人等より公表されています。

このうち、独立行政法人については、独立行政法人通則法第37条に基づき、企業会計原則に準拠した財務諸表が作成され、主務大臣からの承認を受けた上、公表されています。国による独立行政法人の監督のあり方は、その業務運営における自律性、自発性を発揮させるため、事前統制から事後チェックを重視した制度設計となっており、独立行政法人の財務諸表は、業務遂行状況の的確な把握だけでなく、業績の適切な評価にも資するものとなっています。

また、特殊法人・認可法人については、予算統制を確保する観点から、各法人において、それぞれの設立根拠法等に基づき財務諸表が作成され、主務大臣からの承認を受けた上、公表されています。これに加えて、将来の国民負担に関する説明責任を向上させる観点から、平成12年度決算から企業会計原則に準拠した「行政コスト計算書」等が作成・公表されています。

なお、独立行政法人等のうち政府が出資している主要な法人については、財政法第28条に基づき、財務書類が参考書類として国会に提出する予算に添付されています。

## コラム7 政府債務残高の定義

以上、様々な範囲にかかる公的債務を説明してきましたが、いわゆる「債務残高」については、このような公的債務のどこまでを含めるものとして定義するかにより、その数値も変わってくるようになります。

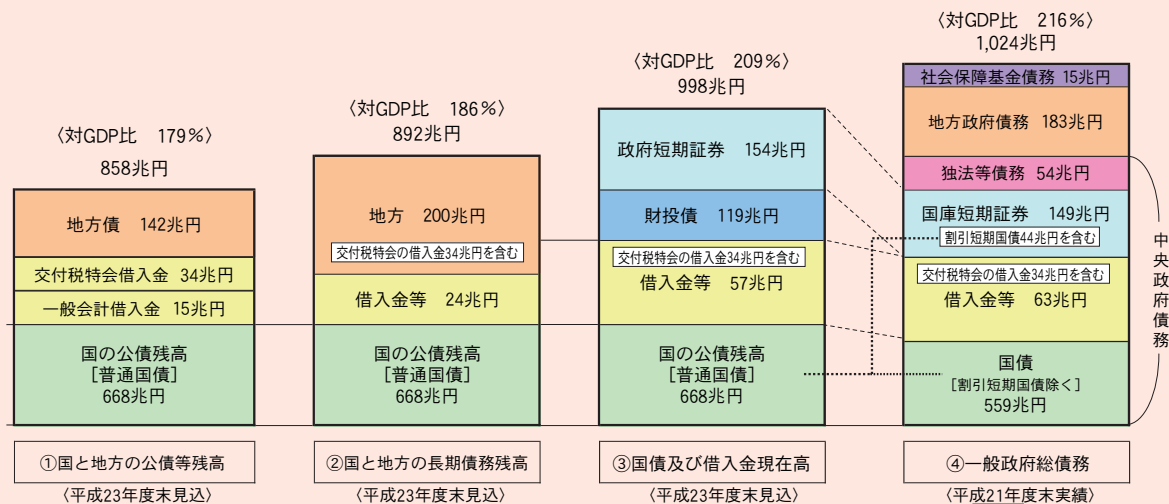
### ① 政府債務残高の定義（「グロスの債務残高」）

我が国の政府部門が負っている債務（国の債務または国・地方を合わせた債務）の現状を示す資料・統計としては、下表に掲げるものが公表されています。このように、いわゆる「債務残高」については、どのような観点から作成するかに応じて、さまざまな整理方法が考えられます。

（図c7-1）各種政府債務残高の統計

	資料・統計の名称	統計の観点・性格	作成元
(1)	国と地方の公債等残高	一般的な政策経費や税収等と明示的・論理的に連動する国・地方の債務を集計。財政運営戦略の残高目標として用いられている指標。	内閣府計量分析室
(2)	国及び地方の長期債務残高	利払・償還財源が主として税財源により賄われる長期債務を国・地方の双方について集計。資金繰りのための短期の債務や、貸付先からの回収金により利払・償還を行う財投債は含まれません。	財務省主計局
(3)	国債及び借入金現在高	財政法第28条に基づき、国債及び借入金の状況に関する当該年度末における現在高の見込を算出。(国の資金調達活動の全体像を示す観点から、国の資金調達に伴う債務を集計したもの)	財務省理財局
(4)	一般政府総債務	経済の実態把握及び国際比較に資するため、世界共通の基準(SNA)に基づき、一般政府(中央政府、地方政府及び社会保障基金)の金融負債残高を体系的に集計。	内閣府経済社会総合研究所

（図c7-2）各種政府債務残高の比較



### ② 純債務残高の定義（「ネットの債務残高」）

純債務残高とは政府の総債務残高から政府が保有する金融資産（国民の保険料からなる年金積立金等）を差し引いたものです。ただし、純債務残高を他国と比較する場合、我が国政府の金融資産の多くは将来の社会保障給付を賄う積立金であり、すぐに取り崩して債務の償還や利払いの財源とすることができないこと等に留意する必要があります。OECDの集計によれば、平成22年末における日本の純債務残高は対GDP比で114%です。

# 第Ⅲ編

## 資料編

本編には、前編までで収録しきれなかった資料につき、掲載しております。

# 第1章 国債

## 1 国債発行市場

### (1) 国債発行額等の推移

(単位：億円、%)

年度	国債発行額						国債 依存度	国債残高	財投債 残高	残高 GDP	国債費 (当初)	国債費 一般会計	
	新規債		借換債	財投債	計								
	4条債	特例債											
22 ~39	収支均衡予算						国債発行せず						
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	%	億円	億円	%	億円	%	
40	1,972	-	1,972	-	-	1,972	5.3	2,000	-	0.6	220	0.6	
41	6,656	6,656	-	-	-	6,656	14.9	8,750	-	2.2	489	1.1	
42	7,094	7,094	-	-	-	7,094	13.9	15,950	-	3.4	1,153	2.3	
43	4,621	4,621	-	-	-	4,621	7.8	20,544	-	3.7	2,013	3.5	
44	4,126	4,126	-	-	-	4,126	6.0	24,634	-	3.8	2,788	4.1	
45	3,472	3,472	-	-	-	3,472	4.2	28,112	-	3.7	2,909	3.7	
46	11,871	11,871	-	-	-	11,871	12.4	39,521	-	4.8	3,193	3.4	
47	19,500	19,500	-	-	-	19,500	16.3	58,186	-	6.0	4,554	4.0	
48	17,662	17,662	-	5,958	-	23,620	12.0	75,504	-	6.5	7,045	4.9	
49	21,600	21,600	-	6,358	-	27,958	11.3	96,584	-	7.0	8,622	5.0	
50	52,805	31,900	20,905	4,156	-	56,961	25.3	149,731	-	9.8	10,394	4.9	
51	71,982	37,250	34,732	3,712	-	75,694	29.4	220,767	-	12.9	16,647	6.9	
52	95,612	50,280	45,333	3,128	-	98,741	32.9	319,024	-	16.8	23,487	8.2	
53	106,740	63,300	43,440	6,326	-	113,066	31.3	426,158	-	20.4	32,227	9.4	
54	134,720	71,330	63,390	-	-	134,720	34.7	562,513	-	25.0	40,784	10.6	
55	141,702	69,550	72,152	2,903	-	144,605	32.6	705,098	-	28.4	53,104	12.5	
56	128,999	70,399	58,600	8,952	-	137,951	27.5	822,734	-	31.1	66,542	14.2	
57	140,447	70,360	70,087	32,727	-	173,175	29.7	964,822	-	34.9	78,299	15.8	
58	134,863	68,099	66,765	45,145	-	180,009	26.6	1,096,947	-	38.0	81,925	16.3	
59	127,813	64,099	63,714	53,603	-	181,417	24.8	1,216,936	-	39.5	91,551	18.1	
60	123,080	63,030	60,050	89,573	-	212,653	23.2	1,344,314	-	40.7	102,242	19.5	
61	112,549	62,489	50,060	114,886	-	227,435	21.0	1,451,267	-	42.4	113,195	20.9	
62	94,181	68,800	25,382	154,490	-	248,672	16.3	1,518,093	-	41.9	113,335	20.9	
63	71,525	61,960	9,565	139,461	-	210,986	11.6	1,567,803	-	40.4	115,120	20.3	
元	66,385	64,300	2,085	150,798	-	217,183	10.1	1,609,100	-	38.7	116,649	19.3	
2	73,120	63,432	(9,689)	186,532	-	259,652	10.6	1,663,379	-	36.8	142,886	21.6	
3	67,300	67,300	-	188,757	-	256,057	9.5	1,716,473	-	36.2	160,360	22.8	
4	95,360	95,360	-	214,969	-	310,329	13.5	1,783,681	-	36.9	164,473	22.8	
5	161,740	161,740	-	218,129	-	379,869	21.5	1,925,393	-	39.9	154,423	21.3	
6	164,900	123,457	<33,337> [8,106]	228,817	-	393,717	22.4	2,066,046	-	42.2	143,602	19.6	
7	212,470	164,401	<28,511> 19,558	253,767	-	466,238	28.0	2,251,847	-	45.2	132,213	18.6	
8	217,483	107,070	<18,796> 91,617	265,524	-	483,007	27.6	2,446,581	-	48.1	163,752	21.8	
9	184,580	99,400	85,180	314,320	-	498,900	23.5	2,579,875	-	50.2	168,023	21.7	
10	340,000	170,500	169,500	424,310	-	764,310	40.3	2,952,491	-	58.7	172,628	22.2	
11	375,136	131,660	243,476	400,844	-	775,979	42.1	3,316,687	-	66.4	198,319	24.2	
12	330,040	111,380	218,660	532,697	-	862,737	36.9	3,675,547	-	72.9	219,653	25.8	
13	300,000	90,760	209,240	593,296	438,831	1,332,127	35.4	3,924,341	437,605	79.5	171,705	20.8	
14	349,680	91,480	258,200	696,155	318,435	1,364,271	41.8	4,210,991	755,644	86.0	166,712	20.5	
15	353,450	66,930	286,520	749,489	285,086	1,388,025	42.9	4,569,736	918,490	92.6	167,981	20.5	
16	354,900	87,040	267,860	844,505	401,297	1,600,702	41.8	4,990,137	1,215,532	100.1	175,686	21.4	
17	312,690	77,620	235,070	1,055,195	282,494	1,650,379	36.6	5,269,279	1,393,532	104.7	184,422	22.4	
18	274,700	64,150	210,550	1,081,206	255,595	1,611,502	33.7	5,317,015	1,389,061	104.1	187,616	23.5	
19	253,820	60,440	193,380	991,894	167,696	1,413,410	31.0	5,414,584	1,397,543	105.0	209,988	25.3	
20	331,680	69,750	261,930	939,095	86,000	1,356,775	39.2	5,459,356	1,310,501	110.9	201,632	24.3	
21	519,550	150,110	369,440	904,803	94,100	1,518,453	51.5	5,939,717	1,222,253	125.3	202,437	22.9	
22	443,030	76,030	367,000	1,024,048	155,000	1,622,078	45.8	6,423,459	1,252,929	134.0	206,491	22.4	
23	442,980	60,900	382,080	1,112,963	140,000	1,695,943	47.9	6,676,278	1,189,163	138.0	215,491	23.3	

(注1)国債発行額は、収入金ベース。21年度までは実績、22年度は補正後、23年度は当初。  
 ( ) 書きは臨時特別公債、( ) 書きは減税特別公債、[ ] 書きは震災特別公債であり、外数です。  
 (注2)昭和40年度に発行された歳入補てんのための国債の発行額は、便宜上、特例債の欄に記載しています。  
 (注3)国債依存度は、新規債発行額/一般会計歳出額。21年度までは実績、22年度は補正後、23年度は当初。  
 (注4)国債残高は、普通国債のみであり額面ベース。21年度までは実績、22年度は実績見込み、23年度は当初見込み。  
 (注5)国債費は、当初予算ベース。





(3) 平成22年度末における業態別落札引受実績

(単位：億円)

	2年債		5年債		10年債		20年債		30年債		40年債		10年物価連動債		15年変動債		流動性供給入札		計		国庫短期証券	
	シエア		シエア		シエア		シエア		シエア		シエア		シエア		シエア		シエア		シエア		シエア	
証券会社	273,161	83.5%	237,383	78.7%	239,591	90.8%	131,054	88.8%	47,735	92.3%	12,430	99.8%	0	0.0%	71,906	100.0%	0	0.0%	1,013,261	86.1%	2,501,176	77.5%
国内証券	145,144	44.4%	136,619	45.3%	115,194	43.7%	55,178	37.4%	20,339	39.3%	4,676	37.5%	0	0.0%	29,674	41.3%	0	0.0%	506,825	43.1%	1,488,091	46.1%
外国証券	128,017	39.1%	100,764	33.4%	124,397	47.1%	75,876	51.4%	27,396	53.0%	7,754	62.3%	0	0.0%	42,232	58.7%	0	0.0%	506,436	43.1%	1,013,085	31.4%
銀行	52,750	16.1%	63,928	21.2%	23,131	8.8%	16,281	11.0%	3,561	6.9%	25	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	159,677	13.6%	576,158	17.9%
国内銀行	52,750	16.1%	63,928	21.2%	23,131	8.8%	16,281	11.0%	3,561	6.9%	25	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	159,677	13.6%	574,196	17.8%
外国銀行	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1,962	0.1%
保険会社	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	301	0.2%	407	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	708	0.1%	0	0.0%
短資・証券金融	372	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	372	0.0%	148,603	4.6%
その他	739	0.2%	268	0.1%	1,177	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2,184	0.2%	1,022	0.0%
23年3月末計	327,022	100.0%	301,580	100.0%	263,899	100.0%	147,636	100.0%	51,703	100.0%	12,455	100.0%	0	0.0%	71,906	100.0%	0	0.0%	1,176,201	100.0%	3,226,959	100.0%

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。計数は額面ベース。

## (4) 借換債の前倒発行の状況

(単位：億円)

	限度額	発行額（収入金ベース）
14年度分 (13年度中に発行)	70,000	62,437
15年度分 (14年度中に発行)	90,000	62,593
16年度分 (15年度中に発行)	90,000	89,224
17年度分 (16年度中に発行)	(当初140,000) →240,000	202,594
18年度分 (17年度中に発行)	300,000	228,305
19年度分 (18年度中に発行)	250,000	219,748
20年度分 (19年度中に発行)	200,000	170,520
21年度分 (20年度中に発行)	200,000	52,764
22年度分 (21年度中に発行)	120,000	81,264
23年度分 (22年度中に発行)	(当初120,000) →200,000	—
24年度分 (22年度中に発行)	120,000	—

(注) 「X年度分」とは、X年度の借換債のうち(X-1)年度に前倒して発行するものをいいます。

(5) 平成22年度における中長期債入札結果

利付国債（40年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
3	H22.05.13	H22.05.18	H62.03.20	2.2	3,000	7,690	2,998	-	-	99.73	2.210	-	284
3	H22.08.05	H22.08.10	H62.03.20	2.2	3,000	11,236	2,997	-	-	110.54	1.825	-	0
3	H22.11.09	H22.11.12	H62.03.20	2.2	3,000	12,439	2,996	-	-	103.90	2.055	-	184
3	H23.02.08	H23.02.14	H62.03.20	2.2	3,000	6,165	2,996	-	-	98.96	2.240	-	0

利付国債（30年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
32	H22.04.13	H22.04.16	H52.03.20	2.3	6,000	20,634	5,530	101.75	2.202	101.50	2.216	464	0
32	H22.06.08	H22.06.11	H52.03.20	2.3	6,000	12,353	5,490	104.83	2.039	104.50	2.056	508	0
32	H22.07.08	H22.07.13	H52.03.20	2.3	6,000	22,520	5,541	106.56	1.951	106.20	1.969	452	105
33	H22.09.08	H22.09.21	H52.09.20	2.0	6,000	22,832	5,497	100.16	1.991	99.75	2.013	499	843
33	H22.10.14	H22.10.19	H52.09.20	2.0	6,000	29,853	5,528	100.45	1.976	100.35	1.981	462	864
33	H22.12.07	H22.12.10	H52.09.20	2.0	6,000	16,291	5,519	96.66	2.185	96.40	2.200	474	347
33	H23.01.13	H23.01.18	H52.09.20	2.0	6,000	31,606	5,482	97.16	2.156	97.10	2.160	512	863
34	H23.03.08	H23.03.22	H53.03.20	2.2	6,000	19,530	5,454	100.28	2.184	100.15	2.191	539	730

利付国債（20年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
117	H22.04.22	H22.04.27	H42.03.20	2.1	11,000	40,394	10,049	99.78	2.115	99.75	2.117	941	1,542
117	H22.05.20	H22.05.25	H42.03.20	2.1	11,000	39,382	10,031	100.35	2.075	100.35	2.075	965	1,624
118	H22.06.16	H22.06.21	H42.06.20	2.0	11,000	46,306	10,061	99.98	2.001	99.90	2.007	931	1,570
119	H22.07.22	H22.07.27	H42.06.20	1.8	11,000	44,748	10,022	99.80	1.813	99.75	1.817	965	1,599
120	H22.08.24	H22.08.27	H42.06.20	1.6	11,000	28,924	10,123	100.78	1.548	100.70	1.553	868	908
121	H22.09.14	H22.09.21	H42.09.20	1.9	11,000	46,037	10,089	99.20	1.955	99.00	1.969	904	1,629
122	H22.10.21	H22.10.26	H42.09.20	1.8	11,000	44,118	9,998	100.44	1.770	100.40	1.772	988	1,283
121	H22.11.18	H22.11.24	H42.09.20	1.9	11,000	25,470	10,011	99.96	1.902	99.70	1.920	986	0
123	H22.12.14	H22.12.20	H42.12.20	2.1	11,000	35,260	10,024	100.37	2.073	100.25	2.082	969	979
123	H23.01.20	H23.01.25	H42.12.20	2.1	11,000	44,657	10,010	100.77	2.045	100.75	2.046	987	1,600
124	H23.02.22	H23.02.25	H42.12.20	2.0	11,000	26,497	10,047	99.29	2.050	99.15	2.060	944	1,442
125	H23.03.16	H23.03.22	H43.03.20	2.2	11,000	41,554	10,072	100.97	2.130	100.75	2.146	916	1,559

利付国債（10年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
306	H22.04.06	H22.04.09	H32.03.20	1.4	22,000	50,680	20,113	100.02	1.397	100.00	1.400	86.19	1,787	693
307	H22.05.11	H22.05.14	H32.03.20	1.3	22,000	70,822	20,116	99.81	1.321	99.76	1.327	63.13	1,816	3,153
308	H22.06.01	H22.06.21	H32.06.20	1.3	22,000	77,409	20,100	100.15	1.283	100.09	1.289	83.98	1,808	0
309	H22.07.06	H22.07.09	H32.06.20	1.1	22,000	55,565	20,162	99.85	1.116	99.80	1.122	80.13	1,748	0
309	H22.08.03	H22.08.06	H32.06.20	1.1	22,000	83,544	19,975	100.35	1.060	100.33	1.063	79.20	1,933	3,254
310	H22.09.01	H22.09.21	H32.09.20	1.0	22,000	63,094	19,971	99.55	1.049	99.45	1.060	88.57	1,933	138
311	H22.10.07	H22.10.13	H32.09.20	0.8	22,000	57,111	20,073	99.64	0.839	99.60	0.843	65.02	1,852	0
310	H22.11.02	H22.11.08	H32.09.20	1.0	22,000	78,543	20,092	100.28	0.968	100.26	0.971	52.39	1,846	3,239
312	H22.12.01	H22.12.20	H32.12.20	1.2	22,000	48,098	19,981	100.09	1.189	100.01	1.198	106.88	1,905	3,231
312	H23.01.06	H23.01.12	H32.12.20	1.2	22,000	59,911	20,025	99.87	1.214	99.83	1.219	57.96	1,908	270
312	H23.02.01	H23.02.04	H32.12.20	1.2	22,000	53,793	20,006	99.68	1.236	99.62	1.243	50.67	1,939	3,112
313	H23.03.01	H23.03.22	H33.03.20	1.3	22,000	58,329	20,033	99.91	1.310	99.82	1.320	75.23	1,888	1,480

利付国債（5年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
88	H22.04.15	H22.04.20	H27.03.20	0.5	24,000	101,715	21,885	99.87	0.527	99.86	0.529	36.84	2,066	2,348
88	H22.05.18	H22.05.21	H27.03.20	0.5	24,000	68,391	21,977	100.22	0.453	100.21	0.455	29.61	1,983	2,460
89	H22.06.10	H22.06.21	H27.06.20	0.4	24,000	78,899	22,117	100.04	0.391	100.02	0.395	48.10	1,826	1,565
89	H22.07.13	H22.07.16	H27.06.20	0.4	24,000	74,151	22,024	100.18	0.362	100.17	0.364	17.83	1,947	0
90	H22.08.11	H22.08.16	H27.06.20	0.3	24,000	102,205	21,859	99.88	0.325	99.87	0.327	21.60	2,109	3,507
91	H22.09.10	H22.09.21	H27.09.20	0.4	24,000	61,217	21,916	100.24	0.351	100.20	0.359	27.30	2,052	0
92	H22.10.19	H22.10.22	H27.09.20	0.3	24,000	75,666	22,057	100.12	0.275	100.10	0.279	22.84	1,912	103
92	H22.11.11	H22.11.16	H27.09.20	0.3	24,000	85,979	21,897	99.81	0.339	99.80	0.341	14.07	2,080	0
93	H22.12.09	H22.12.20	H27.12.20	0.5	24,000	60,999	21,927	99.68	0.565	99.64	0.574	55.30	2,013	3,484
93	H23.01.18	H23.01.21	H27.12.20	0.5	24,000	87,094	21,947	100.03	0.493	100.02	0.495	31.30	2,013	0
94	H23.02.16	H23.02.21	H27.12.20	0.6	24,000	78,047	21,928	100.05	0.589	100.01	0.597	36.14	2,030	0
95	H23.03.10	H23.03.22	H28.03.20	0.6	24,000	76,893	22,041	100.01	0.597	99.98	0.604	39.69	1,913	213

利付国債（2年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
292	H22.04.27	H22.05.17	H24.05.15	0.2	26,000	112,832	23,835	100.070	0.164	100.065	0.167	44.96	2,110	0
293	H22.05.27	H22.06.15	H24.06.15	0.2	26,000	88,632	24,061	100.077	0.161	100.075	0.162	37.68	1,887	225
294	H22.06.24	H22.07.15	H24.07.15	0.2	26,000	103,733	24,060	100.092	0.153	100.090	0.154	48.46	1,884	1,510
295	H22.07.27	H22.08.16	H24.08.15	0.2	26,000	135,741	23,923	100.101	0.149	100.100	0.149	29.71	2,035	1,587
296	H22.08.26	H22.09.15	H24.09.15	0.1	26,000	113,951	24,005	99.956	0.122	99.955	0.122	31.62	1,955	1,558
297	H22.09.28	H22.10.15	H24.10.15	0.1	26,000	139,809	24,311	99.920	0.140	99.920	0.140	27.25	1,654	3,369
298	H22.10.27	H22.11.15	H24.11.15	0.1	26,000	131,765	23,802	99.922	0.139	99.920	0.140	32.93	2,153	2,044
299	H22.11.25	H22.12.15	H24.12.15	0.2	26,000	76,670	24,013	100.057	0.171	100.055	0.172	35.79	1,945	0
300	H22.12.22	H23.01.17	H25.01.15	0.2	26,000	84,727	24,182	99.942	0.229	99.930	0.235	41.29	1,769	3,684
301	H23.01.27	H23.02.15	H25.02.15	0.2	26,000	127,120	23,872	100.006	0.196	100.005	0.197	34.83	2,082	0
302	H23.02.24	H23.03.15	H25.03.15	0.2	26,000	88,309	23,899	99.917	0.241	99.910	0.245	36.51	2,057	1,155
303	H23.03.24	H23.04.15	H25.04.15	0.2	26,000	113,852	23,873	99.939	0.230	99.935	0.232	25.35	2,092	3,489

## (6) 発行日に対応する元利払期日の設定（平成23年度予定）

### 1. 5、10、20年の各利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限
4月	9月	3、9月	3月	年限－1ヶ月
5月	9月	3、9月	3月	年限－2ヶ月
6月	12月	6、12月	6月	年限どおり
7月	12月	6、12月	6月	年限－1ヶ月
8月	12月	6、12月	6月	年限－2ヶ月
9月	3月	3、9月	9月	年限どおり
10月	3月	3、9月	9月	年限－1ヶ月
11月	3月	3、9月	9月	年限－2ヶ月
12月	6月	6、12月	12月	年限どおり
1月	6月	6、12月	12月	年限－1ヶ月
2月	6月	6、12月	12月	年限－2ヶ月
3月	9月	3、9月	3月	年限どおり

(注1) 利払日及び償還日は20日

(注2) 発行日の設定は、原則としてT(入札日)+3営業日としています。ただし、3月、6月、9月、12月に発行される5年債、10年債、20年債については、T+3が償還日である20日よりも前になる場合は、20日発行としています。

### 2. 2年利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限
4月	10月	4、10月	4月	年限どおり
5月	11月	5、11月	5月	年限どおり
6月	12月	6、12月	6月	年限どおり
7月	1月	1、7月	7月	年限どおり
8月	2月	2、8月	8月	年限どおり
9月	3月	3、9月	9月	年限どおり
10月	4月	4、10月	10月	年限どおり
11月	5月	5、11月	11月	年限どおり
12月	6月	6、12月	12月	年限どおり
1月	7月	1、7月	1月	年限どおり
2月	8月	2、8月	2月	年限どおり
3月	9月	3、9月	3月	年限どおり

(注) 利払日及び償還日は15日（通常15日発行）

### 3. 30年利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限	備考
4月	9月	3、9月	3月	年限－1ヶ月	3月債として原則リオープン発行
6月	9月	3、9月	3月	年限－3ヶ月	3月債として原則リオープン発行
7月	9月	3、9月	3月	年限－4ヶ月	3月債として原則リオープン発行
9月	3月	3、9月	9月	年限どおり	
10月	3月	3、9月	9月	年限－1ヶ月	9月債として原則リオープン発行
12月	3月	3、9月	9月	年限－3ヶ月	9月債として原則リオープン発行
1月	3月	3、9月	9月	年限－4ヶ月	9月債として原則リオープン発行
3月	9月	3、9月	3月	年限どおり	

(注1) 利払日及び償還日は20日

(注2) 発行日の設定は、原則としてT(入札日)+3営業日としています。ただし、3月、9月に発行される銘柄については、T+3が償還日である20日よりも前になる場合は、20日発行としています。

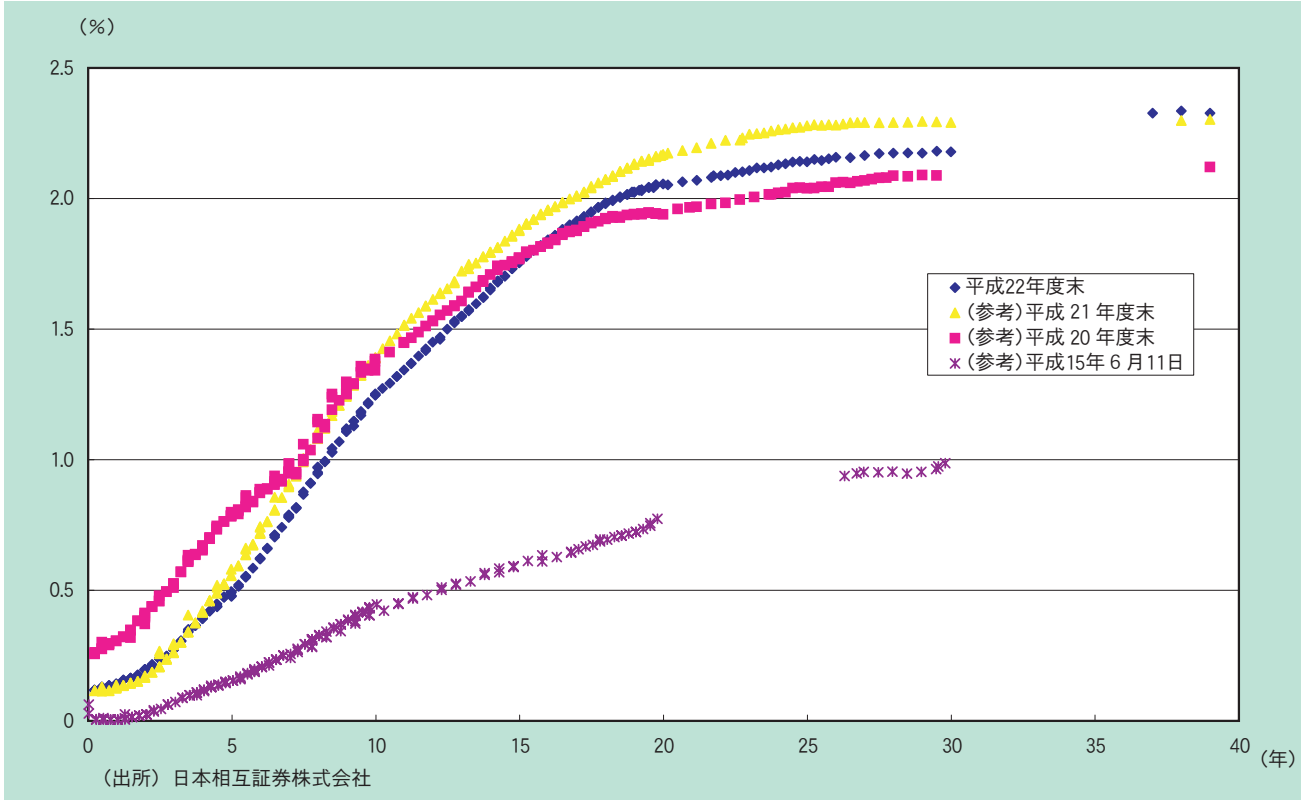
### 4. 40年利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限	備考
5月	9月	3、9月	3月	年限－2ヶ月	
8月	9月	3、9月	3月	年限－5ヶ月	5月債として原則リオープン発行
11月	3月	3、9月	3月	年限－8ヶ月	5月債として原則リオープン発行
2月	3月	3、9月	3月	年限－11ヶ月	5月債として原則リオープン発行

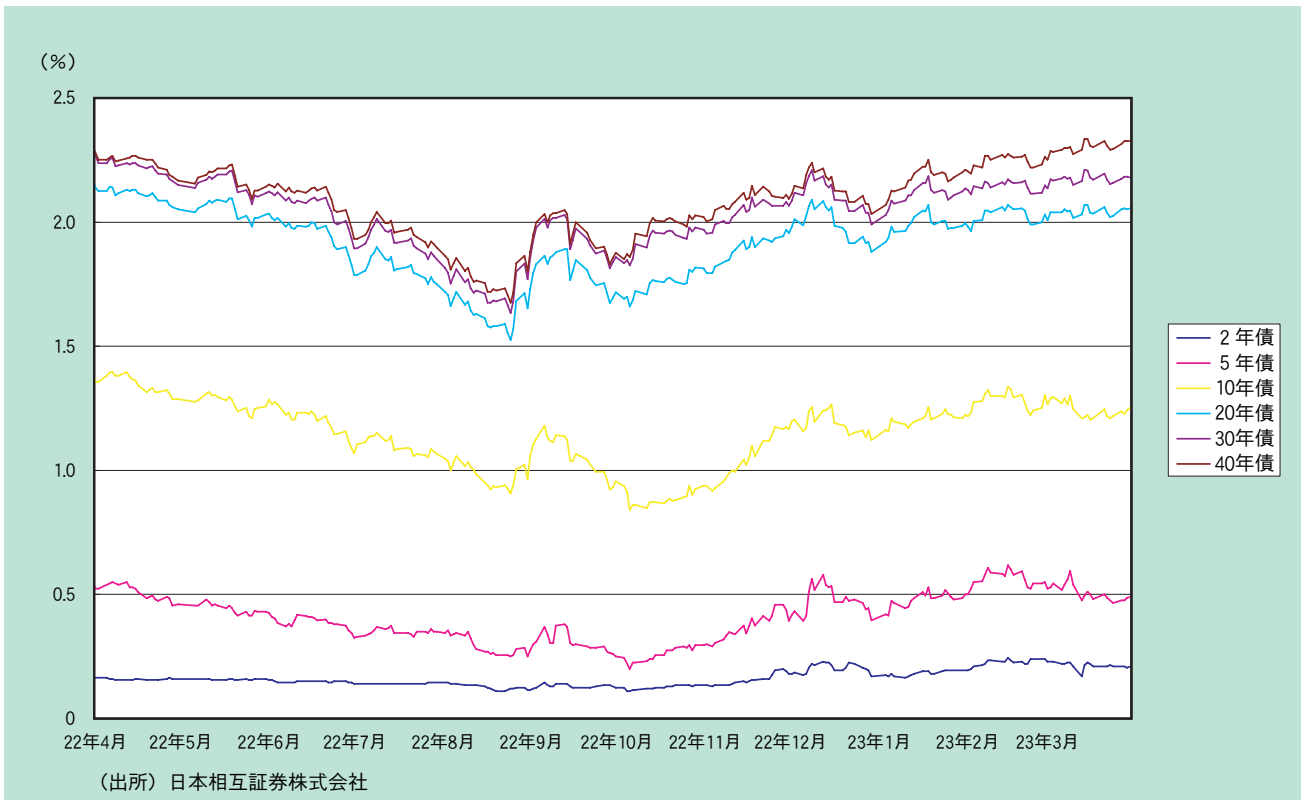
(注) 利払日及び償還日は20日

## 2 国債流通市場

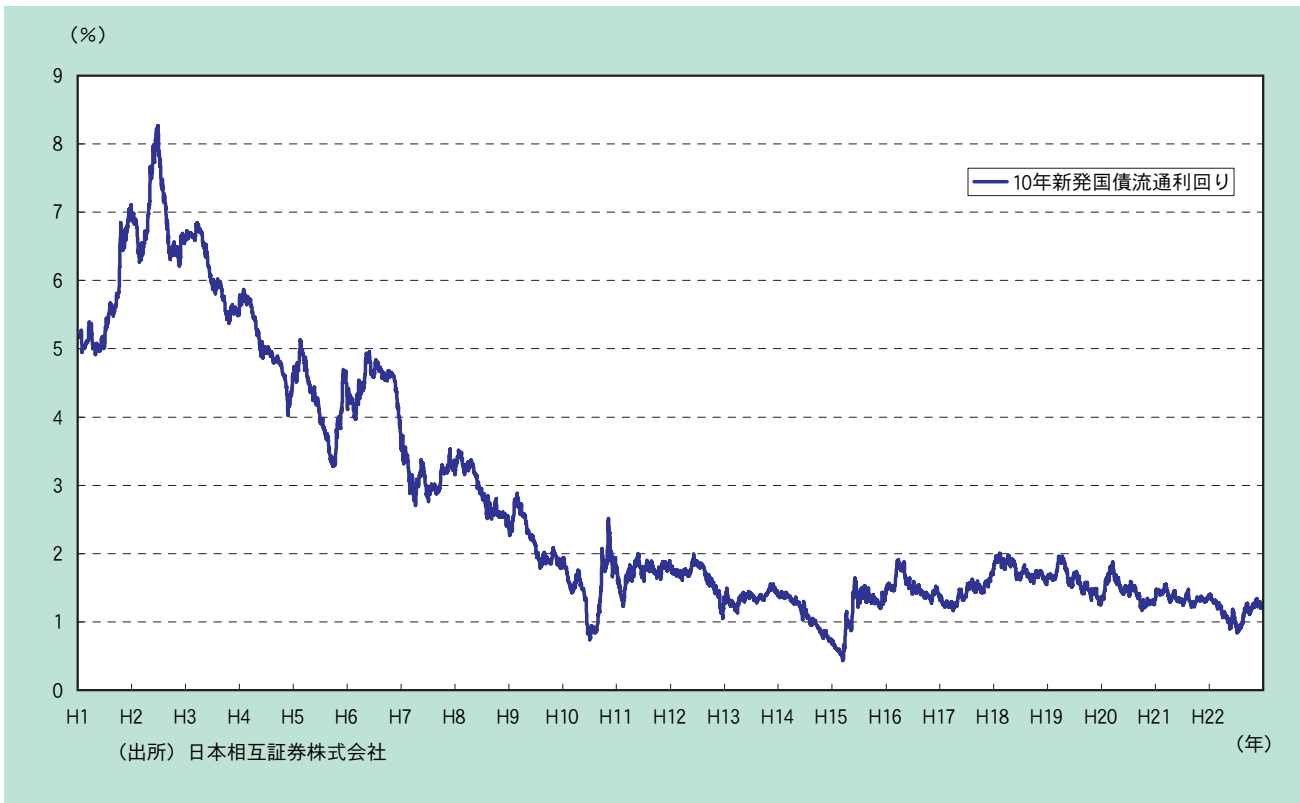
### (1) 国債の利回り曲線（イールドカーブ）



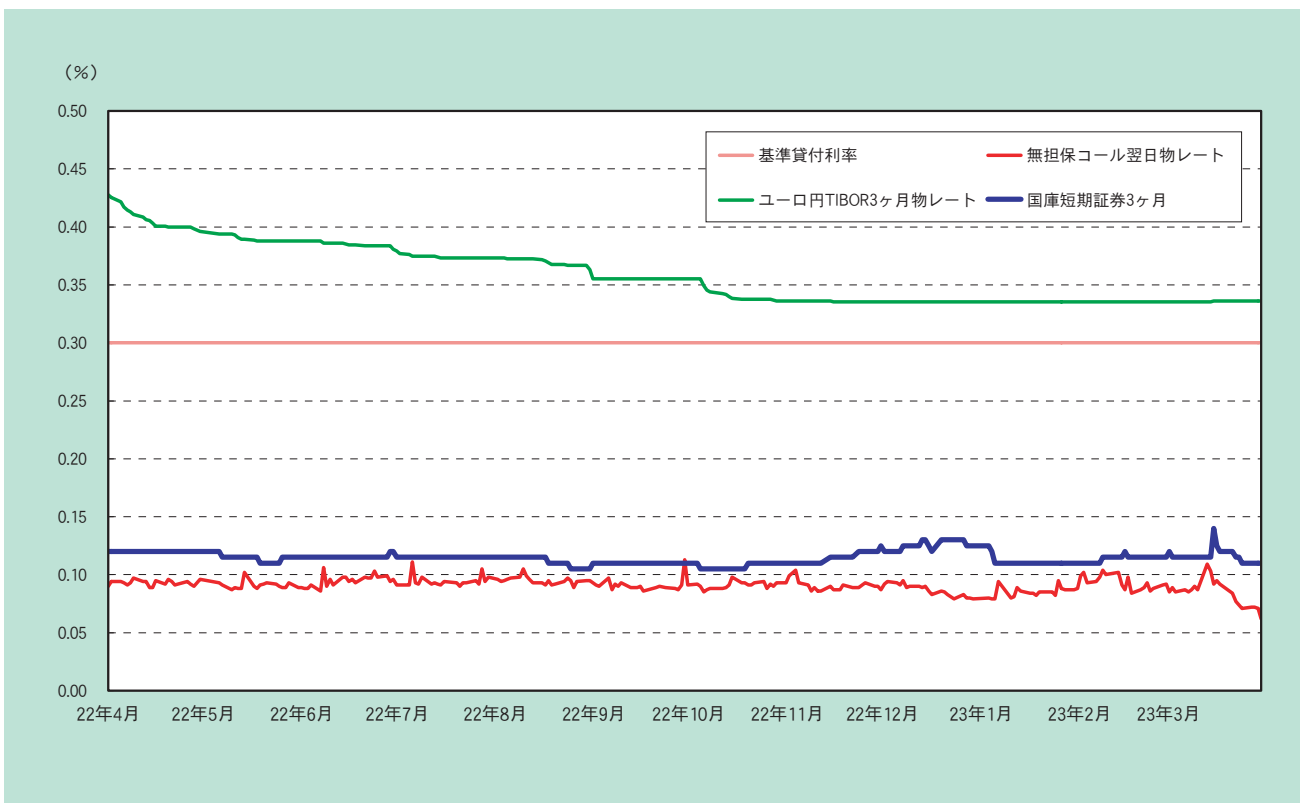
### (2) 銘柄毎の流通利回りの推移



### (3) 長期金利の推移

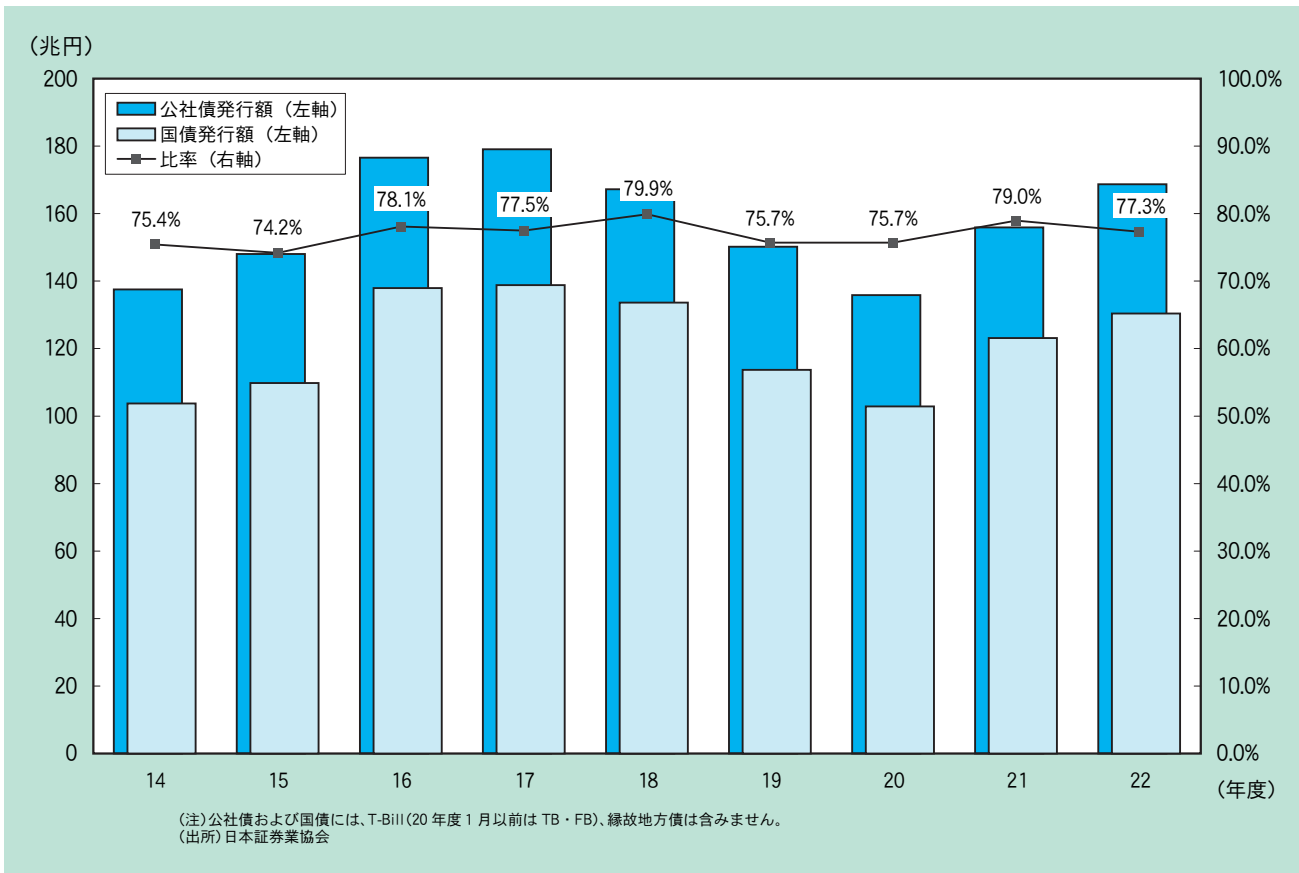


### (4) 短期金融市場の状況

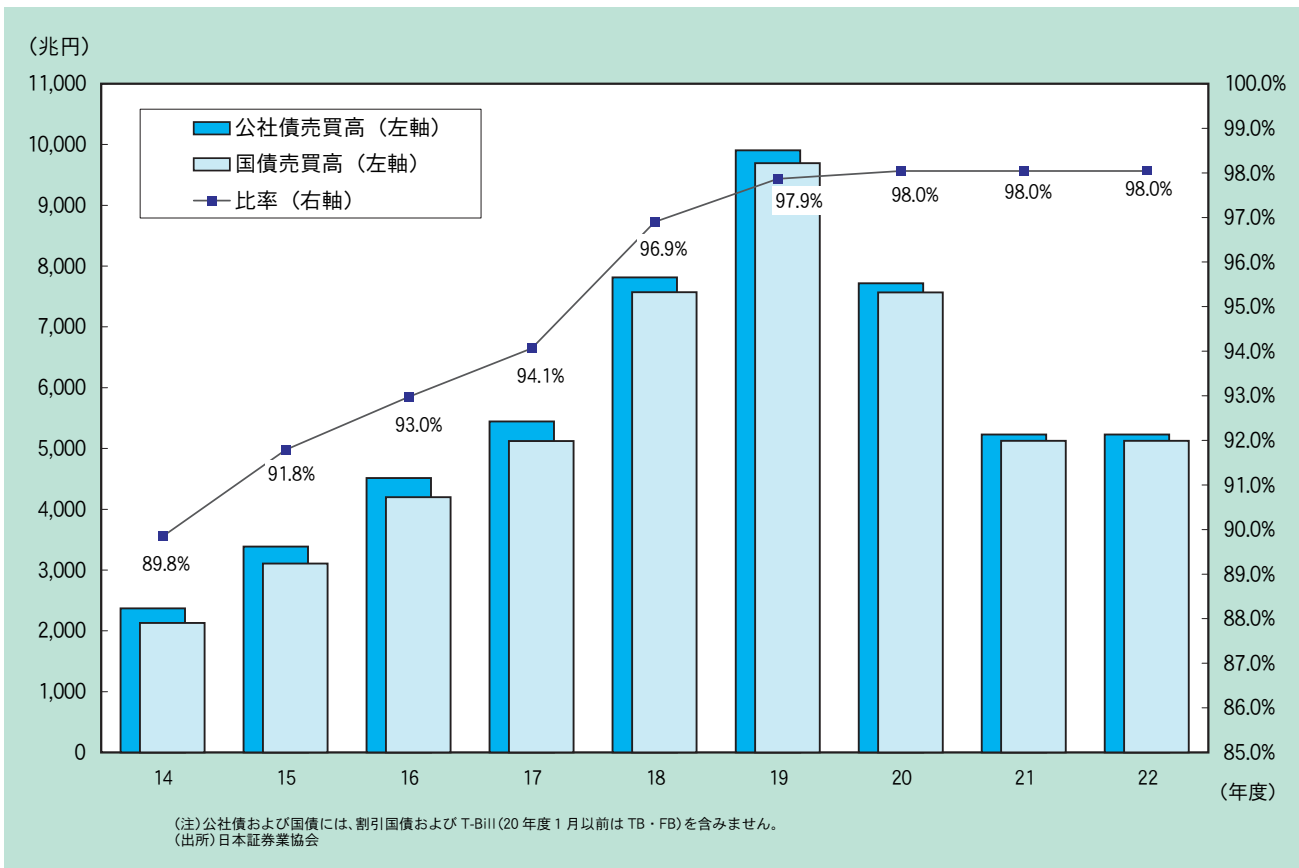




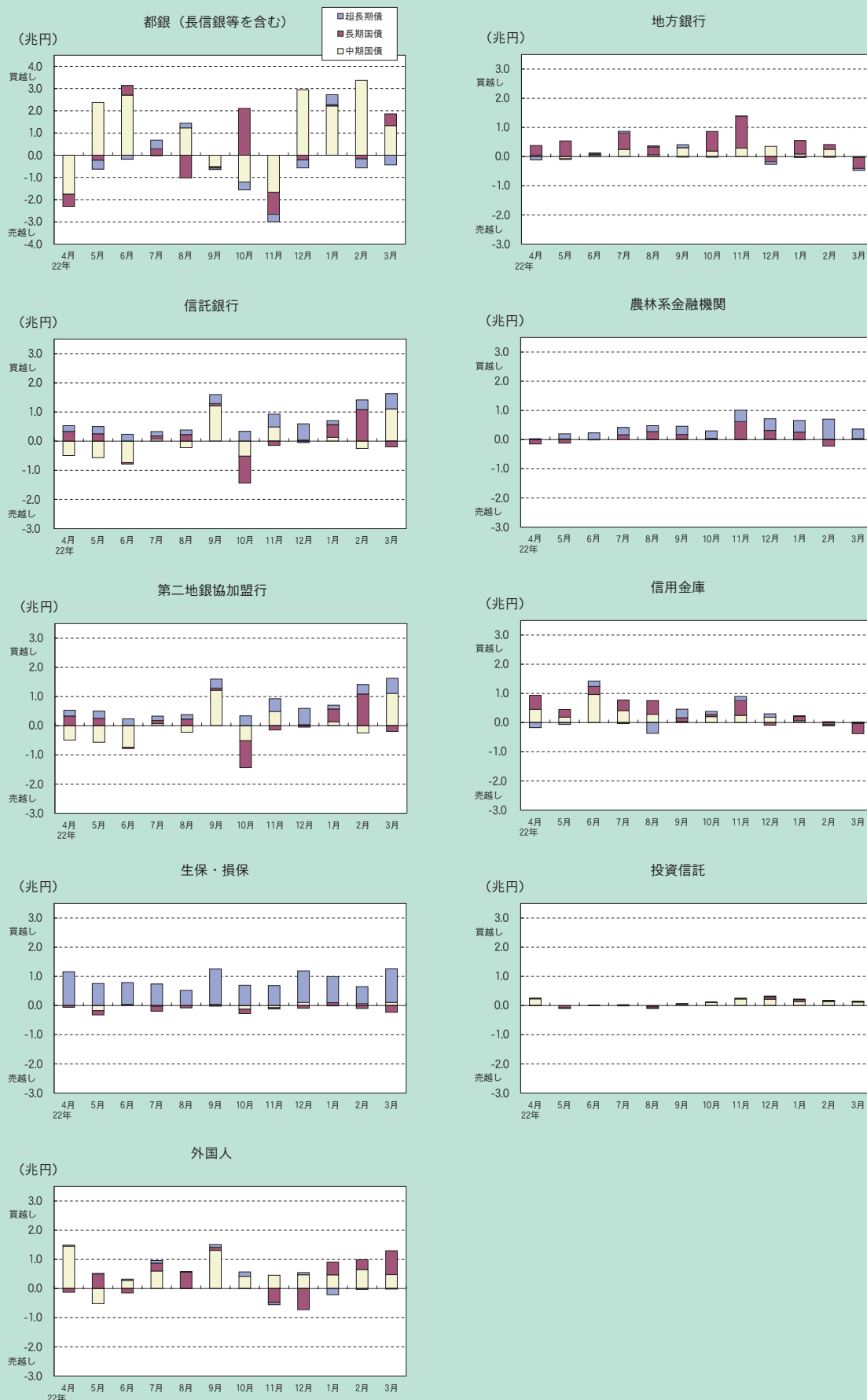
(5) 公社債発行高に占める国債の割合



(6) 公社債売買高に占める国債の割合



(7) 平成22年度における国債投資家別売買動向



(注1) 売買高は現先売買を除く日本証券業協会会員（証券会社）の売買高及び特別会員（ディーリング業務を行っている登録金融機関等）の売買高を合算したものであり、金額は額面ベースです。  
 (注2) 日本証券業協会が公表している国債投資家別売買高には、この他に、その他金融機関、官公庁系共済組合、事業法人、その他法人、個人、その他、債券ディーラーの売買高があります。  
 (出所) 日本証券業協会

### (8) 債券貸借取引

(単位：兆円)

	債券貸付			債券借入		
		うち有担保取引	うち無担保取引		うち有担保取引	うち無担保取引
平成16年度	5,455.1	5,285.7	169.5	3,970.5	3,717.1	253.4
平成17年度	6,799.0	6,494.2	304.8	4,883.2	4,541.3	341.9
平成18年度	8,324.0	7,955.4	368.5	6,425.1	5,938.6	486.5
平成19年度	10,236.8	9,915.2	321.6	8,274.3	7,810.4	463.9
平成20年度	7,830.7	7,733.2	97.5	6,122.1	5,952.8	169.2
平成21年度	5,626.5	5,580.2	46.3	3,591.3	3,500.1	91.2
平成22年度	5,239.7	5,196.0	43.7	3,965.3	3,863.1	102.2

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(注2) 成約高は、日本証券業協会会員（証券会社及び外国証券会社）及び特別会員（証券業務の登録を受けた金融機関）の成約高を合算したものです。また、平成21年1月以降の成約高に投資勘定分の取引は含まれません。

(出所) 日本証券業協会

### (9) 国債先物取引の売買高等

(単位：兆円)

	売 買 高	建玉現在高(年度末)
平成16年度	829.0	8.9
平成17年度	1,092.9	16.2
平成18年度	1,180.1	13.6
平成19年度	1,409.0	12.7
平成20年度	868.1	4.1
平成21年度	707.6	5.9
平成22年度	800.2	5.1

(出所) 東京証券取引所、日本証券クリアリング機構

### (10) 債券現先取引の売買高等

(単位：兆円)

	売 買 高	年度末売買残高
平成16年度	3,468.4	23.1
平成17年度	4,177.8	30.2
平成18年度	6,548.8	34.2
平成19年度	8,921.2	49.5
平成20年度	7,166.8	23.3
平成21年度	4,571.0	15.9
平成22年度	4,216.1	15.2

(注1) 売買高は売り及び買いの合計額です。

(注2) 年度末売買残高は証券会社及び金融機関のディーリング業務での残高を合算したものです。

(注3) 売買高及び年度末売買残高は額面ベースです。

(出所) 日本証券業協会

### (11) 国債店頭オプション取引の新規売買高

(単位：兆円)

	合計				
		コール		プット	
		買い	売り	買い	売り
平成16年度	285.8	77.8	68.2	71.1	68.6
平成17年度	247.9	69.7	57.6	59.4	61.2
平成18年度	280.8	75.3	66.5	70.3	68.7
平成19年度	248.7	73.4	59.2	55.4	60.7
平成20年度	200.6	56.4	48.5	46.4	49.2
平成21年度	132.5	41.8	29.5	28.8	32.3
平成22年度	164.6	53.5	36.1	36.0	38.9

(注1) 本表の売買高は、証券会社の売買高及び金融機関のディーリング業務での売買高を合算したものです。  
 (注2) 売買高は額面ベースである。  
 (出所) 日本証券業協会

### (12) 国債先物オプション取引の取引高等

(単位：兆円)

	取引高			建玉現在高(年度末)		
		コール			プット	
		コール	プット		コール	プット
平成16年度	136.1	56.1	80.0	6.7	1.4	5.2
平成17年度	185.9	73.6	112.3	3.2	0.7	2.5
平成18年度	202.5	87.3	115.2	1.7	0.7	1.1
平成19年度	303.1	147.2	155.9	1.6	0.6	1.0
平成20年度	210.8	113.0	97.8	1.1	0.7	0.4
平成21年度	248.7	121.2	127.5	0.8	0.2	0.6
平成22年度	198.9	89.9	109.0	0.7	0.2	0.5

(出所) 東京証券取引所、日本証券クリアリング機構

### (13) 分離元本振替国債の現在高の推移

(単位：億円)

	40年債		30年債		20年債		10年債		5年債		2年債		計	
	数量	残高	数量	残高	数量	残高	数量	残高	数量	残高	数量	残高	数量	残高
平成20年度末	200	(7,277)	1,108	(141,243)	53	(560,577)	1,205	(1,855,164)	318	(1,383,317)	19	(481,571)	2,902	(4,429,148)
平成21年度末	203	(19,543)	1,208	(201,681)	104	(714,131)	1,481	(2,143,967)	347	(1,348,992)	62	(524,554)	3,404	(4,952,868)
平成22年 6月末	203	(22,825)	1,208	(220,379)	130	(755,379)	1,509	(2,220,282)	340	(1,355,347)	62	(550,300)	3,451	(5,124,512)
9月末	203	(25,822)	1,208	(237,264)	133	(801,353)	1,538	(2,293,959)	342	(1,358,498)	61	(578,805)	3,485	(5,295,701)
12月末	203	(29,002)	1,198	(253,520)	140	(844,106)	1,550	(2,373,666)	329	(1,354,593)	62	(604,285)	3,482	(5,459,172)
平成22年度末	203	(31,998)	1,198	(269,860)	144	(887,578)	1,565	(2,452,524)	331	(1,362,552)	36	(623,490)	3,476	(5,628,002)

<凡例> 分離元本振替国債の現在高 (分離適格振替国債として発行された国債の残高)  
 (注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

### 3 国債残高等

#### (1) 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高の推移

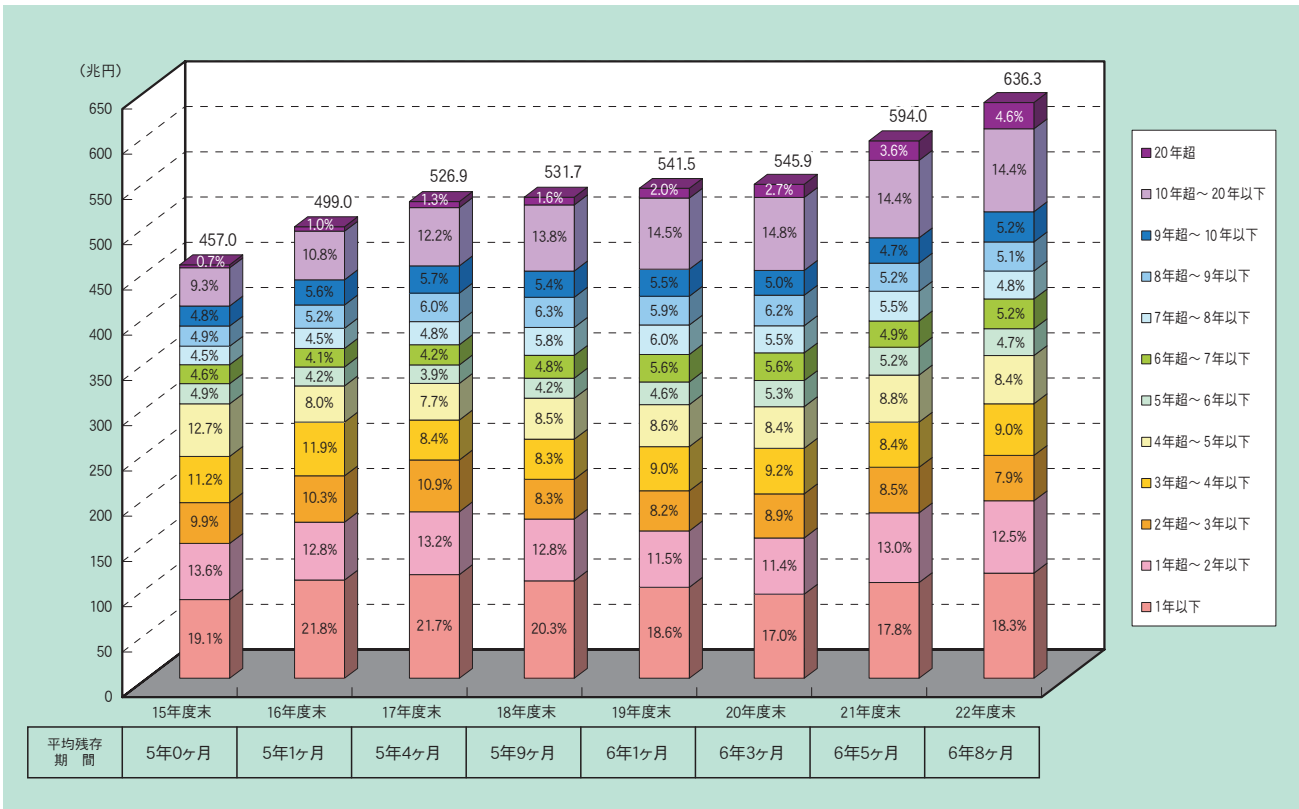
(単位：億円)

区 分	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
内 国 債	6,741,221	6,843,278	6,804,482	7,204,890	7,585,690
普通国債	5,317,015	5,414,584	5,459,356	5,939,717	6,363,117
長期国債（10年以上）	3,447,351	3,543,655	3,542,378	3,731,545	4,043,679
中期国債（2年から6年）	1,455,159	1,545,741	1,610,183	1,771,932	1,926,315
短期国債（1年以下）	414,505	325,187	306,795	436,240	393,123
財政投融资特別会計国債	1,389,061	1,397,543	1,310,501	1,222,253	1,181,918
長期国債（10年以上）	834,831	908,814	947,372	1,002,743	1,007,888
中期国債（2年から5年）	554,230	488,729	363,129	219,510	174,030
交付国債	5,683	5,773	5,266	4,496	3,673
出資・抛出国債	23,563	25,057	22,105	17,671	16,230
株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債	—	—	—	13,500	13,500
日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債	5,899	321	7,254	7,254	7,254
借 入 金	592,824	571,589	575,661	564,063	550,058
長期（1年超）	53,235	218,447	222,519	210,921	196,916
短期（1年以下）	539,589	353,142	353,142	353,142	353,142
政府短期証券	1,009,741	1,077,528	1,084,826	1,060,281	1,107,847
合 計	8,343,786	8,492,396	8,464,970	8,829,235	9,243,596

区 分	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
政府保証債務	497,283	470,210	454,293	465,960	447,446

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(2) 普通国債残高の残存期間別構成の推移



(3) 普通国債償還年次表 (平成23年度当初予算ベース)

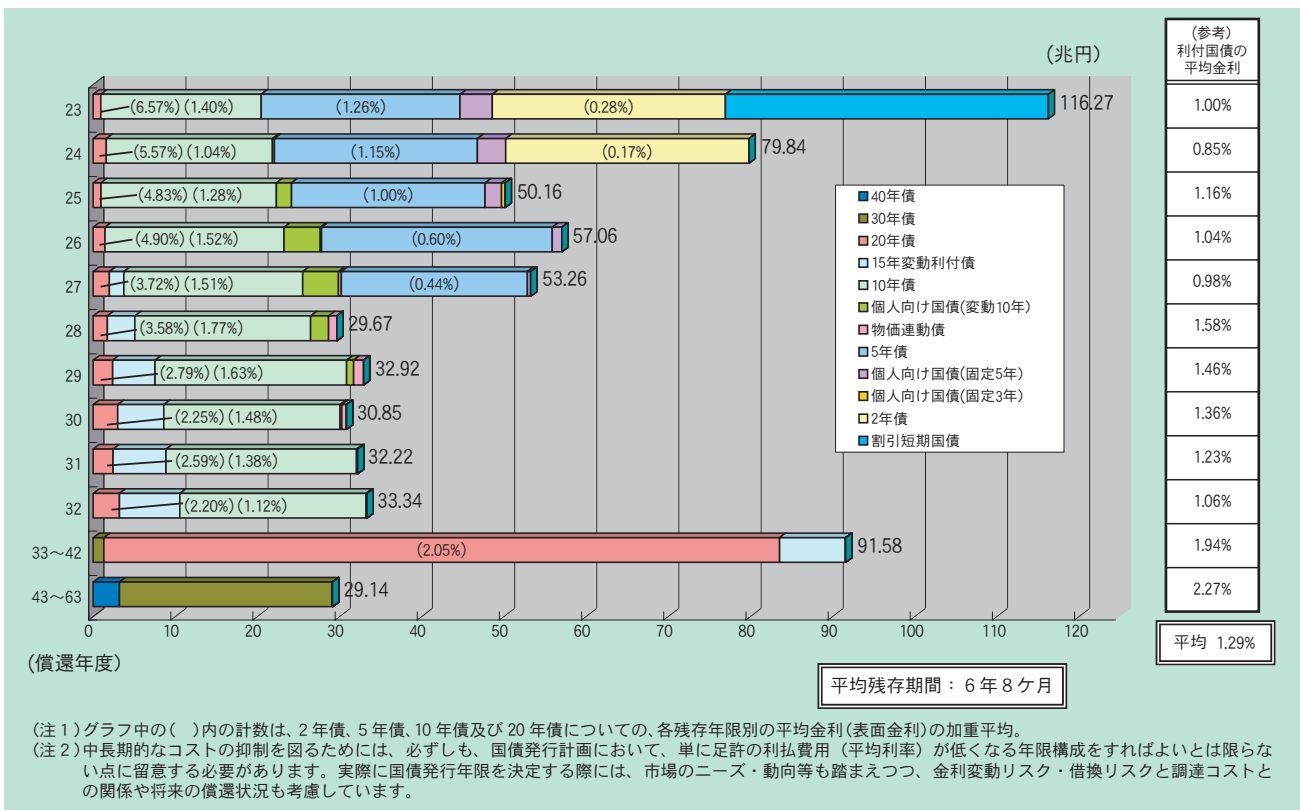
(単位：億円)

年度	償還予定額	年度	償還予定額
平成 24 年度	1,198,509	平成 41 年度	135,173
// 25 //	793,526	// 42 //	136,950
// 26 //	572,793	// 43 //	118,217
// 27 //	537,200	// 44 //	14,315
// 28 //	576,076	// 45 //	20,901
// 29 //	317,680	// 46 //	22,816
// 30 //	308,175	// 47 //	26,841
// 31 //	323,317	// 48 //	36,718
// 32 //	364,940	// 49 //	32,854
// 33 //	308,450	// 50 //	42,915
// 34 //	73,012	// 51 //	49,334
// 35 //	67,276	// 52 //	47,964
// 36 //	72,033	// 53 //	34,638
// 37 //	93,937	// 59 //	7,277
// 38 //	92,792	// 60 //	12,266
// 39 //	98,971	// 61 //	14,013
// 40 //	109,289	// 63 //	15,110
		合計	6,676,278

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。



(4) 普通国債残高の残存年限別構成及び各残存年限の利付国債の平均金利 (平成23年3月末)



(5) 普通国債残高、利率加重平均、一般会計利払費及び平均残存年限

(単位：兆円)

	普通国債残高	利率加重平均	一般会計利払費	平均残存年限
平成14年度	421.1	1.97%	8.6	4年11ヶ月
平成15年度	457.0	1.72%	7.8	5年0ヶ月
平成16年度	499.0	1.54%	7.3	5年1ヶ月
平成17年度	526.9	1.42%	7.0	5年4ヶ月
平成18年度	531.7	1.43%	7.0	5年9ヶ月
平成19年度	541.5	1.41%	7.4	6年1ヶ月
平成20年度	545.9	1.40%	7.6	6年3ヶ月
平成21年度	594.0	1.36%	7.7	6年5ヶ月
平成22年度	636.3	1.29%	8.5	6年8ヶ月
平成23年度	667.6	—	9.9	—

(注) 平成22年度の普通国債残高、利率加重平均及び平均残存年限は実績、一般会計利払費は補正予算ベース。平成23年度の普通国債残高、一般会計利払費は当初予算ベース。

## 4 その他の国債管理政策関連データ

## (1) 流動性供給入札結果一覧（平成22年度）

	第67回	第68回	第69回	第70回	第71回	第72回	第73回	第74回	第75回	第76回	第77回	第78回	
入札日	H22.4.8	H22.4.20	H22.5.7	H22.5.25	H22.6.3	H22.6.22	H22.7.2	H22.7.16	H22.8.9	H22.8.19	H22.9.3	H22.9.22	
応募額（億円）	9,045	13,083	6,061	12,404	6,243	11,271	10,184	11,693	9,937	8,180	4,350	9,552	
募入決定額（億円）	2,997	2,995	2,999	2,995	2,994	2,989	2,994	2,997	2,990	2,994	3,000	2,996	
募入平均利回較差（%）	▲0.027	▲0.001	▲0.011	▲0.029	▲0.012	▲0.013	▲0.016	▲0.009	▲0.045	▲0.025	+0.006	▲0.033	
募入最大利回較差（%）	▲0.025	+0.002	▲0.001	▲0.027	▲0.006	▲0.012	▲0.014	▲0.007	▲0.045	▲0.025	+0.073	▲0.030	
入札対象銘柄	10年債	-	272~304	-	272~304	-	272~304	-	274~305	-	274~305	-	274~305
	20年債	82~113	55~81	82~113	55~81	82~113	55~81	84~115	56~83	84~115	56~83	84~115	56~83
	30年債	4~31	-	4~31	-	4~31	-	4~31	-	4~31	-	4~31	-

	第79回	第80回	第81回	第82回	第83回	第84回	第85回	第86回	第87回	第88回	第89回	第90回	
入札日	H22.10.1	H22.10.25	H22.11.5	H22.11.15	H22.12.3	H22.12.16	H23.1.11	H23.1.24	H23.2.3	H23.2.18	H23.3.3	H23.3.22	
応募額（億円）	9,438	13,334	7,674	10,087	5,096	9,244	7,848	8,934	9,203	12,740	7,154	8,346	
募入決定額（億円）	2,998	2,999	2,997	2,996	2,998	2,998	2,998	2,995	2,999	2,997	2,996	2,995	
募入平均利回較差（%）	+0.038	▲0.012	+0.005	+0.019	+0.008	+0.023	▲0.003	+0.001	▲0.015	▲0.015	+0.026	+0.021	
募入最大利回較差（%）	+0.050	▲0.012	+0.017	+0.022	+0.030	+0.029	+0.005	+0.005	▲0.011	▲0.013	+0.034	+0.027	
入札対象銘柄	10年債	-	277~307	-	277~307	-	277~307	-	280~309	-	280~309	-	280~309
	20年債	86~117	57~85	86~117	57~85	86~117	57~85	89~120	59~88	89~120	59~88	89~120	59~88
	30年債	5~32	-	5~32	-	5~32	-	5~32	-	5~32	-	5~32	-

(2) 買入消却入札結果一覧 (平成22年度)

10年物価連動債

入札日	応募額 (億円)	買入決定額 (億円)	買入平均 価格較差 (円)	買入最大 価格較差 (円)
H22.4.2	3,055	883	+ 0.215	+ 0.480
H22.4.23	4,549	916	▲ 0.183	▲ 0.160
H22.5.19	4,400	900	▲ 0.450	▲ 0.450
H22.6.11	2,139	903	▲ 0.616	▲ 0.260
H22.6.21	1,535	886	+ 0.499	+ 0.990
H22.7.7	2,144	1,003	+ 0.099	+ 0.350
H22.8.6	2,596	1,009	▲ 0.036	+ 0.190
H22.8.23	2,607	984	+ 0.119	+ 0.280
H22.9.10	2,275	974	+ 0.287	+ 0.490
H22.10.4	1,895	601	+ 0.144	+ 0.240
H22.10.22	1,678	600	▲ 0.160	▲ 0.150
H22.11.12	1,820	602	▲ 0.122	0.000
H22.12.7	2,042	601	▲ 0.137	▲ 0.030
H22.12.15	1,891	604	▲ 0.143	▲ 0.050
H23.1.7	2,352	701	▲ 0.036	▲ 0.010
H23.2.21	3,387	701	▲ 0.297	▲ 0.260
H23.3.11	2,689	710	▲ 0.278	▲ 0.230

15年変動利付債

入札日	応募額 (億円)	買入決定額 (億円)	買入平均 価格較差 (円)	買入最大 価格較差 (円)
H22.4.12	3,781	920	▲0.105	▲0.080
H22.5.24	5,232	904	▲0.620	▲0.500
H22.6.4	4,246	921	▲0.421	▲0.220
H22.7.23	2,631	801	▲0.055	0.000
H22.8.11	2,006	802	+0.004	+0.090
H22.9.21	2,226	803	▲0.098	+0.040
H22.10.13	1,948	680	▲0.137	▲0.050
H22.11.22	2,255	820	▲0.142	▲0.100
H22.12.9	2,383	694	▲0.160	▲0.120
H23.1.19	1,290	824	▲0.040	+0.090
H23.1.26	1,200	793	+0.092	+0.180
H23.2.9	2,539	906	▲0.050	0.000
H23.3.4	2,644	808	▲0.055	▲0.010
H23.3.16	1,715	800	+0.072	+0.300

(3) 買入消却の実施状況

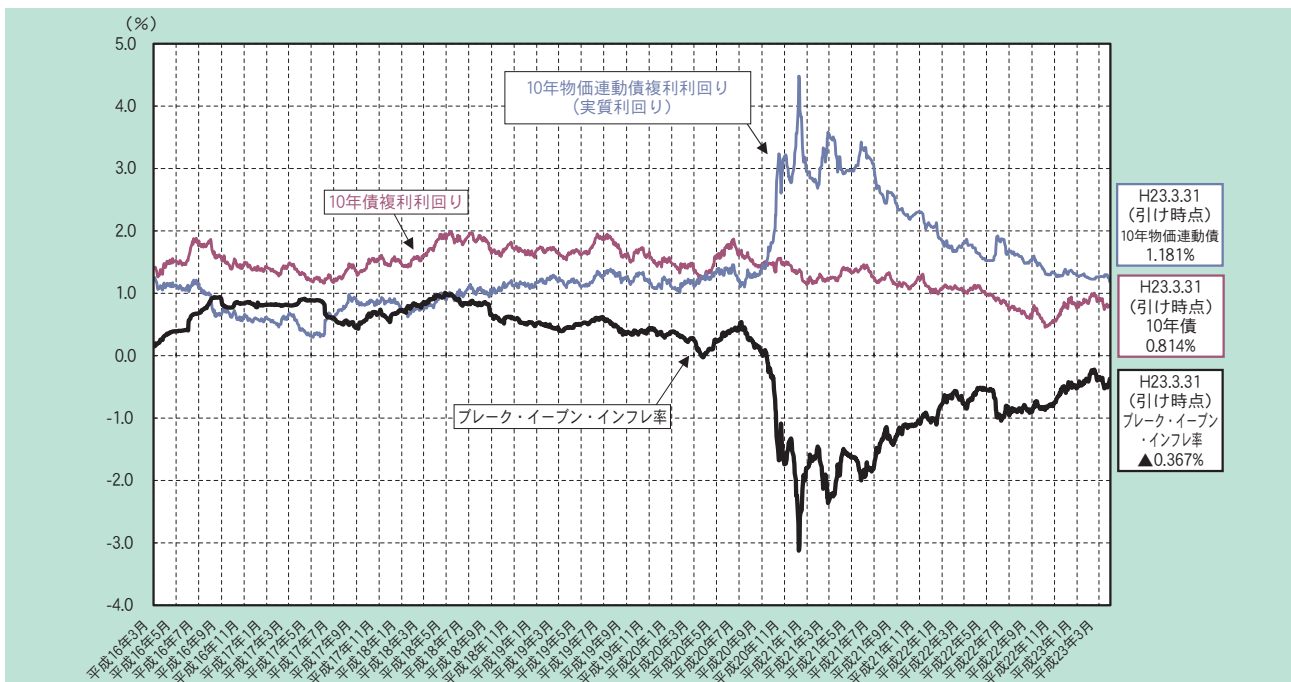
(額面ベース、単位：億円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度(予定)
市中金融機関	2,190	5,972	6,001	7,491	17,967	18,112	35,554	39,182	25,054	30,000
財政融資資金	-	4,000	10,000	10,000	55,000	-	33,923	-	-	-
日本銀行	-	-	4,000	20,000	55,000	-	19,600	-	-	-
計	2,190	9,972	20,001	37,491	127,967	18,112	89,077	39,182	25,054	30,000

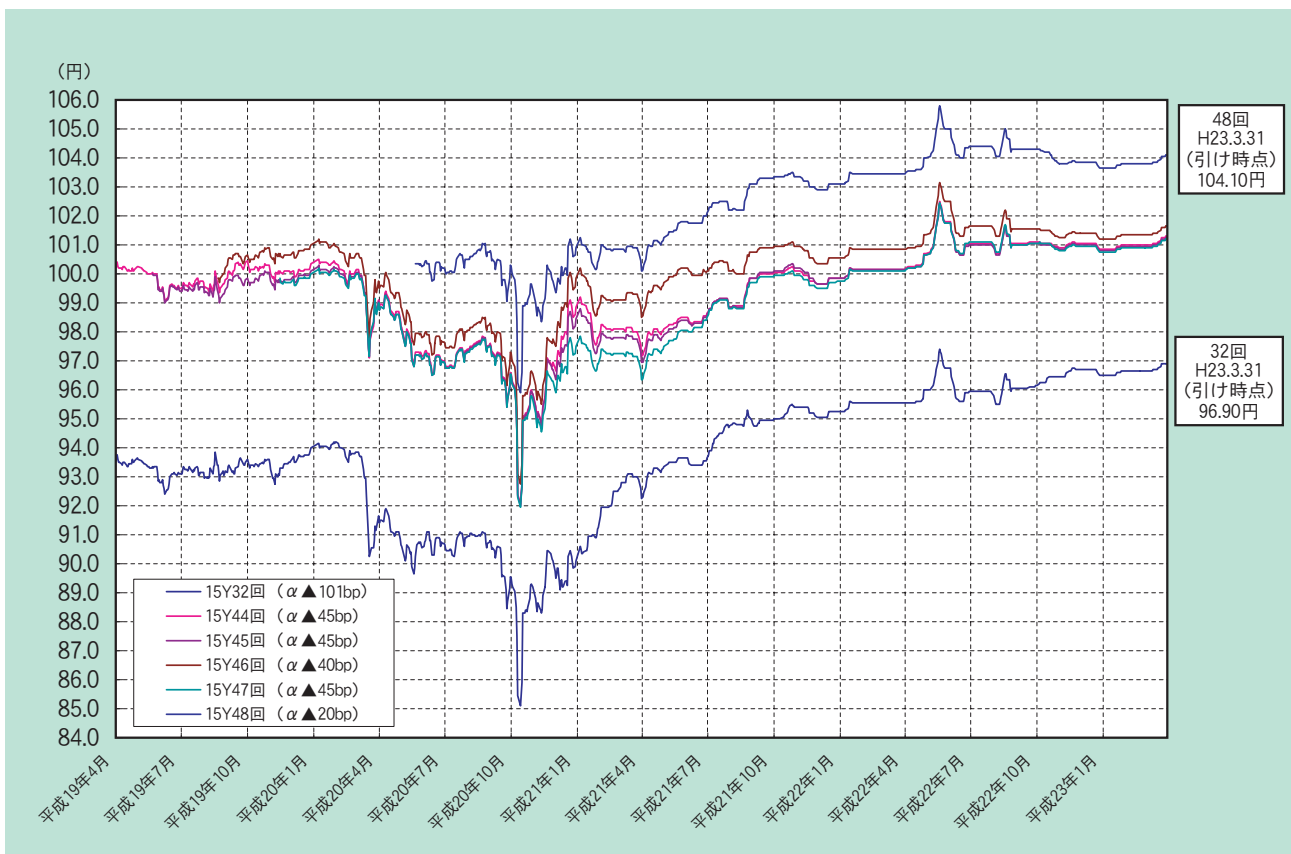
(注1) 億円未満については四捨五入しています。

(注2) 平成20年度においては、他に市中金融機関から、分離利息振替国債400億円の買入消却を実施しています。

(4) ブレイク・イーブン・インフレ率の推移



(5) 15年変動利付債の価格推移



(6) 戦後の国債管理政策の推移

年度	国債管理政策	財政政策等	年度	国債管理政策	財政政策等
22~39					
40	41.1 シ団引受開始(7年債) 41.3 運用部引受開始	補正予算で歳入補填債 (国債発行開始)	14	14.4 国債投資家懇談会の開催開始 14.5 シ団の競争入札比率の引上げ (60%から75%に、14年5月債から実施) 14.5 シ団引受手数料の引下げ (63銭から39銭に、14年5月債から実施)	当初予算において、国債発行30兆円
41		建設公債の導入		15.1 新しい振替決済制度の導入 15.1 ストリップス債の導入 15.2 買入消却の入札開始 15.3 個人向け国債の導入	
42					
43	43.4 特別マル優制度の導入 43.5 減債制度の確立	高度成長に伴う収増を背景に 公債依存度引下げに努力		15.5 シ団の競争入札比率の引上げ (75%から80%に、15年5月債から実施) 15.12 「国債管理政策の新たな展開」公表 16.2 W取引(入札前取引)の開始 16.3 物価連動国債の発行	
46	47.1 国債の償還期限延長(7年→10年)	46.8 ニクソン・ショック	16	16.5 シ団の競争入札比率の引上げ (80%から85%に、16年5月債から実施) 16.5 シ団引受手数料の引下げ (39銭から23銭に、16年5月債から実施) 16.7 国債管理体制の強化 (国債担当審議官・市場分析官の新設 国債企画課・国債業務課の二課体制化 民間人の登用等)	
47				16.10 国債市場特別参加者制度の導入 国債市場特別参加者の指定 国債市場特別参加者会合の開催開始 第Ⅱ非価格競争入札開始	
48		福祉元年第1次石油危機		16.11 国の債務管理の在り方に関する懇談会の 開催開始	
49		2兆円減税		17.1 国債に係る海外説明会(海外IR)開始	
50		50.12 特例公債発行開始			
51	52.1 割引国債(5年)発行開始	経常収支黒字を背景とした 積極的な財政運営 55年度特例公債依存体質からの脱却目標		17.4 第Ⅰ非価格競争入札開始 17.4 シ団の競争入札比率の引上げ (85%から90%に、17年4月債から実施) 17.7 入札に関するルール等の見直し (国債及びFBの競争入札における応札 制限の導入 15年変動利付債の入札方式変更 (価格コンベンショナル方式) 18.1 新型個人向け国債(固定利付型)の導入 18.1 買入消却の対象の拡大(対象銘柄を全銘柄 に拡大) 18.3 シ団の廃止	
52	52.4 金融機関の取得した国債の流動化開始			18.4 流動性供給入札の導入 18.12 物価連動国債及び30年債の原則リオー pen化を公表 19.1 FB6か月物導入(TB6か月物からの振り 替え)	
53	53.6 中期国債(3年)の公募入札開始	ボン・サミット7%成長のための積極 的財政運営		19.4 特別会計に関する法律施行(スワップシ ョウ取引等規定の整備) 19.4 30年債の入札方式の変更(価格コン ベンショナル方式) 19.6 トップリテラー会議の開催開始 19.9 15年変動利付債の原則リオープン化を公表 19.10 新型窓口販売方式の導入 19.11 40年債の公募入札開始 20.3 特別流動性供給入札制度の導入	
54	54.6 中期国債(2年)の公募入札開始 55.1 中期国債ファンド発売	第2次石油危機 機関車論		20.4 利付国債の発行日を、原則T(入札日)+ 3日に設定 20.4 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を6~29年の利付債に拡大[物 国、変国等を除く]) 20.6 ストリップス債の買入消却の開始 20.8 15年変動利付国債の発行予定額の減額 (年間4回→年間2回) 20.9.10 物価連動国債等の発行予定額の減額等 (発行取り止め) 20.12 15年変動利付国債・物価連動国債の発行 予定額の減額 (21年2月発行取り止め)等 21.2 TB・FBの統合発行(T-Bill)を開始	
55	55.6 中期国債(4年)の公募入札開始	財政再建の第一歩 59年度特例公債依存体質からの脱却目標		21.4 市中からの買入消却の総額を3兆円から 4兆円に拡大 (物価連動国債と15年変動利付国債に重点) 21.7 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を5~29年の利付債に拡大) 22.1 物価連動債と変動利付債の買入消却につ いて、危機対応から平時への移行という視 点を踏まえ、減額を開始 22.3 財務省ホームページにおいて、流通市場に おける実勢価格に基づいてコンスタント・ マチュリティーベースの実勢金利を公表	
56	56.9 6年債の直接発行	世界的な景気停滞	22.7 個人向け国債3年債を平成22年7月(募 集は6月)より発行開始 22.12 国債整理基金の取崩しを財源とした買入 消却を実施		
57	58.2 変動利付債(15年)の直接発行	ゼロ・シーリングの設定			
58	58.4 金融機関による国債の募集の取扱い開始 58.9 20年債の直接発行	マイナス・シーリングの設定 58.9 財政非常事態宣言 65年度特例公債依存体質からの脱却目標			
59	59.6 金融機関による国債のディーリング開始	財政改革の推進			
60	60.6 国債整理基金特別会計法の改正 ① 短期国債、借換債前倒し発行 ② 電電株式等の同基金への帰属 60.10 国債先物取引開始 61.2 短期国債の公募入札開始				
61	61.10 20年債のシ団引受開始				
62	62.9 20年債の公募入札開始 62.11 10年債の引受額入札方式導入				
63	63.4 郵便局における国債の募集の取扱い開始	NTT株式売却収入の活用			
元	元.4 シ団10年債の部分的入札制導入	消費税導入			
2	2.10 シ団10年債の入札割合を40%から60%に拡大	特例公債依存体質からの脱却 臨時特別公債(TB)の発行			
3	3.4 10年債入札結果の即日発表				
4	4.4 外国法人が保有するTB・FBの償還差益非課税措置				
5	6.1 マル優枠の拡大(350万円) 6.2 6年債の公募入札開始				
6		個人所得課税等6兆円減税 減税特例公債の発行 震災特例公債の発行			
7		特例公債発行再開			
8	8.4 20年債の四半期毎入札の導入	財政健全化目標(H17までの特例公債 依存からの脱却等)の設定			
9		財政構造改革の推進に関する特別措置法成立			
10	10.4 中期国債の非競争入札開始 11.1 繰上償還条項の撤廃 11.3 入札日程及び発行額の事前公表	国鉄長期債務及び国有林野累積債務の 承継に伴う借換債の発行 財政構造改革の推進に関する特別措置 法停止法成立			
11	11.4 TB1年物の公募入札開始 11.9 30年債公募入札開始 12.2 5年利付債導入	国・地方合わせて6兆円を超える恒久 的な減税			
12	12.6 15年変動利付債の公募入札開始 12.9 国債市場懇談会の開催開始 12.11 3年割引債の公募入札開始 13.3 即時銘柄統合(リオープン)方式の導入				
13	13.10 入札日程の公表方式を変更し、常時翌3 か月分を公表	小泉内閣成立 財投債の発行開始			

第1章 国債

4 その他の国債管理政策関連データ

(7) 国債保有者別内訳の推移

(単位：兆円、%)

所有者	平成16年度末		平成17年度末		平成18年度末		平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末		平成22年12月末 (速報)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
一般政府(除く公的年金)	2.0	0.3%	7.4	1.1%	3.6	0.5%	2.5	0.4%	2.5	0.4%	1.9	0.3%	2.3	0.3%
公的年金	57.6	9.0%	61.5	9.2%	68.3	10.1%	78.1	11.2%	80.1	11.8%	76.3	11.2%	74.8	10.3%
財政融資資金	48.8	7.6%	39.4	5.9%	23.9	3.6%	10.9	1.6%	1.2	0.2%	0.8	0.1%	0.8	0.1%
郵便貯金	109.7	17.1%	126.2	18.9%	140.0	20.8%	-	-	-	-	-	-	-	-
簡易生命保険	55.1	8.6%	57.0	8.5%	61.0	9.1%	-	-	-	-	-	-	-	-
日本銀行	92.1	14.3%	86.7	13.0%	71.0	10.6%	63.7	9.2%	55.9	8.2%	51.2	7.5%	58.1	8.0%
市中金融機関	218.6	34.1%	218.5	32.7%	216.1	32.1%	439.7	63.3%	441.6	64.9%	464.5	68.1%	502.6	69.1%
銀行等(注1)	111.6	17.4%	114.5	17.2%	101.6	15.1%	246.4	35.5%	246.2	36.2%	258.7	37.9%	282.7	38.9%
生損保等(注1)	54.8	8.5%	58.4	8.7%	61.8	9.2%	129.2	18.6%	135.1	19.8%	139.9	20.5%	147.0	20.2%
年金基金	21.3	3.3%	24.0	3.6%	26.2	3.9%	26.8	3.9%	25.6	3.8%	28.0	4.1%	28.2	3.9%
その他市中金融機関(注2)	31.0	4.8%	21.6	3.2%	26.5	3.9%	37.3	5.4%	34.7	5.1%	37.9	5.6%	44.7	6.1%
海外	26.4	4.1%	30.2	4.5%	40.2	6.0%	47.4	6.8%	43.9	6.5%	31.6	4.6%	35.1	4.8%
家計	21.8	3.4%	28.0	4.2%	33.4	5.0%	36.3	5.2%	36.0	5.3%	34.4	5.0%	33.0	4.5%
その他(注3)	9.6	1.5%	12.4	1.9%	15.2	2.3%	16.5	2.4%	19.6	2.9%	21.4	3.1%	20.5	2.8%
合計	641.8	100.0%	667.3	100.0%	672.7	100.0%	695.0	100.0%	680.9	100.0%	682.1	100.0%	727.1	100.0%

(注1) 平成19年度末以降は「銀行等」はゆうちょ銀行、「生損保等」はかんぽ生命を含みます。

(注2) 「その他市中金融機関」には「証券投資信託」及び「証券会社」を含みます。

(注3) 「その他」は「非金融法人企業」及び「対家計民間非営利団体」です。

(備考1) 平成19年度末以前は「割引短期国債(TB)」を含みますが、平成20年度末以降は「国庫短期証券(T-Bill)」を含みません。TBは、平成21年2月より「政府短期証券(FB)」と統合しT-Billとして発行しています。

(備考2) 資金循環統計上、国債は時価で計上しています。

(備考3) 平成22年3月23日の遡及改定を踏まえています。

(出所) 日本銀行「資金循環統計」



(8) 各種懇談会メンバーと最近の開催実績

A 国の債務管理の在り方に関する懇談会

<メンバー>

- 伊藤直紀 みずほ投信投資顧問(株)取締役副社長
- 翁百合 (株)日本総合研究所理事
- 幸田真音 作家
- 竹内宏 大和住銀投信投資顧問(株)専務取締役・運用本部長
- (座長)田中直毅 国際公共政策研究センター理事長
- 谷本道久 住友生命保険相互会社常務取締役
- 富田俊基 中央大学法学部教授
- 那珂通雅 ストームハーバー証券(株)代表取締役社長
- 中村善二 UBS証券会社債券本部長
- 根本直子 スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
- 幡鎌俊行 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)取締役副社長
- 藤井真理子 東京大学先端科学技術研究センター教授
- 益戸正樹 パークレイズ・キャピタル証券(株)副会長
- 宮田孝一 (株)三井住友銀行専務執行役員
- 吉田一生 農林中央金庫常務理事
- 吉野直行 慶應義塾大学経済学部教授
- ロバート・フェルドマン モルガン・スタンレーMUFG証券(株)経済調査部長

以上 17名  
 (敬称略、五十音順)  
 (平成22年12月3日現在)

<開催実績>

開催日	内容
平成21年10月28日 (第20回)	・国債の商品性・保有者層の多様化について ・国債市場の流動性の向上について
平成21年11月10日 (第21回)	・債務管理の高度化について
平成21年11月25日 (第22回)	・国債管理政策をめぐる論点の整理について
平成21年12月16日 (第23回)	・国債管理政策をめぐる論点整理
平成22年12月3日 (第24回)	・国債管理政策の現状と課題－論点整理－のフォローアップ説明

B 国債市場特別参加者会合

<メンバー>

アール・ビー・エス証券会社	SMBC日興証券株式会社
岡三証券株式会社	クレディ・アグリコル証券会社
クレディ・スイス証券株式会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社
JPモルガン証券株式会社	シティグループ証券株式会社
大和証券キャピタル・マーケットズ株式会社	ドイツ証券株式会社
東海東京証券株式会社	野村證券株式会社
パークレイズ・キャピタル証券株式会社	BNPパリバ証券株式会社
みずほインベスターズ証券株式会社	株式会社みずほ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行	みずほ証券株式会社
株式会社三井住友銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	メリルリンチ日本証券株式会社
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	UBS証券会社

以上 24社  
(50音順)

(平成23年5月1日現在)

<開催実績>

開催日	内容
平成22年6月11日 (第32回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年7-9月期の流動性供給入札について</li> <li>平成22年7-9月期の買入消却入札について</li> <li>最近の国債市場の状況と今後の見通しについて</li> </ul>
平成22年9月10日 (第33回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年10-12月期の流動性供給入札について</li> <li>平成22年10-12月期の買入消却入札について</li> <li>最近の国債市場の状況と今後の見通しについて</li> </ul>
平成22年11月18日 (第34回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度国債発行計画について</li> <li>最近の国債市場の状況と今後の見通しについて</li> </ul>
平成22年12月20日 (第35回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度国債発行計画について</li> <li>平成23年1-3月における流動性供給入札及び買入消却入札について</li> <li>買入消却入札におけるフェイルチャージ導入について</li> <li>最近の国債市場の状況と今後の見通しについて</li> </ul>
平成23年3月14日 (第36回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年4-6月における流動性供給入札及び買入消却入札について</li> <li>平成23年度における30年債及び40年債の発行方法について</li> <li>最近の国債市場の状況と今後の見通しについて</li> </ul>

C 国債投資家懇談会

<メンバー>

a 投資家

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| 株式会社かんぽ生命保険             | 企業年金連合会          |
| キャブラ・インベストメント・マネジメントLLP | 株式会社京葉銀行         |
| 信金中央金庫                  | 全国共済農業協同組合連合会    |
| 東京海上日動火災保険株式会社          | 日本生命保険相互会社       |
| 農林中央金庫                  | 野村アセットマネジメント株式会社 |
| ブラックロック・ジャパン株式会社        | みずほ信託銀行株式会社      |
| 株式会社三井住友銀行              | 株式会社ゆうちょ銀行       |
| 株式会社横浜銀行                |                  |

以上 15社  
(50音順)

b 学者・研究者

- 富田 俊基（中央大学法学部教授）  
 中里 実（東京大学大学院法学政治学研究科教授）  
 （座長）・吉野 直行（慶應義塾大学経済学部教授）

以上 3名  
(50音順)  
(平成23年4月5日現在)

<開催実績>

開催日	内容
平成22年6月14日 (第32回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年7－9月期の流動性供給入札について</li> <li>平成22年7－9月期の買入消却入札について</li> <li>最近の国債市場の状況と今後の見通しについて</li> </ul>
平成22年9月13日 (第33回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年10－12月期の流動性供給入札について</li> <li>平成22年10－12月期の買入消却入札について</li> <li>最近の国債市場の状況と今後の見通しについて</li> </ul>
平成22年11月19日 (第34回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度国債発行計画について</li> <li>最近の国債市場の状況と今後の見通しについて</li> </ul>
平成22年12月20日 (第35回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年度国債発行計画について</li> <li>平成23年1－3月における流動性供給入札及び買入消却入札について</li> <li>最近の国債市場の状況と今後の見通しについて</li> </ul>
平成23年3月14日 (第36回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年4－6月における流動性供給入札及び買入消却入札について</li> <li>平成23年度における30年債及び40年債の発行方法について</li> <li>最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて</li> </ul>

## D 国債トップリテラー会議

<メンバー>

いるま野農業協同組合	埼玉縣信用金庫
株式会社埼玉りそな銀行	さわやか信用金庫
株式会社静岡銀行	株式会社七十七銀行
株式会社常陽銀行	住友信託銀行株式会社
株式会社大光銀行	大和証券株式会社
中央労働金庫	都留信用組合
日興コーディアル証券株式会社	野村証券株式会社
株式会社福岡銀行	株式会社北洋銀行
株式会社みずほ銀行	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
株式会社ゆうちょ銀行	株式会社りそな銀行

以上 20機関

(50音順)

(平成23年2月10日現在)

<開催実績>

開催日	内容
平成20年11月18日 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の個人向け国債等の販売状況、個人向け国債等販売上位機関、個人の国債保有促進策、国債広告についての当局からの説明</li> <li>・個人向け国債の保有促進策についての意見交換</li> </ul>
平成21年3月16日 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の個人向け国債等の販売状況、個人向け国債等販売上位機関、国債広告についての当局からの説明</li> <li>・個人の国債保有促進策についての意見交換</li> </ul>
平成22年2月16日 (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の個人向け国債等の販売状況、個人向け国債等販売上位機関、3年債の導入、国債広告等に関するアンケート調査の結果、国の債務管理の在り方に関する懇談会における論点整理についての当局からの説明</li> <li>・個人の国債保有促進策についての意見交換</li> </ul>
平成22年10月22日 (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近の販売状況及び今後の販売見通し、商品性の検討、国債広告についての当局からの説明</li> <li>・それぞれの件についての意見交換</li> </ul>
平成23年2月10日 (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品性の改善、最近の販売状況、個人向け国債の広告等についての当局からの説明</li> <li>・それぞれの件についての意見交換</li> </ul>

(9)「国債管理政策の現状と課題—論点整理—」の概要及び対応状況(平成22年12月時点)

国債管理政策の現状と課題—論点整理— (概要) (平成21年12月16日)	対応状況 (第24回国の債務管理の在り方に関する懇談会、 平成22年12月3日時点)																								
【総論】																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの国債管理政策は、「市場との対話」の実施等により、金融危機においても基本的にうまく機能したと評価できる。引き続き、将来起こり得る危機に対して機動的に対応できるよう、的確な状況把握や適時の情報発信に努める必要。</li> <li>国債管理政策の適切な実施に当たっては、国債に対する信認が確保されることが不可欠の前提。</li> <li>国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制という基本的目標の下、引き続き、予見可能性、透明性、柔軟性という基本的考え方に沿った国債発行計画の策定が必要。</li> </ul>																									
【個別の論点】																									
1. 市場との対話																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>国債市場の動向やニーズを的確に把握するための「市場との対話」は、引き続き、国債管理政策の中心的な役割を担うものとして重要。</li> <li>「市場との対話」としての各種会合の場以外においても、恒常的に機関投資家等の意見を幅広く収集することが望ましい。</li> <li>引き続き、債務管理レポートの発行等による適切なディスクロージャーに努める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的かつ必要に応じ、国債市場特別参加者会合及び国債投資家懇談会を開催。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>—国債市場特別参加者会合：平成22年3,6,9,11月</li> <li>—国債投資家懇談会：平成22年3,6,9,11月</li> </ul> </li> <li>日々、入札参加者からヒアリングを実施。その他、機関投資家からも随時ヒアリングを実施。</li> <li>平成22年7月に債務管理レポート2010を発行。</li> </ul>																								
2. 国債の商品性・保有者層の多様化																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>○総論                     <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の国債保有構造は、銀行等の預金取扱金融機関の保有割合が高いが、投資行動の異なる投資家が幅広く国債を保有することを促進することが重要。</li> <li>国債の商品性及びその多様化については、時々で変化する市場の動向やニーズに的確かつ柔軟に対応していくことが必要。また、シンプルで分かりやすい商品を提供することが重要。</li> </ul> </li> <li>○超長期債市場の育成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>超長期債については、生保等のニーズが見込まれる一方、発行当局にとっても国債の平均残存年限の長期化によって将来の借換リスクの軽減を図ることができるというメリット。</li> <li>30年債、40年債については、未だ流動性が十分とは言えない面もあり、今後とも、市場の状況を踏まえつつ、徐々に発行規模・頻度を増加させていくこと等を通じて、超長期債市場の育成に向けた取組を続けていくことが必要。</li> </ul> </li> </ul>	<p>【カレンダーベース市中発行額の平均償還年限】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 当初</th> <th>21年度 2次補正後</th> <th>22年度 当初</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年限</td> <td>7年4ヶ月</td> <td>7年3ヶ月</td> <td>7年6ヶ月</td> </tr> </tbody> </table> <p>【超長期債のカレンダーベース市中発行額(兆円)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度 当初</th> <th>21年度 2次補正後</th> <th>22年度 当初</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40年債</td> <td>0.8</td> <td>1.1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>30年債</td> <td>3.0</td> <td>4.0</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>20年債</td> <td>10.8</td> <td>12.6</td> <td>13.2</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>—流動性確保を目的に30年債、40年債はリオープン形式で発行(30年債は年間2銘柄、40年債は年間1銘柄)。</small></p>		21年度 当初	21年度 2次補正後	22年度 当初	年限	7年4ヶ月	7年3ヶ月	7年6ヶ月		21年度 当初	21年度 2次補正後	22年度 当初	40年債	0.8	1.1	1.2	30年債	3.0	4.0	4.8	20年債	10.8	12.6	13.2
	21年度 当初	21年度 2次補正後	22年度 当初																						
年限	7年4ヶ月	7年3ヶ月	7年6ヶ月																						
	21年度 当初	21年度 2次補正後	22年度 当初																						
40年債	0.8	1.1	1.2																						
30年債	3.0	4.0	4.8																						
20年債	10.8	12.6	13.2																						



<p>○物価連動債・変動利付債</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物価連動債（発行停止中）は、市場の状況を踏まえつつ、発行再開のタイミングを見極める必要。今後の発行再開に向けて、元本保証（フロア）を付与した商品やより長期の年限の商品の導入等、ニーズを踏まえた対応が必要。</li> <li>・変動利付債（発行停止中）は、諸外国にも例の少ないものであり、また、リスク特性が複雑で分かりにくいとの指摘もあることを踏まえ、今後想定されるニーズや商品性の見直しの可能性等を見極める必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場の状況を踏まえ発行停止中。</li> <li>・市場の状況を踏まえ発行停止中。</li> </ul>
<p>○個人投資家による保有促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・23年1月に固定5年債の満期償還が始まることを踏まえ、22年7月を目途として3年債の発行開始に向けた準備を進める必要。</li> <li>・個人保有の促進の観点から、調達コストや競合する民間商品にも留意した上で、             <ol style="list-style-type: none"> <li>①既存商品について、金利設定方法や中途換金制度等の商品性の見直し、</li> <li>②全ての商品について、四半期毎の発行を3年債同様に毎月発行とすること、</li> <li>③より短期の年限や物価連動債といった商品を導入すること、</li> </ol>             など、取扱機関の意見も踏まえつつ、幅広く検討する必要。         </li> <li>・個人投資家のニーズや投資に対する考え方を直接に吸い上げる取組も重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人向け国債3年債を平成22年7月（募集は6月）より発行開始。</li> <li>・国債トップリテラー会議（平成22年2、10月）において、取扱金融機関と既存商品の商品性の見直しについて議論。</li> <li>・平成22年10月より財務省ホームページにおいて、アンケート「あなたが欲しい国債」を実施。</li> </ul>
<p>○海外投資家による保有促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外IRの実施は、潜在的投資家層の発掘や投資家とのネットワークの構築・維持に大きな意義。今後は、既存のネットワークを通じた情報提供を継続するとともに、新たなIRの展開に当たっては、安定的に国債を保有する傾向が強い年金基金等を重視。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年においては個別に投資家を訪問し意見交換を行う形式を中心に11カ国15都市で海外IRを実施。</li> </ul> <p>【海外IR開催都市】              フランクフルト、パリ、ロンドン、シンガポール、香港、リヤド、クウェート、アブダビ、トロント、ニューヨーク等</p>
<p>3. 国債市場の流動性の向上</p>	
<p>○総論</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国債市場の流動性の維持・向上は、市場参加者間の取引の活発化を通じた市場の自律的機能によることが基本。発行当局としては、発行段階での工夫による後押しに加え、国債管理政策の基本目標の達成に必要な範囲で補完的な手段の活用も有効。</li> </ul>	
<p>○流動性供給入札</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・流動性供給入札については、補完的な手段としての位置付けを明確にする必要があり、市場関係者とも認識を共有した上で、今後の規模等を検討することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残存5～15年、15～29年の2ゾーンで毎月3,000億円ずつの発行を継続。</li> </ul>
<p>○買入消却</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・買入消却は、20年度問題への対応や債務残高圧縮など債務管理上の特別の目的のほか、国債市場の流動性向上策として実施。後者には、危機対応と平時のものがある。</li> <li>・危機時の買入消却については、危機の性質・度合いに照らして過剰な介入とならないことが必要であり、危機の改善に応じて規模等を縮小していく必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価連動債と変動利付債の買入消却について、危機対応から平時への移行という視点を踏まえ、平成22年1月から減額を開始。その後も、四半期毎の国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会での議論を参考にするとともに、市場の状況を注視しながら、買入規模を段階的に縮小。</li> </ul>



	【買入消却の実施状況】			
	物価連動債	変動利付債	合計	
	平成21年 10-12月期	6,800億円	3,200億円	10,000億円
	平成22年 1-3月期	6,000億円	3,000億円	9,000億円
	4-6月期	4,500億円	2,700億円	7,200億円
	7-9月期	4,000億円	2,400億円	6,400億円
	10-12月期	3,000億円	2,200億円	5,200億円
	(参考)行政刷新会議「事業仕分け」評決結果(平成22年10月28日) ・資金のあり方(積立金の取扱い) -わが国の国債への信認向上につなげるべく、オペレーショナルリスクに十分配慮しつつ、繰上償還に充てることも含めた検討を行う。			
○その他の流動性向上策 ・流通市場におけるより一層の取引の円滑化は、国債発行当局にとっても望ましく、市場参加者のイニシアティブによる流通市場改革に係る議論の後押しをするとともに、必要な対応をとることが望ましい。	・日本証券業協会が主宰するフェイル慣行や国債決済制度の見直しに関する検討会に理財局からオブザーバー参加。 -フェイル慣行については、平成22年11月1日から、フェイルチャージの導入及びカットオフタイムの繰上げの実施。 -国債決済制度の見直しについては、平成24年前半を目途に国債のアウトライトT+2化を図るため、実務の詳細に関し検討。本年12月末までにT+2化の実現時期を含む合意を図る予定。これと並行して、アウトライトT+1化に関する具体的な実現方策についても検討中。			
4. 債務管理の高度化				
○コスト・アット・リスク分析 ・コスト・アット・リスク分析については、将来の金利予想シナリオの信頼性を考慮しつつ目的に合わせた分析期間を設定する等、より信頼性の高い分析へ向けた取組が必要。	・最適発行割合を探索するシミュレーションにおいて、現実の国債発行計画に即した分析が可能となるようシステム設定を高度化。 ・従来の10年分析に加え50年分析を追加。			
○金利スワップ取引 ・金利スワップ取引については、実施機会が限定的であり、また、国債の借換時の金利変動リスクの削減は、当面は超長期債の発行増加に期待できると見込まれるため、新規の取引は当面見合わせ、今後については、国債市場やスワップ市場の状況等を踏まえて対応していく必要。	・平成21年度下半期以降、新規取引を見合わせ中。			
○金利情報の提供 ・国債金利情報の提供開始(21年度内を目途)については、研究機関等による金利情報取得に関する利便性の向上に資するとともに、一般投資家等が投資判断材料の一つとして活用することが期待される。	・平成22年3月より財務省ホームページにおいて、流通市場における実勢価格に基づいてコンスタント・マチュリティー・ベースの実勢金利(5、10、20年といった期間ちょうどの金利)を公表。 ・平成22年6月に過去データについても公表。(公表対象期間：昭和49年9月以降)			

(10) 国債整理基金の国債償還財源の繰入額等、償還額等、年度末基金残高、借換額 (単位：億円)

	21年度(決算)	22年度(予定)	23年度(予定)
<b>償還財源繰入額等</b>			
公債等	281,389	231,809	308,195
一般会計負担分	98,731	106,512	105,858
特別会計負担分	182,091	124,279	200,767
株式売払収入	—	—	1,083
運用収入等	566	1,018	487
借入金	365,616	366,889	375,394
一般会計負担分	8,807	10,053	10,046
特別会計負担分	356,809	356,836	365,348
合計	647,005	598,698	683,589
<b>償還額</b>			
公債等	268,356	224,414	329,904
普通国債	82,923	96,983	125,309
出資国債等	3,342	3,153	3,828
財政投融资特別会計国債	182,091	124,278	200,767
借入金	364,168	364,045	371,089
合計	632,524	588,459	700,993

(参考)

「特別会計に関する法律」第47条の規定による借換国債収入額	81,264	200,000	120,000
「特別会計に関する法律」第47条の規定による借換国債収入額を含む年度末基金残高	206,263	334,091	235,887

国債借換額	904,803	1,024,048	1,112,963
-------	---------	-----------	-----------

- (注1) 株式売払収入は、株式売却経費を控除したものです。  
(注2) 運用収入等には、配当金収入及び前年度剰余金を含みます。  
(注3) 年度末基金残高には、特別会計に関する法律第47条の規定による借換国債収入額を含みません。なお、21年度末は「一般会計の負担に属する道路の整備の財源のために発行された公債の償還に充てるべき額」として、347億円を控除した額です。  
(注4) 22年度(予定)及び23年度(予定)の「特別会計に関する法律」第47条の規定による借換国債収入額には、予算総則上の限度額を計上しています。  
(注5) 単位未満は四捨五入してあるので、計において合致しない場合があります。  
(注6) 21年度の年度末基金残高には、決算調整資金に関する法律附則第2条の規定により決算調整資金へ繰り入れた金額7,182億円が含まれています。

(11) 国債整理基金の運用残高の推移

(単位：兆円)

区分	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
国庫短期証券	18.2	26.6	24.3	13.2	10.7	22.9
現先等	14.5	4.3	3.4	2.8	9.5	7.4
計	32.7	30.8	27.7	16.0	20.2	30.3

- (注1) 上記区分内の、「国庫短期証券」の「19年度末」以前の各欄の計数は、統合発行前の政府短期証券の計数であり、「20年度末」欄の計数には、統合発行前の政府短期証券を含みます。  
(注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

## (12) 国債に係る法制度

### A 起債根拠法

すべての国債は法律の規定に基づき発行されており、その根拠となる法律に応じて、建設国債、特例国債、借換国債、財政投融资特別会計国債の4つに分類されます。

このうち、建設国債及び特例国債の発行は、国が新たに債務を負担するという点であり、憲法第85条の規定によれば、国会の議決に基づくことが必要とされています。また、財投債は、その償還や利払が財政投融资による独立行政法人などへの貸付回収金により行われているという点で、将来の租税を償還財源とする建設国債及び特例国債とは異なります。

#### a 「財政法」第4条第1項ただし書（建設国債）

「財政法」第4条第1項は、公共事業費、出資金及び貸付金に相当する金額の範囲内で、例外的に公債発行又は借入金を許容しています。これらはいずれも消費的支出ではなく、国の資産を形成するものであり、通常、その資産からの受益も長期にわたるので、これらの経費については公債発行又は借入れという形でその財源を賄い、その元利償還を通じて、後世代にも相応の負担を求めることを許しているものと考えられます。

すなわち、財政法第4条は、負担の世代間公平という考え方に立って、公共事業費等に限って公債発行又は借入れを認めるという形での健全財政の原則を定めたものと解されます。

ただし、国会の議決を経た金額の範囲内でなければならないとされており、その発行限度額は、一般会計予算総則に計上されています。

また、同条第2項では、この限度額の議決を経ようとする時にあわせて、年度別の償還予定額を示し、償還方法・償還期限を明らかにする償還計画表を国会に提出しなければならないとされています。

#### b 各年度における特例法（特例国債）

各年度の特例法には、「財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか」と規定されていますが、この趣旨は、特例国債が発行できる場合を、建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合に限定することにあります。

この特例法には、特例国債の発行権限のみを規定し、具体的な発行限度額は予算総則に規定するという構成をとったのは、毎年度の公債の発行額は当該年度の歳入歳出全体のバランスの中で決まるものであり、この意味で国債の発行限度額は歳入歳出予算と不離一体の関係にあることから、これを予算総則に規定することによって、歳入歳出予算の一環として国会の審議・議決を受けることが、この性格上最もふさわしいと考えられるためです。

また、建設国債同様に、特例国債の発行限度額について国会の議決を経るにあたっては、審議の参考に供するため、償還計画表を国会に提出することとされています。

特例国債の発行は特例的に行われるので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た範囲内で、税金など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります。このような考え方から、毎会計年度の税金の収納期限である翌年度の5月末まで、税金など他の歳入の状況を考慮して特例国債の発行額の調整を行えるよう、特例国債の発行時期を翌年度の6月末までとする出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、政府は特例国債の速やかな減債に努めるものとされています。

#### c 「特別会計に関する法律」第46条第1項及び第47条（借換国債）

「特別会計に関する法律」第46条第1項は、国債の整理又は償還のために必要な額を限度として、発行限度額について国会の議決を経たり、償還計画表を提出したりすることなく、政府は借換国債（借換債）を発行することができるとしています。これは建設国債や特例国債のような新規財源債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。また、実態的にみても、借換債

の発行については、金融情勢に応じて機動的、弾力的に行う必要があり、あらかじめ償還計画を提出したり、借換債発行額について国会の議決を受けたりすることにはなじまないものがあります。

なお、第47条は、国債の満期償還が集中した場合の影響を緩和したり、借換債を金融情勢などに応じて、弾力的に発行できるようにするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行も認めています。ただし、毎年度の特別会計予算総則であらかじめ国会の議決を経た限度額の範囲内で行うこととしています。

#### d 「特別会計に関する法律」第62条第1項（財政投融资特別会計国債）

平成13年度の財政投融资制度の改革に伴い、「特別会計に関する法律」第62条第1項は、財政融資資金の運用の財源に充てるため、財政融資資金勘定の負担において、公債（いわゆる「財投債」）を発行することができるとしています。同条第2項では、財投債は他の国債と同様に発行限度額について国会の議決を経なければならないとされています。また、同条第3項では償還計画表を歳入歳出予定計算書に添付することとされています。

上記 a から d は、それぞれの国債の発行収入金が、国の歳入に計上されるものについての分類です。これらの国債以外にも、「財政法」第7条又は「特別会計に関する法律」等の規定に基づく政府短期証券、特別に制定された発行根拠法に基づく交付国債や出資・抛出国債があります。

## B その他の法律

### a 「国債ニ関スル法律」（国債の事務）

「国債ニ関スル法律」は、国債の発行や発行された国債の事務手続についての基本的な事項を定めています。法律で規定されている内容としては、

- ・国債の発行条件などの起債に関する事項、元利金の支払い、証券及び登録に関し必要な事項の決定を財務大臣が行うこと
- ・国債に関する事務を日本銀行に行わせること
- ・国債の登録
- ・国債の譲渡制限
- ・国債証券を滅紛失した場合の救済措置
- ・国債の消滅時効

などがありますが、この法律に規定されていない事項については、民法、商法などの規定や取引慣行などの一般原則が適用されることとなっています。

なお、国債の発行、償還についての具体的な手続きについては、「国債規則」、「国債の発行等に関する省令」、「日本銀行国債事務取扱規程」、「日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令」などによって規定されています。

### b 「特別会計に関する法律」第38条～第49条（国債の償還等）

国債の償還（元本の支払い）や利子の支払いについては、「特別会計に関する法律」に基づいて設置された国債整理基金を通じて行われています。

国債整理基金に関し、この法律は、

- ・借入金を含む国債の償還のための国債整理基金の設置
- ・償還財源に充てるための繰入れ及びその方法
- ・国債の整理又は償還のための国債（借換債）の発行
- ・債務償還費の逐次繰越

などの事項について規定しています。

## 第2章 政府短期証券、借入金、政府保証債務

### 1 政府短期証券

#### (1) 平成22年度末の政府短期証券の券種別残高

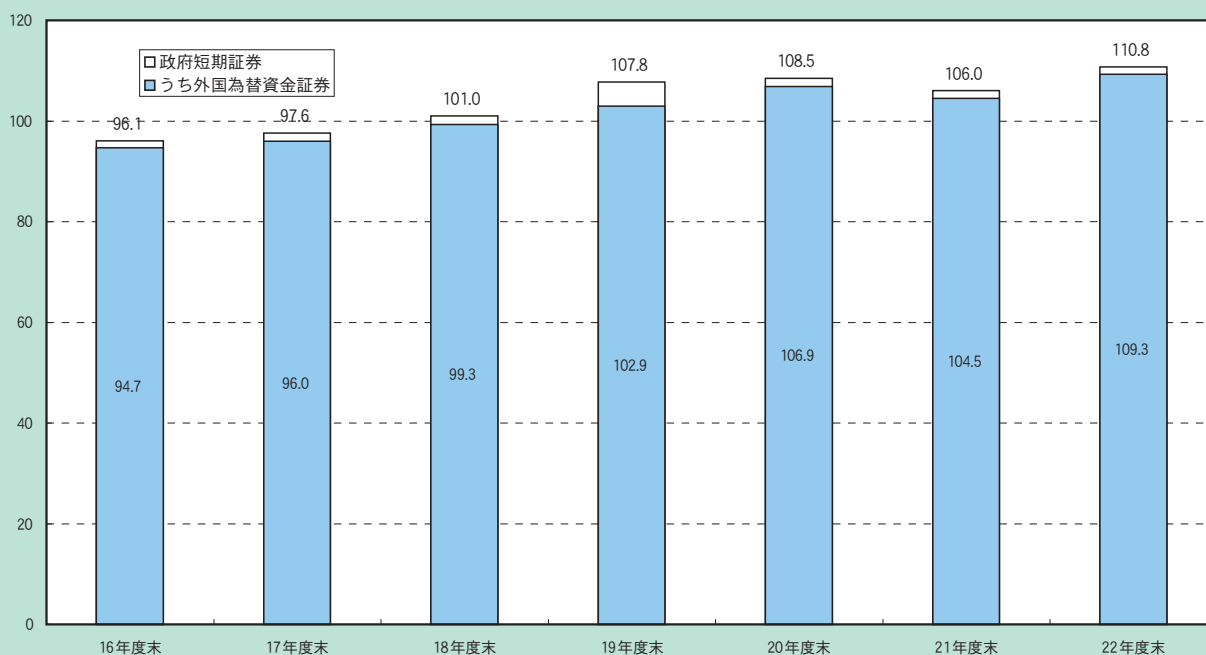
(単位：億円)

	財務省証券	食糧証券	外国為替 資金証券	財政融資 資金証券	石油証券	計
22年度末残高	—	3,310	1,093,130	—	11,407	1,107,847
22年度発行限度額	200,000	7,118	1,450,000	150,000	12,071	1,819,189
23年度発行限度額	200,000	5,783	1,500,000	150,000	11,834	1,867,617

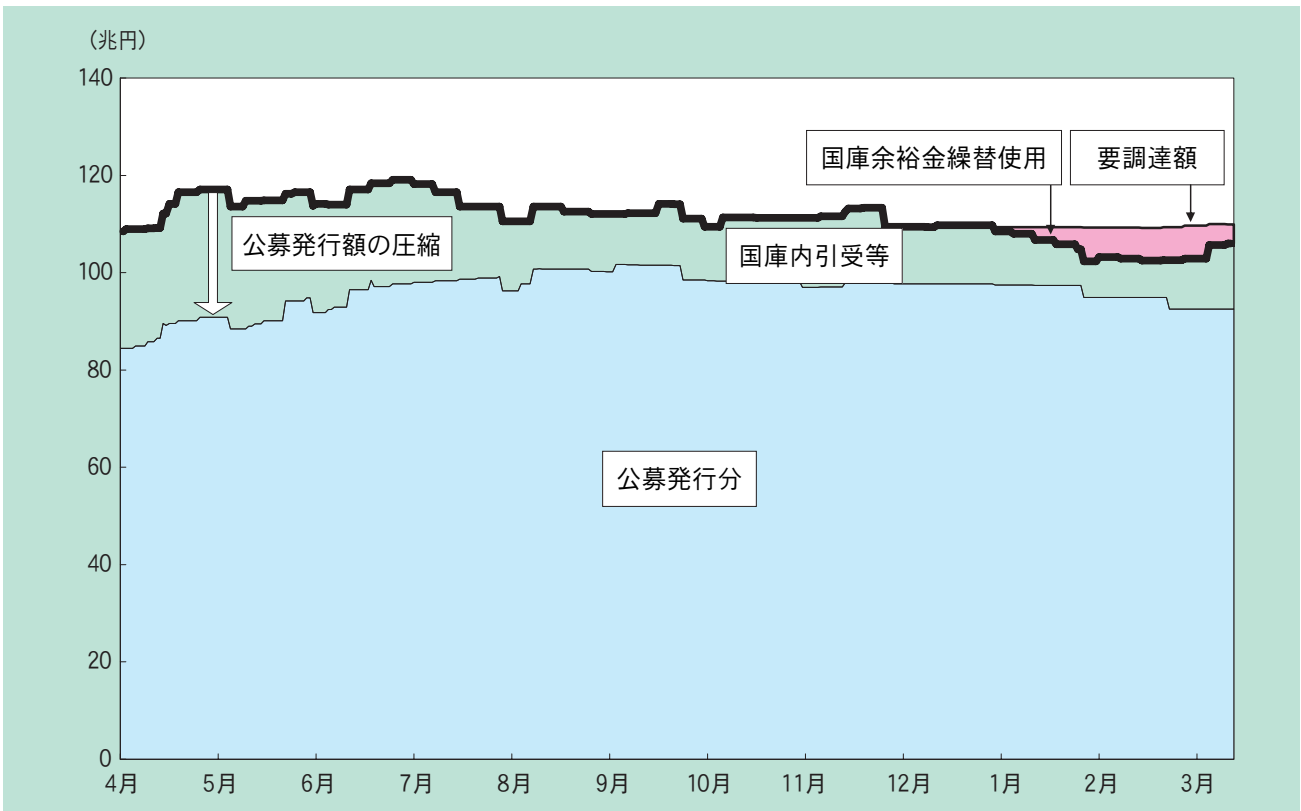
(注1) 平成22年度発行限度額は補正予算ベース、23年度発行限度額は当初予算ベース。  
 (注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

#### (2) 政府短期証券の年度末残高の推移

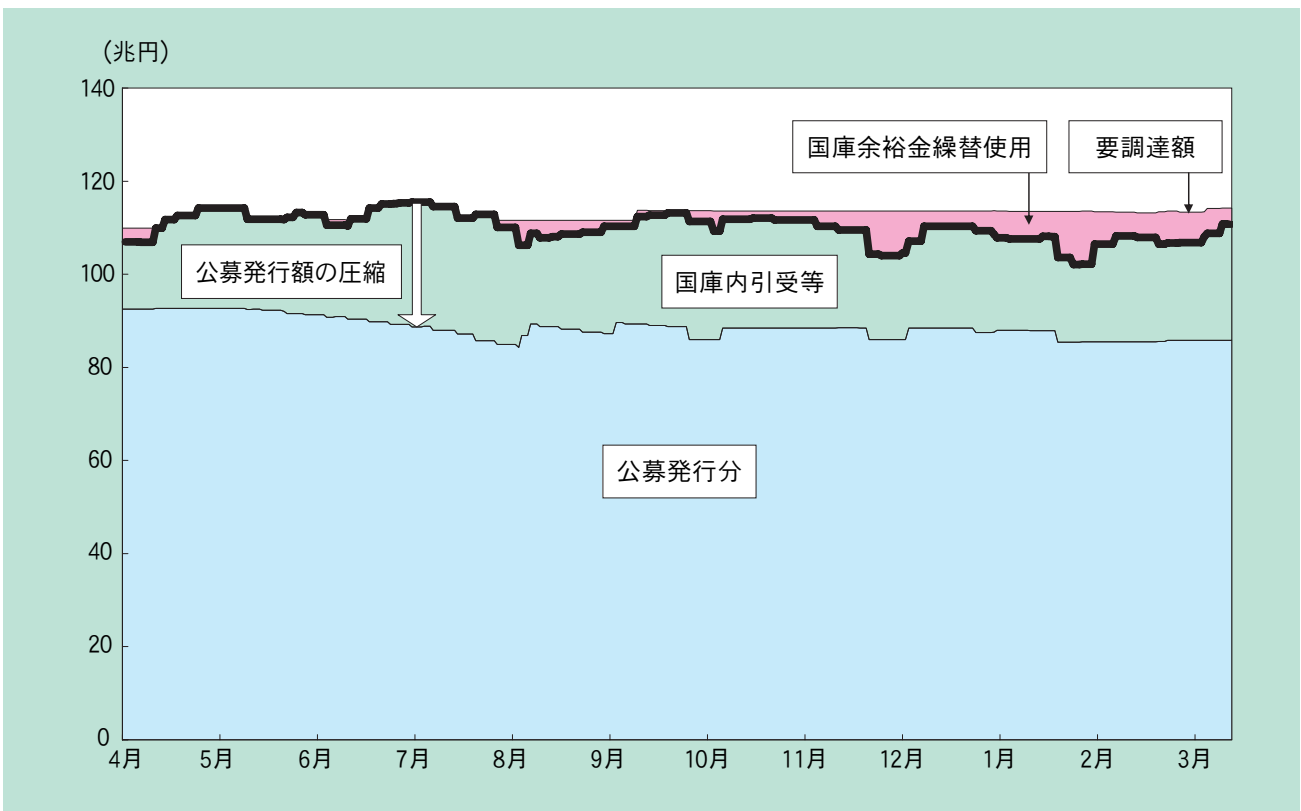
(兆円)



(3) 平成21年度における政府短期証券発行残高の推移 (引受先別)

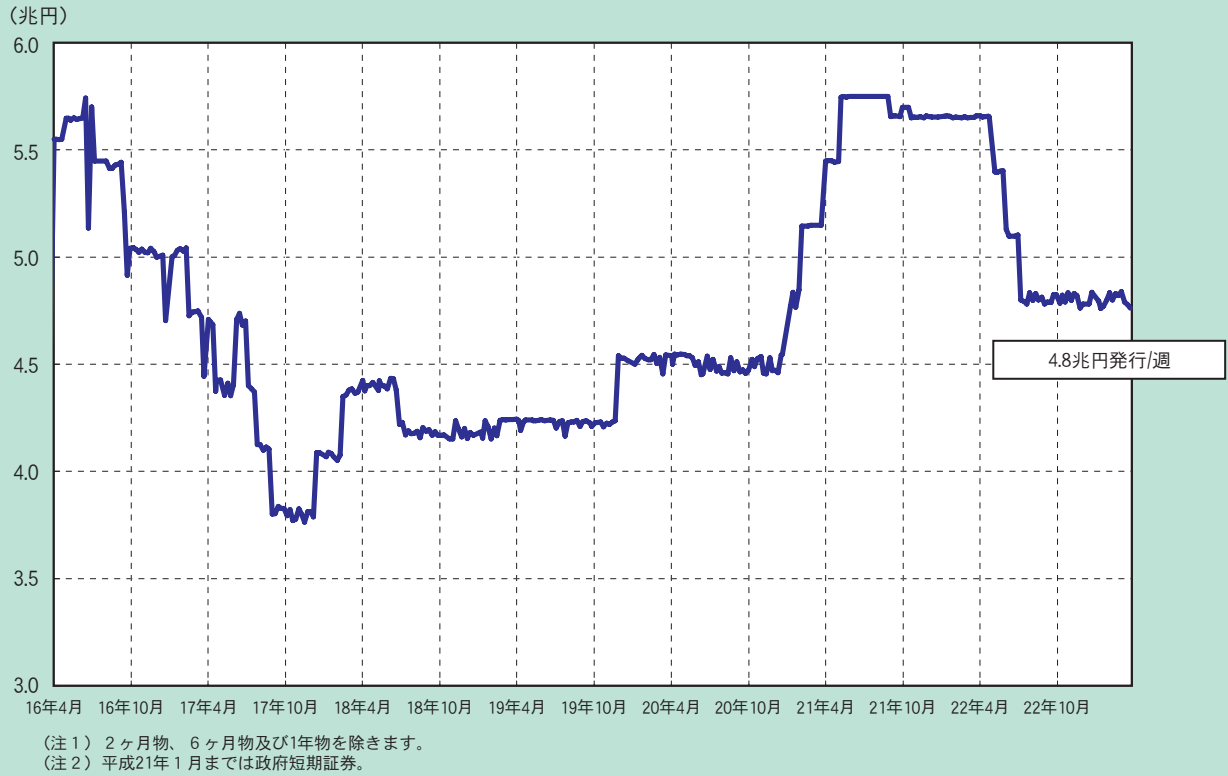


(4) 平成22年度における政府短期証券発行残高の推移 (引受先別)





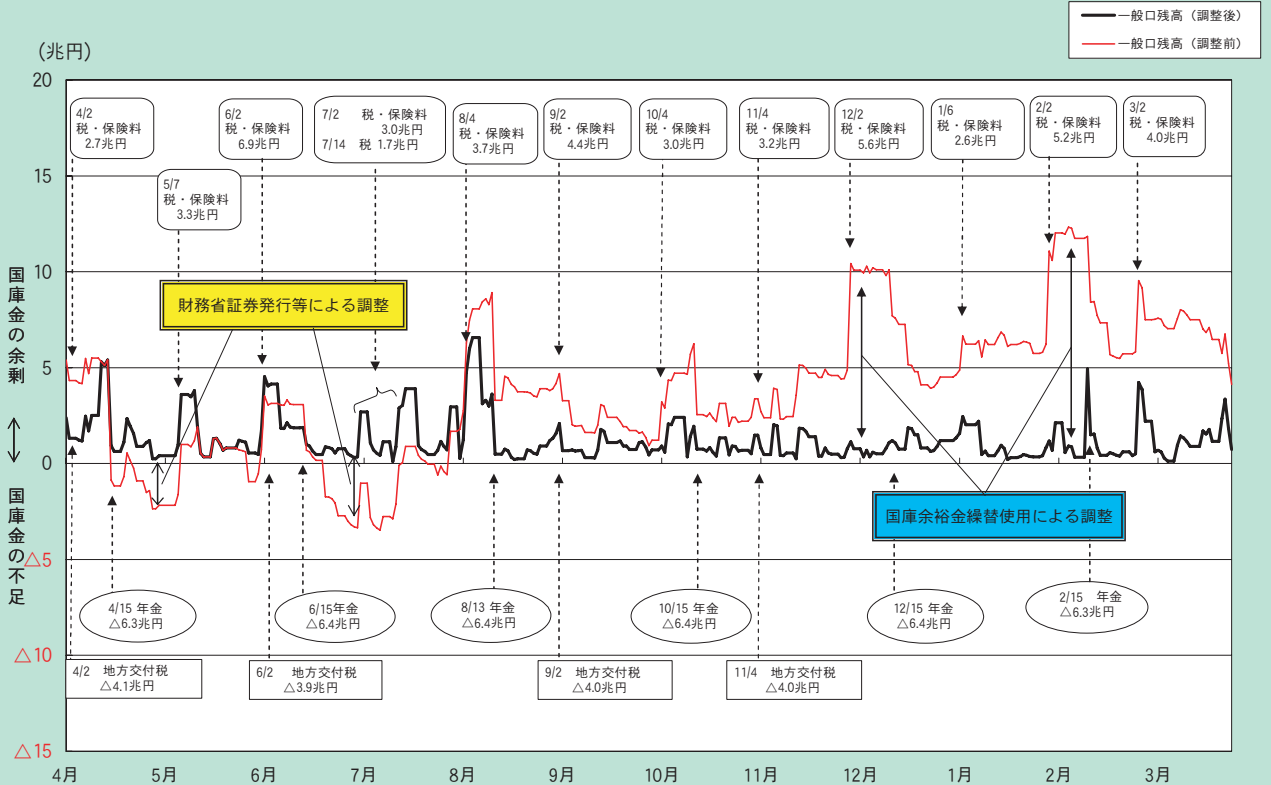
(5) 国庫短期証券市中発行ロットの推移



第2章 政府短期証券、借入金、政府保証債務

1 政府短期証券

(6) 平成22年度における国内指定預金（一般口）の状況



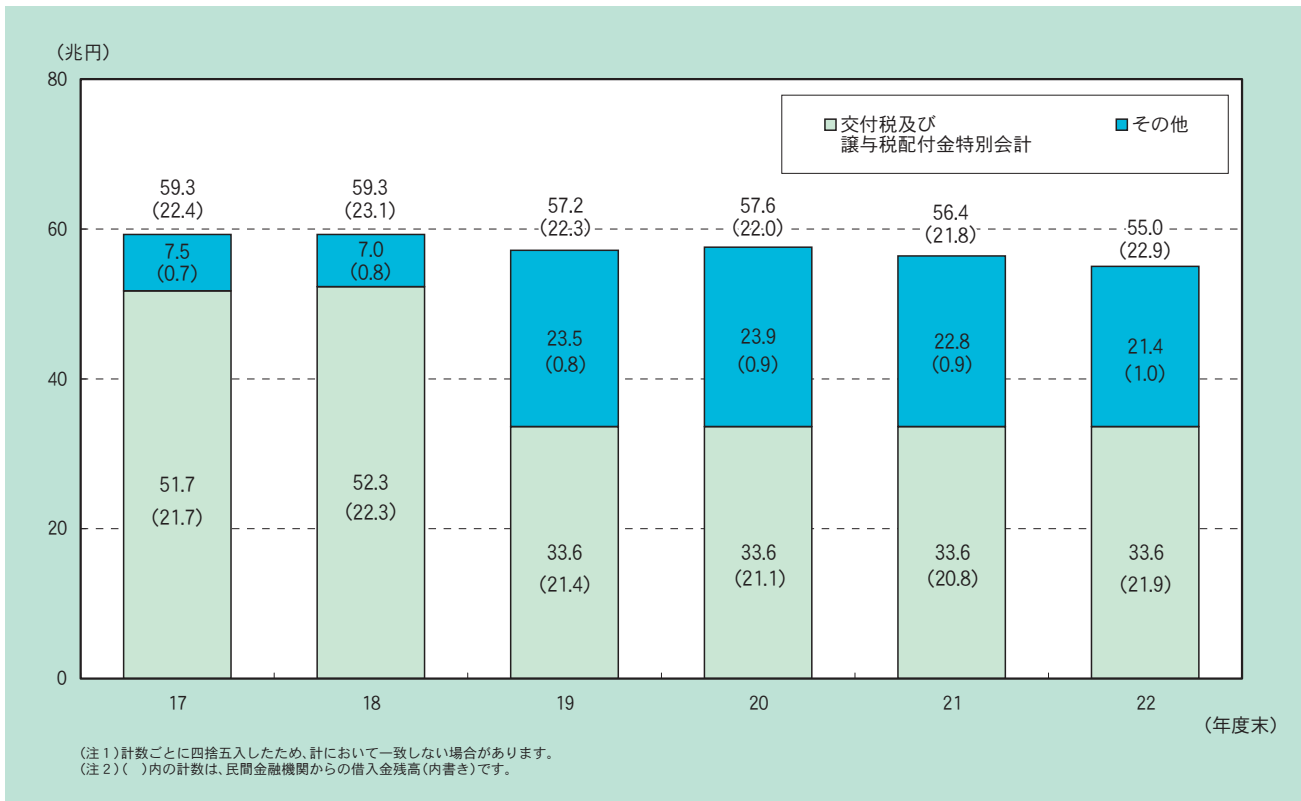
## (7) 平成22年度における国庫短期証券入札の結果

回号	入札日	発行日	償還日	募入決定額 (億円)	応募額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)
98	H22.04.02	H22.04.07	H22.07.05	56,589.0	309,554.0	99.9712	0.1181%	99.9710	0.1189%
99	H22.04.05	H22.04.12	H22.10.12	34,998.5	152,002.0	99.9380	0.1237%	99.9370	0.1257%
100	H22.04.06	H22.04.12	H22.07.12	56,538.6	308,766.0	99.9702	0.1195%	99.9700	0.1203%
101	H22.04.14	H22.04.19	H22.07.20	56,558.7	341,176.0	99.9696	0.1206%	99.9695	0.1210%
102	H22.04.15	H22.04.20	H23.04.20	24,999.4	81,964.3	99.8700	0.1301%	99.8680	0.1321%
103	H22.04.21	H22.04.26	H22.07.26	56,579.2	299,930.0	99.9705	0.1183%	99.9705	0.1183%
104	H22.04.23	H22.04.28	H22.08.02	56,539.2	333,876.0	99.9686	0.1194%	99.9685	0.1198%
105	H22.05.07	H22.05.12	H22.08.09	53,978.5	254,138.0	99.9716	0.1165%	99.9715	0.1169%
106	H22.05.11	H22.05.14	H22.11.10	34,999.2	157,108.0	99.9420	0.1176%	99.9410	0.1197%
107	H22.05.12	H22.05.17	H22.08.16	53,959.0	296,508.0	99.9716	0.1139%	99.9715	0.1143%
108	H22.05.17	H22.05.20	H23.05.20	24,998.8	90,480.0	99.8710	0.1291%	99.8700	0.1301%
109	H22.05.19	H22.05.24	H22.08.23	53,998.9	288,957.0	99.9721	0.1119%	99.9720	0.1123%
110	H22.05.20	H22.05.25	H22.07.26	29,999.3	190,773.0	99.9816	0.1083%	99.9815	0.1089%
111	H22.05.26	H22.05.31	H22.08.30	54,019.3	249,882.0	99.9720	0.1123%	99.9715	0.1143%
112	H22.06.02	H22.06.07	H22.09.06	51,298.9	247,437.0	99.9717	0.1135%	99.9715	0.1143%
113	H22.06.04	H22.06.10	H22.12.10	34,998.7	152,686.0	99.9400	0.1197%	99.9400	0.1197%
114	H22.06.09	H22.06.14	H22.09.13	50,978.7	268,810.0	99.9717	0.1135%	99.9715	0.1143%
115	H22.06.14	H22.06.21	H23.06.20	24,999.5	82,280.0	99.8690	0.1315%	99.8680	0.1325%
116	H22.06.16	H22.06.21	H22.09.21	50,978.6	295,711.0	99.9711	0.1146%	99.9710	0.1150%
117	H22.06.23	H22.06.28	H22.09.27	50,978.9	226,016.0	99.9711	0.1159%	99.9710	0.1163%
118	H22.06.29	H22.07.05	H22.10.04	51,039.2	202,010.0	99.9702	0.1195%	99.9700	0.1203%
119	H22.07.06	H22.07.09	H23.01.13	34,999.2	160,797.0	99.9380	0.1204%	99.9370	0.1223%
120	H22.07.07	H22.07.12	H22.10.12	47,989.2	280,395.0	99.9714	0.1134%	99.9710	0.1150%
121	H22.07.13	H22.07.20	H23.07.20	24,999.0	92,861.0	99.8700	0.1301%	99.8690	0.1311%
122	H22.07.14	H22.07.20	H22.10.18	47,919.4	356,296.0	99.9720	0.1135%	99.9720	0.1135%
123	H22.07.20	H22.07.26	H22.09.22	24,999.4	231,135.0	99.9826	0.1095%	99.9825	0.1101%
124	H22.07.21	H22.07.26	H22.10.25	47,798.6	287,768.0	99.9721	0.1119%	99.9720	0.1123%
125	H22.07.28	H22.08.02	H22.11.01	48,339.0	261,746.0	99.9719	0.1127%	99.9715	0.1143%
126	H22.08.04	H22.08.09	H22.11.08	47,978.7	249,555.0	99.9721	0.1119%	99.9720	0.1123%
127	H22.08.05	H22.08.10	H23.02.10	34,998.9	172,489.0	99.9410	0.1171%	99.9400	0.1190%
128	H22.08.09	H22.08.13	H22.10.04	24,999.4	202,804.0	99.9840	0.1123%	99.9840	0.1123%
129	H22.08.11	H22.08.16	H22.11.15	48,288.8	312,773.0	99.9722	0.1115%	99.9720	0.1123%
130	H22.08.17	H22.08.20	H23.08.22	24,999.3	118,682.0	99.8810	0.1184%	99.8800	0.1194%
131	H22.08.18	H22.08.23	H22.11.22	47,998.8	374,734.0	99.9725	0.1103%	99.9720	0.1123%
132	H22.08.25	H22.08.30	H22.11.29	48,118.9	250,332.0	99.9739	0.1047%	99.9735	0.1063%
133	H22.09.01	H22.09.06	H22.12.06	47,798.5	296,175.0	99.9735	0.1063%	99.9730	0.1083%
134	H22.09.06	H22.09.10	H23.03.10	34,999.1	197,399.0	99.9460	0.1089%	99.9460	0.1089%
135	H22.09.08	H22.09.13	H22.12.13	47,898.8	242,329.0	99.9733	0.1071%	99.9730	0.1083%
136	H22.09.14	H22.09.21	H23.09.20	24,998.6	74,067.0	99.8820	0.1184%	99.8800	0.1204%
137	H22.09.15	H22.09.21	H22.12.20	47,878.4	184,295.0	99.9726	0.1111%	99.9725	0.1115%
138	H22.09.16	H22.09.22	H22.11.25	24,999.3	129,704.7	99.9807	0.1100%	99.9805	0.1112%

回号	入札日	発行日	償還日	募入決定額 (億円)	応募額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)
139	H22.09.21	H22.09.27	H22.12.27	48,249.2	217,303.0	99.9725	0.1103%	99.9720	0.1123%
140	H22.09.29	H22.10.04	H23.01.12	48,249.0	201,264.0	99.9696	0.1109%	99.9695	0.1113%
141	H22.10.04	H22.10.12	H23.04.12	34,998.5	178,799.0	99.9450	0.1103%	99.9450	0.1103%
142	H22.10.06	H22.10.12	H23.01.17	47,839.2	262,875.0	99.9726	0.1031%	99.9725	0.1035%
143	H22.10.12	H22.10.15	H22.12.02	24,998.9	252,064.0	99.9861	0.1057%	99.9860	0.1064%
144	H22.10.13	H22.10.18	H23.01.24	48,218.8	292,868.0	99.9717	0.1054%	99.9715	0.1061%
145	H22.10.15	H22.10.20	H23.10.20	24,999.2	110,474.0	99.8890	0.1111%	99.8880	0.1121%
146	H22.10.20	H22.10.25	H23.01.31	47,899.1	274,251.0	99.9712	0.1072%	99.9710	0.1080%
147	H22.10.27	H22.11.01	H23.02.07	48,339.1	277,927.0	99.9713	0.1069%	99.9710	0.1080%
148	H22.11.02	H22.11.08	H23.02.14	47,979.2	248,040.0	99.9711	0.1076%	99.9710	0.1080%
149	H22.11.04	H22.11.10	H23.05.13	34,999.0	149,917.0	99.9440	0.1111%	99.9430	0.1131%
150	H22.11.10	H22.11.15	H23.02.21	48,289.1	218,789.0	99.9701	0.1113%	99.9700	0.1117%
151	H22.11.15	H22.11.22	H23.11.21	24,999.2	73,744.0	99.8780	0.1224%	99.8750	0.1255%
152	H22.11.17	H22.11.22	H23.02.28	48,199.0	214,223.0	99.9687	0.1166%	99.9685	0.1173%
153	H22.11.19	H22.11.25	H23.01.25	24,999.3	123,105.0	99.9806	0.1161%	99.9805	0.1167%
154	H22.11.24	H22.11.29	H23.03.07	47,618.9	166,232.0	99.9684	0.1177%	99.9680	0.1192%
155	H22.12.01	H22.12.06	H23.03.14	47,799.2	178,752.0	99.9661	0.1263%	99.9660	0.1266%
156	H22.12.07	H22.12.10	H23.06.10	34,999.3	122,067.0	99.9360	0.1284%	99.9360	0.1284%
157	H22.12.08	H22.12.13	H23.03.22	47,798.8	161,912.0	99.9666	0.1231%	99.9660	0.1253%
158	H22.12.10	H22.12.15	H23.02.02	24,999.4	130,179.0	99.9831	0.1259%	99.9830	0.1266%
159	H22.12.14	H22.12.20	H23.12.20	25,000.0	42,950.0	99.8240	0.1763%	99.8110	0.1893%
160	H22.12.15	H22.12.20	H23.03.28	47,799.1	105,437.0	99.9623	0.1404%	99.9620	0.1415%
161	H22.12.20	H22.12.27	H23.04.07	48,349.1	121,890.0	99.9641	0.1297%	99.9635	0.1319%
162	H23.01.06	H23.01.12	H23.04.11	47,949.0	188,497.0	99.9735	0.1087%	99.9730	0.1107%
163	H23.01.07	H23.01.13	H23.07.08	34,998.6	144,017.0	99.9440	0.1162%	99.9430	0.1182%
164	H23.01.12	H23.01.17	H23.04.18	47,599.0	214,117.0	99.9737	0.1055%	99.9735	0.1063%
165	H23.01.17	H23.01.20	H24.01.20	24,999.1	75,734.0	99.8620	0.1381%	99.8600	0.1401%
166	H23.01.19	H23.01.24	H23.04.25	47,719.2	247,560.0	99.9731	0.1079%	99.9730	0.1083%
167	H23.01.20	H23.01.25	H23.03.25	24,999.6	143,625.0	99.9837	0.1008%	99.9835	0.1020%
168	H23.01.26	H23.01.31	H23.04.27	47,999.1	203,123.0	99.9746	0.1078%	99.9745	0.1082%
169	H23.02.02	H23.02.07	H23.05.09	48,338.8	215,775.0	99.9732	0.1075%	99.9730	0.1083%
170	H23.02.07	H23.02.10	H23.08.10	34,998.8	128,295.0	99.9380	0.1251%	99.9380	0.1251%
171	H23.02.08	H23.02.14	H23.05.16	47,999.1	195,992.0	99.9726	0.1099%	99.9725	0.1103%
172	H23.02.14	H23.02.21	H24.02.20	24,999.5	83,267.0	99.8320	0.1687%	99.8280	0.1727%
173	H23.02.16	H23.02.21	H23.05.23	48,288.9	192,545.0	99.9707	0.1175%	99.9705	0.1183%
174	H23.02.23	H23.02.28	H23.05.30	48,199.0	193,335.0	99.9711	0.1159%	99.9710	0.1163%
175	H23.03.02	H23.03.07	H23.06.06	48,388.7	198,231.0	99.9704	0.1187%	99.9700	0.1203%
176	H23.03.07	H23.03.10	H23.09.09	34,999.2	140,525.0	99.9350	0.1297%	99.9350	0.1297%
177	H23.03.09	H23.03.14	H23.06.13	47,898.7	225,756.0	99.9716	0.1139%	99.9710	0.1163%
178	H23.03.15	H23.03.22	H24.03.21	24,999.9	56,695.0	99.8150	0.1853%	99.8050	0.1953%
179	H23.03.16	H23.03.22	H23.06.20	47,769.4	99,550.0	99.9646	0.1436%	99.9630	0.1501%
180	H23.03.22	H23.03.25	H23.05.25	24,999.2	76,775.0	99.9798	0.1208%	99.9795	0.1226%
181	H23.03.23	H23.03.28	H23.06.27	47,619.8	177,477.0	99.9716	0.1139%	99.9705	0.1183%

## 2 借入金

### (1) 借入金残高の推移



(2) 平成22年度末の借入金残高

(単位：億円)

会 計 名	21年度末残高	22年度末残高	借入先内訳		
			財政融資資金	民間金融機関	その他
一般会計 <sup>(注1)</sup>	184,045	171,409	170,994	—	414
旧臨時軍事費	414	414	—	—	414
旧日本国有鉄道	8,417	4,350	4,350	—	—
旧日本国有鉄道清算事業団	19	3	3	—	—
交付税及び譲与税配付金	157,648	151,809	151,809	—	—
旧国営土地改良事業	4,051	3,185	3,185	—	—
日本高速道路保有・債務返済機構	13,496	10,544	10,544	—	—
旧国立高度専門医療センター	—	1,103	1,103	—	—
交付税及び譲与税配付金特別会計	336,173	336,173	116,848	219,325	—
財政投融资特別会計 <sup>(注2)</sup>	—	16	16	—	—
特定国有財産整備特別会計	24	—	—	—	—
エネルギー対策特別会計	4,005	4,236	2,059	2,177	—
国立高度専門医療センター特別会計	1,728	—	—	—	—
年金特別会計	14,792	14,792	14,792	—	—
食料安定供給特別会計	345	413	413	—	—
国有林野事業特別会計	12,793	12,783	5,160	7,622	—
社会資本整備事業特別会計	10,157	10,236	8,851	—	<sup>(注3)</sup> 1,385
計	564,063	550,058	319,134	229,124	1,799

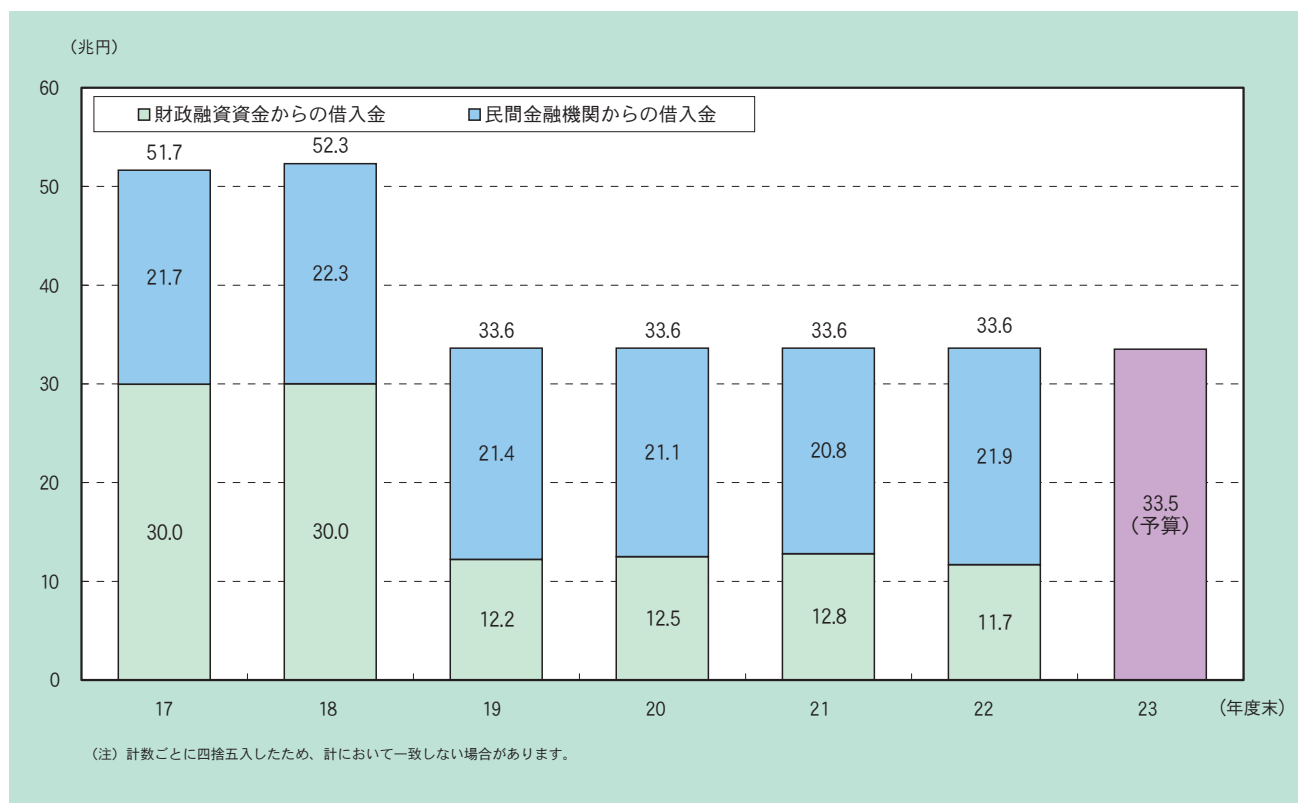
(注1) 一般会計のうち、「旧臨時軍事費」(414)は、旧臨時軍事費特別会計の外資金庫及び横浜正金銀行からの借入金です。また、「旧日本国有鉄道」(4,350)は、国鉄民営化に当たってその債務の一部を昭和62年3月に、「旧日本国有鉄道清算事業団」(3)は、同事業団の借入金に係る債務の一部を平成3年3月に、「日本高速道路保有・債務返済機構」(10,544)は、同機構の借入金に係る債務の一部を平成21年3月に、それぞれ一般会計に承継したものです。また、「交付税及び譲与税配付金」(151,809)は、交付税及び譲与税配付金特別会計の債務の一部を平成19年4月に、「旧国営土地改良事業」(3,185)は、旧国営土地改良事業特別会計の債務を平成20年4月に、「旧国立高度専門医療センター」(1,103)は、旧国立高度専門医療センター特別会計の債務の一部を平成22年4月に、それぞれ一般会計に帰属したものです。

(注2) 「財政投融资特別会計」(16)は、特定国有財産整備特別会計の債務を平成22年4月に財政投融资特別会計に帰属したものです。

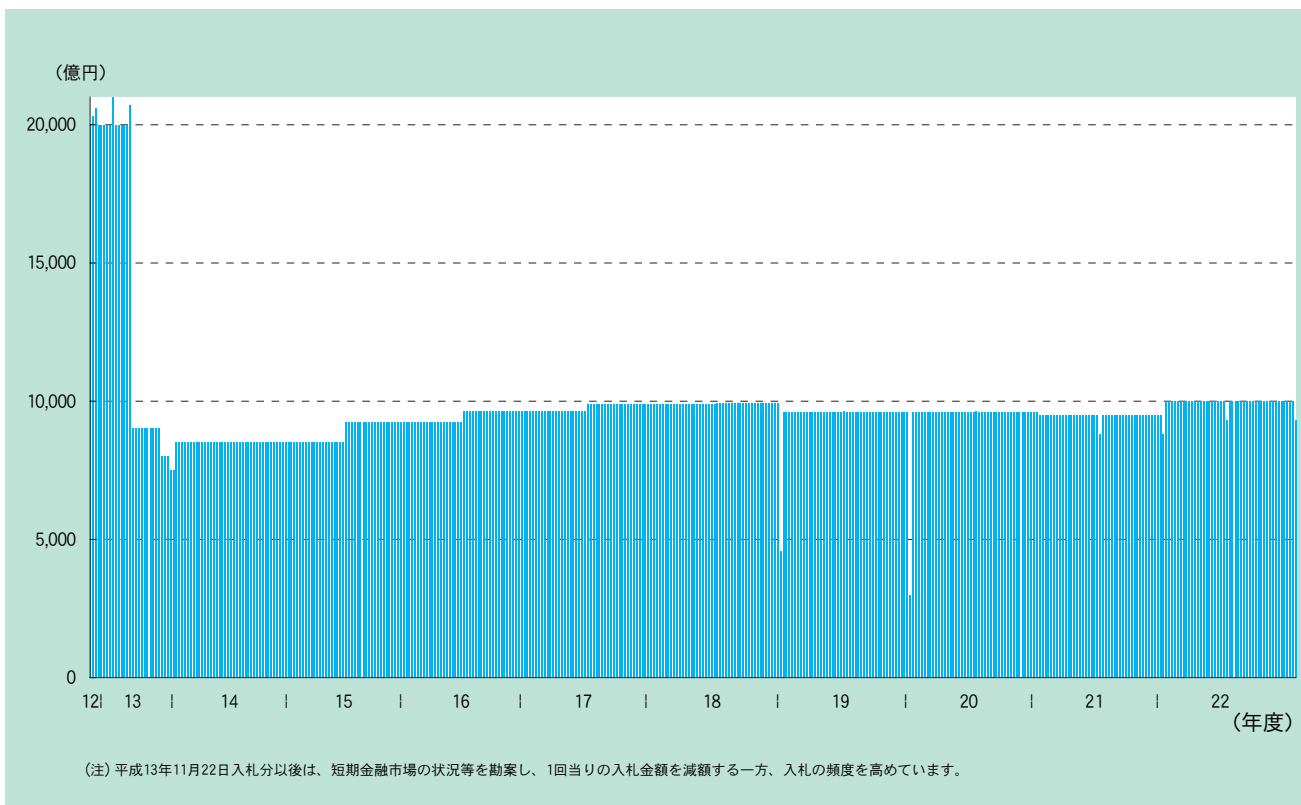
(注3) 地方公共団体からの借入金。

(注4) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(3) 交付税特会の借入金残高の推移



(4) 交付税特会の入札1回あたりの借入金額の推移





(5) 平成22年度における交付税特会の借入金の入札結果

入札日	借入日	償還日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H22.04.01	H22.04.08	H22.10.08	27,450	10,000.00	0.133%	0.136%
H22.04.08	H22.04.15	H22.10.14	31,460	10,000.00	0.134%	0.135%
H22.04.14	H22.04.22	H22.10.21	29,660	10,000.02	0.134%	0.136%
H22.04.21	H22.04.28	H22.10.28	25,480	10,000.01	0.135%	0.137%
H22.04.23	H22.05.06	H22.11.04	27,470	10,000.01	0.136%	0.139%
H22.05.06	H22.05.13	H22.11.11	21,330	10,000.00	0.139%	0.144%
H22.05.12	H22.05.20	H22.11.18	24,440	10,000.00	0.145%	0.150%
H22.05.19	H22.05.27	H22.11.25	25,377	10,000.00	0.146%	0.150%
H22.05.26	H22.06.03	H22.12.02	30,671	10,000.01	0.149%	0.150%
H22.06.02	H22.06.10	H22.12.09	32,591	10,000.00	0.147%	0.149%
H22.06.09	H22.06.17	H22.12.16	34,910	10,000.01	0.145%	0.146%
H22.06.16	H22.06.24	H22.12.24	33,825	10,000.00	0.143%	0.144%
H22.07.06	H22.07.14	H23.01.13	29,600	10,000.00	0.141%	0.142%
H22.07.12	H22.07.21	H23.01.20	30,560	10,000.02	0.140%	0.142%
H22.07.14	H22.07.22	H23.01.21	29,460	10,000.02	0.141%	0.143%
H22.07.20	H22.07.28	H23.01.27	27,225	10,000.00	0.141%	0.142%
H22.07.27	H22.08.04	H23.02.03	25,600	10,000.01	0.140%	0.141%
H22.08.04	H22.08.12	H23.02.10	24,900	10,000.01	0.139%	0.140%
H22.08.11	H22.08.18	H23.02.17	25,178	10,000.00	0.139%	0.140%
H22.08.18	H22.08.25	H23.02.24	25,450	10,000.01	0.139%	0.140%
H22.08.25	H22.09.02	H23.03.02	28,850	10,000.00	0.133%	0.138%
H22.09.01	H22.09.09	H23.03.09	28,675	9,325.00	0.126%	0.127%
H22.10.01	H22.10.08	H23.03.10	34,080	10,000.01	0.128%	0.130%
H22.10.06	H22.10.14	H23.03.17	33,484	10,000.03	0.122%	0.125%
H22.10.13	H22.10.21	H23.04.21	33,832	10,000.00	0.122%	0.124%
H22.10.20	H22.10.28	H23.04.28	34,190	10,000.00	0.121%	0.122%
H22.10.27	H22.11.04	H23.05.06	31,900	10,000.00	0.120%	0.122%
H22.11.02	H22.11.11	H23.05.11	30,200	10,000.00	0.119%	0.121%
H22.11.10	H22.11.18	H23.05.18	25,347	10,000.01	0.120%	0.121%
H22.11.17	H22.11.25	H23.05.25	21,372	10,000.00	0.125%	0.129%
H22.11.24	H22.12.02	H23.06.02	19,020	10,000.00	0.130%	0.135%
H22.12.01	H22.12.09	H23.06.09	22,470	10,000.00	0.139%	0.145%
H22.12.08	H22.12.16	H23.06.16	21,973	10,000.00	0.144%	0.148%
H22.12.15	H22.12.24	H23.06.23	22,445	10,000.00	0.166%	0.175%
H23.01.05	H23.01.13	H23.07.13	23,650	10,000.00	0.149%	0.153%
H23.01.12	H23.01.20	H23.06.13	19,730	10,000.00	0.141%	0.148%
H23.01.14	H23.01.21	H23.07.21	27,780	10,000.00	0.140%	0.143%
H23.01.19	H23.01.27	H23.07.27	28,530	10,000.00	0.139%	0.141%
H23.01.26	H23.02.03	H23.08.03	26,490	10,000.00	0.137%	0.138%
H23.02.02	H23.02.10	H23.08.10	28,230	10,000.00	0.135%	0.138%
H23.02.09	H23.02.17	H23.08.17	28,130	10,000.00	0.134%	0.136%
H23.02.16	H23.02.24	H23.08.24	18,620	10,000.00	0.137%	0.145%
H23.02.23	H23.03.02	H23.09.01	24,430	10,000.00	0.139%	0.142%
H23.03.01	H23.03.09	H23.09.08	21,730	10,000.00	0.139%	0.143%
H23.03.03	H23.03.10	H23.09.09	19,200	10,000.00	0.143%	0.150%
H23.03.09	H23.03.17	H23.09.15	22,260	9,325.00	0.147%	0.150%

## (6) 平成22年度における国有林野特会の借入金の入札結果

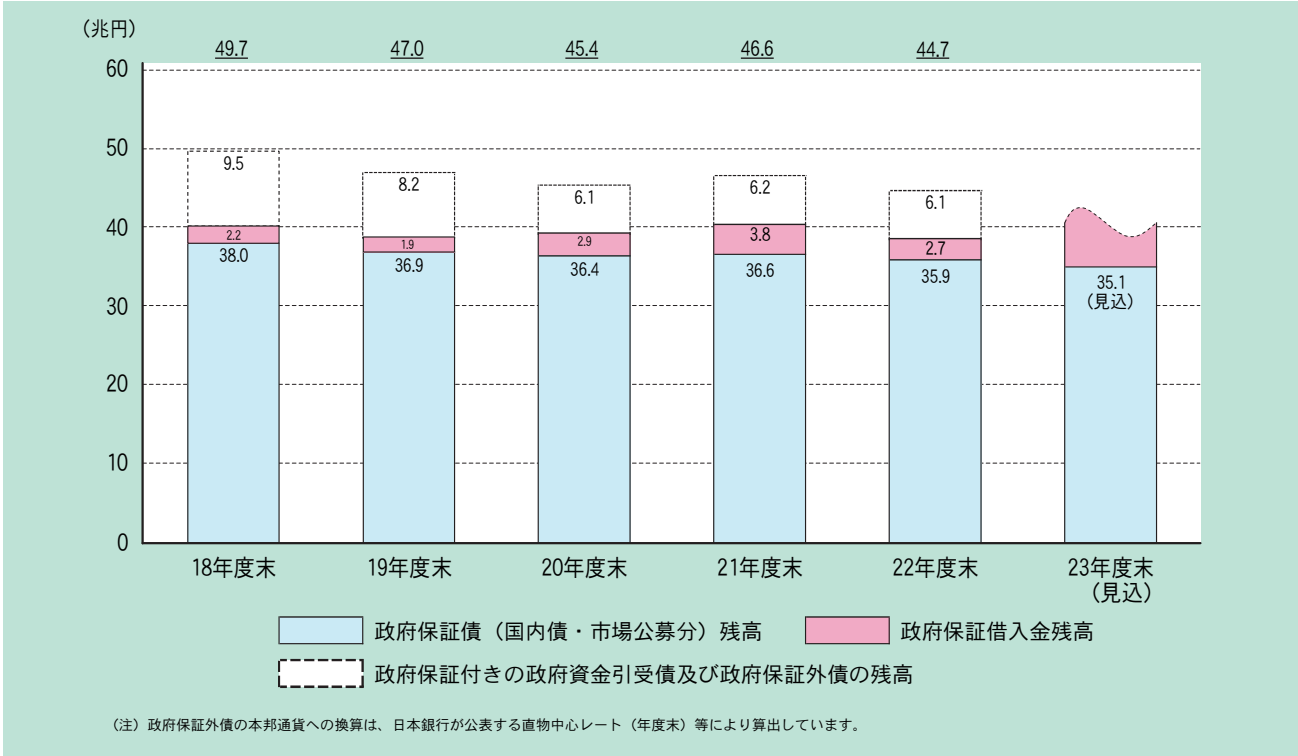
入札日	借入日	償還日	借入期間	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H22.05.17	H22.05.25	H27.05.25	5年	2,121	575.00	0.636%	0.700%
H22.08.16	H22.08.25	H27.08.25	5年	4,575	728.00	0.455%	0.486%
H22.11.15	H22.11.25	H27.08.25	5年	3,757	552.00	0.403%	0.441%
H23.02.14	H23.02.25	H28.02.25	5年	4,686	754.00	0.543%	0.570%

## (7) 平成22年度におけるエネルギー特会の借入金の入札結果

入札日	借入日	償還日	借入期間	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H22.08.13	H22.08.20	H23.08.19	12ヶ月	6,782	2,177.00	0.141%	0.150%

### 3 政府保証債務

#### (1) 政府保証債務の残高の推移



#### (2) 政府保証債（内国債・市場公募分）の発行額の推移

(単位：億円)

	40年債	30年債	20年債	15年債	10年債	中期債						短期債	計	
						7年債	6年債	5年債	4年債	3年債	2年債			
平成18年度	-	300	500	3,100	29,414	9,700	2,600	300	-	3,800	-	3,000	-	43,014
平成19年度	-	500	1,200	2,150	31,733	7,400	2,300	300	-	2,800	-	2,000	-	42,983
平成20年度	-	800	2,000	900	31,417	12,400	-	400	-	7,000	-	5,000	1,000	48,517
平成21年度	300	900	3,000	-	25,371	17,100	-	2,300	-	4,950	2,850	7,000	3,400	50,071
平成22年度	-	900	2,400	-	18,773	19,900	-	2,200	2,000	6,100	-	9,600	-	41,973
平成23年度 (予定)	-	900	2,900	-	19,596	10,750	-	4,250	1,500	3,000	-	2,000	-	34,146

### (3) 政府保証債・政府保証借入金の平成22年度実績及び平成23年度予定

#### A 政府保証債（内国債・市場公募分）

（単位：億円）

	21年度末 残高	22年度 発行額	22年度 償還額	22年度 末残高	23年度 発行予定	23年度 償還予定
(株)日本政策金融公庫	21,160	2,000	4,400	18,760	1,850	1,900
預金保険機構	39,500	7,800	11,000	36,300	2,000	19,000
銀行等保有株式取得機構	1,000	－	1,000	－	2,000	－
(独)都市再生機構	11,000	3,600	2,800	11,800	1,000	2,800
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	145,215	21,863	3,180	163,899	17,200	－
(独)住宅金融支援機構	8,066	－	6,016	2,050	－	1,100
電源開発(株)	1,550	－	1,200	350	－	350
関西国際空港(株)	3,920	180	222	3,878	490	611
成田国際空港(株)	866	－	－	866	－	－
東日本高速道路(株)	2,600	－	－	2,600	－	－
首都高速道路(株)	883	－	－	883	－	－
中日本高速道路(株)	3,700	－	1,200	2,500	－	－
西日本高速道路(株)	2,904	－	－	2,904	－	－
阪神高速道路(株)	405	－	63	342	－	－
(株)日本政策投資銀行	11,530	800	2,000	10,330	2,000	500
(財)民間都市開発推進機構	37	－	9	28	300	8
中部国際空港(株)	2,031	468	521	1,979	206	227
地方公共団体金融機構	109,636	6,525	16,662	99,500	7,100	15,408
計	366,004	43,237	50,273	358,968	34,146	41,904

#### B 政府保証借入金

	21年度末 残高	22年度 借入額	22年度 返済額	22年度 末残高
預金保険機構	15,347	7,236	17,962	4,621
銀行等保有株式取得機構	2,500	5,000	2,500	5,000
(株)企業再生支援機構	3,550	7,050	7,100	3,500
(独)農業者年金基金	3,855	860	713	4,002
(独)農林漁業信用基金	142	6	22	126
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	626	541	626	541
(独)空港周辺整備機構	2	－	0	2
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	9,535	4,457	9,304	4,688
(独)環境再生保全機構	148	20	45	123
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	－	2,650	－	2,650
生命保険契約者保護機構	348	－	348	－
日本環境安全事業(株)	1,249	260	293	1,216
(財)民間都市開発推進機構	585	529	585	529
計	37,886	28,609	39,498	26,997

(注1) 計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合があります。  
 (注2) 平成22年度末の政府保証付きの政府資金（財政融資資金）引受債の残高は24,629億円（政府資金引受債及び政府保証外債は、表A中の計数に含まれていません。）  
 (注3) 計数は額面ベース。

(4) 平成22年度における政府保証債（内国債・市場公募分）発行額と発行条件

10年債

(単位：億円)

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
株日本政策金融公庫	6,150									200				200
(独)国際協力機構	550													
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	13,190	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	600	600	200	11,300
関西国際空港株	180									180				180
株日本政策投資銀行	1,000						500							500
中部国際空港株	68												68	68
地方公共団体金融機構	6,500	600	600	600	600	600	500	500	500	500	500	500	525	6,525
発行価格(円)		99.75	99.45	100.00	99.45	99.30	99.30	100.00	99.30	100.00	99.60	99.40	99.80	
表面利率		1.4%	1.3%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	

30年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	900		300			300			300					900
発行価格(円)			99.46			99.80			100.09					
表面利率			2.2%			1.8%			2.1%					

20年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
(独)国際協力機構	200													
発行価格(円)														
表面利率														
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	2,400	300		300	300		300	300		300	300	300		2,400
発行価格(円)		99.37		99.85	100.72		99.71	100.00		100.42	99.50	99.57		
表面利率		2.1%		2.0%	1.9%		1.9%	1.8%		2.1%	2.0%	2.0%		
株日本政策投資銀行	200													
発行価格(円)														
表面利率														

6年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
株日本政策金融公庫	7,300						400	300	400		300		400	1,800
発行価格(円)							99.91	100.08	99.85		100.20		100.02	
表面利率							0.5%	0.3%	0.4%		0.6%		0.7%	
株日本政策投資銀行	600				300									300
発行価格(円)					99.76									
表面利率					0.4%									
中部国際空港株	100											100		100
発行価格(円)												99.77		
表面利率												0.7%		

5年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	2,000		1,000		1,000									2,000
発行価格(円)			100.14		100.19									
表面利率			0.5%		0.4%									

4年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
預金保険機構	5,000			1,000			1,000	1,000		1,000		1,000		5,000
発行価格(円)				99.98			99.82	99.98		100.09		100.01		
表面利率				0.3%			0.2%	0.2%		0.4%		0.4%		
(独)都市再生機構	1,100												800	800
発行価格(円)													99.84	
表面利率													0.4%	
中部国際空港株	300												300	300
発行価格(円)													99.82	
表面利率													0.4%	

2年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
預金保険機構	5,800		1,200			1,600								2,800
発行価格(円)			100.08			99.93								
表面利率			0.2%			0.1%								
(独)都市再生機構	2,800			900		900				1,000				2,800
発行価格(円)				99.91		99.94				100.06				
表面利率				0.1%		0.1%				0.2%				
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,000	1,000					1,000				1,000	1,000		4,000
発行価格(円)		100.11					99.93				100.02	100.09		
表面利率		0.2%					0.1%				0.2%	0.3%		

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
10年債小計	27,638	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	2,100	1,600	1,600	1,980	1,100	1,100	793	18,773
30年債小計	900		300			300			300					900
20年債小計	2,800	300		300	300		300	300		300	300	300		2,400
15年債小計	400													
6年債小計	8,000				300		400	300	400		300	100	400	2,200
5年債小計	2,000		1,000		1,000									2,000
4年債小計	6,400			1,000			1,000	1,000		1,000		1,000	1,100	6,100
2年債小計	12,600	1,000	1,200	900		2,500	1,000			1,000	1,000	1,000		9,600
短期債小計	5,000													
総計	65,738	3,000	4,200	3,900	3,300	4,500	4,800	3,200	2,300	4,280	2,700	3,500	2,293	41,973

(注1) 短期債については残高ベースの限度額を計上しています。  
 (注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。  
 (注3) 計数は額面ベース。  
 (注4) 15年債は年間計画において、(独)国際協力機構が200億円、(株)日本政策投資銀行が200億円の発行を予定していましたが、発行実績はありません。  
 (注5) 短期債は年間計画において、(株)日本政策金融公庫が5000億円の発行を予定していましたが、発行実績はありません。

(5) 平成22年度末時点における政府保証外債の通貨別・機関別残高

	米ドル (\$百万)	ユーロ (百万ユーロ)	英・ポンド (£百万)	瑞・フラン (百万フラン)	円 (億円)	計 <支出官レート 及び出納官レート により邦貨換算> (億円)
(株)日本政策金融公庫	17,900	1,250		250	400	19,121
(独)日本高速道路保有・ 債務返済機構	550					517
(株)日本政策投資銀行	4,200	1,450			5,050	10,941
地方公共団体金融機構	3,200	900	150		5,250	9,692
計	25,850	3,600	150	250	10,700	40,271

(参考) 支出官レート 及び 出納官レート (22年度)	1米ドル =94円	1ユーロ =134円	1ポンド =152円	1瑞フラン =88円
--	--------------	---------------	---------------	---------------

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。  
 (注2) 「支出官レート」とは、支出官事務規程第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率（財務省告示）をいいます。  
 「出納官レート」とは、出納官事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率（財務省告示）をいいます。

(6) 平成22年度における主な政府保証債（10年）の対国債スプレッド





# 第3章 その他の公的債務

## 1 地方債

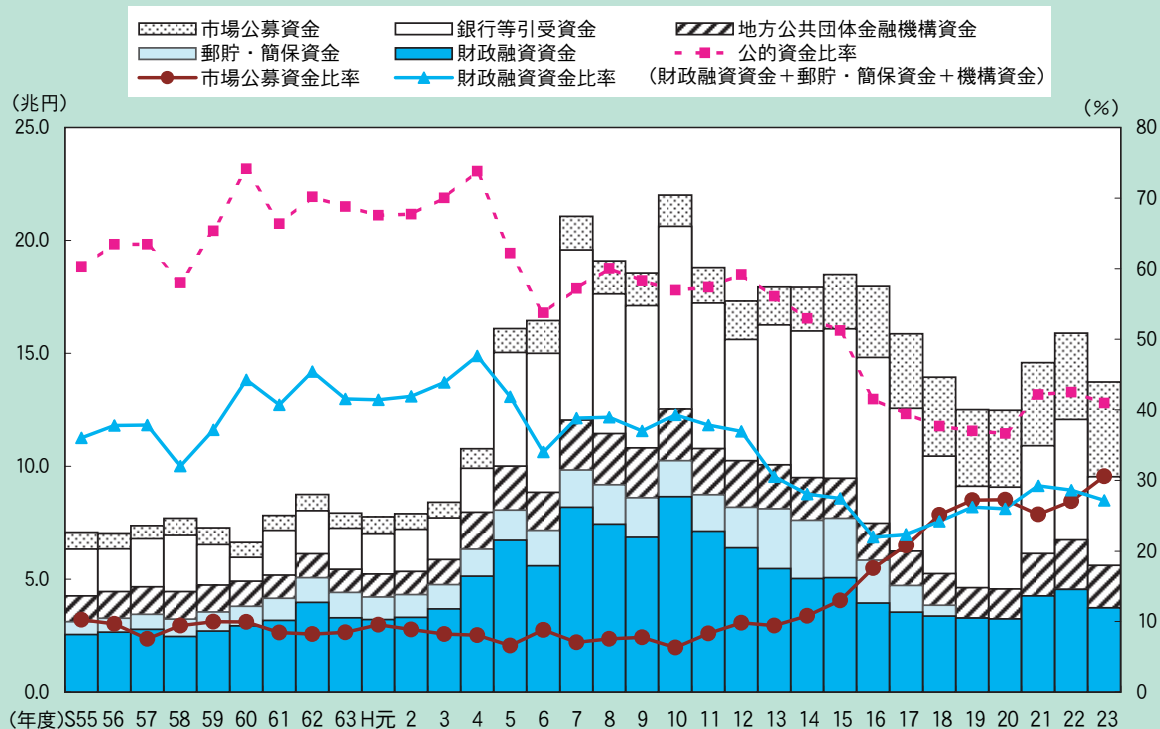
### (1) 平成23年度地方債計画と地方財政計画（歳入）の概要

(単位：億円)

地方債計画		地方財政計画（歳入）	
137,340 ▲21,636		825,054 3,786	
公的資金	56,240 ▲8,740	地方税	334,037 8,941
財政融資資金	37,310 ▲6,080	地方譲与税	21,749 2,578
地方公共団体金融機構資金	18,930 ▲2,660	地方特例交付金	3,877 45
民間等資金	81,100 ▲12,896	地方交付税	173,734 4,799
市場公募	42,000 ▲1,000	国庫支出金	121,745 6,082
銀行等引受	39,100 ▲11,896	<b>地方債</b>	<b>114,772 ▲20,167</b>
うち 臨時財政対策債	61,593 ▲15,476	使用料及び手数料	14,279 1,153
公営企業会計等分	22,568 ▲1,469	雑収入	40,861 355
普通会計分	114,772 ▲20,167		
公営企業会計等	22,568 ▲1,469		

(注) 下段の計数は前年度当初計画との差額を計上しています。

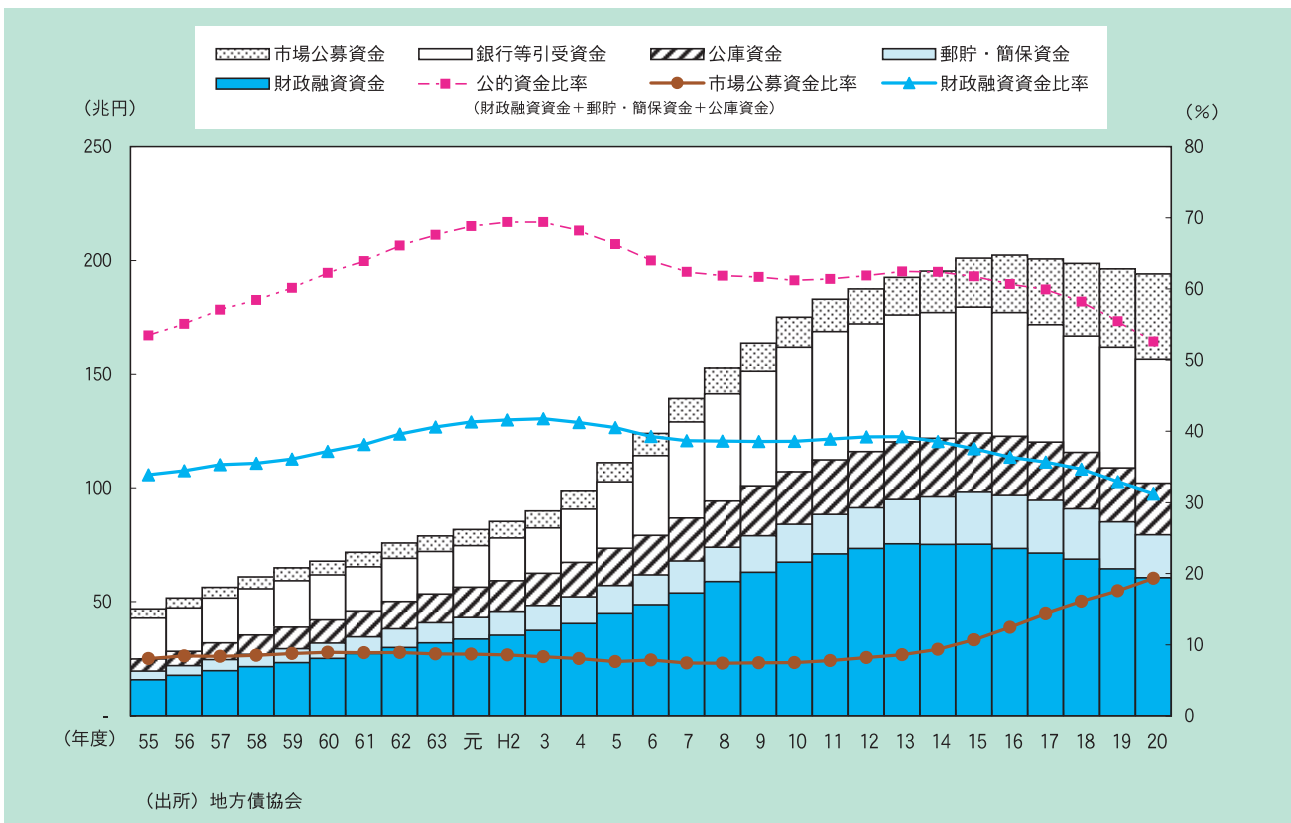
### (2) 地方債計画の資金区分別推移（改定後）



(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和54年度～平成20年度上期は公営企業金融庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。

(注2) 平成15年度及び平成18～20年度、平成23年度においては、地方債計画を改定していません。

(3) 地方公共団体向け財政融資残高と地方債残高の推移



(4) 市場公募地方債の発行条件の推移

	市場公募債						(参考)			(参考)		
	10年						国債			政府保証債		
	共同発行債			東京都債			(10年)			(10年)		
	表面利率 (%)	発行価格 (円)	応募者利回り (%)	表面利率 (%)	発行価格 (円)	応募者利回り (%)	表面利率 (%)	平均価格 (円)	平均利回り (%)	表面利率 (%)	発行価格 (円)	応募者利回り (%)
平成22年4月	1.44	99.95	1.445	1.40	99.98	1.402	1.4	100.02	1.397	1.4	99.75	1.428
5月	1.35	99.95	1.355	1.32	99.95	1.325	1.3	99.81	1.321	1.3	99.45	1.362
6月	1.29	99.99	1.291	1.26	99.97	1.263	1.3	100.15	1.283	1.3	100.00	1.300
7月	1.17	99.97	1.173	1.13	99.96	1.134	1.1	99.85	1.116	1.1	99.45	1.161
8月	1.04	99.93	1.047	1.08	99.94	1.086	1.1	100.35	1.060	1.0	99.30	1.077
9月	1.12	99.91	1.130	1.12	99.95	1.125	1.0	99.55	1.049	1.0	99.30	1.077
10月	0.90	99.97	0.903	0.94	99.94	0.946	0.8	99.64	0.839	0.9	100.00	0.900
11月	1.03	99.94	1.036	1.08	99.92	1.089	1.0	100.28	0.968	0.9	99.30	0.976
12月	1.25	99.95	1.255	1.29	99.98	1.292	1.2	100.09	1.189	1.2	100.00	1.200
平成23年1月	1.24	100.00	1.240	1.24	100.00	1.240	1.2	99.87	1.214	1.2	99.60	1.244
2月	1.28	100.00	1.280	1.35	99.97	1.353	1.2	99.68	1.236	1.2	99.40	1.267
3月	1.29	99.94	1.296	1.38	99.92	1.389	1.3	99.91	1.310	1.3	99.80	1.322

(出所) 地方債協会

(5) 市場公募地方債の発行額の推移

(単位：億円)

	全国型市場公募地方債						合計	住民参加型 市場公募地方債
	10年債		2・3年債	5年債	7年債	超長期債 15・20・30年債		
	個別発行	共同発行						
平成10年度	17,540						17,540	
平成11年度	20,610						20,610	
平成12年度	19,340			3,350			22,690	
平成13年度	17,940			4,300			22,240	10
平成14年度	20,580			6,150			26,730	1,636
平成15年度	23,710	8,470		10,450		900	43,530	2,682
平成16年度	26,770	12,430		12,320		1,800	53,320	3,276
平成17年度	29,100	13,080		13,020		3,250	58,450	3,445
平成18年度	26,500	13,240		10,550	400	4,400	55,090	3,513
平成19年度	24,400	12,140		10,650	200	6,740	54,130	3,083
平成20年度	26,550	12,300	750	11,580		9,630	60,810	2,649
平成21年度	32,100	13,900	1,080	14,080		9,960	71,120	2,488
平成22年度	31,250	16,200	900	14,920	500	8,610	72,380	2,245

(注1) 平成20年度においては2年債は発行されていません。  
 (注2) 平成15、19、20、21年度においては15年債は発行されていません。  
 (出所) 地方債協会

(6) 平成22年度全国型市場公募債（個別債）発行額

(単位：億円)

団体	発行額計	10年債	2年債	3年債	5年債	7年債	15年債	20年債	30年債	団体	発行額計	10年債	2年債	3年債	5年債	7年債	15年債	20年債	30年債
北海道	2,550	1,550	-	-	1,000	-	-	-	-	広島県	900	600	-	-	200	-	-	100	-
青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	山口県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	徳島県	100	100	-	-	-	-	-	-	-
宮城県	400	-	-	-	400	-	-	-	-	香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	愛媛県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	高知県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
福島県	400	200	-	-	200	-	-	-	-	福岡県	2,200	700	-	100	500	-	400	300	200
茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	100	100	-	-	-	-	-	-	-	長崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
群馬県	400	200	-	-	100	-	-	100	-	熊本県	200	100	-	-	100	-	-	-	-
埼玉県	2,800	1,800	-	-	600	-	-	400	-	大分県	100	100	-	-	-	-	-	-	-
千葉県	3,400	2,000	-	-	800	-	-	600	-	宮崎県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東京都	9,000	6,700	-	400	600	500	-	500	300	鹿児島県	100	-	-	-	100	-	-	-	-
神奈川県	3,800	2,000	-	-	1,200	-	-	600	-	沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	400	400	-	-	-	-	-	-	-	札幌市	1,000	300	-	100	300	-	-	100	200
富山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	仙台市	150	-	-	-	150	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	さいたま市	100	100	-	-	-	-	-	-	-
福井県	200	200	-	-	-	-	-	-	-	千葉市	300	100	-	-	200	-	-	-	-
山梨県	200	200	-	-	-	-	-	-	-	川崎市	700	100	-	-	300	-	-	300	-
長野県	200	-	-	-	200	-	-	-	-	横浜市	1,950	1,200	-	-	300	-	-	350	100
岐阜県	100	100	-	-	-	-	-	-	-	相模原市	100	100	-	-	-	-	-	-	-
静岡県	2,300	1,300	-	-	600	-	-	200	200	新潟市	100	100	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	3,700	2,400	200	-	400	-	-	600	100	静岡市	100	100	-	-	-	-	-	-	-
三重県	100	100	-	-	-	-	-	-	-	浜松市	100	100	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	名古屋市	1,240	800	-	-	220	-	-	100	120
京都府	1,300	500	-	-	500	-	-	300	-	京都市	900	200	-	100	450	-	-	150	-
大阪府	6,900	3,200	-	-	3,200	-	-	500	-	大阪市	2,140	1,200	-	-	400	-	-	440	100
兵庫県	1,800	700	-	-	700	-	-	300	100	堺市	200	100	-	-	-	-	-	100	-
奈良県	100	-	-	-	100	-	-	-	-	神戸市	750	200	-	-	250	-	-	200	100
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	岡山市	100	100	-	-	-	-	-	-	-
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	広島市	500	300	-	-	200	-	-	-	-
島根県	200	200	-	-	-	-	-	-	-	北九州市	550	200	-	-	150	-	-	200	-
岡山県	200	200	-	-	-	-	-	-	-	福岡市	1,050	300	-	-	500	-	-	150	100
										合計	56,180	31,250	200	700	14,920	500	400	6,590	1,620

(注) この他、全国型市場公募地方債（共同発行債）16,200億円が発行されています。  
 (出所) 地方債協会

## 2 独立行政法人等の債務

### (1) 財投機関債の発行予定及び発行実績

(単位：億円)

機 関 名	金 額																		
	15年度		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度		
	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	予定	実績	
公営企業金融公庫	3,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,200	3,600	3,600	3,700	1,600	1,500	20年10月1日解散						
株式会社日本政策金融公庫	20年10月1日設立										-	-	2,000	1,860	5,000	4,950			
(国民生活金融公庫)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	1,900	1,900	1,700	600	600	20年10月1日解散						
(中小企業金融公庫)	2,000	2,000	2,400	2,400	2,400	2,100	2,400	1,500	1,900	1,100	600	550							
(農林漁業金融公庫)	220	220	230	230	230	230	230	230	230	100	100								
(国際協力銀行)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,600	2,600	2,600	1,000	2,000	2,000	700	700							
沖縄振興開発金融公庫	200	200	200	200	300	300	300	230	200	200	200	200	200	200	200	220	200		
独立行政法人国際協力機構	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		300	300	500	500	800	800			
独立行政法人住宅金融支援機構 (住宅金融公庫)	8,500	3,500	15,000	3,600	27,600	20,378	34,100	22,330	36,839	24,625	32,874	17,016	51,692	19,220	34,550	28,237			
うち 普通社債	-	-	-	-	-	-	700	540	3,395	2,055	3,608	2,374	5,041	2,260	7,510	4,592			
資産担保証券	8,500	3,500	15,000	3,600	27,600	20,378	33,400	21,790	33,444	22,570	29,266	14,642	46,651	16,960	27,040	23,645			
独立行政法人 都市再生機構	900	1,100	1,340		1,600	2,400	1,800	1,400	500	1,400 (431)	700	1,100 (488)	1,588	800	700	1,000 (100)	900		
(都市基盤整備公団)	900	1,100	1,340		1,600	2,400	1,800	1,400	500	1,400 (431)	700	1,100 (488)	1,588	800	700	1,000 (100)	900		
(地域振興整備公団(地方都市開発整備等事業助定))	100	227	1,340		1,600	2,400	1,800	1,400	500	1,400 (431)	700	1,100 (488)	1,588	800	700	1,000 (100)	900		
独立行政法人水資源機構 (水資源開発公団)	130	130	150	150	150	150	110	110	150	150	90	90	90	70	105 (20)	85			
独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	400	400	650		650	860	898	950	750	1,000	1,000	940	980	1,030 (10)	1,200	1,000 (30)	1,370		
(日本鉄道建設公団)	400	400	650		650	860	898	950	750	1,000	1,000	940	980	1,030 (10)	1,200	1,000 (30)	1,370		
(運輸施設整備事業団)	250	250	650		650	860	898	950	750	1,000	1,000	940	980	1,030 (10)	1,200	1,000 (30)	1,370		
独立行政法人福祉医療機構 (社会福祉・医療事業団)	400	400	600	600	1,190	1,190	1,215	900	1,125	670	1,030	640	740	440	920	1,150			
独立行政法人国立病院機構	16年4月1日設立		-	-	30	30	30	30	50	50	50	-	50	-	50	50			
日本私立学校振興・共済事業団	60	60	70	70	70	70	80	80	80	80	80	40	80	80	80	50			
独立行政法人国立大学財務・経営センター	16年4月1日設立		-	-	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50			
独立行政法人日本学生支援機構 (日本育英会)	560	610	760	760	1,100	1,100	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170	1,600	1,700			
独立行政法人森林総合研究所 (独立行政法人緑資源機構)	47	47	65	65	65	65	61	61	61	47	41	41	39	39	-	-			
(日本道路公団)	5,100	5,100	5,300	5,300	3,000	3,000	17年10月1日解散												
(首都高速道路公団)	500	400	700(100)	650	320(150)	470													
(阪神高速道路公団)	350	350	450	450	300	400													
(本州四国連絡橋公団)	-	220	100	420	231	231													
独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構(※)	17年10月1日設立				2,349	2,350	5,300	5,300	5,300	6,100	5,300	5,900	4,700(330)	5,778	6,700	4,600			
東日本高速道路株式会社(※)	17年10月1日設立				-	-	250	250	250	250	400	400	600	600	財投対象外	財投対象外			
首都高速道路株式会社(※)	17年10月1日設立				-	-	100	100	100	100	200	200	400	550	財投対象外	財投対象外			
中日本高速道路株式会社(※)	17年10月1日設立				-	-	250	250	500	500	1,000	1,000	1,500	1,500	財投対象外	財投対象外			
西日本高速道路株式会社(※)	17年10月1日設立				-	-	250	200	250	250	400	400	600	800	財投対象外	財投対象外			
阪神高速道路株式会社(※)	17年10月1日設立				-	-	50	50	100	100	150	150	250	250	財投対象外	財投対象外			
関西国際空港株式会社	-	31	-	300	13	-	85(7)	87	1,106(28)	800	55	109	426(38)	437	683(27)	-			
中部国際空港株式会社	-	-	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		89	-	26(53)	115	29	78			
株式会社日本政策投資銀行(日本政策投資銀行)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,000	2,400	2,350	2,900	2,900	3,200	3,255	2,400	1,584	3,000	3,500			
独立行政法人中小企業基盤整備機構(地域 振興整備公団(工業再配置等事業助定))	100	100	160	-	産投のみ		産投のみ		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外	財投対象外	財投対象外	財投対象外	
独立行政法人環境再生保全機構(環境事業団)	50	50	70	70	50	50	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外	財投対象外	財投対象外	財投対象外	
株式会社商工組合中央金庫(商工組合中央金庫)	3,319	3,319	3,804	3,804	4,135	4,135	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外	財投対象外	財投対象外	財投対象外	
成田国際空港株式会社(新東京国際空港公団)	413	200	797	500	563	300	財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外		財投対象外	財投対象外	財投対象外	財投対象外	
合 計	33,799	29,114	44,046 (100)	33,019	58,806 (150)	50,297	59,981 (7)	43,028	62,261 (459)	48,472	52,319 (488)	36,979	69,343 (430)	37,142 (21)	55,787 (177)	47,720			
うち 普通社債	25,299	25,614	29,046	29,419	31,206	29,919	26,581	21,238	28,817	25,902	23,053	22,337	22,692	20,182	28,747	24,075			
資産担保証券	8,500	3,500	15,000	3,600	27,600	20,378	33,400	21,790	33,444	22,570	29,266	14,642	46,651	16,960	27,040	23,645			

(注1) 機関名欄の( )書は、組織変更前の機関名です。

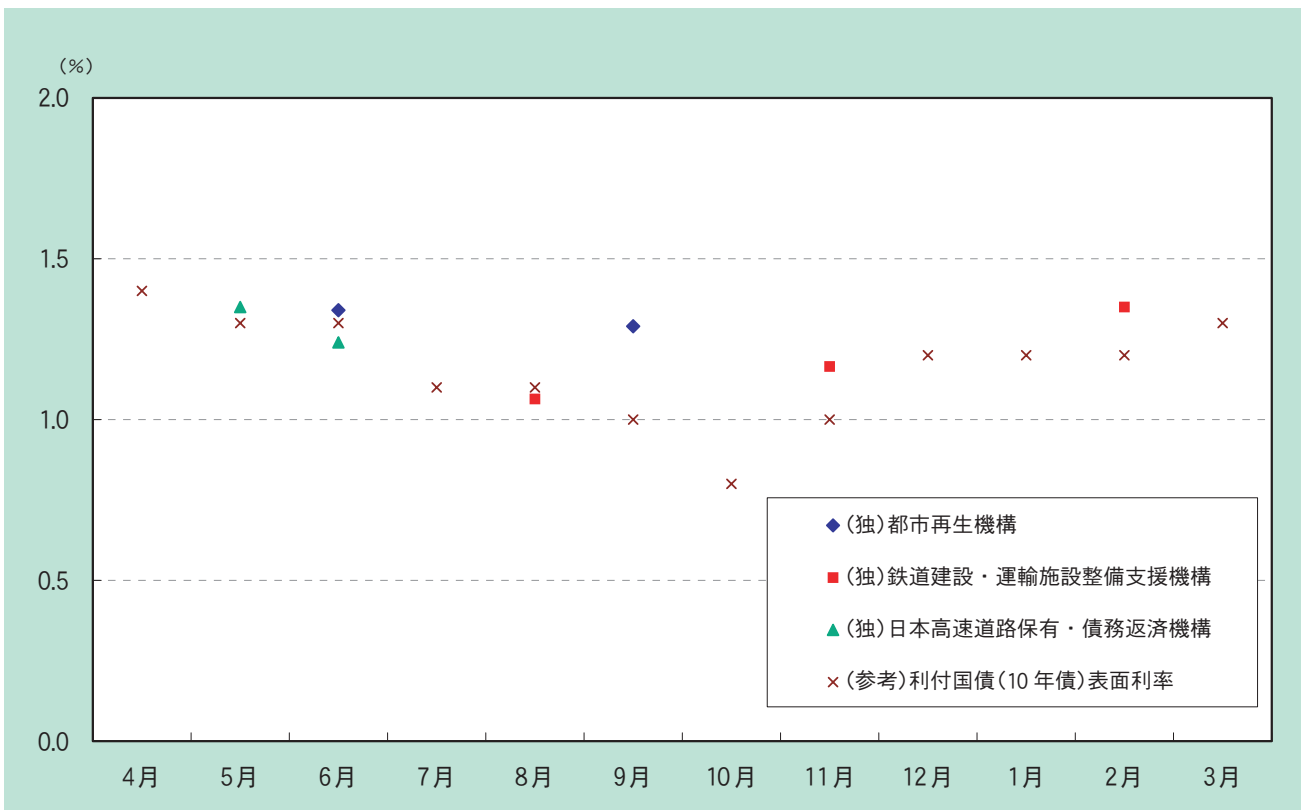
(注2) 金額は額面ベース(改定後)であり、金額欄の( )書は、前年度繰越分を外書です。

(注3) 独立行政法人都市再生機構の16年度の金額には、旧都市基盤整備公団分(300億円)を含みます。

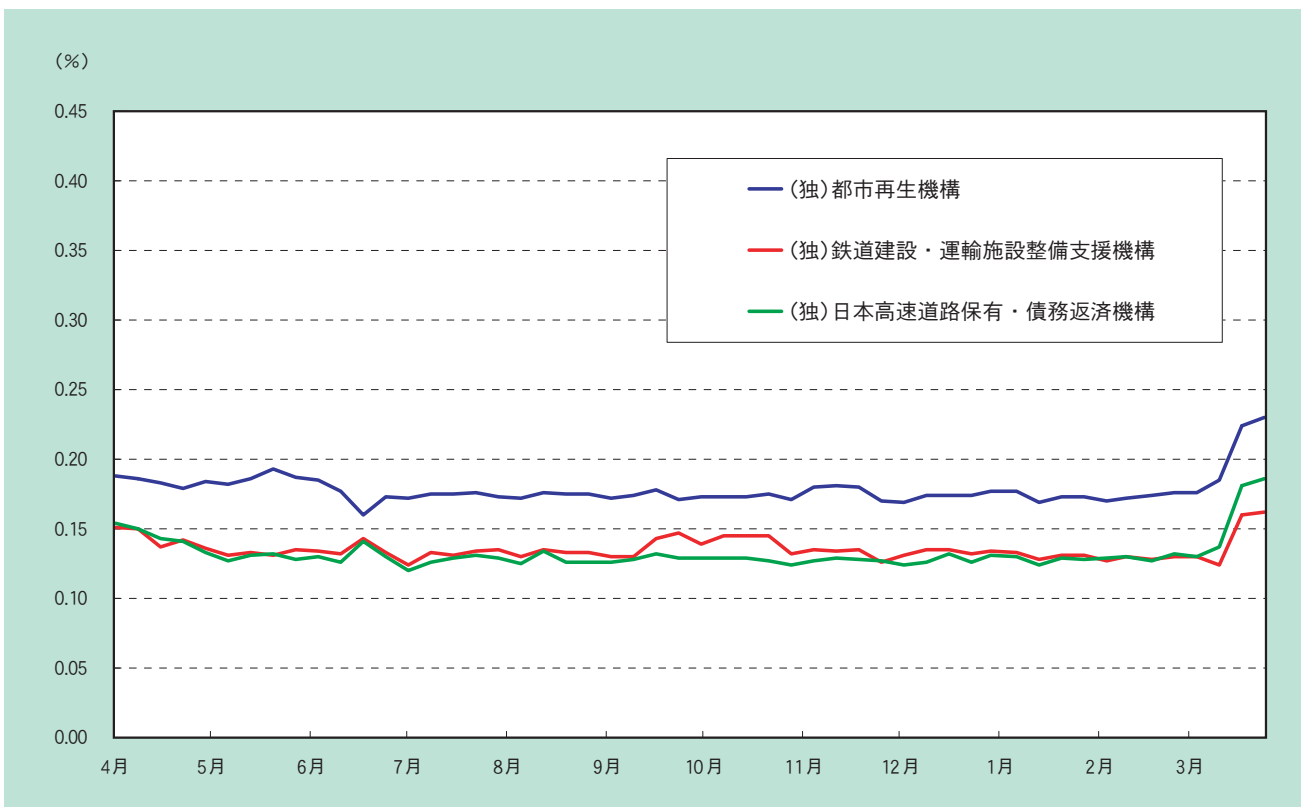
(注4) 株式会社日本政策投資銀行の20年度(2019年度)の金額には、20年10月1日をもって組織変更された日本政策投資銀行分の金額を含みます。

※日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団は、17年10月1日をもって解散し、同日新たに設立された独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にその業務を承継しました。

(2) 平成22年度における主な財投機関債（10年債）の表面利率



(3) 平成22年度における主な財投機関債（10年債）の対国債スプレッド





(4) 平成23年度財政投融资計画

(単位：億円)

区 分	財政融資	産業投資	政府保証	財政投融资 合 計	(参考) 自己資金等
〈特別会計〉					
エネルギー対策特別会計	331	—	—	331	14,011
食料安定供給特別会計	56	—	—	56	524
〈公庫等〉					
株式会社日本政策金融公庫	46,870	2,367	8,250	57,487	(4,950) 15,615
沖縄振興開発金融公庫	830	7	—	837	(200) 303
独立行政法人国際協力機構	4,380	—	—	4,380	(800) 5,120
〈独立行政法人等〉					
独立行政法人住宅金融支援機構	300	—	—	300	(28,237) 35,705
独立行政法人都市再生機構	3,990	—	—	3,990	(900) 10,204
独立行政法人水資源機構	103	—	—	103	(85) 1,609
地方公共団体金融機構	—	—	7,100	7,100	28,666
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	531	—	—	531	(1,370) 3,880
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8	121	—	129	189
独立行政法人福祉医療機構	2,460	—	—	2,460	(1,150) 2,304
独立行政法人国立病院機構	272	—	—	272	(50) 299
独立行政法人国立がん研究センター	32	—	—	32	1
独立行政法人国立国際医療研究センター	18	—	—	18	2
日本私立学校振興・共済事業団	307	—	—	307	(50) 463
独立行政法人国立大学財務・経営センター	548	—	—	548	(50) 32
独立行政法人日本学生支援機構	7,688	—	—	7,688	(1,700) 497
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	—	3	—	3	2
独立行政法人森林総合研究所	67	—	—	67	228
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	17,200	17,200	(4,600) 22,981
独立行政法人奄美群島振興開発基金	—	2	—	2	24
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	—	12	—	12	2
〈地方公共団体〉					
地方公共団体	37,310	—	—	37,310	100,030
〈特殊会社等〉					
財団法人民間都市開発推進機構	—	—	300	300	300
関西国際空港株式会社	—	—	490	490	390
中部国際空港株式会社	—	—	206	206	(78) 507
株式会社日本政策投資銀行	3,000	—	3,500	6,500	(3,500) 9,500
株式会社産業革新機構	—	400	—	400	3,855
合 計	109,101	2,912	37,046	149,059	(47,720)

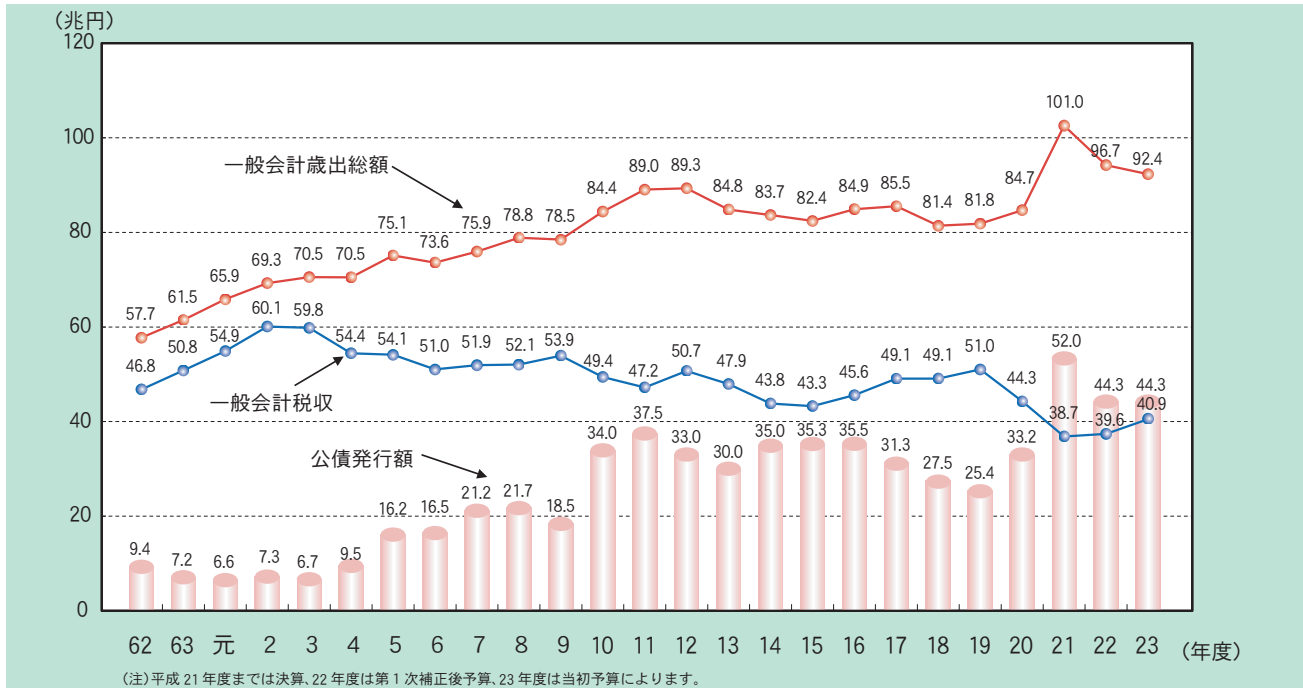
(注1) 計数は平成23年度当初計画額です。

(注2) 「(参考) 自己資金等」欄の( )書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいいます。)の発行により調達する金額を内書したものです。

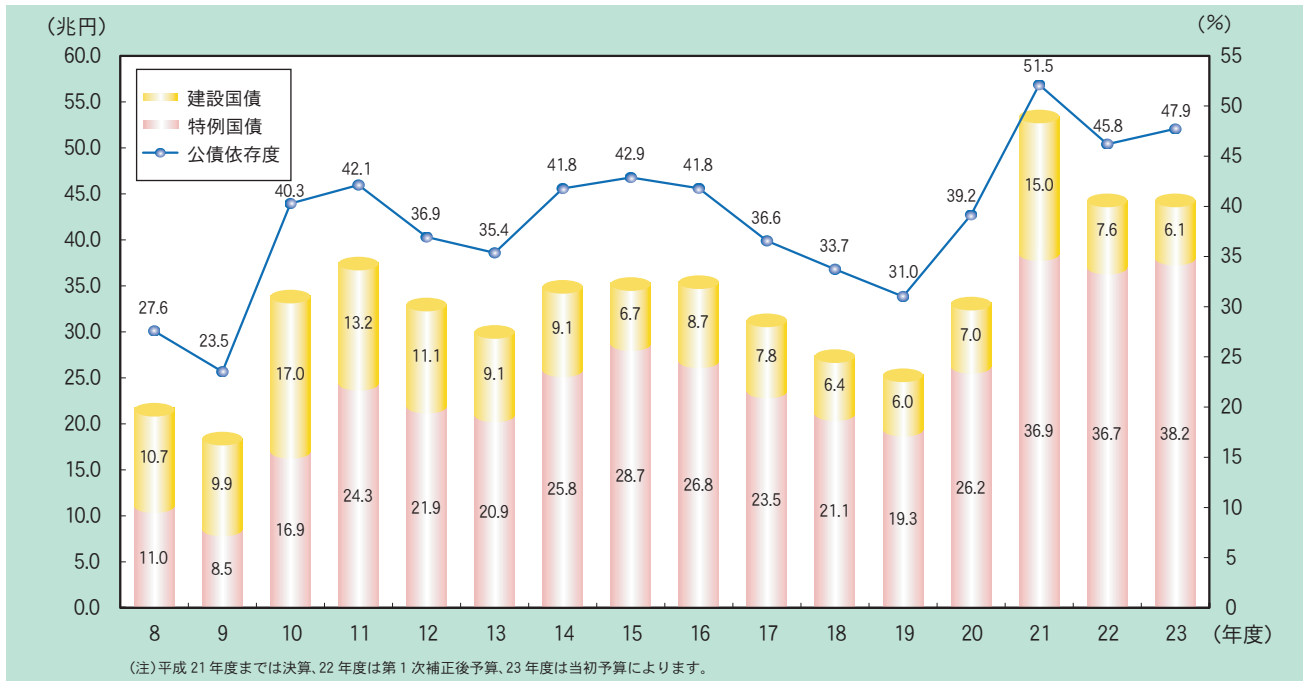
(注3) 財政融資は、全額財政融資資金です。

# 補 財政状況と債務

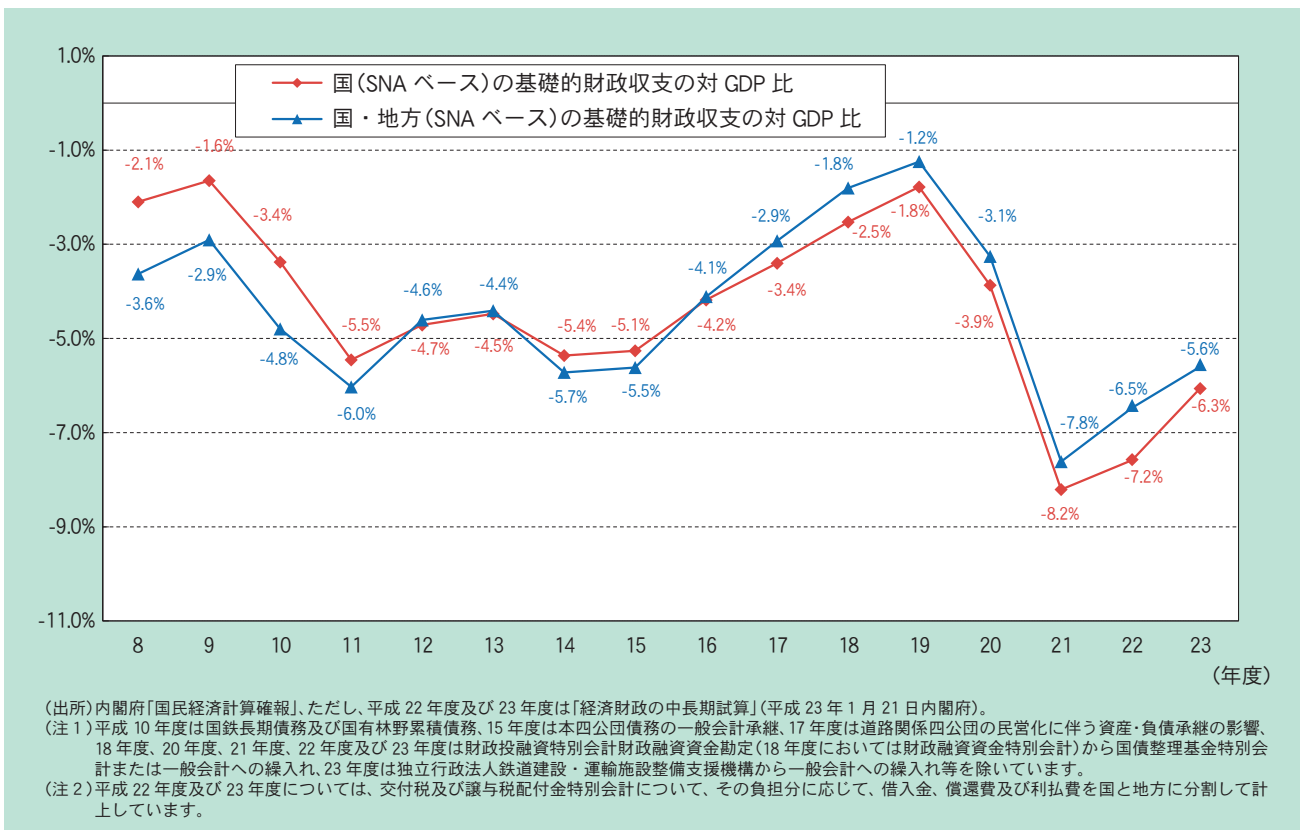
## (1) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額



## (2) 新規財源債の発行額と公債依存度の推移



### (3) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）の対GDP比の推移



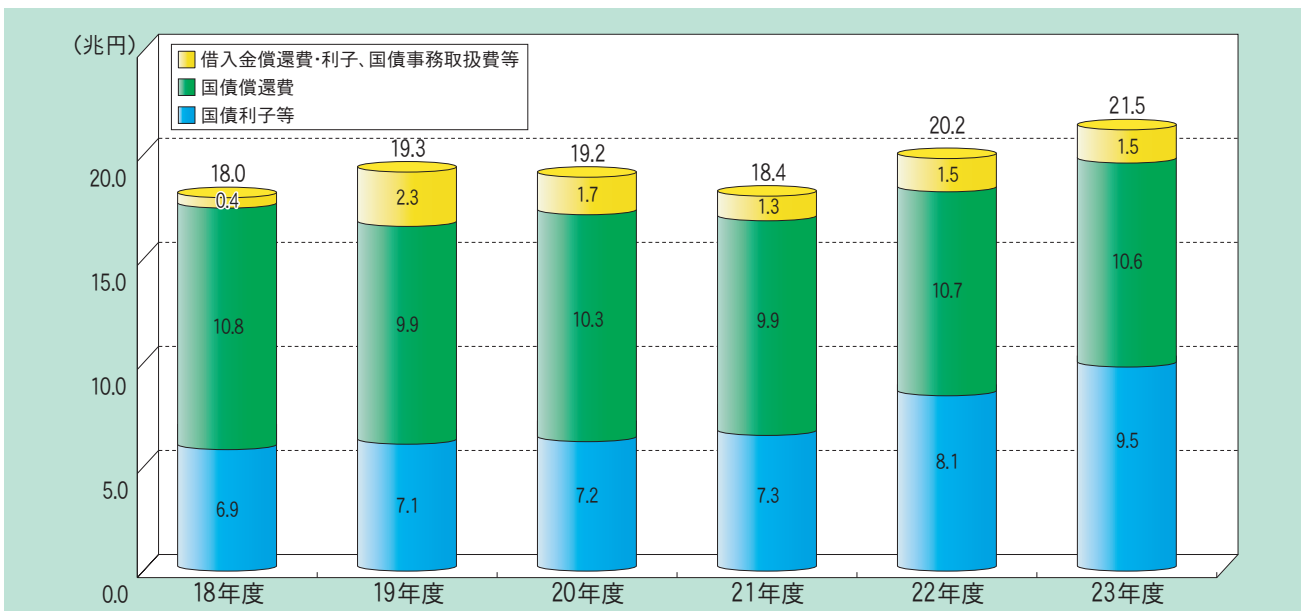
### (4) 一般会計国債費の内訳

(単位：億円)

区 分	平成22年度当初予算額	平成23年度当初予算額	比較増(▲)減額
債務償還費	108,404	115,903	7,499
公債等償還	98,351	105,858	7,507
定率・差減額繰入	88,836	95,726	6,891
社会資本整備事業特別会計受入金等相当額分	906	896	▲10
減税特例公債償還分	2,568	2,568	—
予算繰入	6,042	6,667	626
借入金償還	10,053	10,046	▲7
定率繰入	2,812	2,657	▲155
予算繰入	7,241	7,388	147
利子及割引料	97,567	99,238	1,672
公債利子等	92,020	94,755	2,735
借入金利子	3,447	2,984	▲463
財務省証券利子	2,100	1,500	▲600
国債事務取扱費	520	349	▲171
合 計	206,491	215,491	9,000

(注) 各計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(5) 一般会計国債費の推移



(参考) 平均利率	1.43 %	1.41 %	1.40 %	1.36 %
--------------	--------	--------	--------	--------

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。  
 (注2) 21年度までは決算額、22年度は補正後予算額、23年度は当初予算額。  
 (注3) 平均利率は、利付国債の表面利率の加重平均。

(6) 平成23年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

[試算1] (名目経済成長率1%台半ばを前提)

(単位:兆円)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳出	国債費	20.6	21.5	22.9	25.1	27.1
	基礎的財政収支対象経費	70.9	70.9	72.0	72.8	73.8
	社会保障関係費	27.3	28.7	29.4	30.5	31.5
	地方交付税等	17.5	16.8	16.9	16.5	16.5
	その他	26.2	25.4	25.7	25.8	25.8
	決算調整資金繰戻	0.7	-	-	-	-
計		92.3	92.4	94.9	97.9	100.9
税収等	税収	37.4	40.9	41.5	42.3	43.1
	その他収入	10.6	7.2	3.9	3.8	3.5
	計	48.0	48.1	45.4	46.1	46.7
差額		44.3	44.3	49.5	51.8	54.2
前提	名目経済成長率	-	1.0%	1.1%	1.3%	1.5%
	消費者物価上昇率	-	0.0%	0.5%	0.7%	0.9%

(参考)

「財政運営戦略」では、23年度から25年度において、「基礎的財政収支対象経費」について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の当該経費の規模を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めること等が定められています。24年度及び25年度の「基礎的財政収支対象経費」を23年度予算と同額(70.9兆円)とした場合の「差額」は下記のとおりです。

	24年度	25年度	(単位:兆円)
	48.4	49.8	

- (注1)22年度は当初予算額。
- (注2)「基礎的財政収支対象経費」は、国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算調整資金繰戻を除いたもの。
- (注3)「差額」は、「歳出」の計から「税収」及び「その他収入」の計を単純に差し引いた額であり、「差額」が新規国債発行額となることを意味するものではありません。なお、「財政運営戦略」では、23年度の新規国債発行額について、22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう全力をあげるとともに、それ以降についても、財政健全化目標の達成へ向けて着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげることが定められています。
- (注4)「社会保障関係費」は、22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減等による地方財政の増収分に係る国・地方の負担調整を地方への国庫支出金において行った額です。また、各年度において法律上の期限が切れる措置は当該期限後は原則として減額して負担調整を行う前の額は下記のとおりです。  

	24年度	25年度	26年度
	29.9兆円	31.1兆円	32.1兆円
- (注5)基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げは、法律上、税制抜本改革により所要の安定的な財源を確保して行うこととされています。具体的には、今後、社会保障改革と税制改革について一体的な検討を進めるとされていることから、試算上は24年度以降の引上げ所要額は「税収」に加算せず、「差額」に含めています(24年度2.6兆円、25年度2.7兆円、26年度2.9兆円)。
- (注6)本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものです。

[試算2] (名目経済成長率3%程度を前提)

(単位:兆円)

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
歳出	国債費	20.6	21.5	23.0	25.5	28.2
	基礎的財政収支対象経費	70.9	70.9	72.0	72.8	73.6
	社会保障関係費	27.3	28.7	29.4	30.5	31.5
	地方交付税等	17.5	16.8	16.9	16.4	16.2
	その他	26.2	25.4	25.7	25.9	25.9
	決算調整資金繰戻	0.7	-	-	-	-
計		92.3	92.4	94.9	98.3	101.9
税収等	税収	37.4	40.9	42.0	43.5	45.0
	その他収入	10.6	7.2	3.9	3.8	3.5
	計	48.0	48.1	45.9	47.3	48.6
差額		44.3	44.3	49.0	51.0	53.3
前提	名目経済成長率	-	1.0%	2.3%	2.6%	3.0%
	消費者物価上昇率	-	0.0%	0.8%	1.1%	1.5%

(参考)

「財政運営戦略」では、23年度から25年度において、「基礎的財政収支対象経費」について、恒久的な歳出削減を行うことにより、少なくとも前年度当初予算の当該経費の規模を実質的に上回らないこととし、できる限り抑制に努めること等が定められています。24年度及び25年度の「基礎的財政収支対象経費」を23年度予算と同額(70.9兆円)とした場合の「差額」は下記のとおりです。

	24年度	25年度	(単位:兆円)
	47.9	49.1	

- (注1)22年度は当初予算額。
- (注2)「基礎的財政収支対象経費」は、国の一般会計歳出のうち、国債費及び決算調整資金繰戻を除いたもの。
- (注3)「差額」は、「歳出」の計から「税収」及び「その他収入」の計を単純に差し引いた額であり、「差額」が新規国債発行額となることを意味するものではありません。なお、「財政運営戦略」では、23年度の新規国債発行額について、22年度予算の水準(約44兆円)を上回らないものとするよう全力をあげるとともに、それ以降についても、財政健全化目標の達成へ向けて着実に縮減させることを目指し、抑制に全力をあげることが定められています。
- (注4)「社会保障関係費」は、22年度税制改正による所得税・住民税の年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の縮減等による地方財政の増収分に係る国・地方の負担調整を地方への国庫支出金において行った額です。また、各年度において法律上の期限が切れる措置は当該期限後は原則として減額して負担調整を行う前の額は下記のとおりです。  

	24年度	25年度	26年度
	29.9兆円	31.1兆円	32.1兆円
- (注5)基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げは、法律上、税制抜本改革により所要の安定的な財源を確保して行うこととされています。具体的には、今後、社会保障改革と税制改革について一体的な検討を進めるとされていることから、試算上は24年度以降の引上げ所要額は「税収」に加算せず、「差額」に含めています(24年度2.6兆円、25年度2.7兆円、26年度2.9兆円)。
- (注6)本試算は将来の予算編成を拘束するものではなく、計数は試算の前提等に応じ変化するものです。

(7) 国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算

国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算(1)(抜粋) (億円) 国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算(2)(抜粋) (億円)

年度 (平成)	年度末公債残高	利払費	要償還額	借換債収入	年度 (平成)	年度末公債残高	利払費	要償還額	借換債収入
23	6,676,300	100,800	1,240,000	1,113,000	23	6,676,300	100,800	1,240,000	1,113,000
24	7,080,600	107,500	1,261,800	1,118,600	24	7,076,500	108,400	1,261,800	1,118,600
25	7,506,400	122,800	1,246,800	1,129,200	25	7,496,400	127,400	1,247,200	1,129,200
26	7,948,200	136,700	1,301,000	1,173,800	26	7,929,900	147,600	1,302,000	1,172,600
27	8,287,900	150,900	1,326,000	1,196,800	27	8,269,700	169,500	1,326,500	1,194,800
28	8,624,900	161,700	1,390,500	1,256,700	28	8,606,900	186,700	1,390,300	1,254,100
29	8,943,600	171,800	1,445,300	1,291,400	29	8,925,800	202,400	1,445,900	1,289,500
30	9,270,000	182,400	1,478,500	1,331,600	30	9,252,500	217,800	1,478,100	1,328,900
31	9,602,300	193,500	1,481,600	1,338,500	31	9,585,000	232,700	1,480,800	1,335,300
32	9,930,900	204,300	1,513,900	1,365,100	32	9,913,700	246,600	1,515,200	1,363,800

(注1)「平成23年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」の[試算1]を前提としています。「差額」は全て公債金で賄われると仮定して推計しています。平成27年度以降、新規公債発行額は23年度の「差額」と同額と仮置きし、金利は26年度と同水準と仮置きしています。  
 (注2)計算の対象は、定率繰入及び発行差減額繰入対象公債等としています。  
 (注3)「利払費」には、公債利子等のほか、国債事務取扱費を含みます。  
 (注4)「要償還額」には、基金残高を財源とした買入消却(23年度及び24年度)による償却額を含みます。  
 (注5)「借換債収入」には、特別会計に関する法律の規定により前年度に発行することが認められる借換債の収入金を含みます。  
 (注6)計算の前提の変化により、上記の各計数は異動するものです。

(注1)「平成23年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」の[試算2]を前提としています。「差額」は全て公債金で賄われると仮定して推計しています。平成27年度以降、新規公債発行額は23年度の「差額」と同額と仮置きし、金利は26年度と同水準と仮置きしています。  
 (注2)計算の対象は、定率繰入及び発行差減額繰入対象公債等としています。  
 (注3)「利払費」には、公債利子等のほか、国債事務取扱費を含みます。  
 (注4)「要償還額」には、基金残高を財源とした買入消却(23年度及び24年度)による償却額を含みます。  
 (注5)「借換債収入」には、特別会計に関する法律の規定により前年度に発行することが認められる借換債の収入金を含みます。  
 (注6)計算の前提の変化により、上記の各計数は異動するものです。





# 索引

## あ

- ・赤字国債 ⇒ 特例国債
- ・一般会計 .....139,140,141
- ・イールドカーブ .....19,94
- ・エネルギー対策特別会計 .....76,127

## か

- ・買入消却 .....15,61,104
- ・海外IR .....30
- ・海外投資家 .....29
- ・価格競争入札 .....40
- ・株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債 .....37,100
- ・借入金 .....75,123,124
- ・借換債 .....35,59,91,116
- ・カレンダーベース市中発行額 .....9,11,89
- ・金利スワップ取引 ⇒ スワップ取引
- ・国及び地方の長期債務残高 .....86
- ・国の債務管理の在り方に関する懇談会 .....62,108
- ・繰上償還 .....61,63
- ・クレジット・デフォルト・スワップ .....21
- ・決済制度 .....48
- ・減債制度 .....56
- ・建設国債 .....34,88,116,139
- ・公債依存度 .....139
- ・公的債務 .....3,5,86
- ・公的年金 .....80
- ・後年度影響試算 .....142
- ・交付国債 .....36,100
- ・交付税及び譲渡税配布金特別会計 .....76,124,125,126
- ・国債及び借入金並びに政府保証債務現在高 .....86
- ・国債管理政策 .....4
- ・国債管理政策の基本目標 .....4,13
- ・国債管理政策の現状と課題－論点整理－ ⇒ 論点整理
- ・国債先物取引 ⇒ 債券先物取引
- ・国債残高 ⇒ 政府債務残高
- ・国債市場特別参加者会合 .....39,62,109
- ・国債市場特別参加者制度 .....39
- ・国債整理基金 ⇒ 国債整理基金特別会計
- ・国債整理基金特別会計 .....56,63,115
- ・国債投資家懇談会 .....62,110
- ・国債トップリテラー会議 .....62,111
- ・国債ニ関スル法律 .....117
- ・国債発行計画 .....8
- ・国債費 .....88

・ 国債募集引受団 ⇒ シンジケート団	
・ 国有林野事業特別会計	76,127
・ 個人投資家	27
・ 個人向け国債	27,28,41,42
・ コスト・アット・リスク分析	16
・ 国庫短期証券	65,66,71,73,121
・ 固定利付債	38
・ コンベンショナル方式	40

## さ

・ 債券現先取引	53,72,98
・ 債券先物取引	51,98
・ 債券貸借取引	53,98
・ 財政法	116
・ 財政投融资特別会計国債 ⇒ 財投債	
・ 財投機関債	84,136
・ 財投債	36,100
・ 債務管理政策	3
・ 債務残高 ⇒ 政府債務残高	
・ 事業仕分け	63
・ 市場公募地方債	82,133
・ 市場との対話	62
・ シ団 ⇒ シンジケート団	
・ 出資・抛出国債	37,100
・ 純債務残高	86
・ 所有者別内訳	25,107
・ 新型窓口販売	41,42
・ 新規財源債	34,88
・ シンジケート団	40,82
・ 出納整理期間	35
・ ストリップス債	54,71,99
・ スワップ取引	60,71
・ 税制	65
・ 政府債務残高	86
・ 政府短期証券	5,73,118,119,120,121,122
・ 政府保証債務	77,128,129,130,131
・ 戦後の国債管理政策の推移	106

## た

・ 第Ⅰ非価格競争入札	41
・ 第Ⅱ非価格競争入札	41
・ ダッチ方式	40
・ 短期国債	38,74,121,122
・ 短期債 ⇒ 短期国債	
・ 地方債	80,132,133
・ 中期国債	38,92

・中期債 ⇒ 中期国債	
・長期金利	18,95
・長期国債	38,92
・長期債 ⇒ 長期国債	
・超長期国債	26,38,92
・超長期債 ⇒ 超長期国債	
・投資家別売買動向	97
・特別会計に関する法律	116,117
・独立行政法人等	84,136
・特例国債	35,88,116,139

## な

・日銀ネット	44、48
・日銀乗換	43
・日本高速道路保有・債務返済機構債券承継国債	37

## は

・発行計画 ⇒ 国債発行計画	
・発行日前取引 ⇒ WI取引	
・非競争入札	41
・非居住者等非課税制度	68
・フェイル	49
・普通国債	34
・物価連動債	38,105
・プライマリー・ディーラー ⇒ 国債市場特別参加者	
・ブレイク・イーブン・インフレ率	105
・分離元本振替国債 ⇒ ストリップス債	
・ペーパーレス化	47
・平均残存期間	102
・平均償還年限	12
・変動利付債	38,105
・法制度	116

## ま

・前倒発行	35,91
-------	-------

## ら

・リオープン	40
・利払費	16,102
・利回り曲線 ⇒ イールドカーブ	
・流動性供給入札	14,60,103
・レポ取引	53
・論点整理	14,15,29,49,60,112

## わ

- ・割引国債 .....38
- ・割引短期国債⇒ 短期国債

## 英数

- ・BEI ⇒ ブレーク・イーブン・インフレ率
- ・CaR分析 ⇒ コスト・アット・リスク分析
- ・CDS ⇒ クレジット・デフォルト・スワップ
- ・FB (Financing Bills) ⇒ 政府短期証券
- ・PD ⇒ 国債市場特別参加者
- ・TB (Treasury Bills) ⇒ 短期国債
- ・T-Bill (Treasury Discount Bills) ⇒ 国庫短期証券
- ・WI取引 .....51
- ・60年償還ルール .....59

# 債務管理

国の債務管理と公的債務の現状

## レポート 2011

Financial Bureau, Ministry of Finance

財務省理財局

Web:[www.mof.go.jp](http://www.mof.go.jp)

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示：紙へリサイクル可  
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。